富良野市地域防災計画

マニュアル編

１．避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

２．避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

３．富良野市避難所運営マニュアル

４．富良野市業務継続計画

５．富良野市非常通信マニュアル

６．富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画

７．十勝岳火山避難計画

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
（洪水編）

令和３年６月

富　良　野　市

〈　目　　次　〉

１　避難情報の発令対象とする洪水等……２

２　避難情報の発令対象区域……２

３　避難情報の発令を判断するための情報……４

４　河川の水位と発表される洪水予報等……５

５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動……７

６　避難情報の発令基準……８

７　避難情報の解除基準……11

８　協力・助言を求めることのできる機関……11

９　避難情報の伝達方法……12

10　避難情報の伝達文……13

別添　「主要水位・雨量観測所一覧」
巻末資料
　Ⅰ洪水浸水等予測図（防災マップ）
　Ⅱ水位観測所・危機管理型水位計設置場所図

1　避難情報の発令対象とする洪水等

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

＊具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある

② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

＊住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

③ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件＞

- 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2　避難情報の発令対象区域

≪洪水予報河川・水位周知河川≫

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。ただし、当該河川の予報区域等の洪水浸水想定区域に対して避難情報を一律に発令する必要はなく、河川が氾濫するおそれが高まっている受け持ち区域において、氾濫が発生した際の洪水浸水想定区域に対して避難情報を発令するものである。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市町村は、洪水規模別（計画規模、想定最大規模）、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ河川事務所等から入手し把握しておくことが必要である。

また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル４避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

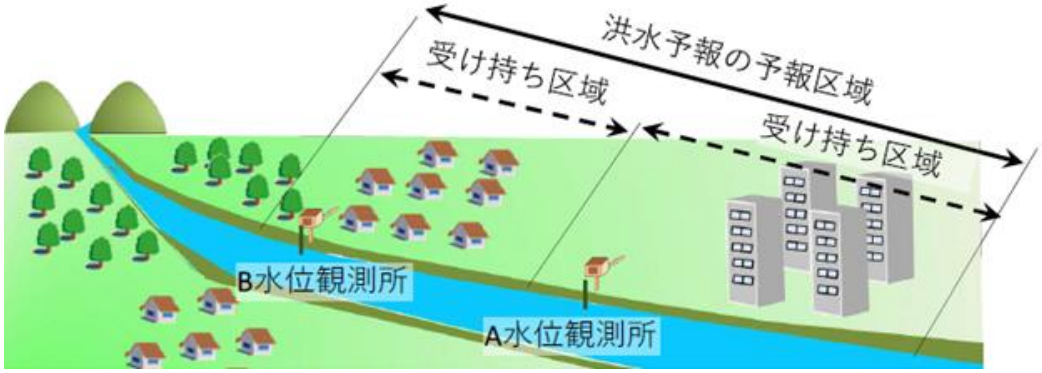

（水位観測所と受け持ち区域のイメージ）

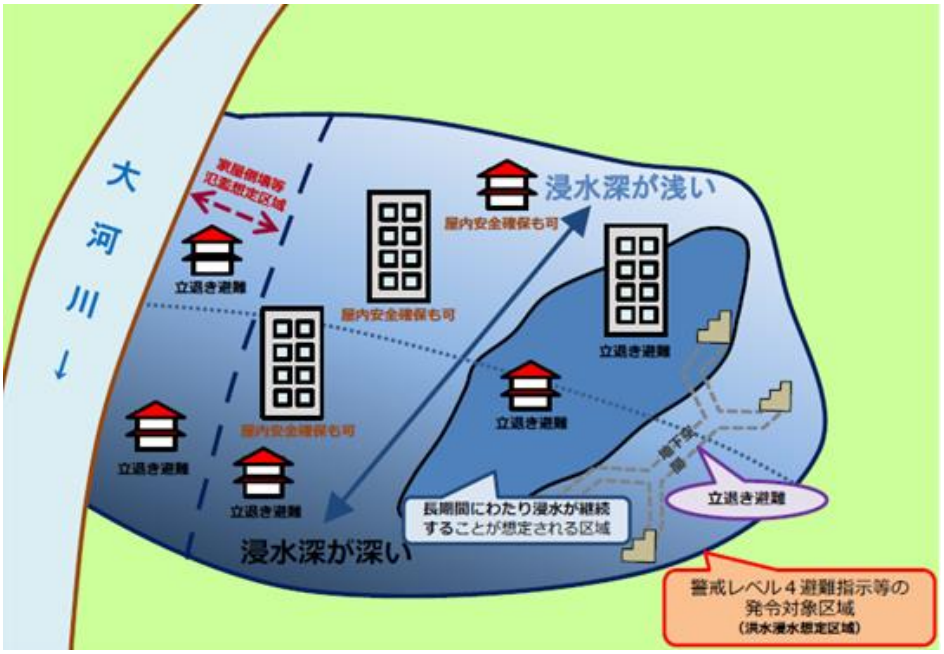

（受け持ち区域内の１つの氾濫ブロックにおける発令対象区域のイメージ）

≪水位周知下水道≫

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている雨水出水（内水）浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

≪その他河川等≫

その他河川等の氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。地形や過去の浸水実績等により災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

なお、設定にあたっては、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第２版）（平成３０年１２月）を活用することも考えられる。

その他河川のうちダム下流域では、これらに加え、今後順次作成が進められる浸水想定図を参考に区域を設定することも考えられる。

また、防災重点農業用ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定することが考えられる。

3　避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル２。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ https://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれのある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル２。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫
指定河川洪水予報	国土交通省 北海道 気象庁	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について、「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもの。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html(ID･パスワード必要) 《緊急速報メール》 （国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
水位到達情報（河川）	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度が発表される。	≪川の防災情報≫ ≪市町村向け川の防災情報≫
国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国土交通省	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	国管理河川の洪水の危険度分布（洪水リスクライン）(一般向け、市町村向け) https://frl.river.go.jp/
水位到達情報（下水道）	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	≪北海道防災情報システム≫
流域雨量指数の６時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル３高齢者等避難の発令の判断に活用できる。	≪気象庁ホームページ≫
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km 四方の領域（ﾒｯｼｭ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを５段階に判定した結果を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水害発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生の危険度の高まりを５段階に判定した結果を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
今後の雨（解析雨量･降水短時間予報）	気象庁	現時刻までの前１時間雨量の分布および 15 時間先までの１時間ごとの予測雨量分布を表示したもの。	≪気象庁ホームページ≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台、測候所から適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫

４　河川の水位と発表される洪水予報等

【洪水予報河川の場合】

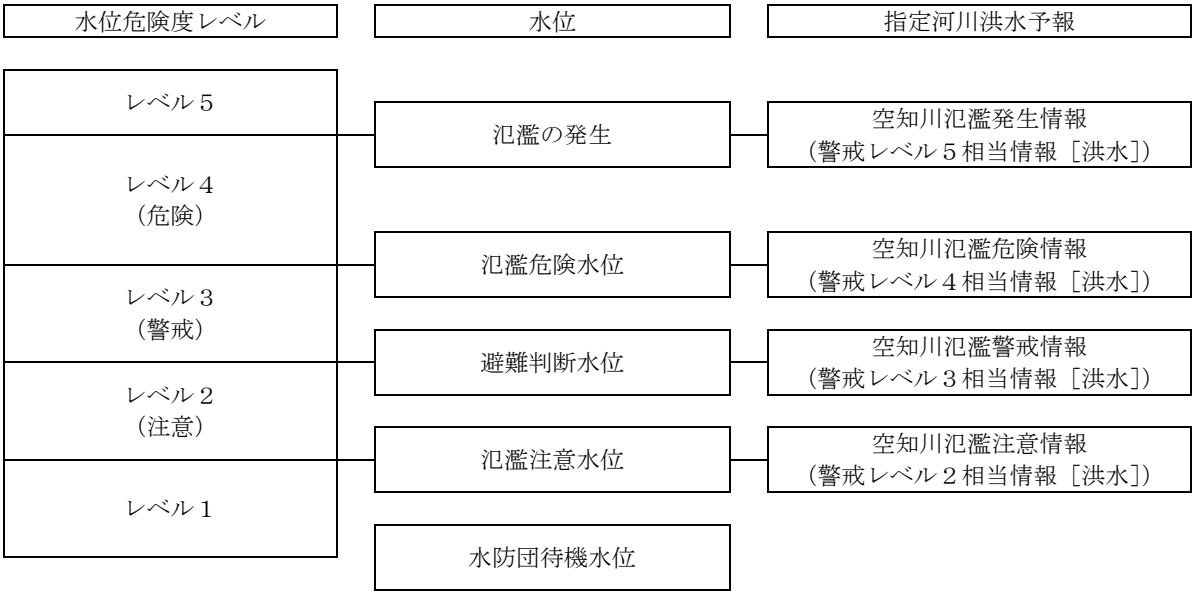

※　同じ河川で複数の水位観測所がある場合、洪水予報文では、観測所毎の危険度の状況を主文に記載しているため、どこの観測所が当該市町村・区域に対応するか確認する必要がある。

○情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位　　水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による
【レベル２水位】　　災害の発生を警戒すべき水位

②避難判断水位　　警戒レベル３高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等へ
【レベル３水位】　　の注意喚起となる水位

③氾濫危険水位　　警戒レベル４避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸
【レベル４水位】　　水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■洪水予報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）
- 氾濫が発生又は継続しているとき

②氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］）
- 氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき

③氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］）
- 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
- 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
- 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）

④氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報［洪水］）
- 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
- 避難判断水位に到達したが、水位の上昇がみこまれないとき

【水位周知河川の場合】

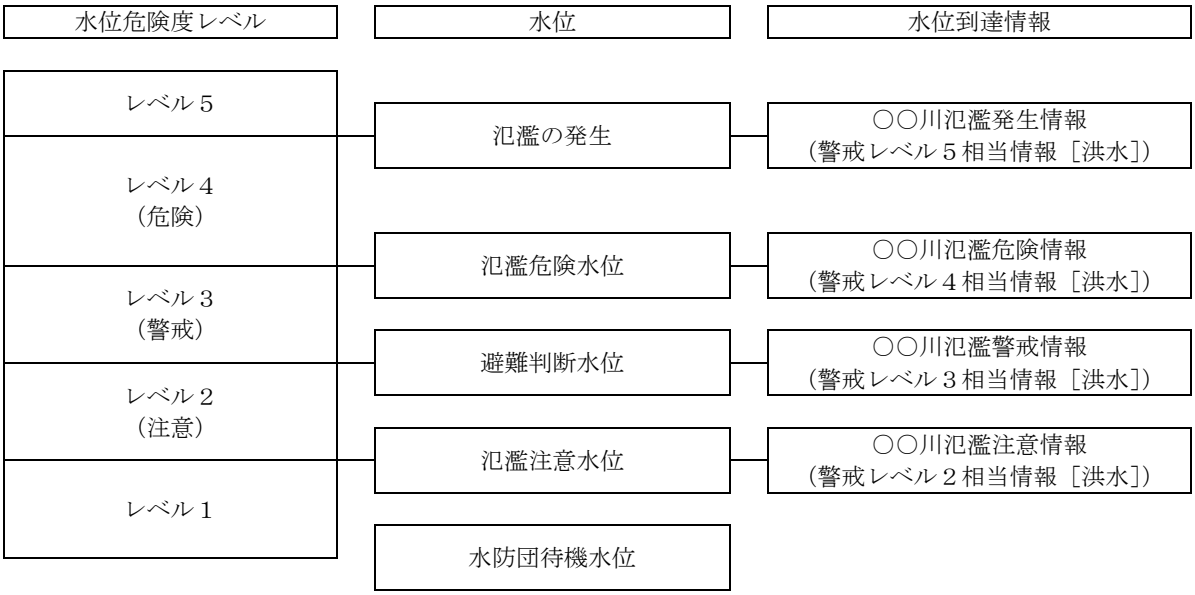

※　それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル２水位）、避難判断水位（レベル３水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

①氾濫注意水位	水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による
【レベル２水位】	災害の発生を警戒すべき水位
②避難判断水位	警戒レベル３高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等
【レベル３水位】	への注意喚起となる水位
③氾濫危険水位	警戒レベル４避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸
【レベル４水位】	水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

■水位到達情報の発表

①氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）

- 氾濫が発生したとき

②氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］）

- 氾濫危険水位に到達した時

③氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］）

- 避難判断水位に到達した時

④氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報［洪水］）

- 氾濫注意水位に到達したとき

５　避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6　避難情報の発令基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難情報の発令基準)

(１) 空知川≪洪水予報河川≫

区　分	基　　準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (浸水想定区域図を基本とする)
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1　指定河川洪水予報により、空知川の布部水位観測所①の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 185.50ｍ又は空知川の布部水位観測所②の水位が避難判断水位である 184.40ｍに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2　指定河川洪水予報により、空知川の布部水位観測所①の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 185.90ｍ又は空知川の布部水位観測所②の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 184.80ｍに到達する予測が発表さている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤)」になった場合 4　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、東町、桂木町、新富町、弥生町、若松町、本町、朝日町、日の出町、幸町、末広町、栄町、若葉町、緑町、扇町、南町、西町、北大沼、南大沼、西鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山、布部市街地、布部、上五区、中五区、下五区、学田三区、山部東町、山部南町、山部北町、山部西町、山部北星、山部桜丘、山部共進、山部南陽
【警戒レベル４】 避難指示	1　指定河川洪水予報により、空知川の布部水位観測所①の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 185.90ｍ又は空知川の布部水位観測所②の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 184.80ｍに到達したと発表された場合 2　空知川の布部水位観測所①又は②の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 185.90ｍに到達していないものの、空知川の布部水位観測所①又は②の水位が氾濫開始相当水位である 190.19ｍに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫)」になった場合 4　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5　金山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例１～５に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※６については、対象とする地域条件を勘案し、基準とするか判断すること	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1　空知川の布部水位観測所①又は②の水位が、氾濫開始相当水位である 187.65ｍ(186.54ｍ）に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒)」になった場合 3　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）	

（２）富良野川≪水位周知河川≫

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　富良野川の富良野水位観測所（シャトーふらの橋下流）の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 165.44mに到達した場合 ２　富良野川の富良野水位観測所の水位が一定の水位（165.14m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の上富良野水位観測所及び中富良野水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②富良野川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位が設定されていない場合、１、２の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、桂木町、新富町、若松町、朝日町、西町、北斗町、西学田二区、東学田二区、北大沼、南大沼、西鳥沼、東鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山
【警戒レベル４】 避難指示	１　富良野川の富良野水位観測所（シャトーふらの橋下流）の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である 167.12mに到達した場合 ２　富良野川の富良野水位観測所の水位が一定の水位（165.44m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の上富良野水位観測所及び中富良野水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②富良野川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４　金山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること ※５については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　富良野川の富良野水位観測所（シャトーふらの橋下流）の水位が、氾濫開始相当水位である 168.12mに到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ２　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ４　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

（３）ベベルイ川≪水位周知河川≫

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　ベベルイ川の東４線橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 167.80ｍに到達した場合 ２　ベベルイ川の東４線橋水位観測所の水位が一定の水位（166.60m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①ベベルイ川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位が設定されていない場合、１、２の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、桂木町、新富町、若松町、朝日町、西町、北斗町、西学田二区、東学田二区、北大沼、南大沼、西鳥沼、東鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山
【警戒レベル４】 避難指示	１　ベベルイ川の東４線橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である 168.17ｍに到達した場合 ２　ベベルイ川の東４線橋水位観測所の水位が一定の水位（167.80m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①ベベルイ川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４　金山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること ※５については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　ベベルイ川の東４線橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 169.63ｍに到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ２　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ４　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

（4）ヌッカクシ富良野川≪水位周知河川≫

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1　ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ５号橋下流水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 170.19mに到達した場合 2　ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ５号橋下流水位観測所の水位が一定の水位（170.19m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の上富良野水位観測所及び中富良野水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②ヌッカクシ富良野川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位が設定されていない場合、１、２の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、桂木町、新富町、若松町、朝日町、西町、北斗町、西学田二区、東学田二区、北大沼、南大沼、西鳥沼、東鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山
【警戒レベル４】 避難指示	1　ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ５号橋下流水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である 170.48mに到達した場合 2　ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ５号橋下流水位観測所の水位が一定の水位（170.19m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の上富良野水位観測所及び中富良野水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②ヌッカクシ富良野川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4　金山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること ※５については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1　ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ５号橋下流水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 171.28mに到達した場合 2　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

（５）西達布川≪水位周知河川≫

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対象区域 （浸水想定区域図を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１　西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 293.29ｍに到達した場合 ２　西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が一定の水位（292.94m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①西達布川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３　堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※水位が設定されていない場合、１、２の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安となる基準を設定し、発令することが考えられる ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること	・東山地区 あかしや、共栄、かつら、かえで、さくら ・西達布地区 おもと、しらはぎ、のぎく、すみれ、つつじ
【警戒レベル４】 避難指示	１　西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）である 294.09ｍに到達した場合 ２　西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が一定の水位（293.29m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①西達布川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３　堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４　金山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること ※５については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １　西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 294.89ｍに到達した場合（計算上、個別に定める危険における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ２　堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ４　堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	

≪その他河川等≫

○ 基本的な考え方

その他河川については、浸水想定区域図が整備されていないことや水位観測が行えないこと、短時間の降雨で浸水が発生すること、狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、基本的に避難情報の発令対象としない。ただし、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織等から得られた被害情報をもとに局所的に避難情報を発令することがある。

また、危機管理型水位計（※）が設置されている地域については、得られた水位情報をもとに避難情報を発令することがある。

山間部等の流れの速い河川沿いの家屋は、立ち退き避難も必要となる場合がある。これら山間部については、土砂災害における避難情報発令の判断基準を準用して、発令するものとする。

※　危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計。これまで水位計のなかった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測の充実を図ることを目的として開発された。特徴としては、一定の水位を超過したときに観測ﾓｰﾄﾞに切替わり、10 分毎に水位データを送信。送信された水位データは国土交通省WEBサイト「川の防災情報」で閲覧可能。

7　避難情報の解除基準

≪洪水予報河川・水位周知河川≫

水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

≪その他河川等≫

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8　協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
旭川地方気象台 【電話番号０１６６－３２－７１０２】	・気象の警報等に関すること。
札幌開発建設部 空知川河川事務所 【電話番号０１２４－２４－４１１１】	・国管理河川施設に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
上川総合振興局 旭川建設管理部 【電話番号０１６６－４６－５１５３】	・道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
上川総合振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号０１６６－４６－５９１８】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

９　避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Ｌアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ＴＶ放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
総務部	ラジオふらの		聴取者
総務部	ホームページ、フェイスブック		ＰＣユーザー等
総務部	安全・安心メール		登録者
総務部	ヤフー防災速報アプリ		登録者
総務部	広報車		住民等（巡回ルート）
富良野広域連合富良野消防署	消防車		住民等（巡回ルート）
	サイレン（60 秒）		住民等
	電話又はＦＡＸ		消防団
総務部	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設
総務部	電話又はＦＡＸ		町内会、自主防災組織
教育委員会	電話又はＦＡＸ		学校等
総務課	電話		上川総合振興局地域政策課 上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所 札幌開発建設部空知川河川事務所 旭川開発建設部富良野道路事務所 旭川地方気象台 富良野警察署等

※　要配慮者利用施設に対して、警戒レベル３高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10　避難情報の伝達文

(1)【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■こちらは、富良野市です。
■○○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
■○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、○○地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(2)【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■こちらは、富良野市です。
■○○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
■○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、○○地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3
■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5

(3)【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（河川氾濫が切迫している状況）
■緊急放送！緊急放送！　（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
■こちらは富良野市です。
■○○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル５　「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（河川氾濫を確認した状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
■こちらは富良野市です。
■○○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル５　「緊急安全確保」を発令しました。（注）
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※１　浸水想定区域＜旧市町村界単位、浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度の場合。

（洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。）

《浸水想定区域＜旧市町村界単位》

（発令対象：「A地区の浸水想定区域」）

《浸水想定区域＜町丁目単位・学区単位程度》

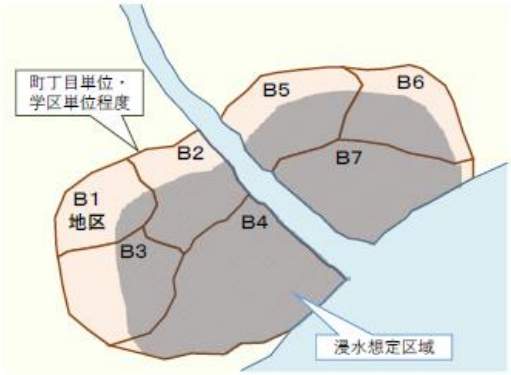

（発令対象：「Ｂ１～Ｂ７地区の浸水想定区域」）

※２　浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度の場合。

《浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度》

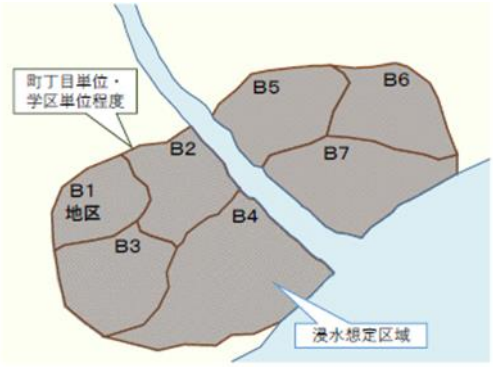

（発令対象：「浸水が想定されるＢ１～Ｂ７地区」）

※３　この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。

②自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※４　地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※５　警戒レベル５緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

（注）災害切迫時に警戒レベル５緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

富良野市：警戒レベル４避難指示
□□／△△　○○：○○
地区：○○地区
避難場所：○○小学校、○○会館
理由：○○○川氾濫のおそれ
備考：○○地区の洪水浸水想定区域（浸水想定区域である○○地区）にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

別添

○主要水位・雨量観測所一覧

【洪水予報河川】

水　　系	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始	所管事業所
石狩川水系	空知川	布部①※	184.00m	185.50m	185.90m	187.15m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	布部②※	184.00m	184.40m	184.80m	186.54m	札幌開発建設部

※布部①区間　左岸：富良野市島ノ下から富良野市字山部東十二線
　　右岸：富良野市清水山から富良野市字布部
　布部②区間　左岸：富良野市字山部東十二線から南富良野町金山
　　右岸：富良野市字布部から南富良野町金山

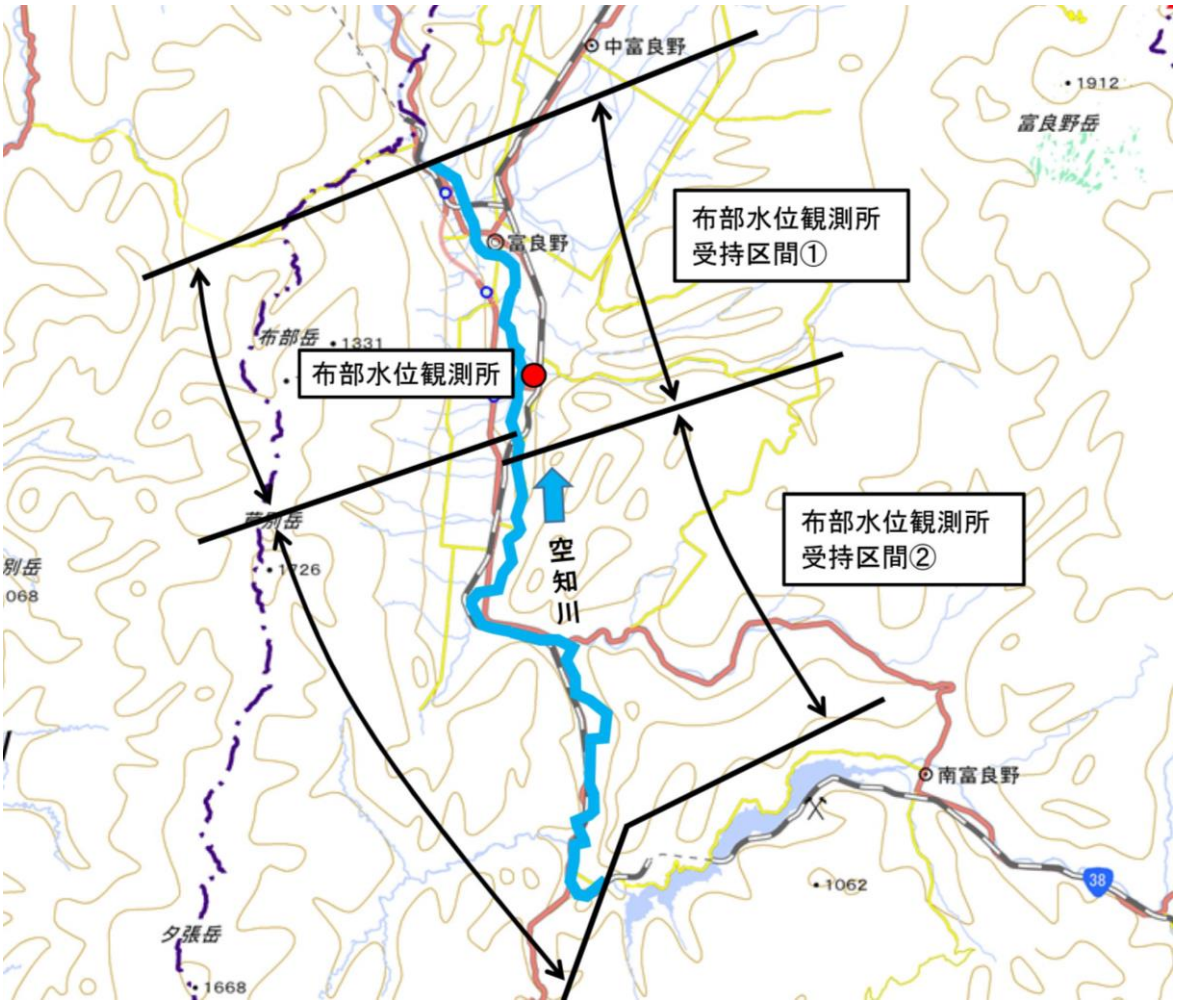

（空知川布部観測所受持区間図）

【水位周知河川】

水　　系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	堤防 天端高	所管 事業所
石狩川水系	富良野川	富良野	165.14m	165.44m	167.12m	168.12m	旭川建設管理部
石狩川水系	ベベルイ川	東４線橋	166.60m	167.80m	168.17m	169.63m	旭川建設管理部
石狩川水系	ヌッカクシ富良野川	ヌッカクシ５号橋下流	169.34m	170.19m	170.48m	171.28m	旭川建設管理部
石狩川水系	西達布川	白萩橋上流	292.94m	293.29m	294.09m	294.89m	旭川建設管理部

○危機管理型水位計設置場所一覧

水　　系	河川名	危機管理型水位計設置場所	観測開始水位※１	危険水位※２	所管事業所
石狩川水系	空知川	KP66.4 左岸（※３）	-3.15m	-1.94m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP67.2 右岸	-2.61m	-1.89m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP69.6 左岸	-4.57m	-2.11m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP73.4 左岸	-3.49m	-1.85m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP76.0 左岸	-3.30m	-2.05m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP77.4 右岸	-0.73m	-0.73m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP79.6 左岸	-4.06m	-1.84m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP80.6 右岸	-2.00m	-1.55m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP81.0 左岸	-4.15m	-1.74m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP84.0 左岸	-3.75m	-1.90m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	KP85.2 左岸	-3.71m	-1.92m	札幌開発建設部
石狩川水系	布礼別川	布礼別橋	-2.14m	-0.60m	旭川建設管理部
石狩川水系	北一号川	新光橋	-2.73m	-0.60m	旭川建設管理部
石狩川水系	東八線川	北一号八線橋	-3.23m	-1.76m	旭川建設管理部
石狩川水系	ポン布部４号橋	ポン布部川	-1.58m	-0.60m	旭川建設管理部
石狩川水系	老節布川	老節布橋	-1.95m	-0.60m	旭川建設管理部
石狩川水系	川松沢川	松川橋	-1.08m	-0.60m	旭川建設管理部
石狩川水系	熊の沢川	熊の沢橋	-1.51m	-0.60m	旭川建設管理部

※１　観測開始水位…降雨等により平常時よりも水位が上昇し、観測の必要性が見込まれる場合に開始される水位基準。表の基準値は堤防天端高（氾濫開始）から水面までの「高さ」を記載。

※２　危険水位……洪水発生に注意が必要となる水位基準。表の基準値は堤防天端高（氾濫開始）から水面までの「高さ」を記載。

※３　KP…　河川の河口からの距離を示すもの

巻末資料Ⅰ　洪水浸水等予測図（防災マップ）

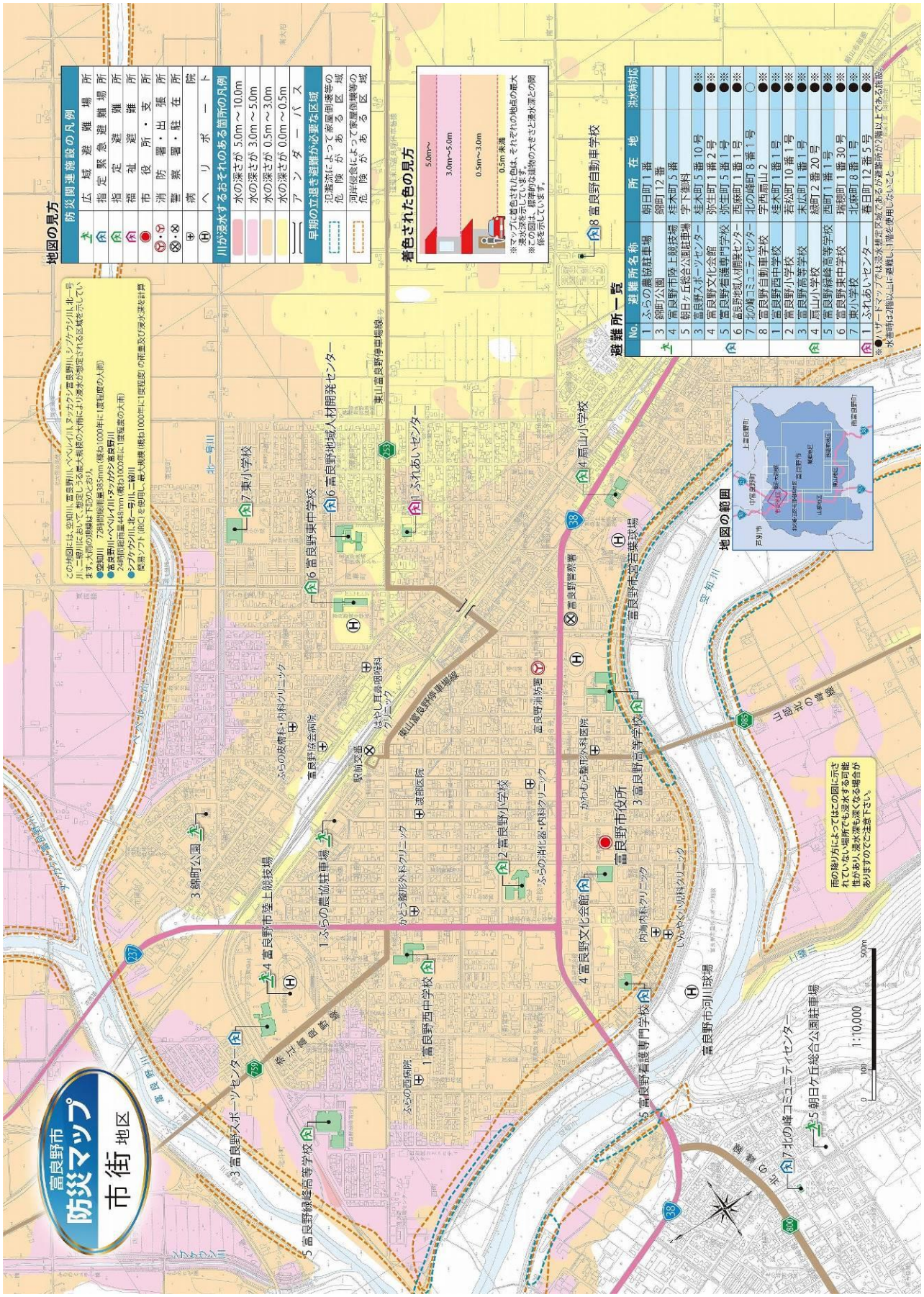

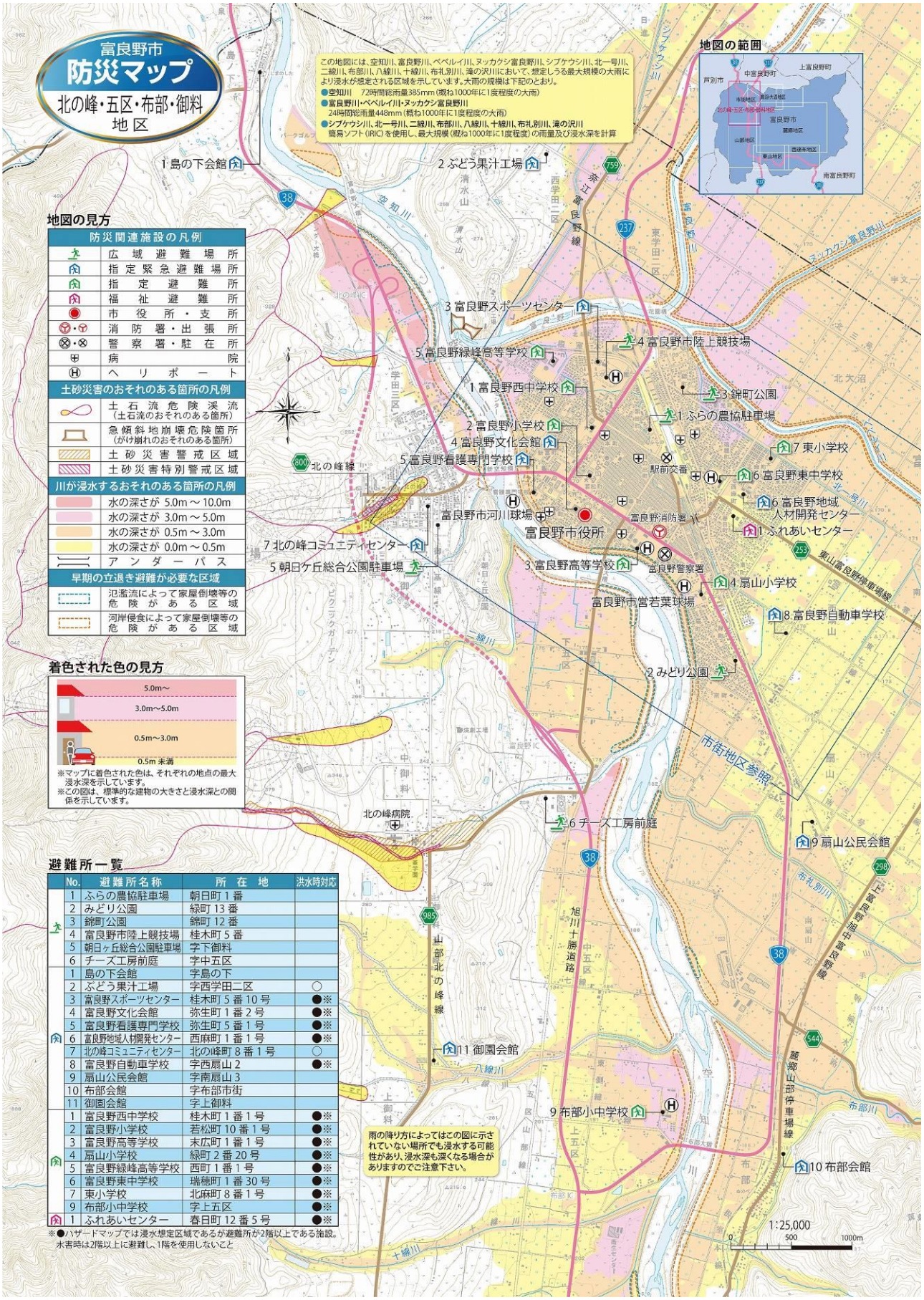

	No.	避難所名称	所在地	洪水時対応
広域	1	ふらの農協駐車場	朝日町 1 番	
	2	みどり公園	緑町 13 番	
	3	錦町公園	錦町 12 番	
	4	富良野市陸上競技場	桂木町 5 番	
	5	朝日ケ丘総合公園駐車場	字下御料	
	6	チーズ工房前庭	字中五区	
指定緊急避難場所	1	島の下会館	字島の下	
	2	ぶどう果汁工場	字西学田二区	○
	3	富良野スポーツセンター	桂木町 5 番 10 号	●※
	4	富良野文化会館	弥生町 1 番 2 号	●※
	5	富良野看護専門学校	弥生町 5 番 1 号	●※
	6	富良野地域人材開発センター	西麻町 1 番 1 号	●※
	7	北の峰コミュニティセンター	北の峰町 8 番 1 号	○
	8	富良野自動車学校	字西扇山 2	●※
	9	扇山公民会館	字南扇山 3	
	10	布部会館	字布部市街	
	11	御園会館	字上御料	
指定避難所	1	富良野西中学校	桂木町 1 番 1 号	●※
	2	富良野小学校	若松町 10 番 1 号	●※
	3	富良野高等学校	末広町 1 番 1 号	●※
	4	扇山小学校	緑町 2 番 20 号	●※
	5	富良野緑峰高等学校	西町 1 番 1 号	●※
	6	富良野東中学校	瑞穂町 1 番 30 号	●※
	7	東小学校	北麻町 8 番 1 号	●※
	9	布部小中学校	字上五区	●※
福祉避難所	1	ふれあいセンター	春日町 12 番 5 号	●※

※●ハザードマップでは浸水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。水害時は2階以上に避難し、1階を使用しないこと

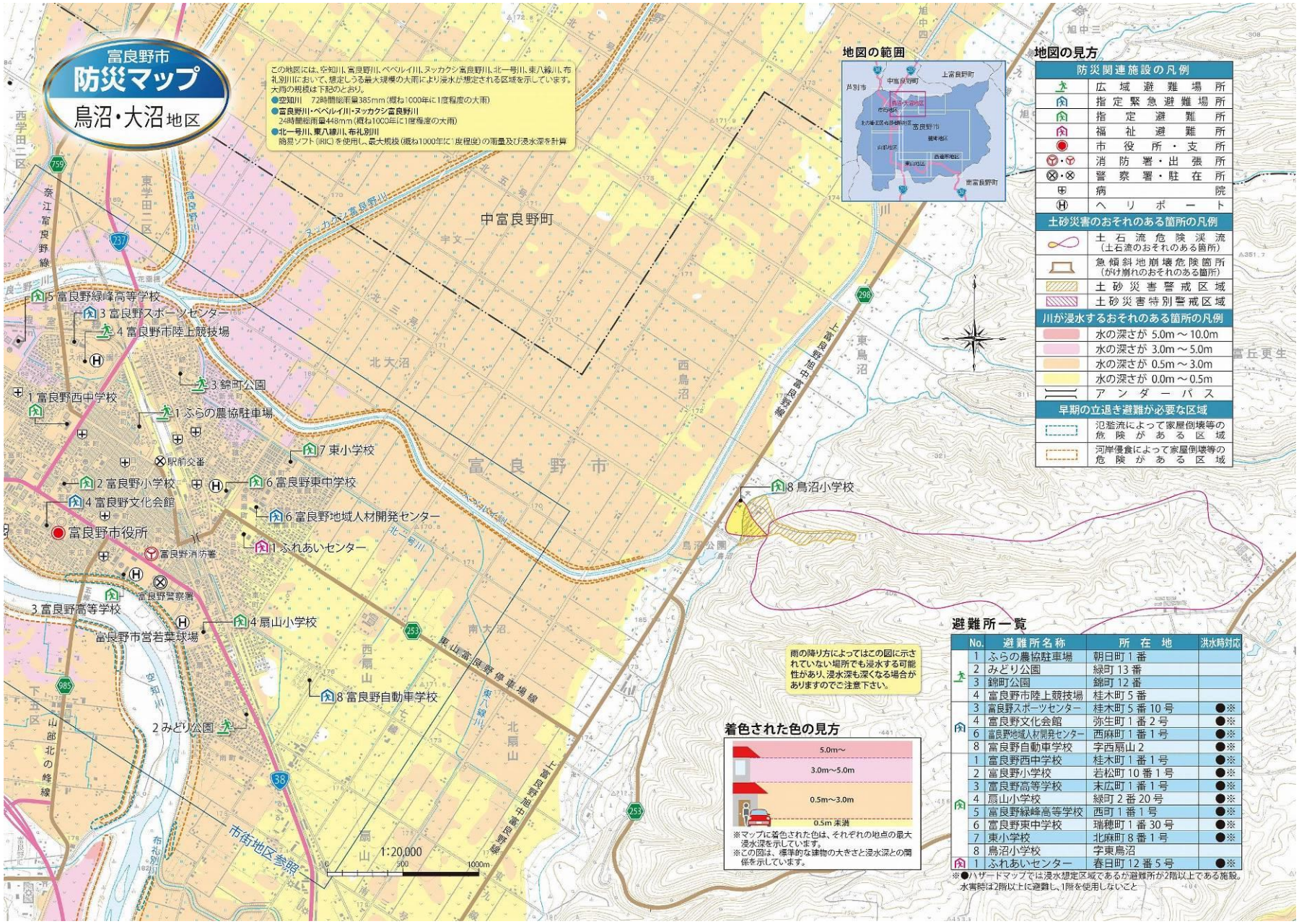
富良野市
防災マップ
鳥沼・大沼地区
この地図には、空知川、富良野川、ペベルイ川、ヌッカクシ富良野川、北一号川、東八線川、布礼別川において、想定しうる最大規模の大雨により浸水が想定される区域を示しています。
大雨の規模は下記のとおり。
●空知川　72時間総雨量385mm（概ね1000年に1度程度の大雨）
●富良野川・ペベルイ川・ヌッカクシ富良野川
24時間総雨量448mm（概ね1000年に1度程度の大雨）
●北一号川、東八線川、布礼別川
簡易ソフト（iRIC）を使用し、最大規模（概ね1000年に1度程度）の雨量及び浸水深を計算
地図の範囲
地図の見方
防災関連施設の凡例
広域避難場所
指定緊急避難場所
指定避難所
福祉避難所
市役所・支所
消防署・出張所
警察署・駐在所
病院
ヘリポート
土砂災害のおそれのある箇所の凡例
土石流危険渓流（土石流のおそれのある箇所）
急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れのおそれのある箇所）
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
川が浸水するおそれのある箇所の凡例
水の深さが 5.0m ～ 10.0m
水の深さが 3.0m ～ 5.0m
水の深さが 0.5m ～ 3.0m
水の深さが 0.0m ～ 0.5m
アンダーパス
早期の立退き避難が必要な区域
氾濫流によって家屋倒壊等の危険がある区域
河岸侵食によって家屋倒壊等の危険がある区域
中富良野町
富良野市
北大沼
南大沼
西鳥沼
東鳥沼
1 富良野西中学校
2 富良野小学校
3 富良野高等学校
4 扇山小学校
5 富良野緑峰高等学校
6 富良野東中学校
7 東小学校
8 鳥沼小学校
1 ふらの農協駐車場
2 みどり公園
3 錦町公園
4 富良野市陸上競技場
1 ふれあいセンター
3 富良野スポーツセンター
4 富良野文化会館
6 富良野地域人材開発センター
8 富良野自動車学校
富良野市役所
富良野消防署
富良野警察署
富良野市営若葉球場
駅前交番
雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があり、浸水深も深くなる場合がありますのでご注意下さい。
着色された色の見方
5.0m～
3.0m～5.0m
0.5m～3.0m
0.5m 未満
※マップに着色された色は、それぞれの地点の最大浸水深を示しています。
※この図は、標準的な建物の大きさと浸水深との関係を示しています。
1:20,000
0
500
1000m
市街地区参照
避難所一覧
No. 避難所名称 所在地 洪水時対応
1 ふらの農協駐車場 朝日町1番
2 みどり公園 緑町13番
3 錦町公園 錦町12番
4 富良野市陸上競技場 桂木町5番
3 富良野スポーツセンター 桂木町5番10号 ●※
4 富良野文化会館 弥生町1番2号 ●※
6 富良野地域人材開発センター 西麻町1番1号 ●※
8 富良野自動車学校 字西扇山2 ●※
1 富良野西中学校 桂木町1番1号 ●※
2 富良野小学校 若松町10番1号 ●※
3 富良野高等学校 末広町1番1号 ●※
4 扇山小学校 緑町2番20号 ●※
5 富良野緑峰高等学校 西町1番1号 ●※
6 富良野東中学校 瑞穂町1番30号 ●※
7 東小学校 北麻町8番1号 ●※
8 鳥沼小学校 字東鳥沼
1 ふれあいセンター 春日町12番5号 ●※
※●ハザードマップでは浸水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。
水害時は2階以上に避難し、1階を使用しないこと

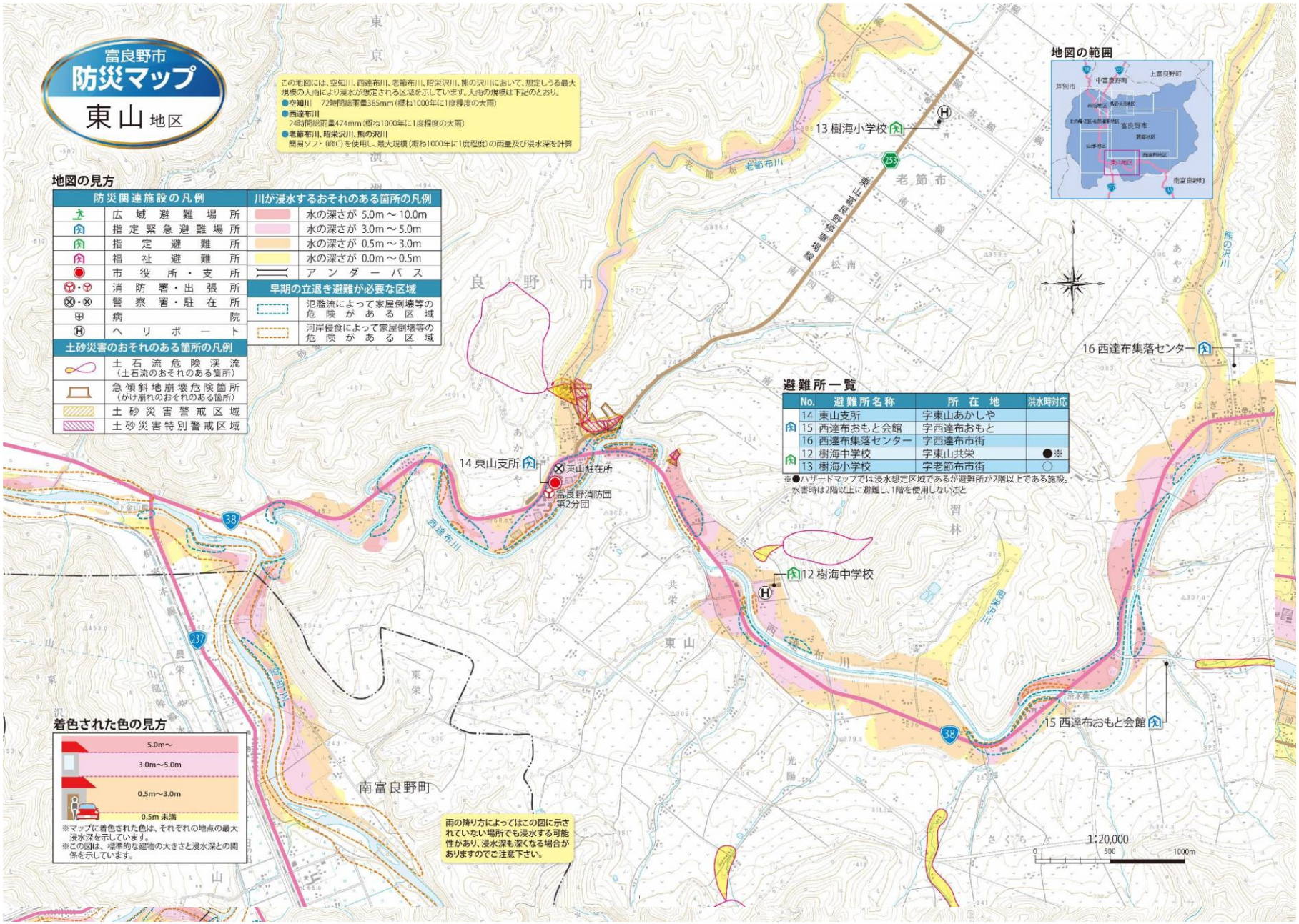
富良野市
防災マップ
東山地区
この地図には、空知川、西達布川、老節布川、暗渠沢川、熊の沢川において、想定しうる最大規模の大雨により浸水が想定される区域を示しています。大雨の規模は下記のとおり。
●空知川　72時間総雨量385mm（概ね1000年に1度程度の大雨）
●西達布川
248時間総雨量474mm（概ね1000年に1度程度の大雨）
●老節布川、暗渠沢川、熊の沢川
簡易ソフト（iRIC）を使用し、最大規模（概ね1000年に1度程度）の雨量及び浸水深を計算
地図の見方
防災関連施設の凡例
広域避難場所
指定緊急避難場所
指定避難所
福祉避難所
市役所・支所
消防署・出張所
警察署・駐在所
病院
ヘリポート
土砂災害のおそれのある箇所の凡例
土石流危険渓流（土石流のおそれのある箇所）
急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れのおそれのある箇所）
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
川が浸水するおそれのある箇所の凡例
水の深さが 5.0m～10.0m
水の深さが 3.0m～5.0m
水の深さが 0.5m～3.0m
水の深さが 0.0m～0.5m
アンダーパス
早期の立退き避難が必要な区域
氾濫流によって家屋倒壊等の危険がある区域
河岸侵食によって家屋倒壊等の危険がある区域
着色された色の見方
5.0m～
3.0m～5.0m
0.5m～3.0m
0.5m 未満
※マップに着色された色は、それぞれの地点の最大浸水深を示しています。
※この図は、標準的な建物の大きさと浸水深との関係を示しています。
雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があり、浸水深も深くなる場合がありますのでご注意下さい。
地図の範囲
避難所一覧
No. 避難所名称 所在地 洪水時対応
14 東山支所 字東山あかしや
15 西達布おもと会館 字西達布おもと
16 西達布集落センター 字西達布市街
12 樹海中学校 字東山共栄 ●※
13 樹海小学校 字老節布市街 ○
※●ハザードマップでは浸水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。水害時は2階以上に避難し、1階を使用しないこと
13 樹海小学校
14 東山支所
東山駐在所
富良野消防団第2分団
12 樹海中学校
15 西達布おもと会館
16 西達布集落センター
老節布川
西達布川
南富良野町
1:20,000
0 500 1000m

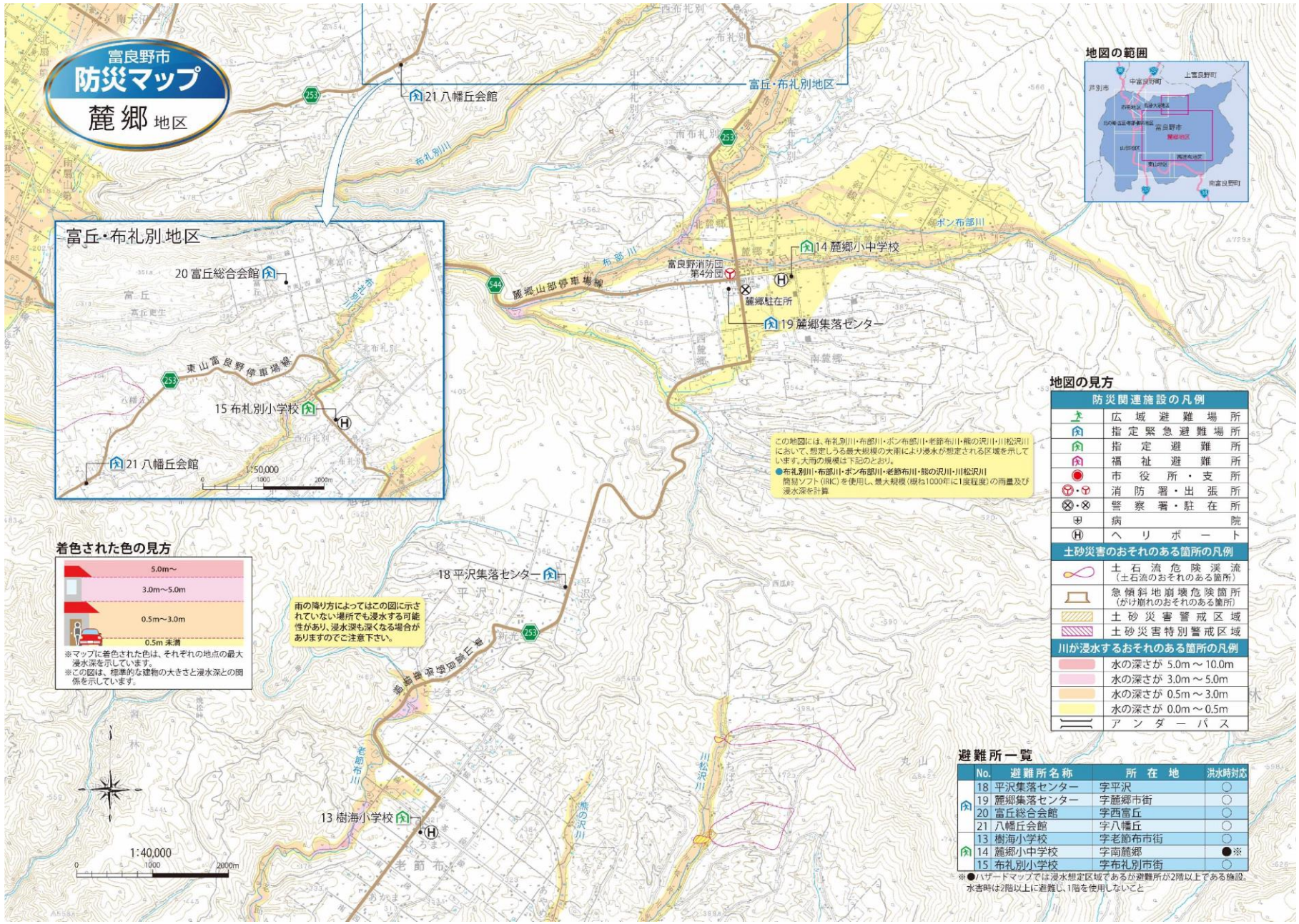
富良野市
防災マップ
麓郷 地区
富丘・布礼別地区
20 富丘総合会館
21 八幡丘会館
15 布礼別小学校
東山富良野停車場線
1:50,000
0
1000
2000m
富丘・布礼別地区
21 八幡丘会館
布礼別川
253
544
麓郷山部停車場線
富良野消防団
第4分団
麓郷駐在所
14 麓郷小中学校
19 麓郷集落センター
ポン布部川
布部川
18 平沢集落センター
平沢
新光
東山富良野停車場線
老節布川
川松沢川
熊の沢川
13 樹海小学校
1:40,000
0
1000
2000m
地図の範囲
上富良野町
中富良野町
芦別市
南富良野町
富良野市
麓郷地区
富丘・布礼別地区
この地図には、布礼別川・布部川・ポン布部川・老節布川・熊の沢川・川松沢川において、想定しうる最大規模の大雨により浸水が想定される区域を示しています。大雨の規模は下記のとおり。
●布礼別川・布部川・ポン布部川・老節布川・熊の沢川・川松沢川
簡易ソフト（IRIC）を使用し、最大規模（概ね1000年に1度程度）の雨量及び浸水深を計算
地図の見方
防災関連施設の凡例
広域避難場所
指定緊急避難場所
指定避難所
福祉避難所
市役所・支所
消防署・出張所
警察署・駐在所
病院
ヘリポート
土砂災害のおそれのある箇所の凡例
土石流危険渓流（土石流のおそれのある箇所）
急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れのおそれのある箇所）
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
川が浸水するおそれのある箇所の凡例
水の深さが 5.0m～10.0m
水の深さが 3.0m～5.0m
水の深さが 0.5m～3.0m
水の深さが 0.0m～0.5m
アンダーパス
着色された色の見方
5.0m～
3.0m～5.0m
0.5m～3.0m
0.5m 未満
※マップに着色された色は、それぞれの地点の最大浸水深を示しています。
※この図は、標準的な建物の大きさと浸水深との関係を示しています。
雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があり、浸水深も深くなる場合がありますのでご注意下さい。
避難所一覧
No. 避難所名称 所在地 洪水時対応
18 平沢集落センター 字平沢 ○
19 麓郷集落センター 字麓郷市街 ○
20 富丘総合会館 字西富丘 ○
21 八幡丘会館 字八幡丘 ○
13 樹海小学校 字老節布市街 ○
14 麓郷小中学校 字南麓郷 ●※
15 布礼別小学校 字布礼別市街 ○
※●ハザードマップでは浸水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。水害時は2階以上に避難し、1階を使用しないこと

巻末資料Ⅱ　水位観測所・危機管理型水位計設置個所図

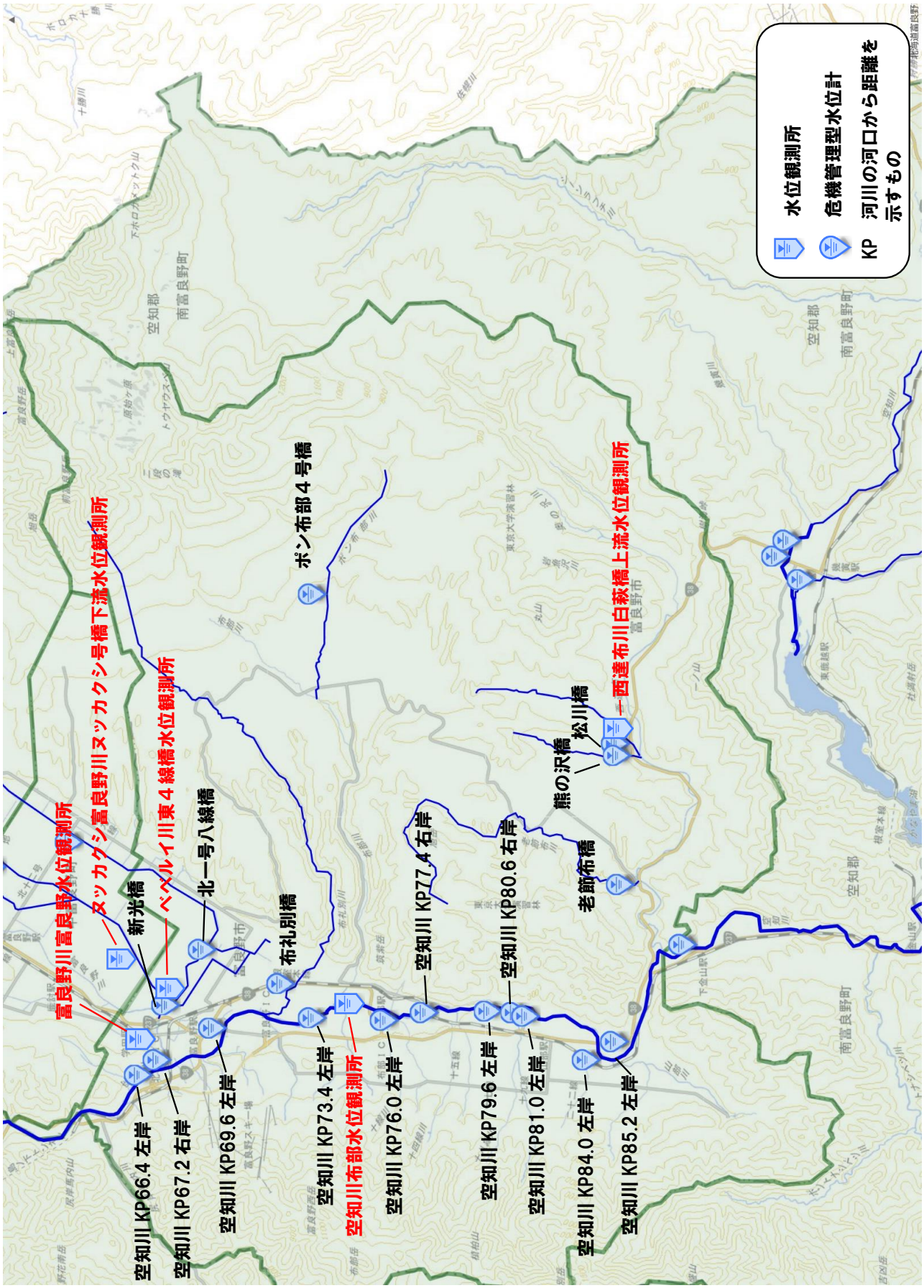

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
（土砂災害編）

令和３年６月

富　良　野　市

〈　目　　次　〉

１　避難情報の発令対象とする土砂災害……２

２　避難情報の発令対象区域……３

３　具体的な区域設定の考え方……４

４　避難情報の発令を判断するための情報……４

５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動……６

６　避難情報の発令基準……７

７　避難情報の解除基準……８

８　協力・助言を求めることのできる機関……８

９　避難情報の伝達方法……９

10　避難情報の伝達文……10

別添　「土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧」

巻末資料

Ⅰ　土砂災害の前兆現象について

1　避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対象	急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対象外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※　危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や渓床から流出する現象 ※　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※　技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※　技術的に予知・予測が困難

２　避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

対象区域は別添「土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧」のとおり

（１）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」

【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン)】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

〔参考〕土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

（２）土砂災害危険箇所

①　急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度３０度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

②　土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が３度以上（火山砂防地域では２度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

（３）その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3　具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4　避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム（https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/）

①　土砂災害警戒情報発表状況

現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。

②　土砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を１ｋｍ及び５ｋｍメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

濃い紫（極めて危険）	－実況で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】判断基準超過
うす紫（非常に危険）	－２時間後までの予想で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】判断基準超過
赤（警戒）	－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報［土砂災害］】判断基準超過
黄（注意）	－実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル２相当情報［土砂災害］】判断基準超過

③　降雨情報

降雨の状況を１ｋｍメッシュで表示。

④　土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布

気象庁ホームページ（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）

２時間先までの土砂災害の危険度を 1km メッシュで表示したもの。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

濃い紫（極めて危険）	－実況で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報[土砂災害]】判断基準超過
うす紫（非常に危険）	－２時間後までの予想で土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報［土砂災害]】判断基準超過
赤（警戒）	－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報［土砂災害]】判断基準超過
黄（注意）	－実況又は予想で大雨注意報【警戒レベル２相当情報［土砂災害]】判断基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル２。	《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/ 《気象庁ホームページ》
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害)」「大雨警報（浸水害)」「大雨警報（土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害)」「大雨特別警報（浸水害)」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル)	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
土砂災害危険度情報	北海道	1km 及び 5km メッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	《北海道土砂災害警戒情報システム》
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》

５　避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区　分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害対策基本法第５６条第２項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 ２　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害対策基本法第６０条第１項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害対策基本法第６０条第３項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	**命の危険、直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6　避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区　分	基　　準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	対　象　区　域 （人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする）
【警戒レベル３】 高齢者等避難	1　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	2　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	3　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
【警戒レベル４】 避難指示	1　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2　土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合	土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	3　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
	5　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合 （災害発生を確認） 2　土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）

・　重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
・　想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
・　土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
・　立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル３高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル３相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

※　避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

　複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7　避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル４相当情報（土砂災害)】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8　協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
旭川地方気象台 【電話番号 0166-32-7102】	・気象、土砂災害等に関すること。
上川総合振興局 旭川建設管理部 【電話番号 0166-46-4931】	・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
札幌開発建設部 空知川河川事務所 【電話番号 0124-24-4111】	・直轄砂防施設に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
上川総合振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号 0166-46-5918】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

９　避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Ｌアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ＴＶ放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
総務部	ラジオふらの		聴取者
総務部	ホームページ、フェイスブック		ＰＣユーザー等
総務部	安全・安心メール		登録者
総務部	ヤフー防災速報アプリ		登録者
総務部	広報車		住民等（巡回ルート）
富良野広域連合富良野消防署	消防車		住民等（巡回ルート）
	サイレン（60 秒）		住民等
	電話又はＦＡＸ		消防団
総務部	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設
総務部	電話又はＦＡＸ		町内会、自主防災組織
教育委員会	電話又はＦＡＸ		学校等
総務課	電話		上川総合振興局地域政策課 上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所 札幌開発建設部空知川河川事務所 旭川開発建設部富良野道路事務所 旭川地方気象台 富良野警察署等

※　要配慮者利用施設に対して、警戒レベル３高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は、利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10　避難情報の伝達文

(1)【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル３！警戒レベル３！）
■こちらは、富良野市です。
■土砂災害が発生するおそれがあるため、○○地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。
■○○地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
■特に※2、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

(2)【警戒レベル４】避難指示の伝達文の例

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル４！警戒レベル４！）
■こちらは、富良野市です。
■土砂災害が発生するおそれが高まったため、○○地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。
■○○地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3

(3)【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文の例

（土砂災害発生が切迫している状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル５！警戒レベル５！）
■こちらは、富良野市です。
■富良野市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、○○地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、○○地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）
■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
■こちらは、富良野市です。
■○○地区で土砂災害が発生したため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル５「緊急安全確保」を発令しました。
■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※１　本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある○○地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することとが考えられる。

※２　この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく

※３　警戒レベル５緊急安全確保発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル４避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

〈留意事項〉

- 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避ける。
- 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- 警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

富良野市：警戒レベル４避難指示 □□／△△　○○：○○ 地区：○○地区 避難場所：○○小学校、○○会館 理由：土砂災害発生のおそれ 備考：○○地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください 　　詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

別添

○土砂災害警戒区域・危険箇所等一覧

【急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	人家等の有無
急 001	Ⅱ-4-46-1562	東山（富良野東山１）	○	○	有
急 002	Ⅱ-4-47-1563	東山（富良野東山２）	○	○	有
急 003	Ⅱ-4-48-1564	東山（富良野東山３）	○	○	有
急 004	Ⅰ-4-57-2200	東山（富良野東山４）	○	○	有
急 005	Ⅱ-4-49-1565	東山（富良野松南）	○	○	無
急 006	Ⅰ-4-45-1561	下フラノ（中布礼別）	○	○	有
急 007	Ⅱ-4-55-2198	清水山（西学田二区 1）	○		無
急 008	Ⅱ-4-55-2199	清水山（西学田二区 2）	○	○	無

【土石流危険渓流及びこれに類する渓流】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	人家等の有無
土 001	Ⅰ-43-0380	中御料（四線川）	○	○	有
土 002	Ⅰ-43-0400	北の峰町（北二線川）	○	○	有
土 003	Ⅰ-43-0180	東鳥沼（名取の沢川）	○		有
土 004	Ⅱ-43-0220	西達布（川松沢二の沢川）	○		有
土 005	Ⅱ-43-0190	東山（東川）	○	○	有
土 006	Ⅱ-43-0200	東山（西達布二の沢川）	○	○	有
土 007	Ⅱ-43-0210	西達布（川松沢一の沢川）	○		無

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	人家等の有無
土 008	Ⅱ-43-0230	西達布（泥沢川）	○		有
土 009	Ⅱ-43-0240	東山（砂沢支流川）	○	○	有
土 010	Ⅱ-43-0250	東山（唐沢川）	○	○	無
土 011	Ⅱ-43-0370	上御料（九線川）	○		有
土 012	Ⅱ-43-0390	富良野市、富良野尻岸馬内（御料三線川）	○	○	有
土 013	Ⅱ-43-0410	島ノ下（五線川）	○	○	有
土 014	Ⅲ-43-002	富良野尻岸馬内、下御料、富良野市（水車川）	○		有
土 015	Ⅲ-43-003	富良野市、芦別市（島ノ下沢川）	○		無
土 016	Ⅱ-43-0360	山部（紅葉川支流川）	○		有

巻末資料Ⅰ

土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山･斜面･がけ	･渓流付近の斜面が崩れだす ･落石が生じる	･がけに割れ目が見える ･がけから小石がパラパラと落ちる ･斜面がはらみだす	･地面にひび割れができる ･地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	･川の水が異常に濁る ･雨が降り続いているのに川の水位が下がる ･土砂が流出	･表面流が生じる ･がけから水が噴出する ･湧水が濁りだす	･沢や井戸の水が濁る ･斜面から水が噴き出す ･池や沼の水かさが急減する
	樹木	･濁水に流木が混じりだす	･樹木が傾く	･樹木が傾く
	その他	･渓流内の火花		･家や擁壁に亀裂が入る ･擁壁や電柱が傾く
聴　覚		･地鳴りがする ･山鳴りがする ･転石のぶつかり合う音	･樹木の根が切れる音がする ･樹木の揺れる音がする ･地鳴りがする	･樹木の根が切れる音がする
嗅　覚		･腐った土の臭いがする		

※　上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき。

富良野市避難所運営マニュアル

令和　３年　３月

富 良 野 市

避難所の運営等に関する連絡先

連絡先	電話番号	ＦＡＸ
富良野市災害対策本部 （総務課総務係）	（総務課総務係直通） ０１６７－３９－２３００	（総務課総務係ＦＡＸ） ０１６７－２３－２１２０
付近の避難所（１）		
付近の避難所（２）		
付近の避難所（３）		

この避難所の連絡先

名 称	電話番号	ＦＡＸ
所在地		
富良野市		
備 考		

施設管理者等名簿

避難所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役　　職	ふりがな 氏　　名	住　　所	電話番号
委　員　長			
副 委 員 長			
副 委 員 長			
副 委 員 長			
総 務 班 長			
被災者管理班長			
情報広報班長			
施設管理班長			
食糧物資班長			
救 護 班 長			
衛 生 班 長			
ボランティア班長			

施設管理者等名簿

職 名 等	ふりがな 氏　　名	事業所等所在地	電話番号

目 次

はじめに
１　本マニュアルの目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　本マニュアルの６つのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　避難所の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第１章　平時からの準備
１　富良野市における体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　指定避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　初動の具体的な事前想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　避難所運営体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ

第３章　初動期（災害発生直後～２４時間程度）
１　「避難所」開設の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　初動期での避難所業務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　応急的な避難所準備組織の立ち上げ及び開設準備・・・・・・・・・・８
４　建物の安全確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
５　避難所の開設準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
６　避難者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
７　開設準備への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
８　ライフライン等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
９　トイレの使用確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
10　避難スペースの確保、指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
11　利用室内の整理、清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
12　受付の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
13　生活班の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
14　避難所の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
15　車中泊の避難者に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
16　負傷者・要配慮者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
17　食事提供時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
18　福祉避難所開設の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
19　設備・備蓄品の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
20　災害対策本部への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第４章　展開期（２４時間～３週間程度）
１　展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ・・・・・・・・・・・・・１４
２　本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ・・・・・１４
３　円滑な受援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

４　防犯対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
５　正確な情報の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
６　在宅避難者への対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第５章　再構成期（３週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）

１　再構成期の避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２　避難所の統廃合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
３　避難所の統廃合に伴う避難者の移動・・・・・・・・・・・・・・・・１６
４　避難所の撤収・閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第６章　避難所の運営体制

１　総務班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　被災者管理班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
３　情報広報班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
４　施設管理班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
５　食料物資班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
６　救護班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
７　衛生班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
８　ボランティア班の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

第７章　避難所運営委員会

１　避難所運営委員会における会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・３０
２　避難所運営委員会の役割（時期別）　・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　避難所運営委員会の議題等の一例・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

第８章　福祉避難所の開設

１　福祉避難所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２　安全性と受入規模の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
３　生活相談員の確保・配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
４　設備・備蓄品の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
５　開設の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
６　避難者の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
７　福祉避難所担当職員の運営体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・３５
８　支援の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
９　緊急急入所等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
10　福祉避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

第９章　感染症対策

１　「避難所の開設」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
２　避難者等の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
３　避難所の衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
４　発症時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

【様式１：建物被災状況チェックシート】・・・・・・・・・・・・・・・３９
【様式２：開設準備チェックシート】・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
【様式３：避難所の開放スペース等】・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
【様式４：避難者名簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
【様式５：受付時チェックシート】・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
【様式６：避難所状況報告書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
【様式７：避難所運営日誌】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
【様式８：避難者台帳】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
【様式９：避難行動要支援者名簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
【様式 10：外泊届用紙】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
【様式 11：取材者用受付用紙】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
【様式 12：郵便物等受取簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
【様式 13：食料依頼伝票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
【様式 14：物資依頼伝票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
【様式 15：食料・物資要望票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
【様式 16：物資受払簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
【様式 17：避難所ペット登録台帳】・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
【様式 18：災害ボランティア受付簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
【様式 19：健康管理シート】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

《参考資料１：呼びかけ文例》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
《参考資料２：施設利用ルール例》・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
《参考資料３：ペットの飼育ルール広報文案》・・・・・・・・・・・・・６３
《参考資料４：避難所運営委員会規約例》・・・・・・・・・・・・・・・６４

はじめに

１　本マニュアルの目的

富良野市地域防災計画では、避難所の開設、運営は、市の職員によって行われることが定められていますが、休日や夜間に大規模な災害が発生した場合には、市の職員や施設管理者の出勤が困難となり、計画通りに避難所が開設できないことも予想されます。

実際に、東日本大震災では、自治体職員も被災したため、必要な人員を早急に避難所へ派遣することや、自治体職員による避難所運営が困難になりました。

しかしながら、ライフラインが途絶した状況のもと、慣れない避難所生活を送る被災者だけで、円滑な避難所運営を行うことは、非常に困難であると考えられます。

そこで、市では、避難所に避難してきた地域住民の皆さんが、自主的にかつ円滑に避難所を運営できることを目的として、本マニュアルを作成いたしました。

大規模災害発生時に必要となる避難所運営組織の例や役割、発生が予想される課題、その対応方法や各種様式等をまとめてあります。

地域住民の皆さんや施設管理者が、地域や施設の特性を加味することにより、本マニュアルがさらに充実した実効性があるものになることが望まれます。

２　本マニュアルの６つのポイント

(1)　平時からの準備

災害発生前から、あらかじめ避難所の指定やマニュアル・様式の作成などを行い、さらに、避難所運営ゲームを活用した模擬体験や、避難所訓練を通じた確認等を実施するとともに、停電に備え、あらかじめマニュアル及び様式を紙で印刷して全避難所に配布

(2)　災害発生時の円滑な避難所の開設

災害発生直後の混乱した状態の中でも、円滑に避難所を開設することにより、避難者の生命の安全を確保

(3)　受援体制の整備

医療関係者やボランティア等の人的資源や、食料や生活用品等の物的資源の提供を円滑に受けられる体制を整備

(4)　より良好な避難生活のためのルール作り

避難生活が長期化した場合においても、より良好な避難生活を送ることができるよう、目的別のトイレの設置やプライバシーの確保等を実施

(5)　要配慮者のための福祉避難所の運営

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児などの配慮を要する被災者（以下「要配慮者」という。）のための福祉避難所を運営

(6)　避難者（住民）が主体となった避難所運営

避難所の運営組織である「避難所運営委員会」は避難者（住民）が主体的に運営

3　避難所の機能

避難所は、住民の生命の安全を確保する避難施設であり、支援拠点です。

災害発生直後は生命の安全確保と安全に過ごせる場所の提供を行います。

地震の揺れや浸水被害が収まっても、家屋の被害や電気、ガス、水道等のライフラインの途絶により生活が困難になったときには、避難所は、在宅被災者も含めて、地域住民への生活支援を行います。

避難所で提供する主な生活支援の内容は以下の４点です。

① 生活（就寝等）場所の提供

② 水、食料、日用品等の物資の提供

③ トイレなどの衛生的環境の提供

④ 生活情報及び再建情報の提供

・　生活支援のためには、富良野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）で必要な食料、物資等の数量を把握する必要があるため、避難者を同居家族単位で登録します。

・　避難者への生活支援は公平に行うことを原則としますが、要配慮者の配慮や、男女のニーズの違いなどに配慮した、優先的判断も必要になります。

・　避難所内では、避難者が自主的に運営できるようにするために、避難者の代表者や行政担当者、施設管理者等で構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関する事項を協議、決定します。

・　避難者には、避難者相互の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所のルールを守る義務があります。

第１章　平時からの準備

１　富良野市における体制の整備

避難所運営は、避難所生活を送る住民が主体となって行うことが望ましく、その運営をバックアップする体制の確立は、本市の災害対応業務の根幹の一つと言えます。全庁体制で取り組む気概を持って、防災担当だけではなく、要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にした上で、いざという時に備えておくことが必要です。

２　指定避難所

富良野市地域防災計画により下記の施設を指定しています。

○指定避難所

No.	避難所名称	所　在	面積（㎡）	収容人数	洪水時	備　考
1	富良野西中学校	桂木町１番	1,187	593	●	外部給電有
2	富良野小学校	若松町 10 番 1 号	1,258	629	●	外部給電有
3	富良野高等学校	末広町 1 番 1 号	1,350	675	●	自家発電有
4	扇山小学校	緑町 8 番 20 号	1,091	545	●	外部給電有
5	富良野緑峰高等学校	西町１番１号	1,586	793	●	自家発電有
6	富良野東中学校	瑞穂町 1 番 30 号	1,281	640	●	外部給電有
7	東小学校	北麻町 8 番 1 号	1,002	501	●	外部給電有
8	鳥沼小学校	字東鳥沼	703	351		
9	布部小中学校	字上五区	932	466	●	
10	山部小学校	山部東町８番 64 号	922	461	●	外部給電有
11	生涯学習センター	字山部東21線12番地	1,257	628	●	
12	樹海中学校	字東山共栄	870	435	●	
13	樹海小学校	字老節布市街	759	379	○	外部給電有
14	麓郷小中学校	字南麓郷	932	466	●	外部給電有
15	布礼別小学校	字布礼別市街	683	341	○	

凡例：洪水時●　ハザードマップでは浸水想定区域内にありますが、建物が２階以上である施設。洪水時は２階以上に避難（垂直避難）をしてください。

○　ハザードマップでは浸水想定区域外

※　感染症対策の措置を講じる必要がある場合は収容人数を１/2 とします。

3　初動の具体的な事前想定

いざ避難所を立ち上げるためには、避難所の運営等を行うためのマニュアルや様式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要があります。また、災害時には、生活環境や衛生状態の悪化により感染症の拡大リスクが高まることから、特に避難所の衛生状態を保つことが大切です。

平時から、避難所となる施設の設備の状況を把握しておくとともに、何を避難所に備蓄しておくか、避難者自らが持参すべきものを周知しておくことが大切です。

【必要となる避難所の設備・物資の例】

①　設　備

水道、ガス、電気（※）、電話、暖房、トイレ、シャワー、施設内放送設備、非常用発電機、投光器

※　電気毛布等の使用を想定し、使用可能電力を把握

②　資機材

テレビ、ラジオ、インターネット環境（Wi-Fi 等）、携帯電話等の充電設備、ポータブルストーブ、事務機器（パソコン、プリンタ、ファクシミリ）、電気ポット

③　食料、飲料

食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食等

④　生活用品等

段ボールベッド、毛布、電気毛布、冬用寝袋、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、手指消毒薬、燃料（灯油等）、トイレ掃除用具

⑤　感染症対策用品

使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具

【感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物の例】

マスク（無い場合はタオル等）、アルコール消毒液（無い場合はウエットティッシュ等）、体温計

4　避難所運営体制の確立

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、市が主導し、避難所マニュアルの作成を推進するようにします。また、研修等により避難所運営者の育成を行い、あらかじめ避難所運営の経験者についてリスト化するなどの取組を行います。さらに『北海道版避難所運営ゲーム（Ｄｏはぐ）』を活用した避難所運営の模擬体験や、避難所訓練の機会を通じて、避難者、自主防災組織等の地域住民、避難所派遣職員の役割に

ついて確認・周知しておきます。その際、様々な年齢・性別の人々による多様な視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できます。

第２章　災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ

区分	初動期	展開期	再構成期	撤収期
目安	災害発生直後～ ２４時間程度	２４時間～ ３週間程度	３週間以降～	ライフライン 回復頃
目的	避難所を開設し、個別事情に配慮しながら避難者の安全確保と生活環境の整備を両立させる。	多様化するニーズや個別事情に配慮し、個人の尊厳が保たれた避難所生活を確立する。	避難所運営を見直しながら、避難者の心身の健康を保ち、前向きに過ごせる環境を整える。	避難所を出た後の生活の見通しが立ち、避難者の自立が進む様な支援を行う。
配慮を必要とする現象	・混乱し、人、物、情報不足等、次々と起こる出来事への対応に追われる ・個別事情への配慮不足	・衛生状態の悪化 ・健康状態の悪化 ・感染症の発生 ・多様なニーズの取組みと対応	・気力の低下 ・健康状態の悪化 ・避難所集約に伴うストレス	・避難所集約に伴う移動に関わるストレス ・避難所からの次の住まいへの移動に時間を要する人々のストレス

※　避難所生活の時間軸（定池祐季（東京大学大学院特任助教（平成２８年６月）））

第３章　初動期（災害発生直後～２４時間程度）

１　「避難所」開設の判断基準

避難所開設の要否は、原則として市長が判断し、避難所の開設は、市の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されますので、様々なケースを考えておくことが大切です。

［例］

(1)　災害発生のおそれがあるとき（風水害等による避難勧告等発令時）

市は災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。

(2)　平日・日中（市職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

市は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣します。

(3)　早朝・夜間・休日（市職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

- 市は避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
- 施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

２　初動期での避難所業務の流れ

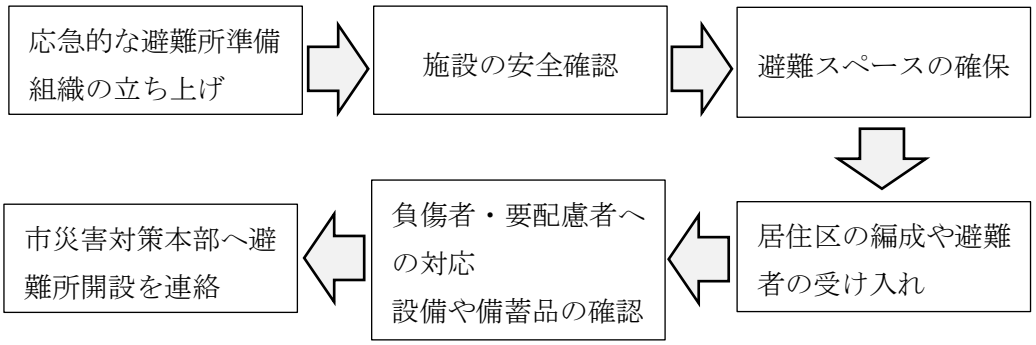

＜通常時＞

避難所施設の解錠・開門は市の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行うこととします。

＜緊急時＞

避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織等が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

3　応急的な避難所準備組織の立ち上げ及び開設準備

市職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を開設する必要がある場合は、避難所に参集した町内会長、自治会長、自主防災組織代表者等で応急的な避難所準備組織の立ち上げ及び開設準備を行います。

災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。また、運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、次の症状が現れている場合は、上記のリーダーに報告し、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとります。(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)

4　建物の安全確認

避難所となる建物については、災害対策本部による安全確認をすることが基本ですが、大規模災害の発生直後は全ての避難所に対し直ちに対応することが困難であることから、**【様式１：建物被災状況チェックシート】**を用いて臨時的に施設の安全を確認します。その際には、原則２人以上で実施し、少しでも安全性に不安があるときは、災害対策本部に連絡して確認を受けます。

5　避難所の開設準備

【様式２：開設準備チェックシート】により、実施項目にもれがないか確認をしながら、開設準備を行います。

6　避難者の安全確保

(1)　開設準備中は建物外での待機を呼びかけます。(**《参考資料１：呼びかけ文例》**参照)

(2)　雨天時や厳寒期には、改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導します。

(3)　避難者の移動経路（敷地入口から建物入口まで等）と物資輸送車両の侵入経路上は、駐車禁止とします。

7　開設準備への協力要請

避難者に対して、当面の避難所運営への協力を呼びかけます。(**《参考資料１：呼びかけ文例》**参照)

8　ライフライン等の確認

避難所内で、次のライフライン等が使用できるか確認します。

・電気　・放送設備　・水道　・電話　・ＦＡＸ　・インターネット・下水道

９　トイレの使用確認

トイレが使用できるか確認します。使用できない場合は「使用不可」の表示をし、代替設備について検討、手配します。

10　避難スペース等の確保、指定

(1)　安全確認終了後、**【様式３：避難所の開放スペース等】**を参考に、避難所の利用範囲を確認、決定します

【スペースの決め方の例】

・　居住スペースは屋内で広いスペースが確保できる場所から空間を決めていきます。

（例）学校の場合　体育館 → 講堂・ホール → 教室

※　教室を使用する場合、使用期限などを確認しておくことが必要です。

・　避難所運営に必要な場所（受付窓口、運営本部、作業スペース）は居住空間と別に用意し、施設のホール等、出入り口付近の場所が適しています。

(2)　学校の理科室など危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室など情報管理の観点から問題のある部屋など立入禁止スペースを指定し、貼り紙やロープで表示します。

(3)　その他、状況に応じて設ける必要のあるスペース

①　採暖室

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

②　授乳室や更衣室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

③　患者室（隔離室）

風邪やインフルエンザ等の感染症のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。

隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を用いて、避難所内に新たな隔離区域を設けます。可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の出入り口には、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具（手袋やマスク等）を着用してから入室することがわかるようにします。

④　相談所

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

⑤　静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

⑥　育児室

周囲を気にせず、子供を遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにします。また、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子供たちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

⑦　コミュニティールーム（サロン）

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。

避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。

⑧　固定電話の設置

居住スペース（就寝場所）に声が届かない場所に設けるようにします。

⑨　携帯電話等の充電スペースの設置

避難所の規模に応じて、携帯電話等の充電スペースを設置します。人目につく場所に設置し、盗難事故の発生に留意する必要があります。

⑩　トイレなど

トイレなどの水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。なお、断水等によりトイレが使用できない場合を想定し、簡易トイレ等がスムーズに配備できるようにします。また、冬期間は避難所周囲の雪を暖房器具で溶かして生活用水を利用する方法がありますが、飲用には使用しないようにします。トイレは、男性用、女性用、多目的トイレに分けるようにし、また、清潔な衛生環境を確保する必要があります。

⑪　ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

⑫　支援物資の受入スペース

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

⑬　ペット滞在スペース

避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、アレルギーや臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

⑭　インターネット環境の整備

避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（Ｗｉ-Ｆｉなど）を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

11　利用室内の整理、清掃

避難者の入場に備えて、利用する室内の破損物や備品等を片付けるとともに、最低限の清掃を行います。

12　受付の設置

(1)　受付場所を指定します。

(2)　備品（長机、椅子、筆記用具等）を準備します。

(3)　**【様式４：避難者名簿】**を準備します。

(4)　受付付近に、避難所利用範囲や各種ルールを表示します。

(5)　**【様式５：受付時チェックシート】**に従って受付を開始し、様式４「避難者名簿」へ世帯の代表者に必要事項を記入してもらいます。

13　生活班の編成

(1)　避難者数が多い場合は、町内会や自治会、又はその班などを参考に、生活班を編成します。その際の班の名称は「○○町」又は「○○町第○班」とします。

(2)　町内会や自治会の範囲による班編成ができない場合は、避難以前に住んでいた地区を考慮してできるだけ顔見知り同士が集まることができるようアドバイスしつつ、避難者自身に組織させます。

(3)　観光客など、もともと地域内に居住していない避難者は、まとめて編成します。

14　避難所の表示

建物の門や玄関付近に、避難所の表示を行います。看板が望ましいのですが、ない場合は貼り紙による表示でも構いません。

15　車中泊の避難者に対する対応

個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。

車中泊の避難については、各避難所の駐車場などや目配りができる範囲で認めるなど、食事、トイレなどの所定の生活ルールを説明するものとします。また、エコノミークラス症候群の予防として、屈伸など適度な運動、弾性ストッキングの使用（配布）、水分摂取などの注意喚起を行うものとします。

16　負傷者・要配慮者への対応

避難者に負傷者、発熱や咳等の症状がある者がいる場合には、その負傷等の状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い者については、災害対策本部に連絡します。避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。

要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、災害対策本部に連絡します。要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用装具等）のニーズを把握し、災害対策本部に確保を要請します。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。

17　食事提供時の対応

避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意するとともに、アレルギーの原因になる等の有無について情報提供を行うよう、配慮する必要があります。

積雪寒冷期には、避難所内の気温が低く常温の飲料を飲まない避難者も想定されることから、電気ポット等を活用し、温かい飲み物の提供に努めます。また、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の提供などが求められることから、管理栄養士や栄養士の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや給食センターの活用などにより、食事を提供できる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮する必要があります。

18　福祉避難所開設の検討

避難者に「食事、排泄、移動が一人でできない全介助を要する方」がいるなど、福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設する必要があります。市管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請します。

19　設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資（４ページ「第１章　平時からの準備　３　初動の具体的な事前想定）参照」を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握しつつ、設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、災害対策本部に要請を行います。

20　連絡体制の構築

発災時には、停電で電話が不通になるなど、施設と迅速に連絡を取ることが困難な場合も想定されることから、連絡ルートを複数確保するなど、発災時を想定した連絡体制の構築に努める必要があります。

21　災害対策本部への報告

避難所を開設したら、**【様式６：避難所状況報告書】**により、速やかに災害対策本部へ避難所開設の報告をします。その後、１日最低１回は報告します。

第４章　展開期（２４時間～３週間程度）

１　展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ

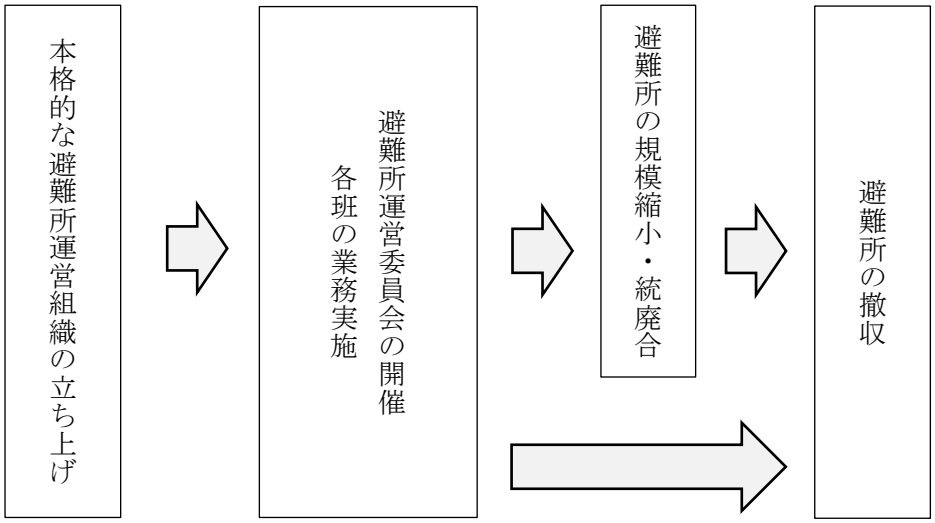

２　本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、原則として避難者（住民）が主体となり、展開期の避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うようにします。（避難所の運営体制についてはP17「第６章 避難所の運営体制」、避難所運営委員会の開催についてはP30「第７章　避難所運営委員会」を参照）

３　円滑な受援の実施

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあり、外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。具体的には、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの物的資源の受入を円滑に行います。

４　防犯対策の実施

避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

５　正確な情報の発信

デマや根拠のない情報により、避難者に不安等を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、Ｌアラートのお知らせ欄やSNSも活用した避難者への正確な情報発信や避難所内での情報の掲示などに取り組みます。

６　在宅避難者等への対策の実施

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者）等への情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

第５章　再構成期（３週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）

１　再構成期の避難所運営

概ね災害発生から３週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康状態の悪化が懸念されるため、個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報（仮設住宅建設の見込み、義援金の配分など）の提供を行っていくことが必要です。

２　避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難所の解消につなげることが求められます。避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所として使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすることとなります。

３　避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない被災者には、様々な理由があり、避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

４　避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理完了や、仮設住宅などの仮住まいが確保される目途が立つと、避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。

避難所の閉鎖が決定した場合は、まず避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

第６章　避難所の運営体制

１　総務班の役割

(1)　災害対策本部との調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営会議での協議を前提とするが、急を要する場合は、各活動班の班長と協議し、後ほど運営会議で報告します。

(2)　避難所レイアウトの設定、変更

大勢の人々の共同生活が円滑に進められるよう、災害発生時間、被害状況、避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定します。例えば、難病患者等については、継続的な医療が必要であることから、小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てる等の配慮が必要です。

(3)　防災資機材や備蓄品の確保

救出、救護に必要な資機材を確保するとともに、必要な場所には貸し出しを行います。

(4)　避難所の記録

後世への教訓として非常に有用な資料とするためにも、避難所内の情報を記録として一本化し、避難所運営会議の内容や避難所での出来事を正しく記録を残します。(**【様式７：避難所運営日誌】**参照)

(5)　避難所運営委員会の事務局

避難所運営委員会及び避難所運営会議の開催に関する事務を執り行います。

(6)　地域との連携

大規模な災害が発生すると、電気、ガス、水道といったライフラインも停止します。このため、自宅が被害をまぬがれた人々でも、食料や物資の調達ができない場合があります。

災害発生直後は、これら自宅で生活する人々（在宅被害者）へも、災害対策本部によって食料、物資の提供を行います。

・　食料、物資は、在宅被災者の分も、一括して避難所へ送られて来ます。
・　必要に応じて、在宅被災者にも、地区ごとの組織を作ってもらいましょう。

２　被災者管理班の役割

(1)　避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行われなければならない重要な仕事であり、安否確認に対応したり、物資や食料を全員へ効率的に安定して供給するために不可欠です。できるだけ迅速かつ正確に作成する必要があります。

○　避難者名簿の整理

・　避難者の受付時、又は避難者を避難スペースに誘導した後、**【様式４：避難者名簿】**を配付し、記入を依頼し、回収します。
・　体調が悪い方、目の悪い方、外国人などについては、記入を手伝います。

・　避難者名簿の記載内容は、個人情報であることから、取扱い、保管には厳重に注意します。
・　回収した名簿をパソコンに入力（パソコンが使えない場合は、手計算で集計）し、毎日定時で避難者の入所状況等を**【様式８：避難者台帳】**及び**【様式９：避難行動要支援者名簿】**にまとめます。

○　退所者、入所者の管理
・　退所する方がいる場合、**【様式４：避難者名簿】**に記入を依頼し、退所者の情報を管理、整理します。
・　退所した人の分の空きスペースを把握し、共同スペースの新規開設や新しい入所者のために活用できるよう、総務班に情報を伝えます。
・　入所する人がいる場合、**【様式４：避難者名簿】**に記入を依頼します。
・　空いているスペースを確認して、部屋の割り振りを行います。
・　避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明します。

○　外泊者の管理
・　外泊する人がいる場合、**【様式 10：外泊届用紙】**に記入を依頼します。

(2)　安否確認等問い合わせへの対応

災害発生直後は、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが殺到します。

また、避難所には様々な人が出入りすることが予想されます。そこで、安否確認には作成した名簿に基づいて迅速に対応するとともに、避難者のプライバシーと安全を守るためにも受付を一本化し、訪問者（部外者）が避難所内にむやみに立ち入ることを規制します。

○　安否確認への対応
・　被災直後は、施設あてにかかってくる電話と避難者あてにかかってくる電話が混乱します。誰が電話の対応を行うのか、施設管理者と調整しましょう。
・　被災直後は、安否確認の電話など、施設内の電話は非常に混雑します。電話番を当番制にするなどして、特定の人に負担がかからないようにしましょう。
・　問い合わせに対しては、作成した名簿に基づいて迅速に対応しましょう。

○　避難者への伝言
・　施設内の電話は直接避難者へは取り次がないようにします。
・　伝言を避難者に伝えて、折り返しかけ直してもらいましょう。
・　伝言方法については、緊急度やその時の状況（人員、忙しさ）に応じて、次のような対応が考えられます。
　ⅰ　伝令要員を準備する
　ⅱ　伝言箱を用意する
　ⅲ　館内放送を利用する
・　災害時要援護者には、その障がい等に対応した適切な手段により、確実に伝達します。

○　訪問者への対応

・　避難者以外は、原則として居住空間に立ち入らないようにします。

・　入口付近を面会場所として用意し、訪問者との面会はそこで行うことを、周知徹底します。

(3)　取材等への対応

発災直後、避難所には報道機関や調査団が詰めかけることが予想されます。

○　基本的な対応方針の決定

取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについて運営会議で決定します。

○　具体的な対応

基本的には、取材及び調査に対しては、避難所の代表が対応します。

・　避難所の代表者は、あらかじめ取材者に対し、避難者のプライバシーに十分配慮すること及びそれが守られない場合は取材を中止することを伝えます。

・　避難所で取材を行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、**【様式 11：取材者用受付用紙】**に記入してもらいます。

・　取材者バッジ又は腕章をつけるなど、避難所以外の人が避難所内に立ち入る場合には、身分を明らかにしてもらいます。

・　避難者の寝起きする居住空間での見学、取材は、その居住者の了解を得た場合を除き、禁止します。

・　避難所の見学には必ず班員が立ち会い、避難者に対する取材へは班員を介して避難者が同意した場合のみとします。

(4)　郵便物、宅配便等の取り次ぎ

避難者あての郵便物等もかなりの量にのぼることが予想されます。

・　郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ、直接手渡してもらうこととしますが、防犯の観点から、受付に一言声をかけるよう、協力を依頼します。

・　避難者の人数が多い場合などには、郵便物等を受付で保管します。この場合**【様式 12：郵便物等受取簿】**を作成するとともに、郵便物等の紛失がないよう十分に注意します。

3　情報広報班の役割

(1)　情報収集

通信手段が絶たれた状態が続くことから、情報が錯綜します。被災者にとって必要な情報を収集するために、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携をとるなどして、情報収集を行います。

○　行政からの情報収集

・　各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集します。

・　定期的に市庁舎や支所に出向くなどして、公開されている情報を収集します。

○　他の避難所との情報交換

・　開店している公衆浴場、商店の情報など、その地域独自の情報は口コミの情報が非常に有効です。近隣の避難所と情報交換することで、地域の状況を把握します。

・　ただし、情報源については明確に把握し、デマに踊らされることがないように十分注意します。

○　各種マスコミからの情報収集

・　テレビ、ラジオ、新聞などのあらゆるメディアから、情報を収集します。

・　集まった情報を分かりやすく整理します。

・　情報は常に新しくなるので、その情報を受けた日時は必ず明記します。

(2)　情報発信

避難所の状況を正確にかつ迅速に外部に伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要です。また、避難所が地域の被害情報を発信することによって、災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができます。

○　行政への情報発信

・　情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報を整理します。

○　地域の情報拠点

・　避難所は地域の情報拠点となります。

・　避難所外の被災者が自由に情報を得ることができるように、外部の人でも見ることのできる場所に「広報掲示板」を設置します。

・　情報が錯綜することを防ぐため、掲示板には必ず、避難所内で掲示しているものと同じ情報を掲示します。

(3)　情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切です。避難所内にある情報を効率よく、かつ漏れのないように避難者に伝えます。

特に、要配慮者への伝達には十分配慮します。

○　避難者全体への情報伝達

・　避難所内での情報伝達は、緊急の場合は放送設備等を使用しますが、それ以外の場合は原則として文字情報（貼り紙など）によるものとします。

・　施設内の入口近くなど、避難者全員の目につきやすい位置に、掲示板を作成します。

・　掲示板に掲載する情報には、以下のようなものがあります。

①　「最新情報」（今日入った情報）

②　「行政からの情報」（り災証明書発行、被災者生活再建支援制度など）

③　「生活情報」（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）

④　「復興情報」（求人、復興資金など）

⑤　「使用施設関連情報」（避難所となった施設に関する情報）

⑥　「避難所新聞」（かわら版）

⑦　「何でも伝言板」（避難者同士の情報交換）など

・　掲示板に掲載する情報には必ず、掲示開始日時を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にします。
・　避難者へ定期的に掲示板を見るよう呼びかけます。
・　特に重要な項目については、避難所運営会議で生活班長に連絡し、生活班長を通じて口頭で避難者へ伝達してもらいます。
・　視覚や聴覚に障害のある人や外国人など、情報が伝わりにくい避難者に対しては、災害対策本部と連携して、それぞれに対応した音声や文字による情報伝達に配慮します。

○　避難者個人への情報伝達

避難者個人への情報伝達は、様々な方法が考えられますが、ここで紹介する伝言箱の設置も有効な手段です。

・　避難者個人あての連絡用に生活班別にひとつの伝言箱を設け、生活班長が受け取りに来る体制を作ります。
・　伝言箱の中身については、プライバシーの保護に気を付けて取り扱います。

4　施設管理班の役割

(1)　避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震などによる二次災害を防ぐためにも、施設の安全確認と危険箇所への対応を早急に行います。

○　災害対策本部による施設の安全確認
・　施設の安全確認については、災害対策本部へ要請し、早急に行ってもらいます。

○　危険箇所への立入りを厳重に禁止
・　危険と判定された箇所については、立入りを厳重に禁止し、貼り紙や進入禁止のロープを用いるなどして、注意を呼びかけます。
・　特に子どもなどが立ち入る可能性のある危険箇所については、バリケードを作るなどして、立入りを厳重に禁止します。

○　日常的な安全確認

【様式１:建物被災状況チェックシート】を使用して、日常的に安全確認を行います。

(2)　防火、防犯

災害後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられます。また、集団生活においては火災の危険性も増大します。そのため、防火、防犯に留意するよう、避難所内外へ呼びかけます。

○　火気の取扱い場所の制限
・　基本的に室内は、火気厳禁、禁煙とします。
・　喫煙は、定められた喫煙場所でのみ許可します。

○　火気の取扱いに注意

・　部屋ごとに火元責任者を決め、ストーブなどの室内で使用する火気については、厳重に管理します。

・　部屋単位、個人単位で所有する火の元（カセットコンロ等）の配置場所に注意します。人の目につきやすく、しかも燃えやすいものから離れていることが必要です。

・　火気を取り扱う場所には必ず消火器、消火バケツ等を設置します。

○　夜間の当直制度の設定

・　異常発生時に備えて、夜間も当直制度を設け、当直者は運営本部室で仮眠をとるようにします。

・　防火、防犯のために、夜間の巡回を行います。

○　避難所内への部外者の出入りを制限

・　多くの避難者が生活する避難所では、全ての入り口の扉を施錠することはできないため、不特定多数の人の出入りが可能となり、トラブルが起きやすくなります。

・　日中は、入口付近に受付を設け、担当者が外来者についてチェックする体制をとります。

・　夜間は入り口の扉は原則として閉鎖し、運営本部に近い入り口を１箇所だけ施錠せず、夜遅くに避難所へ戻る避難者が出入りできるようにします。

○　防火、防犯のため夜間巡回の実施

・　被災地が混乱している間は、避難所内の治安を維持するため、夜間巡回を行います。

・　余裕があれば、警察と協力し周辺地域の巡回を行い、地域の防犯にも努めます。

５　食料物資班の役割

(1)　食料、物資の調達

災害発生直後は食料の十分な配付を行うことができません。災害対策本部へ避難所の場所と避難者数や食料、物資を速やかに報告するとともに、調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者が協力し合って、炊き出し等を行うことにより、食料の確保を行います。ただし、難病患者、人工透析患者や糖尿病患者等の場合、食事制限があることや、高齢者の場合はやわらかいものが必要であるなど、要配慮者に対する食料の確保には十分配慮します。

また、状況が落ち着いてきたら、避難者の食料、物資に対する要望をまとめ、それらの支給を災害対策本部に働きかけます。

○　必要な食料、物資を下記の様式を用いて災害対策本部に報告します。

【様式 13：食料依頼伝票】

【様式 14：物資依頼伝票】

○　災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として独自に入手を試みるなど、対応策を考える必要があります。

○　被災者ニーズの反映

・　状況が落ち着いてきたら、各生活班に対し、必要とする食料・物資の調査を行い、避難者のニーズを把握して食料、物資の要請を行います。

・　食料、物資の要請は、将来的な予測を立てて下記の様式を用いて要望します。

【様式 15：食料・物資要望票】

(2)　炊き出し

災害対策本部から食料等が支給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは、食料確保に重要な役割を担います。調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者全員で協力して炊き出しを行い、健康な食生活ができるよう努めます。

(3)　食料、物資の受入

災害対策本部などから届く食料、物資の受入れには大量の人員が必要となります。

・　当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資等を搬入します。

・　受け入れた物資は、**【様式 16：物資受払簿】**に記入して管理します。

(4)　食料の管理、配付

避難所内にある食料の在庫や状態を把握することは、避難所の運営において必須の仕事です。特に災害発生直後の混乱した状況下では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫等を常に把握し、計画的に配付することが重要となります。

(5)　物資の管理、配付

避難所内にある物資の種類とその在庫を把握することも、避難所の運営において必須の仕事です。物資の在庫や状態を把握することで、避難者のニーズに迅速に対応することが可能となり、不足しそうな物資の支給を効率よく災害対策本部に働きかけていくことが可能となります。

6　救護班の役割

災害時には、全ての避難所に救護所（災害対策本部保健・医療班が医療救護を実施する場所）が設置されるとは限りません。できる範囲で、病人、けが人の治療に当たり、障がい者や高齢者などの要配慮者の介護等を行います。

(1)　近隣の救護所、医療機関の開設状況の把握

・　近隣の救護所の開設状況を把握します。

・　地域内の医療機関の開設状況を把握し、連絡先を確認するとともに、事前に緊急の往診などの協力を依頼します。

(2)　避難所内への医務室の設置

・　発災直後は、地域内の医療機関も被災し、診療が不可能となっていることが考えられます。急病人等に対応するためにも、避難所内に医務室を開設します。

・　避難所内の医務室で対応できないような場合には、速やかに救護所や近隣の医療機関に応援を要請します。
・　避難者の中に、医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請します。

(3)　避難所内にある医薬品の種類、数量の把握

・　医務室などの避難所内にある医薬品の種類、数量について把握し、管理します。
・　必要最低限の医薬品については、物資担当者と連絡をとり、常備するよう心がけます。

(4)　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置場所の確認等

・　避難所内にＡＥＤがある場合はその設置場所を確認するとともに、周知を図ります。
・　避難所内にＡＥＤが無い場合は、最寄りの設置場所を確認するとともに、周知を図ります。
・　避難者の中にＡＥＤ講習会の受講者等がいるか確認し、把握しておきます。

(5)　避難所内の病人、けが人、要配慮者への対応

・　避難者のうち、病人、けが人、要配慮者については、以下の内容について把握します。ただし、プライバシーの観点から、把握した情報の管理には十分に注意します。
・　氏名、年齢、病名、通常使用している薬
・　かかりつけの医師、食事、物資等の個別の要望
・　要配慮者のうち、避難所での生活が困難な人については、設備のある別の避難所や福祉施設への移転、又は病院への収容も検討し、要請します。

(6)　往診、相談会等の開催

医療機関からの往診や健康に関する相談会、支援に関する相談会などを定期に開催します。

7　衛生班の役割

(1)　ゴミに関すること

避難所では多人数が生活するために、大量のゴミが発生します。また、特に災害発生直後の混乱した状況では、ゴミの収集も滞るおそれがあります。

○　避難所敷地内の屋外で、以下のような場所にゴミ集積場を設置します。

・　ゴミ収集車が出入りしやすい場所
・　調理室など、衛生に関して十分に注意を払わなければならない箇所から離れた場所
・　居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる場所
・　直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

○　ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保ちます。

・　通常通りの分別収集をするよう呼びかけます。
・　危険物（空のカセットボンベ等）の分別には特に注意を払います。

・　各世帯から出るゴミは居住組ごとにごみ袋を設置してまとめ、ゴミ集積場に捨てます。

○　ゴミの収集が滞り、やむを得ない場合には、焼却処分について災害対策本部と検討を行います。

・　災害時の混乱した状況下では、ごみ収集が滞る場合も想定されます。施設内に焼却炉がある場合には、災害対策本部と協議の上、火災防止に十分配慮した上で焼却処分を行うことも検討します。

(2)　風呂に関すること

多人数の避難者が生活する場所において、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるよう災害対策本部を通じて、早期に自衛隊への災害派遣要請により入浴施設の開設を要請し、生活環境の安定を図ります。

(3)　トイレに関すること

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数に応じたトイレを確保し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において、重要な仕事です。

○　トイレの使用可能状況を調べる。

・　施設内のトイレの配水管が使用可能かどうか早急に調べます。

・　配水管が使用不可能な場合は、トイレを使用禁止とし、貼り紙をするなどして、避難者に知らせます。

○　既設トイレが使用できない場合は（多数の避難者がいる避難所では既設トイレの使用可否に関わらず)、速やかに仮設トイレの設置場所と必要数（概ね５０人あたり１基）を災害対策本部に連絡します。

・　屋外で照明設備を確保する必要がある場合もあります。

・　仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者に配慮して、洋式仮設トイレの設置が必要です。

○　トイレ用水を確保する。

・　配水管が使用可能な場合には、汚物を流すための用水を確保し、トイレを使用します。（水の確保については、「(7)生活用水の確保」を参照）

○　トイレの衛生管理には十分に注意を払う。

・　トイレの清掃・消毒は、定期的（当初は毎日数回ずつ）に行います。

・　避難者にトイレの清潔な使用方法について、十分に呼びかけます。

・　トイレ使用後の手洗い、消毒ができるよう配慮します。例えば入り口に消毒水を手洗い用として用意します。消毒水は作成日時を明記し、定期的に交換します。

・　清掃用具、汚物専用容器、トイレットペーパーの確保にも注意します。

(4)　掃除に関すること

多くの人が共同生活を行う避難所では、避難者全員が避難所内の清掃を心がける必要があります。

・　共有部分の掃除は、生活班を単位に当番制をつくり、交代で清掃を実施します。

・　居室部分の掃除は、毎日１回の清掃時間を設け、実施します。

(5)　衛生管理に関すること

ライフラインが停止し、物資が不足する中での避難所生活は、決して衛生的なものとはいえません。疾病の発生を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理には十分に注意を払います。

○　「手洗い」の徹底

・　手洗い用の消毒液を調達して消毒水を作り、トイレなどに用意し、手洗いを励行します。

・　季節によっては、施設内の必要箇所（特に調理室など）を消毒するための消毒液などを調達し、定期的に消毒を実施します。

○　食器の衛生管理の徹底

・　衛生管理の観点から、できるだけ使い捨ての食器を使用します。

・　使い捨ての食器を十分に調達できない場合には、使い捨ての食器又は通常の食器の再利用も行います。

・　食器の再利用を行う場合には、各自が用いる食器を特定して、食器の洗浄などは各自が責任を持って行うこととします。

○　避難所での集団生活においては、風邪などの感染症がまん延しやすくなるため、十分な対策を講じます。

・　外出から帰ってきたら、手を洗いうがいをするなど、十分に予防策を講じます。

・　マスクやうがい薬など、予防のために必要なものは、適宜、食料物資班の担当者を通して災害対策本部に要望します。

(6)　ペットに関すること

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する必要があります。なお、盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬は、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」により、公共的施設を身体障がい者が利用する場合に同伴を認められています。ただし、避難所内へ同伴することで、他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性がある等の場合は、障がい者と補助犬用の別室を準備するなどの配慮が必要となります。

○　避難所の居室部分には、原則としてペットの持込み禁止

・　多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持込みは原則禁止とします。

やむを得ず、ペットを滞在させる場合には、居住スペースとは十分な距離を設ける事が必要です。

○　ペット飼育スペースの設置する場合

・　基本的には敷地内の屋外に専用スペースを設け、その場で飼育するようにしますが種類によっては屋外での飼育に適さない種類も存在するため、居住スペースとは十分な距離をとった上で屋内でのスペース設置を考慮する必要があります。

・　ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理することとします。

○　登録台帳の記入

・　避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届けるよう呼びかけ、**【様式 17：避難所ペット登録台帳】**に記載してもらいます。

○　大型動物・危険動物の同伴禁止

・　大型動物や危険動物を避難所へ同伴することは断るようにし、災害対策本部に対応を要請します。

○　ペットの飼育場所とルール

・　ペットの飼育場所と飼育ルール（**《参考資料３：ペットの飼育ルール広報文案》**参照）を、飼育者及び避難者へ周知し、徹底を図ります。

○　ペットの救護活動情報

・　ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供します。

(7)　生活用水の確保

災害時に生活用水を確保することは、非常に重要な仕事です。生活用水の確保は、労力を必要とする仕事なので、避難者全員で協力して行います。

○　避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別します。

・　飲料、調理用

・　手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用

・　風呂、洗濯用

・　トイレ用

○　飲料、調理用の確保

・　飲料用の水は、原則として救援物資として届くペットボトルを使用します。

・　ペットボトルはできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないように注意します。

・　ペットボトルの水が確保できない場合、又は不足する場合は、給水車の水や飲用可能な井戸水、湧水を使用します。
・　給水車の水、井戸水、湧水の保管に関しては、清潔を保つように留意します。

○　手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水の確保
・　手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用の水は、原則として給水車の水や飲用可能な井戸水、湧水を使用します。
・　水の保管に関しては、清潔を保つように留意します。
・　「手洗い、洗顔等用」として使用した水は、トイレ用水として再利用することを心がけます。

《用途別の生活用水の使い方の例》

	飲料用 調理用	手洗い用 洗顔用 歯磨き用 食器洗い用	風呂用 選択用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
井戸水、湧水（飲用可能）	○	◎	◎	○
井戸水、湧水（飲用不可）	×	×	△	◎
プール、川の水	×	×	×	◎

凡例◎：最適な使用方法、○：使用可、△：水質により判断、×：使用不可

8　ボランティア班の役割

災害時、被災地や避難所へは多数のボランティアが詰めかけることが予想されます。避難所の運営は、あくまでも避難者組織による自主運営が基本ですが、避難所運営による避難者の負担を軽減し、また、運営が円滑に実施できるよう、ボランティアにも積極的に協力を仰ぎ、避難所を効率よく運営していきます。

(1)　ボランティアの受入れ

○　避難所運営の中で、特にマンパワーの大きくかかる部分については、災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じてボランティア支援を受けます。

○　ボランティアの派遣は、原則として社会福祉協議会等を通じて受け入れます。
・　避難所を直接訪ねてきたボランティアについては、社会福祉協議会等の受入れ窓口でボランティア登録を行うよう依頼します。

○　ボランティアの受入れ窓口を設置します。
・　**【様式 17：災害ボランティア受付簿】**に必要事項を記入してもらいます。

○　必ず保険加入を確認します。

・　保険に加入していないボランティアについては、社会福祉協議会等へ問い合わせ保険加入を要請します。

(2)　ボランティアの管理

○　ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、運営会議で検討し、決定します。

・　組織化されたボランティアの場合、ボランティアのリーダーと協議して、どの役割を担ってもらうか決めるのも良いでしょう。

○　ボランティアに対する具体的な作業指示は、各活動班の作業担当者が行います。

・　ボランティアの安全には十分に配慮し、危険な作業は決して行わせてはいけません。

○　ボランティアであることが一目で分かるように、名札や腕章、ビブス等の着用を義務づけます。

第７章　避難所運営委員会

１　避難所運営委員会における避難所運営会議の開催

(1)　開催目的

災害対策本部との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるため、避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を開催します。

(2)　開催頻度

- 災害発生直後は、１日２回、朝食前及び夕食後に運営会議を開催します。
- 朝の会議では、前夜の運営会議以降に連絡する必要が生じた事項の連絡を主に、夕食後の会議では、問題点についての話し合いを主に運営会議を行います。
- 災害発生から時間が経ち、連絡事項が減少すれば、朝の会議は省略します。
- 特に連絡事項がない場合でも、最低限１日１回は会議を開催し、問題点の有無などを確認します。

(3)　参加者

- 会長、副会長、各生活班長、各活動班長
- 市の避難所担当職員
- 施設管理者
- （必要に応じて）ボランティア団体代表や地元企業等の代表者等

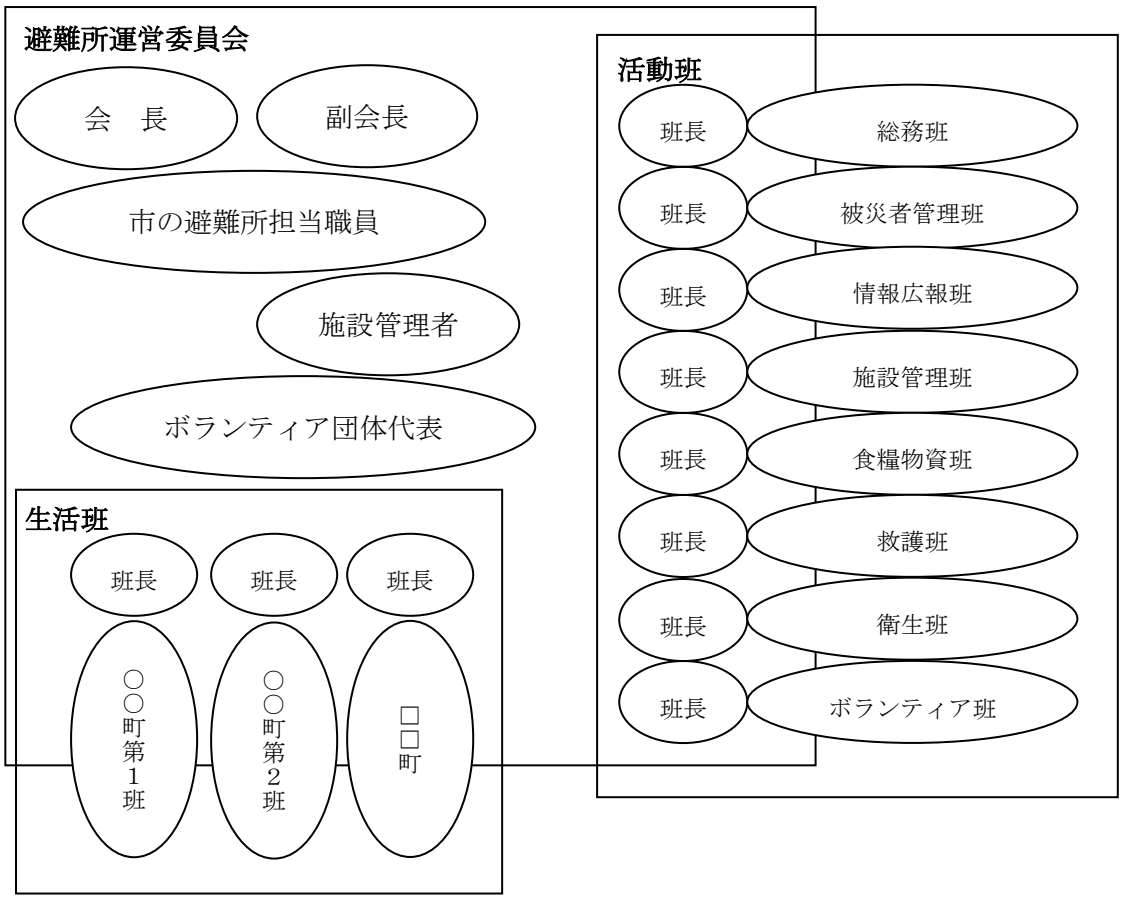

２　避難所運営委員会の役割（時期別）

＜展開期：２４時間～３週間程度＞

(1)　生活班の代表選出、各活動班の設置

災害発生直後の混乱した状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりを始めます。各生活班では、班長と各活動班への代表者を決めます。

班長等はできるだけ交替制とするなど個人の負担が偏らないように注意します。

(2)　避難所内での場所の移動

避難者の増減など、状況の変化により、避難所内での移動が必要になった場合は、避難者の了解を得て、移動を行います。

避難所開設直後から、避難所内での場所の移動があることを周知しておくことが必要です。

＜再構成期：３週間以降＞

(3)　活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、活動班の再編成を行います。

(4)　避難所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行います。

＜撤収期：ライフライン回復頃＞

(5)　避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成

避難所の閉鎖時期については、応急仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き家などを考慮しつつ、災害対策本部の指示を受けた上で、避難者の合意形成を行ない、施設管理者と相談しながら決定します。

(6)　避難所閉鎖に向けての解散準備等

避難所の閉鎖方針が決定されたら、避難所運営委員会に配置されている人員についても、徐々に縮小することになります。避難所の撤収を円滑に進めるための段取りを決めます。

(7)　避難所の撤収

避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に係る記録、使用した台帳等の整理をし、災害対策本部に引き継ぎます。また、使用した施設を元に戻し、清掃をした上で、避難所を撤収します。

3　避難所運営委員会の議題等の一例

・　避難所運営の方針決定
・　避難者のニーズ把握
・　必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
・　居住区への衝立の設置、スペース配分の見直し
※　避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。
・　避難所の生活ルールの確立
※　起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、ルールを設けます。
　また、避難者が勝手に自炊などをしないよう、必要に応じて炊事場の設置ルール等を設けます。
・　避難者や避難所運営スタッフの健康管理
※　避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。
　ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

第８章　福祉避難所の開設

１　福祉避難所の指定

○福祉避難所

No.	避難所名称	所　在	面積（㎡）	収容人数	洪水時	備　考
1	ふれあいセンター	春日町 12 番 5 号	1,559	779	●	外部給電有

凡例：洪水時●　ハザードマップでは浸水想定区域内にありますが、建物が 2 階以上である施設。洪水時は 2 階以上に避難（垂直避難）をしてください。

※　感染症対策の措置を講じる必要がある場合は収容人数を１/2 とします。

２　安全性と受入規模の確認

指定又は確保している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。

福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を整えた旅館、ホテル、協定を締結している福祉施設等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保します。

３　生活相談員の確保・配置

(1)　確　保

要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置します。

生活相談員は、災害救助法が適用された場合には、国の基準により、概ね１０人の要配慮者に対し、１人を配置するよう努めます。

市職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合には、道が他地域から生活相談員等を派遣する制度（北海道災害派遣ケアチーム）を活用すべく、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係

電話：011-204-5242（直通）

(2)　配　置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

４　設備・備蓄品の確認

要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料水及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請します。

避難所における必要設備や物資のほか、特に要配慮者が必要とする設備や資機材等については、発災時に必要数を確保することは困難な場合が想定されることから、平時か

ら、一定程度の備蓄を進めるほか、設備、資機材等の調達先リストを作成し、必要に応じて関係事業者・団体と協定を締結するなど、調達体制の構築について検討しておく必要があります。

(1)　設備

冷暖房設備、障がい者用トイレ、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、非常用発電機、投光器　など

(2)　資機材

情報伝達機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、掲示板等)、パーティション、日常生活用具・補装具（ベッド、担架、車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、酸素ボンベ）　など

(3)　食料、飲料

食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食、介護食　など

(4)　生活用品

毛布、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ　など

5　開設の周知

(1)　周知先

福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達します。

具体的には、要配慮者本人はもとより、自主防災組織、地域住民、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法があります。

福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知します。

6　避難者の受け入れ

(1)　対象者等

福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族まで含めて差し支えありません。

他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者名簿を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市職員等の協力（共助・公助）により、介助等を行います。

(2)　避難者台帳

避難所に一旦、避難し、その後、福祉避難所に移動した要配慮者は、被災者台帳の情報を活用します。

なお、福祉避難所に直接、避難した要配慮者は、新たに被災者台帳を作成し、要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、被災者台帳は、適宜、更新します。

7　福祉避難所担当職員の運営体制の整備

(1)　福祉避難所担当職員の配置

市が福祉避難所を開設したときは、「福祉避難所担当職員」を配置します。当面は２４時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず交代要員を確保しておきます。

(2)　社会福祉施設等に開設した場合

福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行います。

(3)　指定避難所の一区画等に開設した場合

事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース（室）に設置します。

避難所では対応できないニーズ（介護職員・手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供）については、災害対策本部に迅速に要請します。なお、市で対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行います。また、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら従事する者の確保に努めます。

8　支援の提供

(1)　相談窓口

在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置します。

(2)　福祉サービス等の提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

(3)　特性に応じた配慮

要配慮者への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討します。

要配慮者	情報提供方法
・聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
・視覚障がい者	点字、音声等
・盲ろう者	指点字、手書き文字等
・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。

人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係

電話：011-204-5242（直通）

9　緊急入所等の実施

在宅や一般の避難所、あるいは、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送します。

人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供します。

10　福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合には、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態等が変容している可能性もあるため、生活相談員・市福祉部門の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援について話し合いを行った上で、在宅生活等へ移行します。

第９章　感染症対策

１　「避難所の開設」

(1)　可能な限り多くの避難所の開設

避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討します。

(2)　親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくことも検討します。

(3)　自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応は、保健福祉部局と十分連携し、医療機関やホテル等での療養など適切な対応を事前に検討する必要があります。

２　避難者等の健康管理

(1)　避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

- 避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に【様式 19：健康管理シート】を使用して確認する必要があります。
- 保健師による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェックが重要です。
- 運営スタッフは、事前に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を確認し、症状がある場合は避難所運営組織に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

３　避難所の衛生管理

(1)　手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

(2)　避難所の衛生環境の確保

- 物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保ちます。
- トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）を用いて、便器周りを中心に清掃します。
- 消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。（例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。）

・　避難所は土足厳禁にします。
・　紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。

(3)　十分な換気の実施、スペースの確保等

・　避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
・　避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低 1m）空けることが望ましく、カーテンや段ボール等によるパーティションも有効です。

４　発症時の対応

(1)　避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や病院への搬送など保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する必要があります。

(2)　発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

・　発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保します。
・　発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
・　症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

なお、すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

【様式１：建物被災状況チェックシート】

建物被災状況チェックシート（表面）

チェックを行う前に必ず読んでください。

○　避難所を開設するにあたって、避難所となる施設の安全性を確認します。

○　市の避難所担当職員、施設管理者、避難所運営委員会員のうち、２人以上で、危険箇所に注意しながら、このチェックシートを使って、目視による点検を行います。

○　一見して危険と判断できる場合は、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

○　質問１から順番に点検を行います。

○　質問１～８（外部の状況）までで、Ｂ又はＣと判断された場合は、建物に入らず、質問９以降については調査する必要はありません。

○　危険と認められる場所には、貼り紙をするなどして、立入禁止とします。

○　このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、災害対策本部へ連絡し確認を受けましょう。

○　質問 1～13 を集計し､下記｢チェック結果｣に該当項目の合計数を記入します。

○　以下の判定により、必要な対応をとります。

	判定	対応
Ｃが一つでもある	危険	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。
Ｃはないが、Ｂが一つでもある	要注意	施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じる。
Ａのみである	使用可	危険箇所に注意し、施設を使用する。

○　余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検する。

○　このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、災害対策本部に連絡し、早急に調査･確認を受けること。

チェック結果

避難所名	確認日時	確認者名
Ａの数	Ｂの数	Ｃの数

建物被災状況チェックシート（裏面）

《その１：外部の状況》

質問	該当項目		
	A	B	C
1　建物周囲に、地滑り、がけ崩れ、地割れ、砂の吹き出し、液状化現象、地盤沈下などが生じましたか	いいえ	生じた	ひどく生じた
2 建物の基礎が壊れましたか	いいえ	壊れたところがある	ひどく壊れた
3 建物が傾きました	いいえ	傾いている気がする	明らかに傾いている
4 外壁材は壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	大きな亀裂がある・一部落下している	大きく壊れている・落下している
5 屋根材は壊れましたか	いいえ	壊れている・一部落下している	大きく壊れている
6 窓ガラスは割れましたか	いいえ又は現状でふさげる程度	現場で対応できないほど割れた	
7 外部階段、バルコニー、高架水槽、大型看板、隣接する建物等が余震などにより避難所の建物や敷地内に落下、転倒する危険性はありますか	いいえ	可能性がある	今にも落下、転倒しそうだ
8 ガス臭・灯油等の臭い（ガス漏れ・灯油等の漏れの可能性）はありますか	いいえ	可能性がある	かなりある・漏れている

ここまでのチェックで、ＢまたはＣの該当項目があった場合は、建物内に入ってチェックする必要はありません。（質問９以降は点検不要です） その他、気がついた状況等があれば、質問 14 の回答欄に記入してください。

《その２：内部の状況》

質問	該当項目		
	A	B	C
9 床が壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	少し傾いた､又は沈下した	大きく傾いた
10 柱が折れましたか	Ｂ・Ｃ以外	大きなひび･ゆがみを生じたものがある	完全に折れたものがある
11 内部の壁が壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	大きなひび割れがある･一部落下している	大きく壊れている・落下している
12 出入口・各室のドアは動きますか	Ｃ以外		かなり動きにくい・動かない
13 天井や高所の照明器具が壊れましたか	Ｂ・Ｃ以外	落下の危険性がある	落下している
14 その他、気がついた状況を記入してください （例：塀が壊れた、水・ガス・灯油等が漏れている、付近の電線が切れて垂れ下がっている、家具が倒れたなど）			

【様式２：開設準備チェックシート】

開設準備チェックシート

項目	内容	確認
避難所組織の立ち上げ	応急的な避難所運営組織を準備	□
開設方針の確認	災害対策本部からの開設指示が出た	□
	避難勧告・避難指示が出た	□
	被災者からの開設要望があった	□
避難者の安全確保	開設準備中は建物外での待機を呼びかける	□
	雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に、施設内に誘導する	□
	避難者の移動経路と物資輸送車両の進入経路上は、駐車禁止とする	□
開設準備への協力要請	避難者に対して当面の運営協力を呼びかける	□
建物の安全確認	災害対策本部による安全確認	□
	「建物被災状況チェックシート」による安全確認	□
ライフラインの確認	電気の使用	□
	放送設備の使用	□
	水道の使用	□
	電話の使用	□
	ＦＡＸの使用	□
	インターネットの使用	□
	下水道の使用	□
トイレの使用確認	使用できない場合は表示と代替設備の準備	□
避難スペースの確保・指定	避難所の利用範囲を確認（避難生活用、運営管理用、救援活動用など）	□
	部屋割り・スペース割りの指定	□
	立入り禁止スペースの指定・表示（貼り紙やロープ）	□
利用室内の整理・清掃	破損物・備品等の片付け、清掃	□
受付の設置	場所の確定［場所：　　］	□
	備品の準備（長机、椅子、筆記用具等）	□
	避難者名簿の準備	□
	受付付近に、避難所利用範囲や各種ルールの表示	□
生活班の編成	町内会・自治会の班などを参考に編成する	□
	観光客など、もともと地域内に居住していない避難者は、まとめて編成する	□
	班長を決定する	□
避難所の表示	門・玄関付近に避難所の表示を設置	□
要援護者への対応		□
負傷者への対応		□
災害対策本部への連絡	避難所状況報告書（第 1 報）のＦＡＸ又は電話連絡	□

【様式３：避難所の開放スペース等】

避難所の開放スペース等

分　　類		部　屋　名
◎避難生活スペース		
要援護者スペース		
避難所運営用	◎受付場所	
	◎広報場所	
	◎事務室	
	運営本部室	
	会議場所	
	仮眠場所	
救護活動用	◎救護室	
	物資保管室	
	物資配付場所	
	特設公衆電話の設置場所	
	相談所	
避難生活用	◎更衣室（兼授乳場所）	
	休憩所	
	調理場所	
	遊技場・勉強部屋	
屋外	仮設トイレ	
	ゴミ集積場	
	喫煙場所	
	物資の荷下ろし場	
	仮設入浴場	
	洗濯・物干し場	
	駐輪場・駐車場	
《利用しない部屋》 ・　校長室、職員室、事務室、館長室等の施設管理に必要な部屋 ・　理科室、機械室など危険物のある部屋		
《予備スペース》 応急遺体安置場所（原則として避難所には遺体を安置しないが、避難者の死亡等、やむを得ない場合には、避難スペースと隔離した位置に確保する）		

◎印が付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

【様式４：避難者名簿】

避　難　所　名　簿

避難所名：

太枠内をご記入ください（同居家族等単位）

①入所年月日	年　月　日					
②同居家族等の氏名 （ヨミガナ）	年齢	生年月日	性別	この避難所にいる （○･×）	連絡が取れた （○･×）	備　考 （現在いる場所等）
避難所にいる代表者 （　　）			男・女			
（　　）			男・女			
（　　）			男・女			
（　　）			男・女			
（　　）			男・女			
（　　）			男・女			
（　　）			男・女			
（　　）			男・女			

③住所・電話番号	〒 （町内会・自治会名　　） 固定電話（　　）　　― 携帯電話（　　）　　―
④家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊・断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通 その他（　　）
⑤親族などの連絡先	〒 固定電話（　　）　　― 携帯電話（　　）　　―
⑥特別な配慮	ご家族に、入れ歯や眼鏡の不備、病気などの理由で、特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください。
⑦外部から安否の問い合わせがあった場合は、住所氏名を答えてもいいですか？	はい・いいえ

※記載内容は厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。

※内容に変更があった場合は、速やかに被災者管理班にお申し出ください。

退出年月日	年　月　日
転出先	〒 固定電話（　　）　　―
備　考	

【様式５：受付時チェックシート】

受付時チェックシート

チェック項目	チェック内容
□１．受付 ※多人数が集中した場合は、名簿への記入は事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で氏名・住所等の基礎的な内容だけでも記入してもらう。	・　同居している家族等の単位で記入してもらう。 （災害時要援護者等の場合、必要に応じて記入を手伝う。） →**【様式４：避難者名簿】**
□２．避難所内の割当て・誘導	・　早い者勝ちではないことを周知する。 ・　できるだけ地域（編成が済んでいれば、生活班）ごとにまとまるように誘導する。
□３．ルール等の周知	・　当初は最低限の施設利用上のルールを定めておき、以降、順次見直す。 →**《参考資料２：施設利用ルール例》**

【様式６：避難所状況報告書】

避難所状況報告書（第　　報）

避難所名：

<table>
<tr><td colspan="2">送　信　者　名</td><td></td><td colspan="2">（受信者名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報　告　日　時</td><td>月　日　時　分</td><td colspan="2">避難所ＦＡＸ等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">世　帯　数</td><td>現在数 Ａ
（　）は屋外避難世帯</td><td colspan="2">前回報告数 Ｂ</td><td>差引 Ａ－Ｂ</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計　数</td><td>（　　）</td><td colspan="2">（　　）</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内訳</td><td>避　難　者</td><td>（　　）</td><td colspan="2">（　　）</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>在宅被災世帯</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">人　数</td><td>現在数 Ａ（ ）は屋外避難者</td><td colspan="2">前回報告数 Ｂ</td><td>差引 Ａ－Ｂ</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計　数</td><td>（　　）</td><td colspan="2">（　　）</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内訳</td><td>避　難　者</td><td>（　　）</td><td colspan="2">（　　）</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>在宅被災者</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">運営状況</td><td>生　活　班</td><td>編成済・未編成</td><td rowspan="3">地域状況</td><td>二次災害恐れ</td><td>なし・あり（　　）</td></tr>
<tr><td>避難所運営
委員会</td><td>設置済・未設置</td><td>ライフライン途絶</td><td>なし・あり
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>付近の道路</td><td>通行可・渋滞・不通</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所運営委員会
代表者名及連絡先</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

		対応状況	今後の要求・展開
連絡事項	総務班		
	情報広報班		
	被災者管理班		
	施設管理班		
	食料物資班		
	救護班		
	衛生班		
	ボランティア班		
	避難所担当職員		
	施設管理者		
備考			

《避難所状況報告書について》

・　一日最低 1 回は災害対策本部へ報告すること。

・　「避難者」：自宅が被災し住めなくなり、避難所で生活している方

・　「在宅被災者」：自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶等により、避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給を受けている方

・　「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題やその解決策など、他の避難所運営の参考となるような事項を記入する。

【様式７：避難所運営日誌】

避　難　所　運　営　日　誌

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者名	
作成日時	月　　日　（　　）　　時　　分

		現在の状況（A）	前回の状況（B）	増減（A－B）
世帯数（合計）		世帯	世帯	世帯
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
	在宅避難者	世帯	世帯	世帯
人数（合計）		人	人	人
内訳	避難者	人	人	人
	在宅避難者	人	人	人
地域の状況		付近の道路	通行可　・　通行不可	
		ライフライン途絶	あり　・　なし ↓ ライフラインの種類 （　　）	
避難所運営委員会 代表者名・連絡先				

連絡事項等

【様式８：避難所台帳】

避　難　者　台　帳

避難所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	入所日	退所日	（ふりがな） 名前（世帯の代表者）	住　　所	電話 （連絡が取れる番号）	世帯の人数 （記入者も含む）	家族の中に配慮が必要な方がいるか （介護・障がい・ｱﾚﾙｷﾞｰなど）	車中泊の有無	安否確認への回答 （外部から照会の際、住所・氏名を提供）
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月　日	月　日				人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない

【様式９：避難行動要支援者名簿】

避 難 行 動 要 支 援 者 名 簿

避難所：

番号	(ふりがな) 名　　前	住所又は居所	連絡先	生年月日	性　別	避難支援等を必要とする事由		備　　考
						障害、要介護、 難病、療育の種別	障害等級、要介護 状態区分、療育判定等	

【様式 10：外泊届用紙】

外　泊　届　用　紙

避難所名：

フリガナ 氏　　名	
外　泊　期　間	月　　日　～　　月　　日
同　　行　　者	

緊急の場合の連絡先

その他、連絡事項

【様式 11：取材者用受付用紙】

取 材 者 用 受 付 用 紙

避難所名：

<table>
<tr><td colspan="2">受 付 日 時</td><td colspan="4">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">退 所 日 時</td><td colspan="4">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者</td><td>氏 名</td><td></td><td>所 属</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">連絡先（所在地、電話番号等）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">同行者</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="3">所属</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">取材目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">放送・掲載等予定</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所側の付添者</td><td colspan="5" rowspan="2">（名刺貼付場所）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td></tr>
</table>

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

【様式 12：郵便物等受取簿】

郵 便 物 等 受 取 簿

台帳 No.　　避難所名：

No.	受付月日	宛 名	郵便物等の種類	受付月日	受取人名
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	
	月　日		はがき・封書・小包・その他（　　）	月　日	

・被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。

・受取に来た方に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

【様式 13：食料依頼伝票】

食 料 依 頼 伝 票

<table>
<tr><td rowspan="6">避難所</td><td colspan="3">依頼日時　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="3">避難所名</td></tr>
<tr><td colspan="3">住 所</td></tr>
<tr><td colspan="3">担当者名
電 話　　ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">依頼数</td><td>避難者用</td><td>食（うち軟らかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>在宅被災者用</td><td>食（うち軟らかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>合 計</td><td>食（うち軟らかい食事 食）</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の依頼内容</td></tr>
<tr><td rowspan="8">災害対策本部</td><td colspan="3">受信日時　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="3">担当者名</td></tr>
<tr><td colspan="3">処理時刻 月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配送数</td><td>避難者用</td><td>食（うち軟らかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>在宅被災者用</td><td>食（うち軟らかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td>合 計</td><td>食（うち軟らかい食事 食）</td></tr>
<tr><td colspan="3">発注業者</td></tr>
<tr><td colspan="3">配送業者</td></tr>
<tr><td colspan="3">配送確認時間</td></tr>
<tr><td colspan="4">備　考</td></tr>
</table>

【様式 14：物資依頼伝票】

物 資 依 頼 伝 票

①	依頼日時　　月　　日　　時　　分			②	発注先業者名 電話 ＦＡＸ			
	避難所名							
	住 所				伝票 No.　　伝票枚数			
					本部受付日時　　月　　日　　時 分			
	担当者名 電話 ＦＡＸ				本部受信者名 電話 ＦＡＸ			
		品 名	サイズ等	数量	出荷数量	個口	備考	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

・　一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数字で注文してください。 ・　性別などは「サイズ等」の欄に記入してください。	個口合計

・　食料物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてＦＡＸで注文・配達を依頼してください。

・　ＦＡＸが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。

・　食料物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

③	出荷時期　　月　　日　　時　　分	④	
	配達者名 電話 ＦＡＸ	避難所受領サイン	
	配達日時　　月　　日　　時　　分		

＜様式 14：「物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法＞

1　食料物資班の担当者は、伝票の①の枠内に必要事項を記入します。

(1)　伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。

(2)　「様式 14：物資受払簿」に、物資の品名ごとに、伝票 No.と依頼数量などを転記します。

(3)　転記後は、伝票を食料物資班の班長へ渡します。

(4)　食料物資班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。

2　災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入します。

(1)　災害対策本部の物資管理を担当する職員は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入します。

(2)　発送時に、その内容を台帳及び伝票に記入します。

(3)　配送担当者に伝票を渡します。

3　配送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入します。(物資管理担当職員が直接配送するときは、職員が配送担当者と同様の記入を行います。)

(1)　配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の食料物資班の班長のサインを得てから物資を渡します。

(2)　食料物資班の班長が不在のときは、班員のサインを受けます。

(3)　配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理を担当する職員に渡します。

(4)　食料物資班は、「様式 13：物資受払簿」に数量などを記入します。

4　災害対策本部の物資管理担当職員は、台帳に到着確認時刻を記入し、台帳と伝票を保管します。

【様式 15：食料・物資要望票】

食 料・物 資 要 望 票

（生活班長→食料物資班）

生活班名＿＿＿＿＿＿＿＿　班長名＿＿＿＿＿＿＿＿

①要望提出日時	年　　月　　日　　時　　分		
②要望品名・摘要・数量ほか			
品 名	摘要（サイズ等）	数量	備 考

・　一行につき１品、サイズごとに記入してください。

・　性別等は「摘要（サイズ等)」の欄に記入してください。

・　その他必要な事項（説明しておくべき事情や緊急に要する物であるのか等）は、備考欄に記入してください。

【様式 16：物資受払簿】

物 資 受 払 簿

台帳 No.　　避難所名：

品名			サイズなど				
依頼日時	月　日　時分		依頼数量				
年月日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考

・　物資等の受領時に記載します。

・　この用紙は避難所で保管します。

＜様式 16：「物資受払簿」の記載方法及び使用方法＞

1　食料物資班の担当者は、依頼した物資が配送されたら、必要事項を記入します。

(1)「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど出所を明示します。

(2)　「受」には、受け入れた数量を記入します。

2　物資を避難者に配付した場合、配付した数と残数を記入します。

(1)　「払出先」には、生活班ごとに配付した時は班の番号、避難者ごとに配付したときは避難者氏名と住所、電話番号などを記入します。

(2)　「払」には、配付した数量を記入します。

(3)　現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します。

【様式 17：避難所ペット登録台帳】

避難所ペット登録台帳

避難所名：

No.	飼育者	登録日	種類	体長 (cm)	毛色・ 体色	性別	名 前 (呼び名)	退所日
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	
	氏名 住所 電話番号						オス メス	

【様式 18：災害ボランティア受付簿】

災害ボランティア受付簿

避難所名：

番号	受付日	氏名・住所・電話番号	性別	職業・学校名等	備考 （ボランティアの種類など）
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			

【様式 19：健康管理シート】

健 康 管 理 シ ー ト

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難者数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日　　時　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分

症　状 氏　名	（年齢）	発　熱	下痢・嘔吐	外　傷	その他
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				
	（　　）				

《参考資料１：呼びかけ文例》

○開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、避難所運営委員会です。
ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全な○○（例：グラウンド、駐車場）で待機願います。
現在分かっている災害情報は、［収集した地震に関する情報等］ということです。
この地区や市の被害状況は現在確認中です。
富良野市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められておりますので、落ち着いて行動してください。
なお、皆さんの中で、開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。
また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。
以上、避難所運営委員会からでした。

※繰り返します。

○受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、避難所運営委員会です。
ただいま、施設の安全性が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。
受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただいてから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、これから申し上げる順に、同居しているご家族ごとに受付に来てください。
また、今後の状況により、施設内で移動していただくことがありますのでご了承ください。
障がいをお持ちの方や介護が必要な方がいるご家族等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。
まず、身体に障がいがある方や介護が必要な方がいるご家族から受付に来てください。
・・・・・
次に、○○町内の方、受付に来てください。

《参考資料２：施設利用ルール例》

避難所でのルール

この避難所でのルールは次のとおりです。

1　この避難所は、地域の防災拠点です。

2　この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市の避難所担当職員、施設の管理者、避難所の代表者からなる、避難所運営委員会（以下、「委員会」という。）を組織します。

・　委員会は、毎日午前○○時と午後○○時に定例会議を行います。

・　委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの活動班を避難者で編成します。

3　避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することをめどに縮小、閉鎖します。

4　避難者は、世帯単位で登録していただきます。

・　避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。

5　盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬以外の動物を避難所内に入れることは禁止します。

・　ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。

6　施設管理に必要な部屋や危険物がある部屋には避難できません。

・　「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。

7　食料、物資は、原則として全員に提供できるまでは配付しません。

8　消灯は、夜○○時です。

・　廊下は点灯したままとし、就寝スペースは照明を落とします。

・　管理に必要な部屋は、防犯上の理由により、点灯したままとします。

・　消灯時間から朝○○時まで、就寝スペースでの携帯電話での通話（メールの送受信を除く）や着信音・アラーム等の鳴動を禁止します。電源を切るか、マナーモードに設定してください。

9　施設の固定電話は、受信のみを行います。（伝言を受けます）

・　伝言を受けた後、放送で呼び出しを行い、伝言を伝えます。

・　発信は公衆電話や各自の携帯電話でお願いします。

10　トイレの使用方法は次のとおりです。

①　衛生面に留意し、清潔に利用するように努めて下さい。

②　清掃については避難者自身に当番を定め、毎日行います。

11　指定された場所以外での、喫煙、火気の使用は禁止します。

12　使用していないコンセントロがある場合、携帯電話の充電に使用して構いません。多くの希望者が予想されることから、お互いに譲り合って使用しましょう。なお、公共的な用途でコンセントロを使用する必要性が生じた場合、携帯電話の充電の途中であっても、中断していただく場合があります。

《参考資料３：ペットの飼育ルール広報文案》

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

1　ペットは、指定された場所につなぐか、オリの中で飼ってください。
2　飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
3　ペットの苦情や、危害防止に努めてください。
4　屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。
5　給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
6　ノミの駆除に努めてください。
7　運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
8　飼育困難な場合は、一次預かりが可能なペットホテルや動物病院などの施設に相談してください。
9　他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡してください。

避難所運営委員会

《参考資料４：避難所運営委員会規約例》

避難所運営委員会規約（避難所名：○○○○）

（目的及び設置）

第１条　○○（避難所名）周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、避難所運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は、避難所へ避難してきた住民の代表、市の避難所担当者、施設管理者その他の関係者をもって構成する。

（運営活動）

第３条　運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営を図るため、次の事項について協議する。

（１）避難所の運営に関すること

（２）その他必要な事項

（活動班）

第４条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

（１）総務班

避難所のレイアウト配置、地域との連携、その他避難所の管理に関すること

（２）被災者管理班

避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物、宅配便の取次ぎに関すること

（３）情報広報班

情報収集、情報発信、情報伝達に関すること

（４）施設管理班

避難所の安全確保と危険箇所への対応、防火や防犯に関すること

（５）食料物資班

食料や物資の調達、受入れ、管理、配付、炊き出しに関すること

（６）救護班

医療、介護活動に関すること

（７）衛生班

ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること

（８）ボランティア班

ボランティアの受入れ、管理に関すること

（役員の種類及び定数）

第５条 運営委員会には次の役員を置く。

（１）会長 １名

（２）副会長 若干名

（３）総務班長（事務局長） １名

（４）被災者管理班長 １名

（５）情報広報班長 １名

（６）施設管理班長 １名

（７）食料物資班長 １名

（８）救護班長 １名

（９）衛生班長 １名

（10）ボランティア班長 １名

（役員の選出）

第６条 役員の選出は委員の互選による。

（役員の職務）

第７条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

２ 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。

３ 事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計その他必要な事項を行う。

４ 各活動班長は班を総括する。

（会議）

第８条 運営委員会の会議（以下「運営会議」という。）は、運営活動に関する協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

（経費）

第９条 運営委員会の会議、運営に係る費用は別途定める。

（疑義）

第 10 条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度、運営会議で協議して決定するものとする。

富良野市避難所運営マニュアル

令和　３年　３月作成

富良野市総務部総務課総務係
〒076-8555　富良野市弥生町１番１号
電話　0167-39-2300
ＦＡＸ　0167-23-2120

富良野市業務継続計画

令和３年６月

富良野市

目　　次

第１章 基本事項　１

第１節 業務継続計画とは……１
第２節 業務継続計画策定の効果……２
第３節 業務継続計画の全体構成……４
第４節 基本方針……４
第５節 富良野市地域防災計画と業務継続計画の関係……５
第６節 業務継続計画の発動・解除……６

第２章 災害想定　７

第１節 地震想定……７
第２節 被害想定……８

第３章 業務継続計画の特に重要な６要素　９

（１）市長不在時の代行順位及び職員の参集体制……１０
（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定……１１
（３）電気、水・食糧等(職員用)の確保……１２
（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保……１３
（５）重要なデータのバックアップ……１４
（６）非常時優先業務の整理……１５

第４章 非常時優先業務　１６

第１節 非常時優先業務の考え方……１６
第２節 非常時優先業務の選定……１７
１．選定方針
２．対象期間

第５章 業務継続計画の継続的な改善　１８

第１節 計画の継続的改善……１８

別表 非常時優先業務一覧

１．非常時優先業務（災害対応業務）

２．非常時優先業務（優先的通常業務）

第１章　基本事項

第１節　業務継続計画とは

業務継続計画（ＢＣＰ＝Business Continuity Plan）とは、大規模災害の発生時に行政自らが被災した場合の対応を定める計画である。
人、物、インフラ等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定する　　業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

【非常時優先業務とは】

大規模災害の発生時においても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となる。災害発生後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

非常時優先業務の選定及び各部署における業務一覧は、別表に記載する。

第２節　業務継続計画策定の効果

災害発生時には、災害対応に係る業務が次々と発生し、業務量が極めて膨大なものとなる（図１－１）。一方、職員の参集や業務に必要な物資、資源に不足が生じ、業務の処理能力が低下するおそれがある。

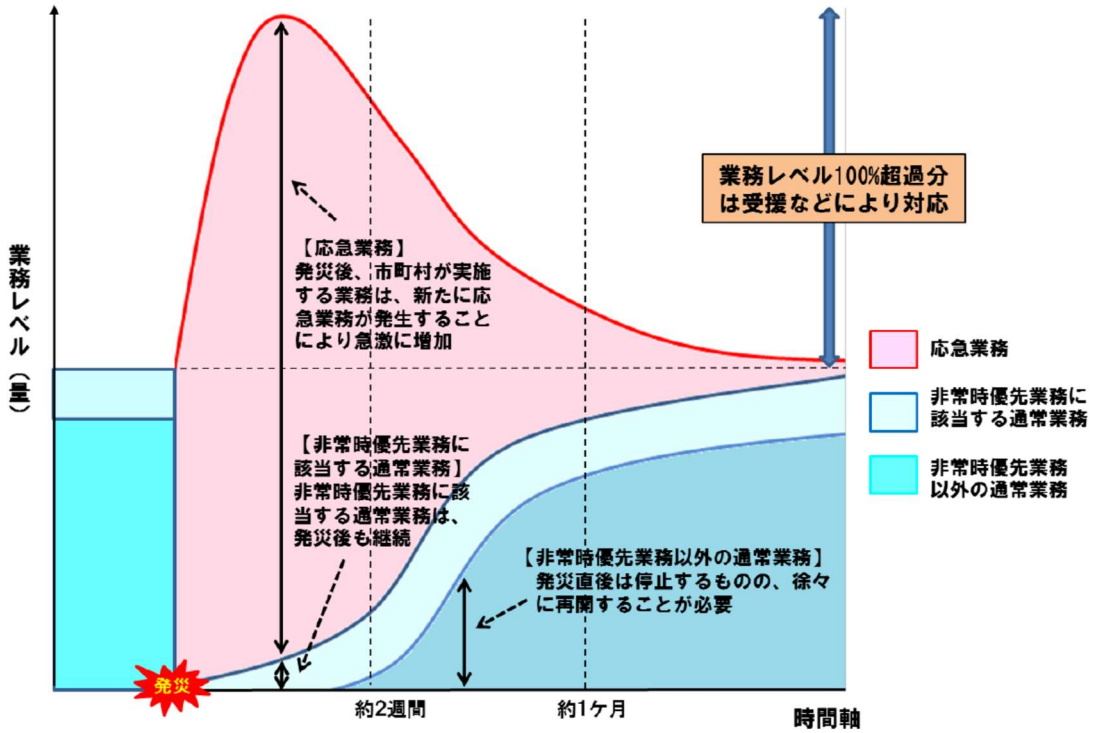

図１－１発災後に市市村が実施する業務の推移

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月内閣府（防災担当））

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図１－１に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していく。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱により行政が機能不全になることを避け、速やかにより多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全・衛生面の配慮の向上も期待できる。

本計画を策定することにより期待できる効果は以下のとおりである（図１－２）。

①業務立ち上げ時間の短縮

指揮命令系統を明確化し、職員研修、訓練を実施することにより、災害対応能力が向上し、業務立ち上げ時間が短縮する。

②発災直後の業務レベルの向上

執務スペースの書棚等の転倒防止、非常時燃料・電力・通信手段の確保等、業務実施にあたっての環境整備を進めることにより、実施する業務レベルが向上する。

③災害対応業務のために必要な労働力の確保

部署ごとの災害対応業務と、災害発生時にも継続・早期再開すべき通常業務を整理することにより、膨大な業務を遂行するための労働力を確保できる。

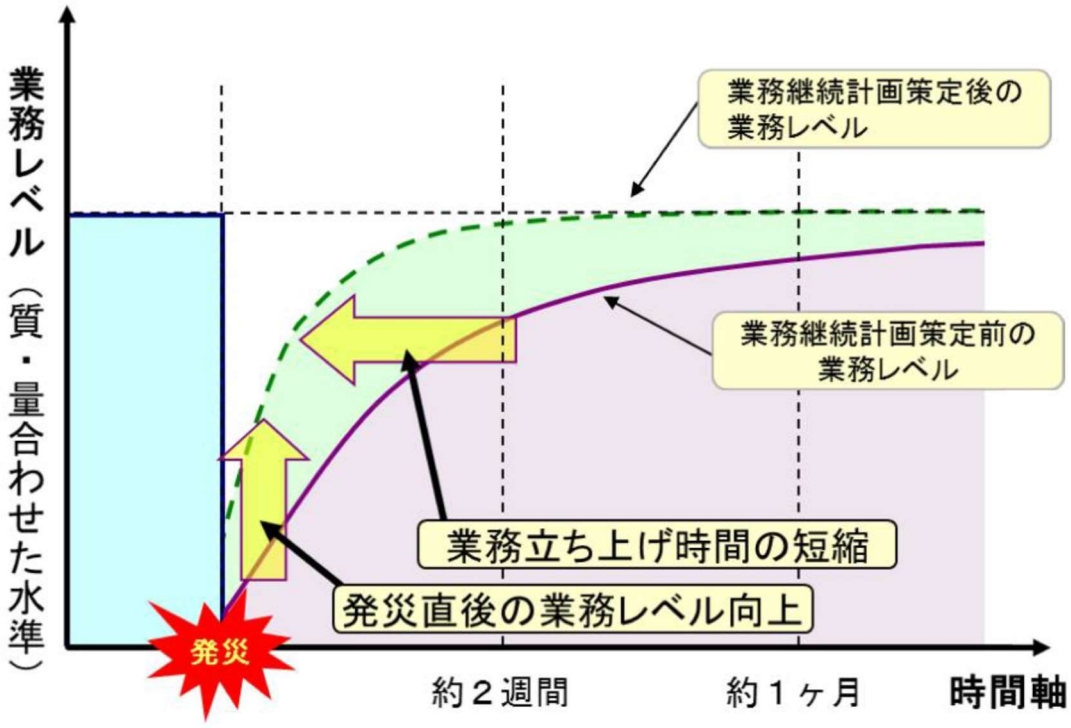

図１－２業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月内閣府（防災担当））

第３節　業務継続計画の全体構成

業務継続計画の全体構成は以下のとおりとする。

章	内容
第１章　基本事項	業務継続計画の説明や策定の目的、地域防災計画との関係、発動と解除等について記載
第２章　災害想定	想定する災害を選定し、業務継続計画の前提となる被害状況を記載
第３章　業務継続計画の特に重要な6要素	業務継続計画の中核となる特に重要な６要素について記載
第４章　非常時優先業務	災害発生時に優先的に実施する業務（災害対応業務及び優先性の高い通常業務）の選定方針等を記載
第５章　業務継続計画の継続的な改善	業務継続計画の見直しに向けたＰＤＣＡサイクルによる取り組み方針を記載

第４節　基本方針

市民等及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の方針に基づいて非常時優先業務を選定し資源の配分等を行う。

（１）市民の生命・安全を守り、非常時優先業務を確実に実施する。

（２）非常時優先業務に必要な人的・物的資源を確保する。

（３）継続的に計画の見直しを行い、対応力の向上を図る。

第５節　地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画は、市が道及び防災関係機関と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画である。一方、業務継続計画は、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として予め抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である。

非常時優先業務は優先度の高い通常業務、応急対策業務、優先度の高い復旧業務に分類でき、このうち応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務は地域防災計画でも扱われている。

以上のように、業務継続計画は地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有するものである。

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体	富良野市防災会議	富良野市
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、災害発生時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	災害発生時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	想定されていない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定する。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興業務）を対象とする。	災害応急業務、災害復旧・復興業務だけでなく、優先性の高い通常業務も対象とする。
業務開始目標時間	定めていない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	想定されていない。	業務に従事する職員の水・食料等の確保について想定する。

第６節　業務継続計画の発動・解除

１．業務継続計画の発動

（１）発動要件

大規模災害の発生により、富良野市災害対策本部が設置されるとともに、庁舎機能等に甚大な被害が生じた場合、もしくは富良野市災害対策本部長（以下、「本部長」という。）が必要と認めた場合とする。

（２）発動権限者

発動要件に基づき、本部長が発動の是非について決定するものとする。

なお、本部長に事故があるときは、富良野市災害対策本部条例第２条第２項の規定により、代理者である災害対策副本部長（以下、「副本部長」という。）を発動権限者とする。

（３）事務局

総務課が事務局となり、発動手続きに関する事務を処理する。

（４）発動の流れ

① 富良野市災害対策本部の本部会議において、副本部長及び本部員は、本部会議において、庁舎機能等の被害状況等を本部長に報告する。

② 本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。

③ 発動が決定された場合、総務課は、直ちにその旨を各対策部長に通知するとともに、報道機関に発表する。

④ 各対策部長は、市内の被災状況に応じて、初動体制を速やかに確保する。

⑤ 非常時優先業務は、災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各対策部で対応体制をとりまとめ、総務課に報告する。

⑥ 総務課は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

２．業務継続計画発動の解除

本部長は、本市における全ての優先的通常業務の再開をもって業務継続計画発動の解除を宣言する。ただし、各対策部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

第２章 災害想定

第１節 想定する災害

本計画においては主に地震を想定しているが、その他の災害においても、必要に応じて本計画を準用するものとする。

（１）想定する地震

本計画で想定する地震は、平成29年3月に策定した「富良野市地震防災マップ（揺れやすさマップ）」で想定している地震、①「富良野断層帯東部による地震」、②「富良野断層帯西部による地震」、③「全国どこでも起こりうる直下の地震」の３タイプの地震の中から、市内のいずれの地域も計測震度が最も大きくなる③「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定するものとする。

○最大規模　マグニチュード６．９
○最大震度　震度６弱

（２）発生時期

想定する地震は、いかなる時間帯においても計画が適用できるように、発生時期を設定しない。

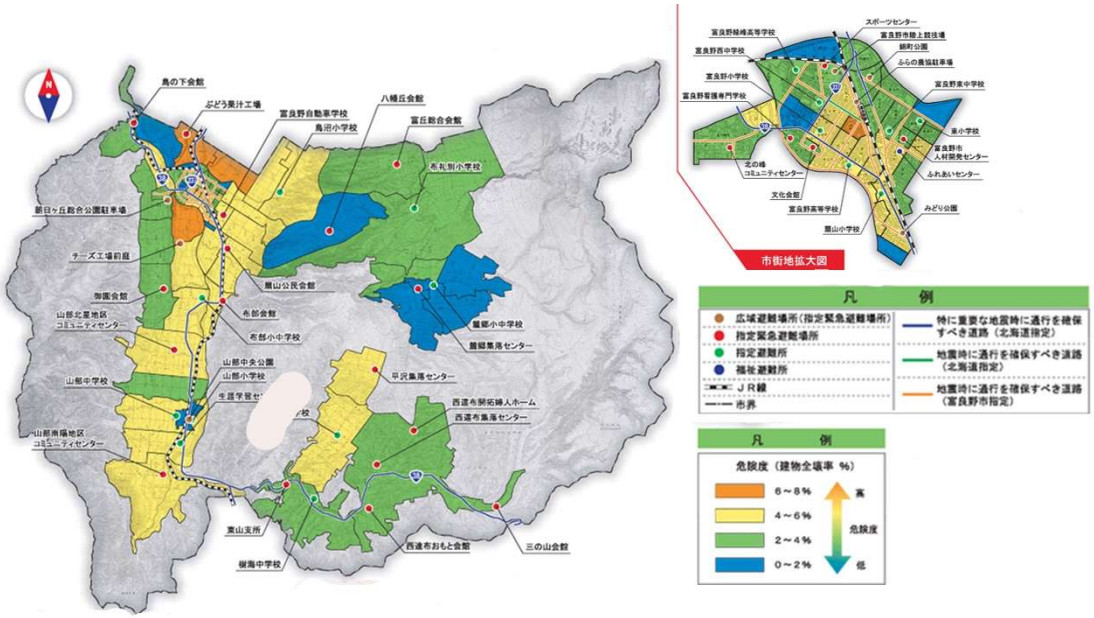

図２－１　富良野市地震防災マップ（揺れやすさマップ）

（３）建物・人的被害の想定

建物及び人的被害の想定については、富良野市地震防災マップ（揺れやすさマップ）同様、次のとおりとする。

○全壊建物　約　500棟
○半壊建物　約2,320棟
○死者　　約　　5人
○負傷者　　約　320人

（４）想定地震による施設、資源の被害状況及び復旧予想は以下のとおりである。

	被害状況	復旧予想
本庁舎	倒壊により使用不能となる。	復旧が見込めないため、代替庁舎に機能移転をする。
防災行政無線	本庁舎倒壊により使用不能となる。	復旧が見込めない。
情報システム	本庁舎倒壊により使用不能となる。	復旧が見込めない。
電力	断線等により電力供給が中断する。	電力の復旧は１週間程度。復旧後も計画停電の可能性がある。
上水道	管路や浄水場（原水濁度上昇等）の被害による断水が発生。	復旧まで30日程度かかる。
下水道	「富良野市下水業務BCP計画（平成26年策定）」による。	「富良野市下水業務BCP計画（平成26年策定）」による。
固定電話	本庁舎倒壊により使用不能となる。	代替庁舎への電話機設置工事に伴い、復旧まで2週間程度かかる。
携帯電話	大量アクセスにより輻輳が発生し、ほぼ不通となる。	復旧まで1週間程度かかる。

第３章　業務継続計画の特に重要な６要素

業務継続計画の中核となり、その策定にあたって定めるべき特に重要な要素として次の６要素がある。

（１）市長不在時の代行順位及び職員の参集体制	市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
（３）電気・水・食糧（職員用）の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食糧を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食糧の調達が不可能となる場合もある。
（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
（５）重要な行政データをバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
（６）非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部署で実施すべき対応業務を明らかにする。

参考：内閣府（防災担当）「「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

（１）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

【現時点の状況】

①首長の職務代行の順位

第１順位	第２順位
副市長	教育長

②参集体制（地域防災計画）

種別	配備時期	参集範囲・配備内容
注意体制	(1) 気象情報で警報が発表されたとき。 (2) 十勝岳に関する火口周辺警報（レベル２）が発表されたとき。	総務課が情報収集にあたり、必要に応じて各課長と連携し、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。
第１配備体制	(1) 局地的に災害の発生が予想される場合 (2) 震度４の地震が発生したとき。 (3) 十勝岳に関する噴火警報（レベル３）が発表されたとき。 (4)その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	各対策部長、本部班、庶務班、広報班及び各対策部の必要数の職員を召集し、情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急措置を実施する。また、第２配備体制に移行し得る体制をとるものとする。
第２配備体制	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を取る必要があるとき。 (2) 震度５弱又は５強の地震が発生したとき。 (3) 十勝岳に関する噴火警報（レベル４）が発表されたとき。 (4) 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	状況に応じて、各対策部における所要人員をもってあたるもので、情報収集、連絡活動及び応急措置等の応急活動ができ、状況により第３配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。
第３配備体制	(1) 全域にわたる災害の発生が予想される場合または被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が非常配備を指令したとき。 (2) 震度６弱以上の地震が発生したとき。 (3) 十勝岳に関する噴火警報（レベル５）が発表され、融雪型泥流の発生が予想されるとき又は発生したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

【今後の検討事項】

・災害対策本部員の職務代行順位の範囲

（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

【現時点の状況】

○富良野市総合保健センター（住所：富良野市弥生町１番３号）

建築年	耐震性	洪水	土砂災害	非常用発電機	備　考
平成7年3月	有	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域外	無	・災害対策本部設置代替庁舎

【今後の検討事項】

○富良野市総合保健センター（災害対策本部設置代替庁舎）の整備

・災害対策本部が機能するために必要な備品（発電機等）の整備

○代替庁舎の検討が必要な主な市有施設

・ふれあいセンター、市立図書館等、ほか浸水想定区域外の市有施設

（３）電気、水、食料等の確保

【現時点の状況】

①非常用発電機

・非常時優先業務遂行には不十分な状況にある。
（稼働時は、防災担当部署、地域情報室、PBX 及び災害対策本部（大会議室）のみ給電される）

②水、食料等の備蓄

・参集時は職員が携行する

・協定締結先からの供給等流通備蓄にて対応する。

※災害時協力協定締結企業等については地域防災計画参照

【今後の検討事項】

○業務継続に必要な電力量の検証

○非常用発電機の機能強化・計画的な備蓄

（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

【現時点の状況】

○防災行政無線（移動系）25 台

※配置先：本庁舎・山部支所・リサイクルセンター・車両センター・
中五区水源事務所

○防災携帯電話 30 台配置　　※平常時は総務課にて保管

○北海道総合行政情報ネットワーク（都道府県・市町村間の通信）

○災害時優先電話

（市役所、富良野小学校、東小学校、扇山小学校、富良野西中学校、富良野東中学校、布部小中学校、山部小学校、あおぞら保育所、こども通園センター、寿光園、山部保育所、東山ポンプ場（東山）、高区送水場（北の峰町）、水源送水場（中五区））

○その他　Facebook 等

【今後の検討事項】

○他の通信手段の確保

○LINE 等のコミュニケーションツールの導入

（５）重要な行政データのバックアップ

【現時点の状況】

○総合行政システム

バックアップ体制確保済

※対象となる主なデータ

住民基本台帳、国民年金、国民健康保険、介護保険、公営住宅、固定資産税、法人市民税、避難行動要支援者　等

○その他各システム

バックアップ体制確保済

※対象となる主なデータ

戸籍、財務会計、人事給与、庁内ＬＡＮ（ファイルサーバー、ＧＷ）等

【今後の検討事項】

○バックアップ手法のあり方

（６）非常時優先業務の整理

【現時点の状況】

○対象期間

・非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する時間及び業務実施環境が概ね整い通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間とされている。本市においては、非常時優先業務の対象期間を**「発災２週間以内」**とする。

○対象業務の範囲

・災害応急対策業務・・・・・・・・・・地域防災計画及び災害発生時の職員の初動マニュアルに掲げる対策本部各班の所掌事務とする。

・業務継続の優先度が高い通常業務・・富良野市事務分掌規則に規定されている事務を基本とし、各部署において選定する。

【今後の検討事項】

○災害応急対策業務の業務内容の見直し

○業務継続の優先度が高い通常業務の業務内容の見直し

第４章　非常時優先業務

第１節　非常時優先業務の考え方

災害発生時には、人命救助等の緊急性を有する応急業務が急激に増加する一方、職員や業務に必要な物資、資源に不足が生じ、業務の処理能力が低下するおそれがある。そのような状況下で業務継続を図るためには、発災後のいつ頃の時期までにどの業務を開始・再開する必要があるかを検討し、優先的に実施すべき業務を時系列で絞り込むことが必要となる。本計画では、優先して実施すべき業務を非常時優先業務として整理する。

非常時優先業務は、以下に示すように災害対応業務と優先的通常業務に分類される。

① 災害対応業務

災害発生時に、応急及び復旧・復興のために実施する業務。（別表１参照）

② 優先的通常業務

日常的に実施している通常業務のうち、発災後であっても一定期間内に優先的に実施・再開すべき業務。（別表２参照）

通常業務のうち、２週間以内に着手しなくても市民の生命・生活・財産、都市機能維持に直ちに影響を及ぼさない業務は本計画において検討対象外とする。図４－１に、非常時優先業務の構成を示す。

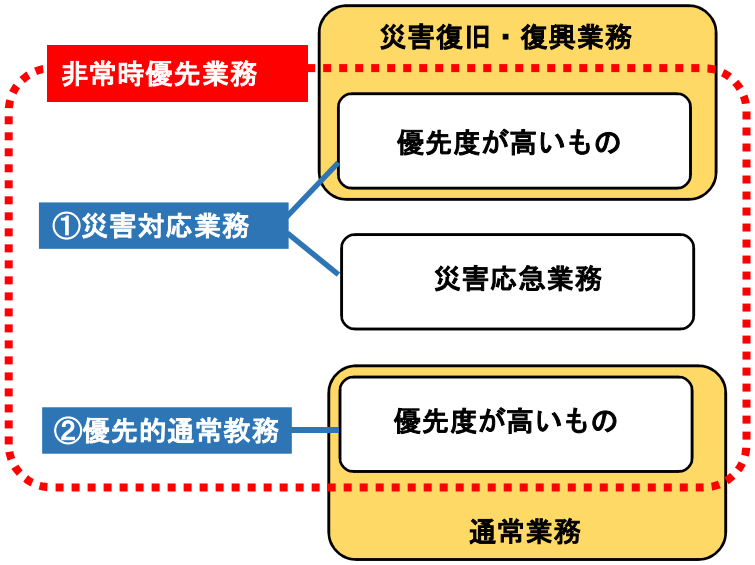

図４－１非常時優先業務の構成

第２節非常時優先業務の選定

１．選定方針

以下の方針に基づき非常時優先業務を選定する。

ア．市民の生命、身体、財産の保護を最優先し、被害を最小限にとどめる。
イ．施設の維持や市民生活に著しい影響を与える通常業務以外はいったん休止する。
ウ．休止、縮小する業務は市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
エ．行事、会議等は、原則として中止または延期し、公共施設は避難所等の災害対応業務として使用する場合を除き、一般利用を休止する。

２．対象期間

非常時優先業務の対象期間は、災害発生後著しく業務処理能力が低下し混乱が生じる期間及び通常業務の実施体制が確立されると考えられるまでの期間とされている。本計画においては、非常時優先業務の対象期間を発災から２週間までとする。

下表に示すように対象期間を４つに分け、非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

業務開始 目標時間	選定基準	主な該当業務区分
発災～３時間	発災後直ちに業務に着手しないと、市民の生命・生活・財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設
３時間～１日	遅くとも発災後１日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活・財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	・応急活動の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の調整
１日～３日	遅くとも発災後３日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活・財産、または都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復
３日～２週間	遅くとも発災後２週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活・財産、または都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復

第５章　業務継続計画の継続的な改善

第１節　計画の継続的改善

本計画のより適切な運用を図るため、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じて、新たな課題の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題の解消に向け、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする（図５－１）。

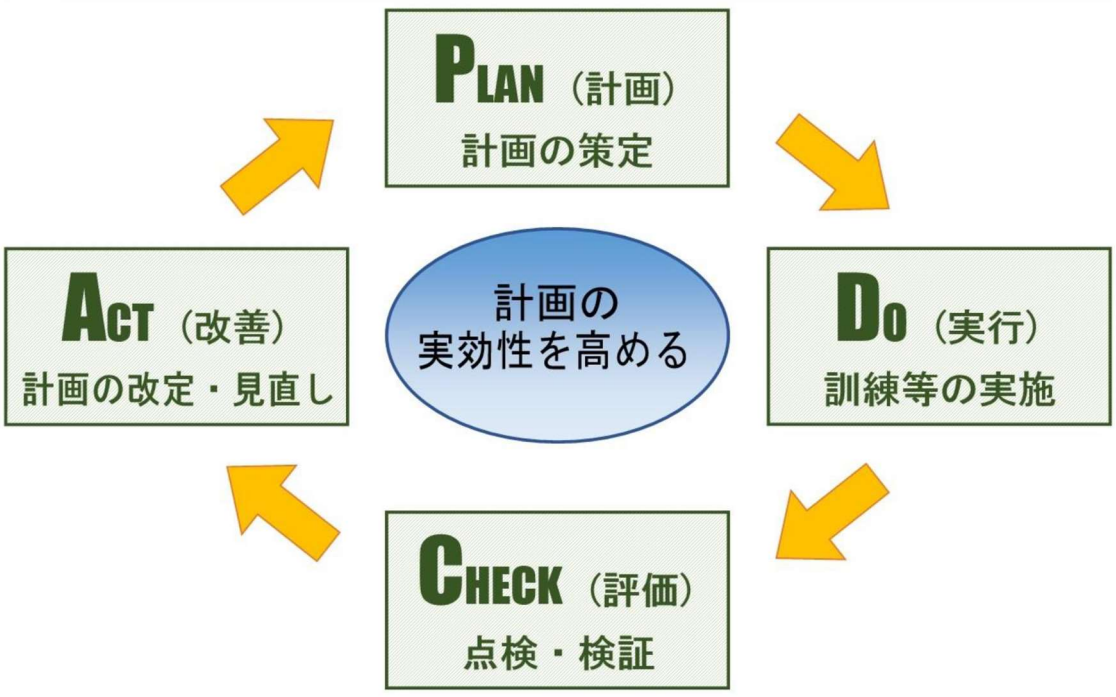

図５－１本計画の継続的改善（ＰＤＣＡサイクル）のイメージ

別表１　非常時優先業務（災害対応業務）の選定一覧

班	構成	業務内容	業務開始目標時期			
			3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
本部班	総務課 総務係 統計係	1　本部会議及び本部の総括に関すること。	○			
		2　本部の設置、廃止に伴う通知に関すること。	○			
		3　職員の非常招集及び動員に関すること。	○			
		4　防災会議その他関係機関との連絡調整に関すること。	○			
		5　気象予警報等の受理及び伝達に関すること。	○			
		6　各部との連絡調整に関すること。	○			
		7　北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関すること。	○			
		8　自衛隊の派遣要請依頼に関すること。	○			
		9　防災行政無線等通信機能の総合的運用に関すること。	○			
		10　災害記録及び防災記録の総括に関すること。	○			
		11　被害状況調査の取り纏めの総括及び報告に関すること。	○			
		12　救助法に基づく救助の実施の総括に関すること。	○			
		13　行方不明者の把握等に関すること。	○			
庶務班	総務課 職員係	1　職員の出動状況の記録に関すること。		○		
		2　警戒区域立入りに関する証明書発行に関すること。		○		
		3　災害対策従事者の公務災害補償に関すること。				○
		4　労務供給対策に関すること。	○			
		5　災害に対する相談、苦情等の処理に関すること。	○			
		6　災害見舞者及び視察者の応接に関すること。			○	
財政班	財政課 会計室	1　公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。		○		
		2　災害対策の予算措置に関すること。				○

班	構成	業務内容		業務開始目標時期			
				3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
財政班	財政課 会計室	3	本部職員その他出動者に対する食糧・衣服等の調達及び配布に関すること。	○			
		4	車両の確保及び配車に関すること。	○			
広報班	企画振興課	1	住民に対する災害情報等の広報に関すること。	○			
		2	避難勧告・指示等の伝達に関すること。	○			
		3	災害現場写真の撮影記録に関すること。	○			
		4	報道機関への情報提供に関すること。	○			
		5	被災地及び避難所における公聴に関すること。		○		
調査班	税務課	1	初動期における生命危険情報の収集に関すること。	○			
		2	一般家屋被害調査及び被災世帯調査に関すること。				○
		3	り災証明に関すること。				○
情報統括班	スマートシティ戦略課	1	ICT-BCPに関すること。	○			
		2	ホームページ等による住民への周知に関すること。	○			
		3	災害対策本部の情報機器設置に関すること。	○			
山部・東山対策班	山部支所 東山支所	1	支所管轄地域内の災害被害調査及び情報収集並びに連絡に関すること。	○			
		2	防災行政無線の中継に関すること。	○			
輸送班	市民課 市民協働課 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1	物資及び人員応急輸送に関すること。	○			
		2	人的被害調査に関すること。	○			
		3	避難所（地域会館等）の開設に関すること。	○			
環境・防疫班	環境課 リサイクルセンター	1	遺体の処理及び埋葬に関すること。		○		
		2	災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること。			○	
		3	災害時の公害防止対策に関すること。			○	

班	構成	業務内容		業務開始目標時期			
				3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
環境・防疫班	環境課 リサイクルセンター	4	避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関すること。		○		
		5	衛生施設被害状況調査及び応急対策に関すること。	○			
		6	死亡獣畜（家畜を除く。）の処理に関すること。			○	
		7	被災地の防疫活動に関すること。		○		
福祉班	福祉課 高齢者福祉課	1	独居老人、障がい者等の安否確認及び救出に関すること。	○			
		2	住民の避難誘導に関すること。	○			
		3	避難所の開設・運営に関すること。	○			
		4	福祉避難所の開設・運営に関すること。	○			
		5	被災者の給食炊き出しに関すること。		○		
		6	被災者への被服、寝具その他生活必需品の調達及び給与に関すること。		○		
		7	日赤その他民間団体との連絡調整に関すること。		○		
		8	義援金の募集及び配分に関すること。				○
		9	被災者に対する見舞金に関すること。				○
		10	被災者に対する生活保護に関すること。				○
		11	福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。	○			
保健・医療班	保健医療課 看護専門学校	1	保健医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。	○			
		2	被災者に対する保健指導に関すること。			○	
		3	緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関すること。	○			
		4	医療救護所の開設に関すること。	○			
		5	医師会及び歯科医師会との連絡調整に関すること。	○			
		6	被災者の保健・医療に関すること。	○			
学校教育班 社会教育班 幼児教育班	学校教育課 社会教育課 生涯学習センター こども未来課 図書館	1	学校長及び園長に対する避難勧告・指示伝達に関すること。	○			
		2	避難所の開設・運営に関すること。	○			

班	構成	業務内容		業務開始目標時期			
				3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
学校教育班・社会教育班・幼児班	学校教育課 社会教育課 生涯学習センター 図書館	3	教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。			○	
		4	児童生徒の応急教育対策に関すること。			○	
		5	被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の供与に関すること。				○
救援班	商工観光課	1	被災者の救援に関すること。	○			
		2	観光客の避難誘導支援に関すること。		○		
		3	救援物資材の調達に関すること。		○		
		4	商工業の被害調査及び応急対策に関すること。		○		
		5	被災商工業者の援護対策に関すること。				○
		6	観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。		○		
		7	一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関すること。			○	
農林班	農林課 農業委員会	1	農林業の被害調査及び応急対策に関すること。		○		
		2	被災地の病害虫防除に関すること。		○		
		3	被災地の家畜の防疫に関すること。			○	
		4	死亡獣畜(家畜)の処理に関すること。		○		
上下水道班	上下水道課	1	水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。	○			
		2	被災地における飲料水確保及び給水に関すること。	○			
		3	水道被害情報等の広報に関すること。	○			
		4	下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。	○			
		5	仮設トイレの配置に関すること。		○		
		6	下水道被害情報等の広報に関すること。	○			
土木班	都市施設課 地籍調査課	1	土木関係の被害調査に関すること。	○			
		2	道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関すること。	○			
		3	道路の通行禁止及び制限措置に関すること。	○			
		4	危険区域の警戒巡視に関すること。	○			

班	構成	業務内容		業務開始目標時期			
				3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
土木班	都市施設課 地籍調査課	5	応急対策に必要な資機材等の調達及び輸送に関すること。	○			
		6	障害物の除去に関すること。	○			
		7	都市計画関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。	○			
建設班	都市建築課	1	公共施設（建築物）、公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。		○		
		2	一般住宅の復旧相談に関すること。			○	
		3	一般宅地の被害調査及び応急復旧の指導及び実施に関すること。			○	
		4	応急仮設住宅の設置に関すること。				○

別表２　非常時優先業務（優先的通常業務）

（１）　総務部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
企画振興課	企画振興係	（１）　地域生活交通対策に関すること。		○		
		（２）　難視聴対策に関すること。		○		
	秘書係	（１）　市長、副市長の秘書に関すること。	○			
		（２）　全国へそのまち協議会に関すること。				○
スマートシティ	情報システム係	（１）　データ保護及び管理に関すること。	○			
総務課	総務係	（１）　市議会及び委員会に関すること。			○	
		（２）　条例、規則、規程その他令達に関すること。		○		
		（３）　公告式に関すること。		○		
		（４）　公印の保管に関すること。	○			
		（５）　審査請求及び訴訟（公租公課を除く。）に関すること。			○	
		（６）　顧問弁護士との調整に関すること。				○
		（７）　指定管理者制度の総括に関すること。				○
		（８）　庁舎（出先機関を除く。）の使用管理及び取締に関すること。	○			
		（９）　庁内電話及び放送設備の管理に関すること。	○			
		(10)　文書物品の収受及び発送に関すること。	○			
		(11)　文書の保存及び管理に関すること。	○			
		(12)　行政不服審査会に関すること。			○	
		(13)　情報公開・個人情報保護審査会に関すること。		○		
		(14)　市の後援に関すること。				○
		(15)　防災情報及び災害情報の収集・伝達に関すること。	○			

（１）　総務部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
総務課	総務係	(16)　防災資機材の管理に関すること。	○			
		(17)　道北地方山岳遭難防止対策協議会富良野地方支部に関すること。	○			
	職員係	（１）　職員の諸給与に関すること。		○		
		（２）　社会保険及び失業保険に関すること。				○
財政課	財政係	（１）　一般会計予算編成及び各会計予算の総合調整に関すること。				○
		（２）　地方交付税に関すること。				○
		（３）　市債に関すること。				○
		（４）　一時借入金に関すること。				○
		（５）　備荒資金組合に関すること。				○
	契約管財係	（１）　普通財産の取得、管理及び処分に関すること。		○		
		（３）　庁舎及び職員住宅の維持管理に関すること。	○			
		（４）　市有物件災害共済等に関すること。			○	
		（７）　市営駐車場（駐輪場を含む。）に関すること。		○		
		（８）　公用車整備管理全般に関すること。	○			
		（９）　公用車自動車共済に関すること。			○	
		(10)　入札事務及び契約事務に関すること。			○	
新庁舎開庁推進課	庁舎開庁準備係	（１）　新庁舎開庁に関すること。				○
		（２）　庁舎機能移転に関すること。				○
		（３）　文化会館機能移転に関すること。				○
	建設推進係	（１）　庁舎建設整備に関すること。				○

（１）　総務部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
税務課	市民税係	（１）　市税の調査、決定に関すること。				○
		（２）　市税の賦課、調定及び収入命令に関すること。				○
		（３）　市税の検査及び犯則取締に関すること。				○
		（４）　市税に係る証明に関すること。				○
	資産税係	（１）　市税の調査、決定に関すること。				○
		（２）　市税の賦課、調定及び収入命令に関すること。				○
		（３）　市税の検査及び犯則取締に関すること。				○
		（４）　市税に係る証明に関すること。				○
	納税係	（１）　市税及び税外の納入督励及び徴収に関すること。				○
		（２）　市税及び税外の滞納繰越に係る収入命令に関すること。				○
		（３）　市税及び税外の督促状に関すること。				○
		（４）　市税及び税外の口座振替に関すること。				○
		（５）　納税証明に関すること。				○

（２） 市民生活部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
市民課	戸籍住民係	（１） 各種住民異動届に関すること。			○	
		（２） 各種戸籍届出に関すること。			○	
		（３） 埋火葬の許可及び改葬並びに火葬場使用許可に関すること。			○	
		（４） 戸籍、除籍、謄抄本及び住民票の写しの交付に関すること。				○
		（５） 諸証明書の認証に関すること。				○
		（６） 諸証明専用公印の保管に関すること。		○		
	給付年金	（１） 後期高齢者医療に関すること。				○
		（２） 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費に関すること。				○
		（３） 乳幼児医療費に関すること。				○
		（４） 養育医療に関すること。				○
	国民健康保険係	（１） 国民健康保険の被保険者に関すること。				○
環境課	環境係	（１） 廃棄物の処理、減量化、リサイクル及び清掃に関すること。			○	
		（２） 一般廃棄物の分別及び指導に関すること。			○	
		（３） 廃棄物の不適正処理及び不法投棄に関すること。			○	
		（４） 狂犬病予防に関すること。			○	
		（５） 危険動物飼養の諸届に関すること。				○
		（６） 不快害虫等の駆除相談に関すること。				○
リサイクルセンター		（１） リサイクルセンターの運営管理に関すること。	○			
		（２） 一般廃棄物富丘埋立処分場の運営管理に関すること。	○			
市民協働課	自治・交通・消費係	（１） 交通安全対策に関すること。	○			
		（２） 防犯及び暴力追放運動に関すること。				○

（２） 市民生活部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
市民協働課	自治・交通・消費係	（３） 防犯灯設置及び維持費補助に関すること。				○
		（４） 不快害虫等の駆除相談に関すること。				○
		（５） 消費生活対策に関すること。				○
		（６） 女性センター・消費生活センターに関すること。			○	
		（７） 墓地の各種届出及び申請・許可に関すること。				○
		（８） 墓地、火葬場の維持管理に関すること。	○			
		（９） 配偶者暴力防止に関すること。				○
		(10) コミュニティ活動に関すること。			○	
		(11) 地域会館に関すること。※一時避難場所（９会館）	○			
		(12) 集落センターに関すること。※一時避難場所（４会館）	○			
	文化・スポーツ係	（１） 文化会館の管理運営に関すること。※一時避難場所	○			
		（２） 富良野演劇工場に関すること。		○		
		（３） 学校開放事業に関すること。				○
		（４） スポーツセンターに関すること。※一時避難所	○			
		（５） 野外スポーツ施設に関すること。				○
山部支所及び東山支所		（１） 支所庁舎及び庁用備品の管理に関すること。	○			
		（２） 公印の保管に関すること。	○			
		（３） 所管に係る市有財産の管理に関すること。	○			
		（４） 支所職員の服務に関すること。	○			
		（５） 公文書の収受発送に関すること。			○	
		（６） 諸願届申告書類の受理に関すること。				○

（２） 市民生活部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
山部支所及び東山支所		（７） 市税、使用料、手数料その他税外の収納事務に関すること。				○
		（８） 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付及び返納に関すること。				○
		（９） 自動車臨時運行許可に関すること。				○
		(10) 戸籍、住民登録及び印鑑登録の受理並びに謄抄本及び印鑑証明の交付に関すること。				○
		(11) 身分証明及び諸証明に関すること。				○
		(12) 埋火葬及び改葬の許可に関すること。				○
		(13) 給付医療に関すること。				○
		(14) 国民年金に関すること。				○
		(15) 国民健康保険に関すること。				○
		(16) 後期高齢者医療に関すること。				○
		(17) 環境衛生に関すること。		○		
		(18) 保健福祉に関すること。				○
		(19) 道路、河川、橋梁等の現況調査に関すること。	○			
		(20) 公営住宅の入退居に関すること。				○
		(21) コミュニティーカーの運行に関すること。			○	

（３） 保健福祉部

課名	係名	業務内容	業務開始目標時間			
			3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
保健医療課	健康推進係	（１） 予防接種に関すること。				○
		（２） 感染症予防に関すること。	○			
		（３） 母子保健事業に関すること。				○
		（４） 健康相談室の運営に関すること。				○
		（５） 助産施設の入所に関すること。				○
	医療健診係	（１） 医療機関及び保健医療関係団体に関すること。				○
		（２） 健康増進事業の健康診査に関すること。				○
		（３） 特定健康診査に関すること。				○
		（４） 後期高齢者健康診査に関すること。				○
		（５） 公衆浴場に関すること。			○	
		（６） おむつ券交付事業・おむつ用ごみ袋給付事業に関すること。				○
		（７） ~~第３子以降~~多子世帯出産祝金給付事業に関すること。				○
		（８） 出産祝品贈呈事業に関すること。				○
福祉課	福祉係	（１） 公印の保管に関すること。	○			
		（２） 生活保護の庶務に関すること。			○	
		（３） 民生委員、児童委員に関すること。	○			
		（４） 社会福祉法人、社会福祉施設に関すること。	○			
		（５） 日本赤十字社に関すること。	○			
		（６） 保護司に関すること。				○
		（７） 地域福祉センターに関すること。	○			

（３） 保健福祉部

課名	係名	業務内容	業務開始目標時間			
			3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
福祉課	福祉係	（８） 障がい者自立支援給付費事務に関すること。			○	
		（９） 生活困窮者自立支援に関すること。			○	
		(10) 障がい者支援区分認定審査会に関すること。				○
		(11) 障がい者の地域生活支援事業に関すること。		○		
	保護係	（１） 生活保護法に定める保護及び更生指導に関すること。				○
		（２） 行旅病人及び死亡人の取扱いに関すること。		○		
		（３） 浮浪者移送に関すること。		○		
		（４） 災害見舞金に関すること。				○
	福祉相談支援係	（１） 身体障がい者福祉、知的障がい者福祉及び精神障がい者福祉に関すること。				○
		（２） 障がい者相談支援に関すること。		○		
		（３） 自立支援医療費の給付に関すること。			○	
		（４） 身体障がい者医療的ケア支援事業に関すること。		○		
		（５） 日常生活用具の給付に関すること。				○
		（６） 障がい者虐待防止に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険係	（１） 介護保険被保険者に関すること。				○
		（２） 介護保険料の賦課、調定及び収入命令に関すること。				○
		（３） 介護認定審査会に関すること。				○
		（４） 要介護認定調査に関すること。				○
		（５） 介護保険給付に関すること。			○	
		（６） 介護予防・生活支援サービス事業の給付に関すること。			○	

（３） 保健福祉部

課名	係名	業務内容	業務開始目標時間			
			3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
高齢者福祉課	介護保険係	（７） 介護給付費負担金及び地域支援事業交付金事務に関すること。			○	
		（８） 介護保険特別会計の管理に関すること。			○	
		（９） 介護保険事業の啓発に関すること。				○
		(10) その他介護保険に関すること。				○
	介護予防係	（１） 地域密着型サービスの指定及び指導に関すること。			○	
		（２） 介護予防・生活支援サービスの指定及び指導に関すること。			○	
		（３） 介護予防支援事業者の指定に関すること。			○	
		（４） 養護老人ホーム富良野市寿光園の指定管理に関すること。	○			
	介護予防係	（５） 介護保険施設の指定管理に関すること。	○			
		（６） 介護予防・日常生活支援総合事業の企画、運営に関すること。			○	
		（７） 生活支援体制整備事業に関すること。			○	
		（８） 老人福祉法による措置業務に関すること。				○
		（９） 在宅高齢者の福祉サービスに関すること。		○		
		(10) 高齢者福祉サービスの啓発に関すること。				○
地域包括支援センター	地域包括支援センター係	（１） 高齢者の総合相談に関すること。				○
		（２） 高齢者の権利擁護に関すること。				○
		（３） 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関すること。				○
		（４） 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業に関すること。				○
ふれあいセンター	ふれあいセンター係	（１） ふれあいセンターの管理運営に関すること。	○			
		（２） 施設の利用許可に関すること。			○	

（３） 保健福祉部

課名	係名	業務内容	業務開始目標時間			
			3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
ふれあいセンター	ふれあいセンター係	（３） ふれあいセンター事業の企画運営に関すること。			○	
		（４） 福祉バスに関すること。			○	
		（５） 高齢者の総合的な施策の企画立案に関すること。			○	
		（６） その他勤労青少年及び高齢者に関し、他所管に属さないもの。			○	

（４） 経済部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
商工観光課	商工労働係	（１） 中小企業融資制度及び金融相談に関すること。				○

（５） ぶどう果樹研究所

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
業務課	業務係	（１） 事業の企画立案に関すること。				○
		（２） 会計及び企業収支に関すること。		○		
		（３） 見学者受入及び直売に関すること。	○			
		（４） 製品販売及び宣伝企画に関すること。		○		
		（５） 自然休養村管理センター（ふらのワインハウス）に関すること。	○			
		（６） 酒税業務及び許可申請に関すること。			○	
製造課	製造係	（１） ワイン・ぶどう果汁の製造及び製品化に関すること。		○		
		（２） ワイン・ぶどう果汁の品質管理に関すること。	○			
		（３） ワイン・ぶどう果汁の価格調整に関すること。				○
		（４） 製造業務に付帯する器具及び施設の維持管理に関すること。	○			
		（５） 原料用ぶどう試験農場の造成及び管理に関すること。	○			
		（６） 原料用ぶどう生産農家の育成及び指導に関すること。		○		
		（７） 原料用ぶどう生産農家及び関係団体の連絡調整に関すること。	○			
		（８） その他ワイン・ぶどう果汁の販売、製造業務及び研究開発に関すること。			○	

（６） 建設水道部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
都市施設課	都市整備係	（１） 土木施設の災害復旧工事に関すること。		応旧の場合○		
		（２） 国庫補助事業事務に関すること。			○	
	道路公園管理係	（１） 道路、橋梁、河川等の維持管理に関すること。			○	
		（２） 道路除雪に関すること。			○	
		（３） 水防に関すること。		○		
		（４） 融雪施設設置補助に関すること。				
		（５） 建設機械の運行及び管理に関すること。				
		（６） その他土木施設等の維持補修に関すること。				○
		（７） 公園等の維持管理に関すること。			○	
		（８） 街路樹の維持管理に関すること。			○	
		（９） 駅東西自由通路の維持管理に関すること。			○	
地籍調査課	地籍調査係	（１） 地籍調査の事業実施に関すること。				○
		（２） 公共基準点に関すること。				○
		（３） 地籍調査成果の管理・運用に関すること。		○		
都市建築課	都市建築係	（１） 都市計画法に基づく開発行為及び建築制限に関すること。				○
		（２） 宅地造成等規制法に基づく事務に関すること。				○
		（３） 租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅の認定事務に関すること。				○
		（４） 公用地の拡大の推進に関する法律第２章に基づく事務に関すること。				○
		（５） 屋外広告物法に関すること。				○
		（６） 都市計画に係わる調査報告に関すること。				○
		（７） 営繕工事の設計及び施工監理に関すること。				○

（６） 建設水道部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
都市建築課	都市建築係	（８） 建築基準法に基づく事務に関すること。				○
		（９） 建築物の耐震改修の促進に関する法律に関すること。				○
		(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務に関すること。				○
		(11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に関すること。				○
		(12) 都市の低炭素化の普及の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定事務に関すること。				○
		(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定事務に関すること。				○
		(14) 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく委託業務に関すること。				○
		(15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務に関すること。（他部局に属するものは除く。）				○
		(16) 浄化槽の構造に関すること。（他部局に属するものは除く。）				○
		(17) 建築物の相談、指導及び助成に関すること。			○	
		(18) 中心街活性化センターに関すること。			○	
	住宅政策係	（１） 市営住宅の建設計画に関すること。				○
		（２） 市営住宅の維持管理に関すること。			○	
		（３） 市営住宅の使用料及び入退去に関すること。				○
		（４） 道営住宅の指定管理業務に関すること。			○	
		（５） 空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること。				○
		（６） 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関すること。				○
		（７） 民間住宅の入居者に対する助成及び相談に関すること。			○	
上下水道課	業務係	（１） 簡易水道及び公共下水道に係る条例、規則、訓令及び内訓に関すること。				○
		（２） 簡易水道及び公共下水道に係る予算及び執行並びに決算に関すること。			○	

（６） 建設水道部

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
上下水道課	業務係	（３） 簡易水道料金、公共下水道使用料の賦課、徴収及び滞納整理に関すること。				○
		（４） 公共下水道に係る各種許可に関すること。			○	
		（５） 公共下水道に係る敷地占用等に関すること。				○
		（６） 浄化槽設置の許可及び法定検査等に関すること。				○
		（７） 所管に係る補助金申請及び清算事務に関すること。				○
		（８） 所管に係る物品及び財産の契約、取得、管理並びに処分に関すること。				○
	水道施設係	（１） 簡易水道施設工事の計画、施工に関すること。			○	
		（２） 簡易水道施設の管理計画、維持管理及び監視記録に関すること。		○		
		（３） 簡易水道に係る給水装置工事の申請及び完了審査に関すること。				○
		（４） 簡易水道水質保全に関すること。	○			
		（５） 専用水道、小規模飲料水供給施設等の業務指導に関すること。		○		
		（６） 簡易水道に係る補助申請及び実績報告に関すること。				○
	下水道施設係	（１） 公共下水道に係る工事の設計及び認可等に関すること。			○	
		（２） 公共下水道に係る施設の維持管理に関すること。		○		
		（３） 公共下水道の各種許可等に係る技術指導に関すること。				○
		（４） 公共下水道に係る特定施設及び除外施設に関すること。				○
		（５） 公共下水道排水設備工事の申請・完了審査に関すること。				○
		（６） 公共下水道に係る補助申請及び実績報告に関すること。				○
		（７） 水処理センターの管理運営に関すること。	○			

（７） 富良野看護専門学校

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
教務課	教務係	（１） 教育課程の計画及び実施に関すること。	○			
		（２） 学生の入学、休学、転学、復学退学及び卒業に関すること。	○			
		（３） 学籍に関すること。	○			
		（４） 学生の成績証明に関すること。	○			
		（５） 学生の健康管理及び生活指導に関すること。	○			
		（６） 学生の学習指導及び進路指導に関すること。	○			
		（７） 学生の教育に関する諸記録の整備保管に関すること。			○	
		（８） 図書の管理に関すること。			○	
		（９） その他教育及び研究に関すること。			○	
事務課	事務係	（１） 学校の運営に関すること。	○			
		（２） 公印の保管に関すること。	○			
		（３） 学校の行事及び会議に関すること。			○	
		（４） 広報に関すること。			○	
		（５） 物品の管理に関すること。	○			
		（６） 施設の管理に関すること。	○			
		（７） 文書の管理に関すること。	○			
		（８） 修学資金に関すること。			○	
		（９） 学生の諸証明に関すること。			○	
		(10) 学生の福利に関すること。			○	
		(11) 入学試験に関すること。	○			
		(12) 図書の管理に関すること。			○	
		(13) その他学校の事務で他の所管に属さないもの			○	

（８）会計室

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
会計室	会計審査係	（１） 現金（現金に代えて納付する証券、基金及び歳入歳出外現金を含む。）の出納保管に関すること。		○		
		（２） 小切手の振出しに関すること。		○		
		（３） 収入及び支出に関すること。			○	
		（４） 財務会計システムに関すること。			○	
		（５） 支出負担行為の確認に関すること。			○	
		（６） 支出命令の審査に関すること。			○	

（９）議会事務局

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
議会事務局	庶務係	（１） 文書の収受発送及び完結文書の保存に関すること。	○			
		（２） 公印の保管に関すること。	○			
		（３） 議員の身分及び報酬、費用弁償、その他処遇に関すること。			○	
		（４） 職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。			○	
		（５） 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。			○	
		（６） その他、他係の所管に属しないこと	○			
	議事係	（１） 本会議及び各委員会、その他の会議に関すること。		○		
		（２） 議案、請願、陳情、意見案、その他の付議事件に関すること。				○
		（３） 会議録の調整に関すること。				○
		（４） 議案、建議案等の資料調査に関すること。				○
		（５） その他議会の議事に関すること。	○			
	災害対策会議	（１） 議員の安否・居所確認に関すること	○			
		（２） 地域災害状況情報の収集発信に関すること。	○			

(10)　選挙管理委員会

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
選挙管理委員会		（1）　委員及び補充委員に関すること。				○
		（2）　委員会の会議に関すること。				○
		（3）　永久選挙人名簿に関すること				○
		（4）　在外選挙人名簿に関すること				○
		（5）　政治活動に関すること。				○
		（6）　直接請求に関すること。		○		
		（7）　各種選挙の管理執行に関すること		○		
		（8）　最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。		○		
		（9）　検察審査員候補予定者の選定に関すること				○
		(10)　裁判員候補予定者の選定に関すること				○
		(11)　国民投票に関すること		○		

(11)　監査・公平委員会

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
監査委員事務局		（1）　総括に関すること。	○			
		（2）　職員の任免、その他人事に関すること。		○		
		（3）　監査委員公印の管守に関すること。	○			
		（4）　住民監査請求に関すること。		○		
		（5）　例月出納検査（広域連合含む）に関すること。				○
		（6）　監査委員の庶務に関すること。				○
		（7）　監査委員の経理事務に関すること。				○

(11)　監査・公平委員会

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
監査委員事務局		（８）　照会、調査回答、報告及び資料の収集に関すること。	○			
		（９）　監査報告書等の送付、公表に関すること。			○	
		(10)　文書の収受・発送及びファイリングに関すること。	○			
公平委員会事務局		（１）　総括に関すること。	○			
		（２）　職員の任免、その他人事に関すること。		○		
		（３）　公平委員会公印の管守に関すること。	○			
		（４）　公平委員会の議事に関すること。				○
		（５）　勤務条件に関する措置の要求に関すること。			○	
		（６）　不利益処分についての審査請求に関すること。			○	
		（７）　苦情相談に関すること。			○	
		（８）　退職管理に関する再就職者による依頼等の届出に関すること。				○
		（９）　学校医等の公務災害補償の審査請求に関すること。			○	
		(10)　公平委員会の庶務に関すること。				○
		(11)　公平委員会の経理事務に関すること。				○
		(12)　照会、調査回答、報告及び資料の収集に関すること。	○			

(12)　教育委員会

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
学校教育課	管理係	（１）　教育委員会の会議に関すること。			○	
		（２）　総合教育会議に関すること。				○
		（３）　公印及び職印の管守に関すること。	○			
		（４）　他課及び教育機関との連絡調整に関すること。	○			
		（５）　教育長の日程調整に関すること。	○			
		（６）　教育委員会運営費に関すること。				○
		（７）　教育目的のための基本財産の管理及び積立金に関すること。				○
		（８）　公立文教施設の国庫補助事業に関すること。				○
		（９）　小中学校施設の維持管理に関すること。		○		
		(10)　公立文教施設台帳の整理保管に関すること。	○			
		(11)　学校備品の調達管理に関すること。			○	
		(12)　文書の収受発送編纂及び保存に関すること。	○			
		(13)　教職員住宅の建設、営繕に関すること。		○		
		(14)　教職員住宅の入退去及び使用料に関すること。			○	
	学務係	（１）　教職員・児童生徒の事故報告に関すること	○			
社会教育課	社会教育係	（１）　家庭、少年、青年、成人、女性及び高齢者教育に関すること。			○	
		（２）　青少年の健全育成及び青少年補導センターに関すること				○
		（３）　学習相談及びリーダーバンクに関すること。				○
		（４）　教育バス運送業務に関すること。			○	
		（５）　関係機関及び団体の連絡調整に関すること。			○	
		（６）　中央公民館事業の推進に関すること。				○

(12)　教育委員会

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
社会教育課	社会教育係	（7）　ふらの市民講座に関すること。				○
		（8）　富良野地区広域教育圏の振興に関すること。				○
		（9）　児童センター、学童保育センターの管理運営に関すること。	○			
		(10)　その他社会教育に関すること。				○
こども未来課	こども未来係	（1）　障害児通所支援に関すること		○		
		（2）　家庭児童相談及び児童虐待に関すること			○	
		（3）　認可外保育施設に関すること		○		
へき地保育所	保育係	（1）　へき地保育所の運営に関すること	○			
		（2）　へき地保育所の実施に関すること	○			
		（3）　へき地保育所の維持管理に関すること	○			
こども通園センター	こども通園センター係	（1）　こども通園センターの運営に関すること	○			
		（2）　こども通園センターの実施に関すること	○			
		（3）　へき地保育所の維持管理に関すること	○			
		（4）　障害児通所支援事業の実施に関すること			○	
子育て支援センター	子育て支援センター係	（1）　子育て支援センターの運営に関すること	○			
		（2）　子育て支援センターの実施に関すること	○			
		（3）　子育て家庭の交流の場に提供に関すること			○	
		（4）　子育て相談業務に関すること			○	
虹いろ保育所	保育係	（1）　虹いろ保育所の運営に関すること	○			
		（2）　虹いろ保育所の実施に関すること	○			
		（3）　虹いろ保育所施設の維持管理に関すること	○			

(12)　教育委員会

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
生涯学習センター	生涯学習センター係	（１）　生涯学習センターの管理運営に関すること	○			
		（２）　公印の管守に関すること	○			
		（３）　関係団体の連絡調整に関すること			○	
		（４）　放課後子ども教室の開催に関すること	○			
		（５）　青少年教育（山部地区子ども会育成協議会）に関すること		○		
		（６）　高齢者教育（ことぶき大学山部校）に関すること		○		
		（７）　施設及び周辺の維持管理と環境整備に関すること	○			
		（８）　施設利用に係る受付・窓口業務及び使用料徴収に関すること	○			
		（９）　文書の収受発送編纂及び保存に関すること		○		
	生涯学習センター係（博物館）	（１）　博物館資料の収集・調査研究・管理に関すること	○			
		（２）　博物館資料台帳・目録等の整備に関すること	○			
		（３）　博物館の常設展示に関すること				○
		（４）　博物館の特別展・企画展・巡回展などに関すること				○
		（５）　博物館のホームページ・広報誌に関すること			○	
		（６）　文化財の指定および保護に関すること	○			
		（７）　郷土芸能伝習館に関すること	○			
		（８）　文書の収受発送編纂及び保存に関すること		○		
図書館	図書館係	（１）　図書館施設の管理運営に関すること。	○			
		（２）　公印の保管に関すること。	○			
		（３）　図書資料の選書・購入・登録・配架に関すること。		○		
		（４）　レファレンス・リクエストに関すること。				○

(12)　教育委員会

課名	係名	業務内容	3時間以内	24時間以内	3日以内	2週間以内
図書館	図書館係	（５）　相互貸借に関すること。				○
		（６）　行政資料、郷土資料に関すること。		○		
		（７）　図書館情報システムに関すること。		○		
		（８）　視聴覚ライブラリーに関すること。				○
		（９）　その他利用サービスに関すること。				○
		(10)　図書館業務の広報に関すること。		○		
		(11)　読み聞かせサークルに関すること。				○
		(12)　図書館設備の維持・修繕に関すること。	○			
		(13)　利用サークル等の団体に関すること。			○	

富良野市避難行動要支援者の
避難行動支援全体計画

平成２６年１２月２４日

富良野市

― 目　　次 ―

第１章　基本的な考え方

１．背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　支援体制等の確立

１．自助（本人・家族の役割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．共助（地域の役割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

３．公助（市の役割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

４．避難支援等関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

５．避難支援者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

【図１】要配慮者と避難行動要支援者の関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【図２】要支援者の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第３章　名簿の作成および提供

１．名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

２．名簿の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

３．名簿の記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

４．名簿の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

５．名簿の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

６．名簿の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第４章　避難支援活動

１．地域における避難支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

２．避難支援活動のための市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第５章　避難所等における支援体制

１．避難所における支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

２．福祉避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

様式及び資料

【フロー図】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【(別紙様式１) 避難支援等希望申出書兼個人情報の提供に関する同意確認書】・・・・ 11

【(別紙様式２) 避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定】・・・・ 12

【(別紙様式３) 避難行動要支援者個別避難プラン】・・・・・・・・・・・・・・・ 14

【避難行動要支援者名簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）　― 抜粋 ―】・・・・・・・・・・・・ 17

【避難行動支援者連絡会議設置要綱】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

【富良野市庁内避難行動支援者連絡会議設置要綱】・・・・・・・・・・・・・ 21

第１章　基本的な考え方

１　背景と目的

近年、地震や集中豪雨、台風による風水害などにより、全国各地で大規模災害が発生し、こうした災害の犠牲者の多くが高齢者や障がい者、乳幼児といった避難の支援が必要な要配慮者ということが確認されており、実効性のある避難支援に向けた取り組みは大きな課題となっています。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」ですが、要配慮者のうち、その身体的特性などから「自助」が困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）については、周りの人々からの様々な支援が必要となります。

国では、東日本大震災を教訓とし、平成 25 年６月に改正された災害対策基本法において、災害時等において避難支援を要する者の名簿として避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成を市町村に義務付けるなど、要支援者の対策について強化が図られました。

災害時等に、必要な方へ適切な支援を行うためには、富良野市をはじめとする行政機関に加えて、民生・児童委員、富良野市社会福祉協議会、地域連合会・町内会、自主防災組織及び福祉事業者等が災害対策に対する考え方を共有し、万が一の際に最大限の支援ができるよう、十分な連携による取り組みが必要となります。

このことから、富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画（以下「全体計画」という。）は、名簿に関する災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 までの規定に基づき、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」のほか、「富良野市地域防災計画」を踏まえ、要支援者の安全と安心を確保するため、避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を定めることを目的として策定するものです。

新たな全体計画の策定に伴い、平成 23 年１月に策定の災害時要援護者の避難支援プラン（全体計画）は廃止します。

２　用語の説明

【自主防災組織】

災害対策基本法に基づき、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」とされており、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うものです。

【民生委員】

民生委員法に基づき、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査などの自主的な活動や福祉事務所などへの協力活動を行う民間奉仕者で、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねます。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことができる社会の実現をめざし活動する民間組織。都道府県、市町村を単位として設置されています。

【避難行動要支援者】

他者の支援がなければ避難できない在宅のもので、避難行動要支援者避難支援プランを優先的・重点的に作成すべき対象者です。

【福祉避難所】

要配慮者等のために施設がバリアフリー化されているなど特別の配慮がなされた避難所です。

【要配慮者】

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等、災害から自ら守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々です。

第２章　支援体制等の確立

１．自助（本人・家族の役割）

・日頃から、隣近所や身近な人たちとコミュニケーションをとるように努めます。
・防災訓練や地域活動に参加するなど、自分のことを知ってもらうよう努めます。
・地震、風水害、雪害などの災害の発生に備えて、食料品の備蓄、家具の固定、情報入手機器（ラジオ等）を確保するなど、事前の備えをしておきます。
・自分でできること、できないこと、災害時に必要となる支援内容を支援してくれる人や地域の人に伝えておきます。

２．共助（地域の役割）

・日頃から、支援する人たちの間で「顔の見える関係」を作っておきます。
・連合会、自主防災組織、民生・児童委員が中心となって、要支援者やその家族を含めた防災訓練や、防災啓発活動を実施し、地域防災力の向上を図ります。
・市から提供される情報を活用して、安否確認を行うなど情報共有を図ります。
・災害発生時は、要支援者の避難行動支援を行い、地域住民の安否を確認します。

３．公助（市の役割）

・福祉、健康及び防災などを所管する関係部署が連携し、本制度の普及周知及び推進を行います。
・災害時等における要支援者の避難支援等を円滑に行うため、名簿の作成・更新及び避難支援等関係者への名簿の提供を行います。
・自主防災組織の組織化、防災訓練の支援等の地域防災力の向上を推進します。
・早い段階での避難行動を促進できるよう、要配慮者にもわかりやすい言葉や表現による情報伝達を行うとともに、多様な情報伝達手段の整備に努めます。
・要配慮者に配慮した避難所の確保及び環境整備を推進し、福祉避難所の指定の拡大を図ります。
・災害時等においては、迅速な救助、救援ができるよう、平常時から名簿情報を活用し、防災訓練等を実施するなど支援体制の充実を図ります。

４．避難支援等関係者

避難支援等関係者は、災害対策基本法において「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と規定されており、本市では、Ｐ７、避難支援等関係者に掲載するものとします。

・地域の安全に関する知識及び技術を習得し、市と協力して、災害時等において要支

援者に係る避難支援を実施するとともに、平常時においては、個別避難プランの策定、要支援者への声かけ、防災訓練などを実施します。

５．避難支援者

要支援者に対する避難支援は地域の組織で行うようにします。災害時等には、避難支援者の不在や避難支援者自身が被災することも考えられることから、要支援者に対して一人で対応するのではなく、複数で対応できるような体制を整備するよう努めます。

なお、避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、避難支援者本人やその家族の生命、身体の安全確保を最優先として、要支援者の避難支援を行うこととします。また、災害時等に避難支援等ができない場合や、事故等が発生しても責任が伴うものではありません。

・要支援者に、情報提供支援、救助活動支援、避難行動支援等の避難行動を支援します。

・要支援者の情報に基づき、災害の種別や大きさ、避難支援者の人数、装備など能力に応じた支援活動を行います。

【図１】要配慮者と避難行動要支援者の関係

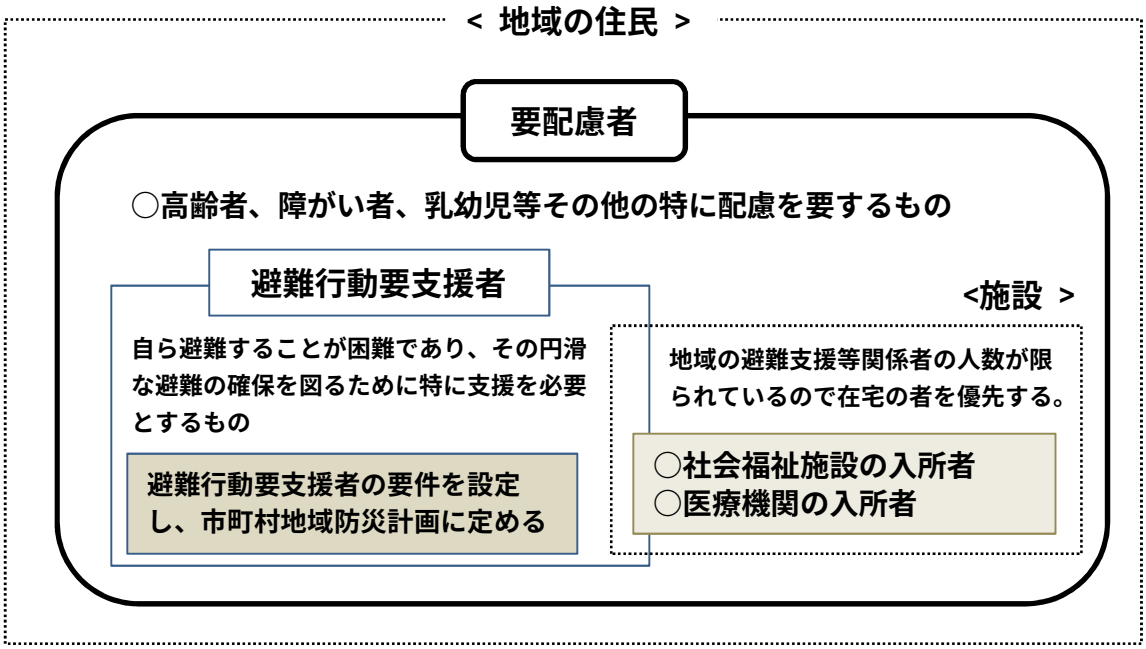

【図２】要支援者の支援体制

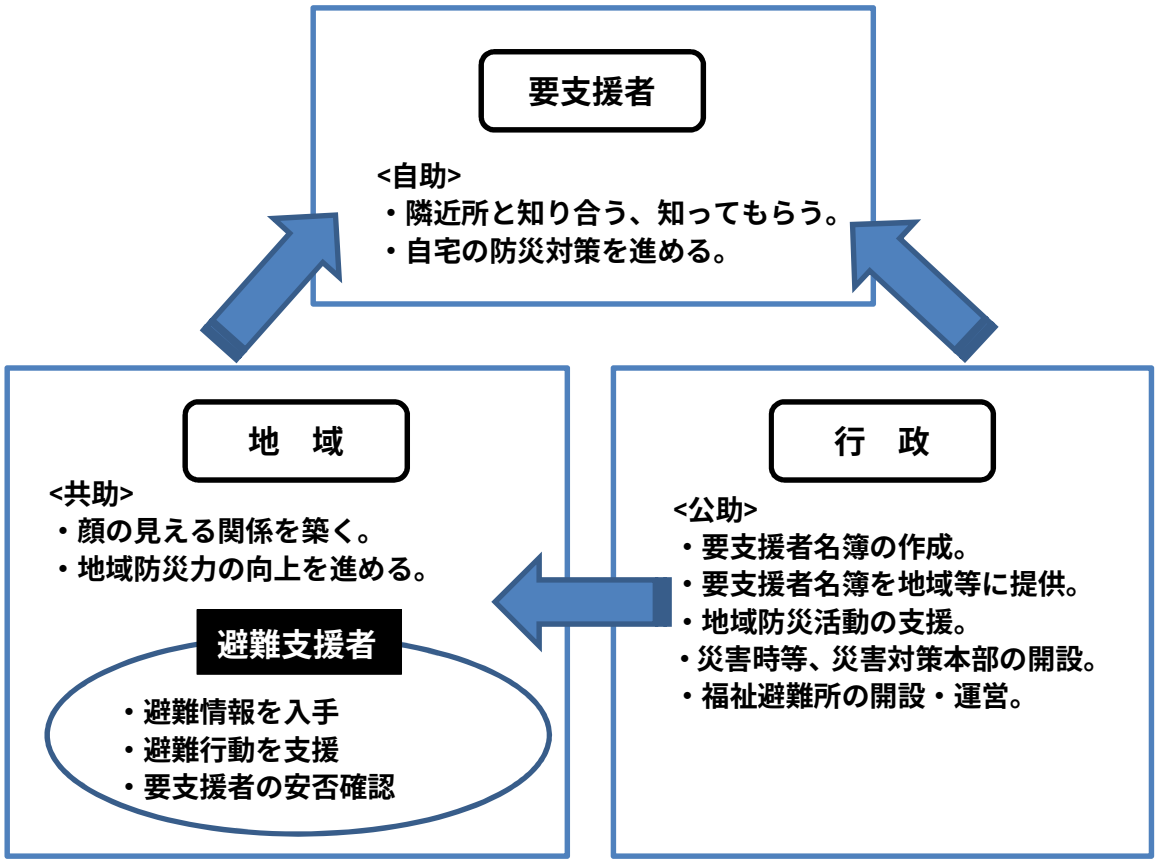

第３章　名簿の作成および提供

１．名簿の作成

名簿は、地域防災計画及び全体計画に基づき作成するものとし、要支援者に該当するものを把握するため、市の各部局、北海道知事及びその他のものに対して情報を収集します。

避難支援等を希望する者は、避難支援等希望申出書兼個人情報の提供に関する同意確認書（別紙様式１）を市に提出するものとし、市は、要支援者の範囲に該当することなどを確認のうえ、要支援者として名簿に登録します。

なお、名簿作成・更新等に係る具体的な事務手順は別途定めます。

２．名簿の対象者

要支援者は、災害対策基本法において「災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と規定されていることから、避難方法等についての判断能力や身体能力を勘案し、その対象者を次のとおりとします。

【要支援者の対象者は在宅の次の方とします】
① 介護保険法における要介護１以上の認定を受けている方
② 身体障害者手帳１級または２級を受けている方
③ 精神障害者保健福祉手帳１級を受けている方
④ 療育手帳Ａを受けている方
⑤ 前各号に掲げるもののほか、支援を要すると市長がみとめる方

３．名簿の記載事項

名簿には、本人に関する以下の情報を記載します。

① 氏名
② 生年月日（年齢）
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先
⑥ 避難支援を必要とする理由

４．名簿の更新

名簿に記載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現などにより変

動することから常に把握するのは困難ですが、可能な限り把握・更新するよう努めます。

５．名簿の保管

名簿は、電子データに加え、紙媒体でも保管します。

６．名簿の提供

（１）避難支援等関係者

名簿の提供先である避難支援等関係者については、富良野消防署、北海道警察、民生・児童委員、富良野市社会福祉協議会、地域連合会・町内会、自主防災組織とします。ただし、地域連合会・町内会、自主防災組織については、地域に根差した活動及び民主的な運営がなされており、個別避難プランを作成し、避難支援活動を実施できるかなどを参考に個別に判断いたします。さらに、避難支援等関係者になるという総会などの議決を得ることを提供する条件とします。

（２）平常時における名簿の提供

市は、事前に避難支援等関係者に対し本計画の趣旨、要支援者の定義や避難支援者の役割などについて理解が得られるよう充分に周知を図ったうえで、名簿を提供します。

なお、提供については、紙媒体で原則６カ月ごとに行います。

（３）災害時等における名簿の提供

災害時等において生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、名簿の掲載を拒否したものについても、法律の規定により、避難支援に必要な範囲内で避難支援等関係者に提供します。

（４）情報漏えいを防止するための措置

名簿の外部提供にあたっては、避難支援等関係者と、避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定（別紙様式２）を締結し、適正な管理・保管を行うものとします。

（５）名簿への登載を拒否したものへの周知

平常時において避難支援等関係者へ名簿の提供を行わないことから、地域などにおける支援体制の構築は困難であるため、速やかな避難行動支援が望めない可能性があることを周知します。

第４章　避難支援活動

１．地域における避難支援活動

（１）避難支援活動

災害時等に市が避難情報を発令したときは、避難支援者は、要支援者の具体的な避難の方法をあらかじめ定めた個別避難プラン（別紙様式３）に基づき、避難支援を実施します。

ただし、避難支援者は、避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ要支援者に対し、名簿提供による避難支援が必ずなされることを保障するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないということを周知します。

（２）個別避難プランの作成

避難支援等関係者は、市から提供された名簿により、要支援者の避難について、複数の避難支援者の確保に努め、具体的な避難方法などを定める個別避難プランの策定に努めるものとします。

また、市、民生・児童委員及び社会福祉協議会は、個別避難プラン作成に係る相談に応じるなど、実効性のある避難支援がなされるようコーディネートをします。

なお、個別避難プランの個人情報が、必要以上に避難支援者へ提供されることがないよう留意します。

（３）円滑な避難支援活動体制の維持

円滑な避難支援を行うためには、平常時から友好的な人間関係を築いておくことが必要なことから、平素から、様々な機会を捉え、避難支援等関係者、避難支援者及び要支援者は相互に信頼関係を築くよう努めます。

また、地域においては、平常時から避難支援等関係者が中心となり、名簿を活用して要支援者とコミュニケーションを図りながら避難訓練を実施するなど、避難支援方法の継続的検討に努めるものとします。

２．避難支援活動のための市の責務

市は、災害時等において迅速な救助、救援や避難行動、安否確認などが出来るよう、作成した名簿を関係部局で共有し、平常時から要支援者の把握に努めるとともに、避難訓練などにおいて助言を行うなど、避難支援等関係者などと協力し、支援体制の充実を図ります。

第５章　避難所等における支援体制

１．避難所における支援活動

市は、避難所に避難した要配慮者への対応として、授乳および介護対応のプライバシー保護に対応できるスペースの確保や、食物アレルギーを持つ避難者への配慮など、多様なニーズを踏まえた避難所における生活環境の確保に努めるものとします。さらに、避難生活が長期化する場合は、要配慮者の心身の健康管理と生活リズムを取り戻すことが重要となるため、保健師による健康相談など、必要な生活支援を実施します。

なお、要配慮者が避難所生活で困難な状況が生じた場合は、保健師が介助者の有無や要介護度、障害の種類・程度に応じて福祉避難所への受け入れを調整をします。また、市は、必要に応じて社会福祉法人などが運営する福祉施設への受け入れ、及び職員の派遣について、相互協定に基づき要請します。

２．福祉避難所の開設

（１）福祉避難所の確保

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設の安全性が確保され、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適している公共施設、または民間の社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所を確保することに努めます。また、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するため、必要な資機材を整備するよう努めます。

（２）福祉避難所の運営・移送

福祉避難所の運営においては、要配慮者の日常生活上の支援、相談等を行うとともに避難者の生活状況を把握し、関係団体と連携して、避難者が必要とする福祉サービスを受けられるように努めます。

福祉避難所までの移送については、市と要配慮者の家族、避難支援等関係者が協力し、要配慮者の状態に応じた移送手段を確保します。

（３）避難経路

避難経路の検討にあたっては要支援者を安全に避難させるため、浸水区域など災害時等に危険な個所などを避け、避難所までの所要時間、車椅子や担架などの移動手段も考慮し、選定するように努めます。

【フロー図】

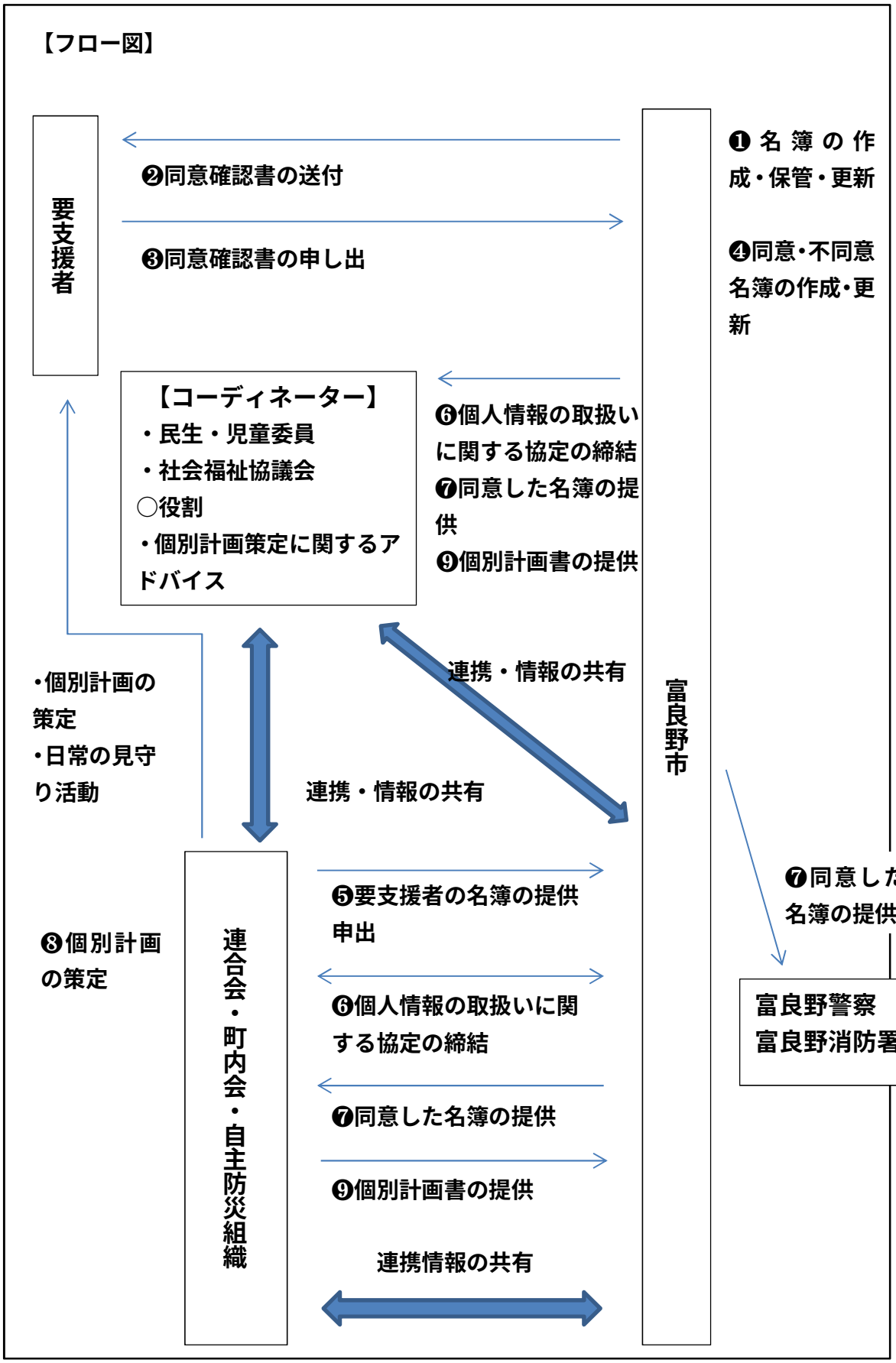
要支援者
富良野市
❶名簿の作成・保管・更新
❷同意確認書の送付
❸同意確認書の申し出
❹同意・不同意名簿の作成・更新
【コーディネーター】
・民生・児童委員
・社会福祉協議会
○役割
・個別計画策定に関するアドバイス
❻個人情報の取扱いに関する協定の締結
❼同意した名簿の提供
❾個別計画書の提供
連携・情報の共有
・個別計画の策定
・日常の見守り活動
連携・情報の共有
連合会・町内会・自主防災組織
❺要支援者の名簿の提供申出
❽個別計画の策定
❻個人情報の取扱いに関する協定の締結
❼同意した名簿の提供
❾個別計画書の提供
連携情報の共有
❼同意した名簿の提供
富良野警察
富良野消防署

（別紙様式１）

避難支援等希望申出書兼個人情報の提供に関する同意確認書

平成　　年　　月　　日

富良野市長　様

私は、災害時等において迅速な避難支援や安否確認などを受けるにあたり、本書に記載された個人情報を平常時から連合会や町内会、民生委員などの避難支援等関係者に提供することに、

１．同意いたします
２．同意しません

１か２に○をしてください。

氏名・住所等

氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	
		性　別	男　・　女
住所	富良野市	ＴＥＬ	
避難支援を必要とする理由	状況確認欄（あてはまる□に☑してください） □介護保険法における要介護１以上を受けているもの □身体障害者手帳１級または２級を受けているもの □精神障害者保健福祉手帳１級を受けているもの □療育手帳Aを受けているもの □その他（　　）		

代理申請の場合（本人が記入できない場合）

代理申請者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	本人との関係	
住所		ＴＥＬ	

※避難支援等関係者へ個人情報提供を同意することにより、避難支援者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではなく、また、避難支援等関係者や避難支援者は避難支援に関し、法的な責任や義務を負うものではありません。

名簿情報提供に不同意であった者の名簿は、災害時等においては、警察、消防などの関係機関へ提供し、安否確認や救助・救援に活用します。

※この個人情報は、上記の目的以外には利用いたしません。

（別紙様式２）

避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）と○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、甲が保有する避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を乙に提供するにあたり、富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画に基づき協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、互いに協力して避難行動要支援者に対して支援活動を行うとともに、支援のために作成された名簿情報については、避難行動要支援者に関する支援活動のために使用するものとともに、管理を適切に行うものとする。

（名簿等の管理）

第２条　甲が保有し、乙に提供する情報とは、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由とする。

２　乙は、提供を受けた名簿情報を第１条以外の目的に使用してはならない。また、それを第三者に提供してはならない。

３　乙は、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠のある保管場所に適切に管理しなければならない。

４　乙は、第１条の目的に利用する場合を除き、提供を受けた名簿情報が収録された紙または磁気媒体を複写および複製してはならない。

（守秘義務）

第３条　乙は、当該情報提供により知り得た事項を他へ漏らしてはならない。要支援者の支援の役割を離れた後も同様とする。

（利用状況および管理状況の報告・検査）

第４条　甲は、乙の名簿情報の利用および管理状況について、必要に応じ報告を求めることができるものとし、乙は書面により速やかに応じるものとする。

（事故報告等）

第５条　乙は、名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第６条　乙の故意または重大な過失により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、または第三者との間で紛争があった場合には、甲および乙は誠意を持って協議を行うとともに、乙の費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、甲が損害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

（利用期間終了後の返還または抹消の義務）

第７条　乙は、提供を受けた名簿情報が収録された紙または磁気媒体に収録された情報を第１条の目的のために使用した後は、直ちに返還しなければならない。

（紛争または疑義の解決方法）

第８条　本協定について、甲乙間に紛争または疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　富良野市長　能登芳昭

乙　住　所
　　団体名
　　代表者氏名

（別紙様式３）

秘

避難行動要支援者個別避難プラン

避難支援等関係者	組織名	
	代表者	
	連絡先	
	作成担当者	
	管理責任者	

氏　名	ﾌﾘｶﾞﾅ		生年月日　　年　　月　　日（　　歳）
			性　　別　　男　・　女
住　所	富良野市　　加入町内会		
同　居家族等			
緊急時の連絡先①	氏　名		
	本人との関係		
	住　所		
	連絡先		
緊急時の連絡先②	氏　名		
	本人との関係		
	住　所		
	連絡先		
支援を必要とする理由	１　要介護者　　２　障がい者　　３　その他		
	（詳細）		
避難支援者情報①	氏　名		
	住　所		
	連絡先		
避難支援者情報②	氏　名		
	住　所		
	連絡先		

避難先	（避難所） ・大雨時 ・地震時 ・その他の退避場所 （移動するまでの注意すべき事項など） ・移動手段　１　自力歩行　　２　車いす　３　その他 ・その他
希望持ち出し品	
避難時に配慮しなければならないこと	【あてはまるものすべてに☑してください】 □立つことや歩行ができない □音が聞こえない（聞き取りにくい） □物が見えない（見えにくい） □言葉や文字の理解がむずかしい □危険なことを判断できない □顔を見ても知人や家族とわからない その他
その他特記事項	

平成　　年　　月　　日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、富良野市及び避難支援等関係者に提供することを了承します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理の場合（本人が記入できない場合）

代理者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○避難行動要支援者名簿

避 難 行 動 要 支 援 者 名 簿

番号	氏　　名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援を 必要とする理由	個別計画 の有無	その他

○災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）　― 抜粋 ―

第３節　避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

２　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

３　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

４　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計

画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法 （昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法 （昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項 に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

○避難行動支援者連絡会議設置要綱

（目的）

第１条　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対して、避難の支援、安否その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、必要な措置を実施することを目的として、避難行動支援者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

(1)　地域防災計画に盛り込む事項及び全体計画の策定に関すること。

(2)　その他避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。

（連絡会議の構成）

第３条　連絡会議は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第４条　連絡会議に、会長及び副会長を置く。

２　会長には副市長をもって充てるものとし、副会長は委員の互選をもって選出する。

３　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

（会議への出席要請）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第７条　連絡会議に、必要に応じて部会を設置することができる。

（庶務）

第８条　連絡会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年 10 月６日から施行する。

別　表

関　係　機　関　名	団　体　名　及　び　役　職　名
社会福祉関係団体	富良野市社会福祉協議会会長 富良野市民生委員児童委員協議会会長 富良野市老人クラブ連合会会長 富良野あさひ郷北の峯学園園長 富良野身体障がい者福祉協会会長
保健医療関係団体	富良野医師会会長 旭川歯科医師会富良野班班長
連合会・町内会 自主防災組織	富良野市連合町内会協議会会長 山部地区総合振興協議会会長 東山地域連絡協議会会長 麓郷振興会会長 麻町連合会会長 桂木町第６町内会　自主防災組織
公　共　機　関	富良野警察署署長 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室長 富良野広域連合富良野消防署署長 富良野広域連合富良野消防団団長
市　　役　　所	副市長 総務部長 保健福祉部長
事　　務　　局	市総務部総務課

○富良野市庁内避難行動支援者連絡会議設置要綱

（目的）

第１条　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対して、避難の支援、安否その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、必要な措置を実施するための庁内組織として、富良野市庁内避難行動支援者連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　庁内連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

(1)　地域防災計画に盛り込む事項及び全体計画の策定に関すること。

(2)　避難行動要支援者名簿の作成・更新に関すること。

(3)　名簿情報の利用及び提供に関すること。

(4)　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に関すること。

(5)　避難行動要支援者に関する普及啓発に関すること。

(6)　その他避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。

（庁内連絡会議の構成）

第４条　庁内連絡会議は、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第５条　庁内連絡会議に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長には総務課長を副委員長には福祉支援課長をもって充てるものとする。

３　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

（会議への出席要請）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、庁内連絡会議以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第８条　庁内連絡会議の庶務は、総務課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年８月１日から施行する。

別　表

部　署　名	職　名
総　務　部	総務課長、総務法制係長、総務課総務法制係（防災担当）
保健福祉部	福祉支援課長、福祉支援課主幹、福祉総務係長、福祉相談支援係長、地域包括支援センター係長、介護保険係長
事　務　局	総務課

富良野市非常通信対応マニュアル

目次

＜非常通信対応マニュアル策定の方向性＞ 2P

第1章　富良野市の対応

1．職員の参集・体制維持 3P

2．通常ルートに属する通信機器等の動作・維持管理体制の確認 3P

3．通常ルートによる通信が使用不可の場合の対応 4P

4．通常ルート・非常ルートともに使用不可の場合の対応及び非常協事務局への支援要請 7P

5．その他（非常電源用燃料枯渇、停電、設備被災等） 7P

6．災害時における住民への情報伝達と情報収集（富良野市防災行政無線） 8P

第2章　平常時の維持管理・訓練に係る方針（項目のみ）

1．富良野市の方針

2．訓練

令和3年10月

富良野市総務部総務課

＜非常通信対応マニュアル策定の方向性＞

- 非常通信対応マニュアルは、非常災害時に所要の通信を確保するための行動・作業に関するマニュアルとする。
- 非常災害として、小規模な災害のみならず、首都直下地震、東海・東南海・南海地震及びそれに伴う災害といった大規模災害についても想定して行動・作業を検討する。
- 原則、下のフローチャートに従って、非常災害時の通信を確保に努める。ただし、小規模災害時や時間的余裕がある場合においては、非常ルート使用の要請に代わり、災害対策用移動通信機器の貸出を要請可能とする。
- 非常通信を行うための通信ルートの使用（電波法第74条に基づく非常通信実施に係る総務大臣命令の発動を含む）の具体的要件や手続きを記載する。

非常災害時の通信の確保フローチャート（概要）

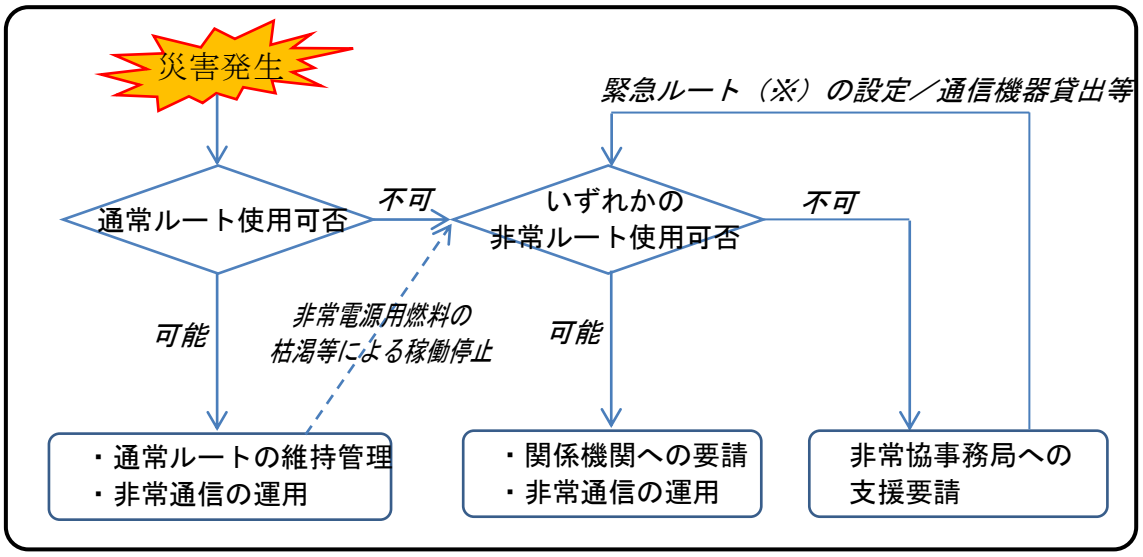

第1章　富良野市の対応

1．職員の参集・体制維持

➢宿直による連絡

夜間・閉庁日等に災害が発生した場合、**宿直は次のリストに従って、防災担当職員へ連絡する。**

連絡を行う事象は、次のとおりとする。

市内に「震度4以上の地震が発生」もしくは「大規模停電が発生」したとき。

〔連絡先〕

連絡順位	氏名	部署名	電話番号
1	総務課長	総務部総務課	090-1527-2622
2	総務係長	総務部総務課	080-2863-0472
3	総務係（防災担当）	総務部総務課	090-1527-3556

2．通常ルートに属する通信機器等の動作・維持管理体制の確認

➢通常ルートに属する通信機器の動作確認

以下の**通信機器の動作確認を行う。**（別紙2「通信機器チェックリスト」参照）

1	北海道総合行政情報ネットワーク （IP 電話・FAX）

通信機器の動作確認の結果、異常により通信ができない場合は、「3．通常ルートによる通信が使用不可の場合の対応」を参照のこと。

➢通常ルートに属する通信機器の維持管理に係る確認

通信機器の維持管理に係る以下について確認を行う。（別紙3「維持管理チェックリスト」参照）

1	北海道総合行政情報ネットワーク装置　状態表示確認
2	非常用発電機　保管状態 （燃料は北海道の定期点検で確認する）

➢維持管理業者等との連絡

通信機器の維持管理に係る問題がある場合、**次の関係業者等と連絡し、改善を図る。**

種別	業者名	連絡先	所在地
北海道総合行政情報ネットワーク	上川総合振興局	0166−46-5918	旭川市永山6条 19 丁目
非常用発電機	上川総合振興局	0166−46-5918	旭川市永山6条 19 丁目

3．通常ルートによる通信が使用不可の場合の対応

（非常ルート）

➢非常ルートの活用

優先順位の高い非常ルートから順番に運用。他機関の通信設備を利用する場合は、運用している機関への要請

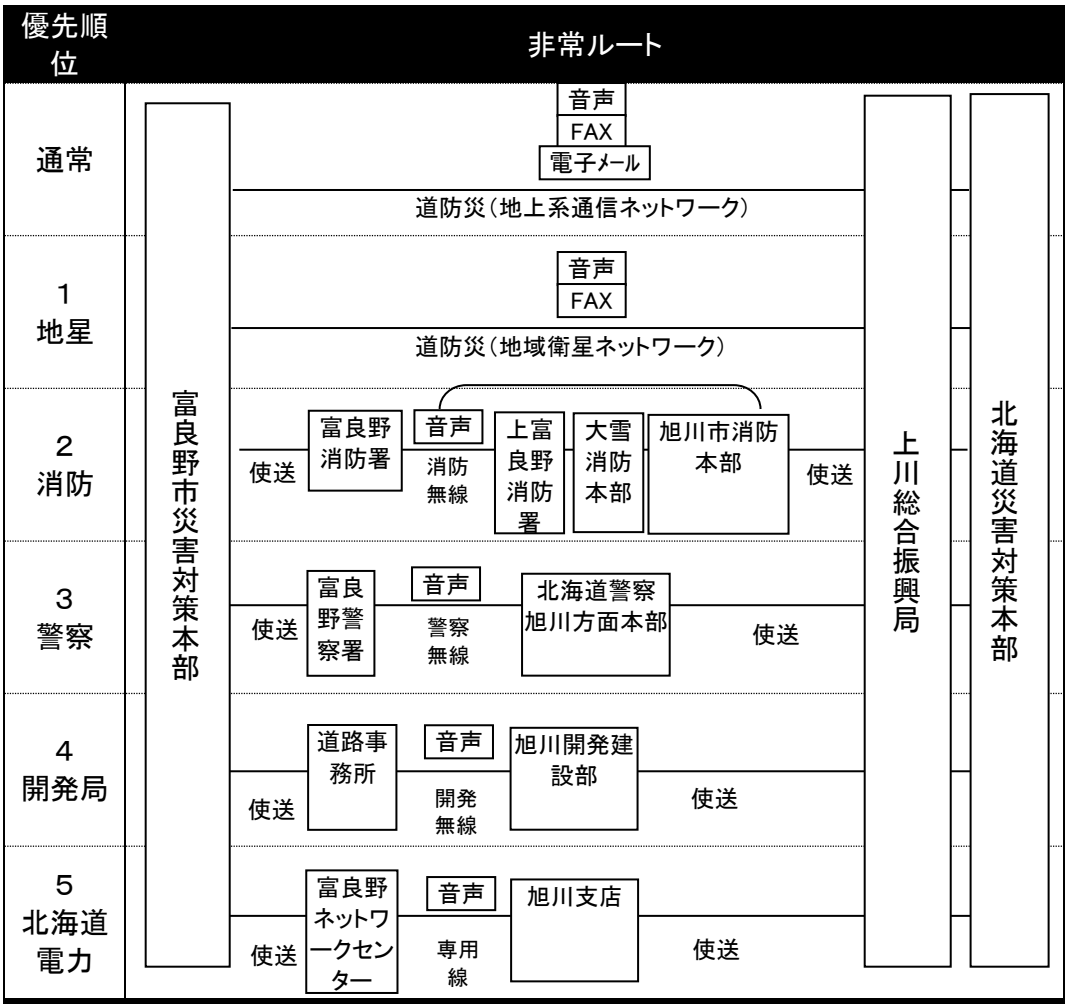

優先順位	機関名	連絡先
2 消防	富良野広域連合 富良野消防本部	電話 0167-23-5119 FAX 0167-23-1559
3 警察	北海道旭川方面富良野警察署	電話 0167-22-0110 FAX 0167-22-0110
4 開発	旭川開発建設部富良野道路事務所	電話 0167-23-3171 FAX 0167-23-5039
5 北電	北海道電力富良野ネットワークセンター	電話 0167-22-4131 FAX 0167-22-1025

（参考）	機関名	連絡先
通常	上川総合振興局災害対策本部	電話　0166-46-5918・FAX　0166-46-5204 防災電話　防災回線ボタン-6550-9100 衛星電話 080-2863-6920
通常2	北海道災害対策本部	電話　011-204-5008・FAX　011-231-4314 防災電話 防災回線ボタン-6210-9100

（災害対策用移動通信機器）

➢災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

総務省が無償貸与できる災害対策用移動通信機器は次の7種類。（詳細は別紙4） **確保したい通信に応じて、通信機器を選択し、所要の台数、搬送場所を検討。**

確保したい通信	通信手段	通信機器
上川総合振興局、北海道災害対策本部との通信 （北海道総合通信局との通信）	衛星携帯電話 （屋外利用）	ワイドスターⅡ （据置）
		イリジウム （ハンディ）
		アイサットフォン・プロ （ハンディ）

上記の他、総務省が無償貸与できる災害対策用移動通信機器の周辺機器等は以下のとおり

名称	特徴	注意事項
ワイドスターⅡ専用　Wi－Fiルータ	ワイドスターⅡと接続し、屋内でスマートフォンや電子メールが可能	ワイドスターとのセットで貸出
イリジウムGo！	専用アプリをインストールすることでルーターと接続させ衛星電話が可能	
パワーイレ・スリー	（可搬型蓄電池） AC100V　2.5kWh	無線機とのセットで貸出

貸出を要請する通信機器、台数、搬送場所を検討し、**総合通信局に要請。**

北海道総合通信局 無線通信部陸上課	電話 011-709-2311 携帯 090-1529-8858（夜間等） FAX 011-709-5541

総合通信局への伝達事項は次のとおり。（別紙5）

- ✧ 担当者名、連絡先
- ✧ 通信機器の種類、台数
- ✧ 搬送場所、（搬送場所が離れている場合は、搬送先の担当者名、連絡先）

通信機器等に使用する小型移動電源車の要請を検討し、**総合通信局に要請。**

北海道総合通信局防災対策推進室	電話 011-747-6451 携帯 090-1525-0101（夜間等） FAX 011-709-2481

通信機器の搬入場所が孤立している等、通常の手段での搬送が困難の場合は、**ヘリコプター等の輸送手段を保有する関係機関への派遣要請を検討する。**

機関名	部署	連絡先
北海道	災害対策本部 （総務部危機対策局危機対策課）	電話 011-204-5008 FAX 011-231-4314 防災電話 防災回線ボタン-6210-9100

➢災害対策用移動通信機器受入準備

通信機器の搬入場所に職員を派遣し、搬入業者（通信機器の搬送に関して災害派遣を要請した場合は、派遣先機関）から通信機器を受領する。確認項目は次のとおり。

- ✧ 要請した通信機器・台数
- ✧ 通信機器の動作確認・使用方法
- ✧ 通信相手との試験通信（通話）

4．通常ルート・非常ルートともに使用不可の場合の対応及び非常協事務局への支援要請

➢上位の災害対策本部もしくは非常協事務局へ支援要請

以下の機関を通じて、非常協事務局に通信確保に係る支援を要請する。

機関名	部署	連絡先
中富良野町役場	総務課	電話　0167-44-2122 使送　８　km

上川総合振興局災害対策本部	電話　0166-46-5918 FAX　0166-46-5204
北海道災害対策本部	電話　011-204-5008 FAX　011-231-4314 防災電話 9-6210-9100
北海道地方非常通信協議会事務局 （北海道総合通信局無線通信部陸上課）	電話　011-709-2311 （内線 4651） 携帯　090-1529-8858 （夜間等） FAX　011-709-5541 メール do-hijyo@soumu.go.jp

5．その他（非常電源用燃料枯渇、停電、設備被災等）

➢燃料確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼等、**通信手段の維持活動を実施**

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機用燃料	亀屋斉藤商店	0167-22-3501	富良野市日の出町６－２
電力（停電時）	北海道電力 富良野ネットワークセンター	0167-22-4131	富良野市栄町２０－１
電話	NTT 東日本 旭川支店	0166-29-4041	旭川市 10 条通 10 丁目

➢**維持活動が困難の場合、上位の災害対策本部もしくは非常協事務局へ支援を要請**

機関名	連絡先
上川総合振興局災害対策本部	電話　0166-46-5918 FAX　0166-46-5204 防災電話 防災回線ボタン-6550-9100 衛星電話 080-2863-6920
北海道災害対策本部	電話　011-204-5008 FAX　011-231-4314 防災電話 防災回線ボタン-6210-9100
北海道地方非常通信協議会事務局 （北海道総合通信局無線通信部陸上課）	電話　011-709-2311(内線 4651) 携帯　090-1529-8858(夜間等) FAX　011-709-5541 メール　do-hijyo@soumu.go.jp

6．災害時における**住民への情報伝達と情報収集**（富良野市防災行政無線）

➢防災行政無線（移動系）

防災行政無線（移動系）で、職員による被災発生状況等の情報収集を行い、災害対策本部への状況報告や広報車による住民への避難・誘導を図る。

➢防災行政無線施設の動作確認・維持・管理

平常時に防災行政無線移動系による職員間の行政連絡通信で動作を確認する。また専門保守業者による定期点検を実施し、設備の維持管理を行う。

通信機器の維持管理に係る問題がある場合、**次の関係業者等と連絡し、改善を図る**

業者名	連絡先	所在地
ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ ｼｽﾃﾑｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ ｼﾞｬﾊﾟﾝ（株）	平日　011-853-5000 夜間・休日　011-853-6910	札幌市豊平区月寒中央通 11-7-40

非常通信対応マニュアル(簡易版)

（１）通信機器の動作確認

1	北海道総合行政情報ネットワーク（IP 電話・FAX）

(2) 通信機器の維持管理

1	北海道総合行政情報ネットワーク装置　表示状態確認
2	非常用発電機　保管状態　（燃料は北海道の定期点検で確認する）

（３）維持管理業者の連絡先

種別	業者名	連絡先	所在地
北海道総合行政情報ネットワーク	上川総合振興局へ依頼	0166-46-5918	旭川市永山６条 19 丁目
電力（停電時）	北海道電力 富良野ネットワークセンター	0167-22-4131	富良野市栄町 20-1
電話	NTT 東日本 旭川支店	0166-29-4041	旭川市 10 条通 10 丁目

（４）非常通信ルート・関係機関連絡先

優先順位	非常ルート	関係機関
通常	北海道総合行政情報(地上)	北海道
1	北海道総合行政情報(衛星)	北海道
2	消防	富良野消防署
3	警察	北海道警察富良野警察署

優先順位	機関名	連絡先
2　消防	富良野消防署	電話　0167-23-5119 FAX　0167-23-1559
3　警察	北海道旭川方面富良野警察署	電話　0167-22-0110
（参考）	機関名	連絡先
通常	上川総合振興局災害対策本部	電話　0166-46-5918 FAX　0166-46-5201 防災電話 防災回線ボタン-6550-9100 衛星電話 080-2863-6920
通常２	北海道災害対策本部	電話　011-204-5008 FAX　011-231-4314 防災電話 防災回線ボタン-6210-9100

（５）災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

確保したい通信	通信手段	通信機器
上川総合振興局、北海道災害対策本部との通信（北海道総合通信局との通信）	衛星携帯電話（屋外利用）	ワイドスターII　（据置）
		イリジウム　（ハンディ）
		アイサットフォン・プロ　（ハンディ）
		BGAN＜ビーギャン＞　（据置）

（要請先）

北海道総合通信局　無線通信部　陸上課	電話　011-709-2311 携帯　090-1529-8858（夜間等） FAX　011-709-5541 メール　do-hijo@soumu.go.jp

（６）通常ルート・非常ルートともに使用不可の場合の連絡先

機関名	部署	連絡先
中富良野町役場	総務課	電話　0167-44-2122 使送　８ｋｍ

⇩

上川総合振興局災害対策本部	電話　0166-46-5918 FAX　0166-46-5204 防災電話 防災回線ボタン-6550-9100 衛星電話 080-2863-6920
北海道災害対策本部	電話　011-204-5008 FAX　011-231-4314 防災電話 防災回線ボタン-6210-9100
北海道地方非常通信協議会事務局 （北海道総合通信局無線通信部陸上課）	電話　011-709-2311 （内線 4651） 携帯　090-1529-8858 （夜間等） FAX　011-709-5541 メール do-hijyo@soumu.go.jp

（７）燃料確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機用燃料	亀谷斉藤商店	0167-22-3501	富良野市日の出町６－２
電力（停電時）	北海道電力 富良野ネットワークセンター	0167-22-4131	富良野市栄町 20-1
電話	NTT 東日本 旭川支店	0166-29-4041	旭川市 10 条通 10 丁目

（８）維持活動が困難の場合、上位の災害対策本部もしくは非常協事務局へ支援を要請

機関名	連絡先
北海道災害対策本部	電話　011-204-5008 FAX　011-231-4314 防災電話 防災回線ボタン -6210-9100
北海道地方非常通信協議会事務局 （北海道総合通信局無線通信部陸上課）	電話　011-709-2311　（内線 4651） 携帯　090-1529-8858　（夜間等） FAX　011-709-5541 メール do-hijyo@soumu.go.jp

（９）富良野市　防災行政無線　維持管理業者の連絡先

種別	業者名	連絡先	所在地
防災行政無線（移動系）	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ　ｼｽﾃﾑｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞｼﾞｬﾊﾟﾝ	011-853-5000 011-853-6910	札幌市豊平区月寒中央通 11－7－40

●非常通信ルート

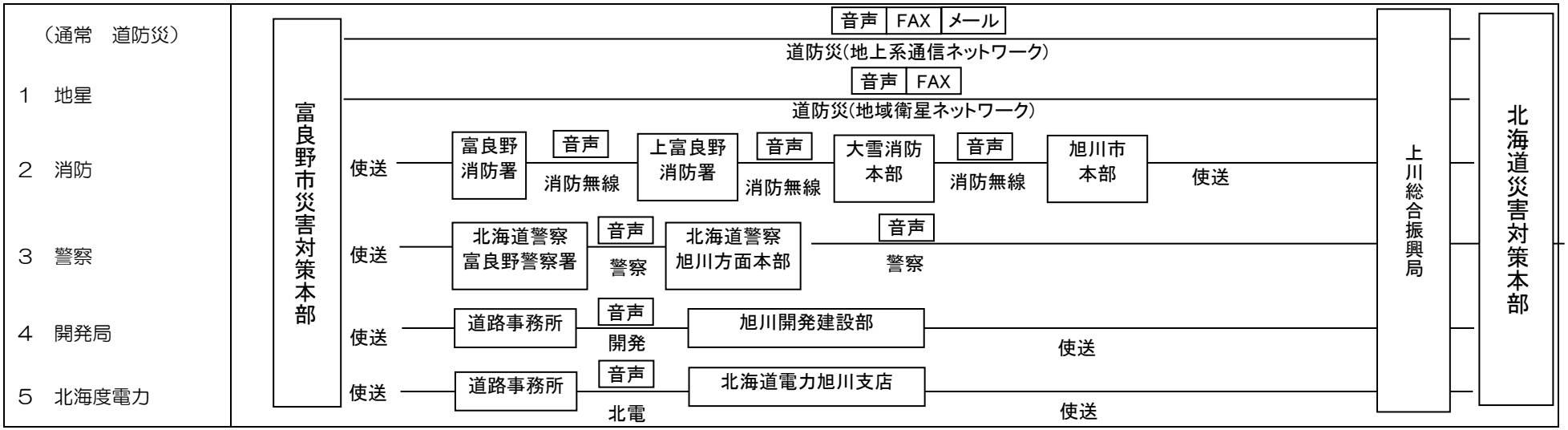

第2章　平常時の維持管理・訓練に係る方針（項目のみ）

1. 富良野市の方針

- 参集基準の設定
- 職員呼び出し体制の構築（電話連絡網・メール配信システム）・更新
- 通信機器維持管理マニュアル整備
- 通信機器・局舎維持管理業者との連絡体制構築・更新
- 電力会社との協定締結、連絡体制構築・更新
- 非常電源用燃料等消耗品関係業者との協定締結、連絡体制構築・更新
- 非常ルート関係機関との連絡体制構築・更新
- 非常ルートを使用する場合の優先順位の設定、拠点間通信・連絡手段の確認
- 災害対策用移動通信機器の輸送体制構築

2. 訓練

- 職員参集訓練
- 通常ルートの稼働状況把握に係る訓練
- 通常ルートやいくつかの非常ルートが使用できない想定シナリオの下での非常通信訓練
- 災害対策用移動通信機器の搬入・運用を組み入れた非常通信訓練
- アマチュア無線・漁業無線等の通信手段の運用者の協力による緊急ルートを想定した非常通信訓練
- 非常電源用燃料等消耗品確保に係る訓練

別紙１

宿直室、警備室等の
夜間・閉庁日対応を
行う場所に掲示

防災担当呼び出しリスト

管内で
「震度４以上が発生」もしくは「大規模停電が発生」

呼び出し順位	氏名	部署名	電話番号
１	総務課長	総務部総務課	090-1527-2622
２	総務部長	総務部	090-6990-1340
３	総務係防災担当	総務部総務課	090-1527-3556

※　適時追加する

別紙２

通信機器チェックリスト

番号	機器	✔欄
1	北海道総合行政情報ネットワーク　(IP 電話・FAX)	

別紙３

維持管理チェックリスト

番号	機器	✔欄
１	北海道総合行政情報ネットワーク装置　状態表示確認	
２	非常用発電機　保管状態	

別紙４

総務省　災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話）

種類	名称	写真	仕様	特徴	配備先
衛星携帯電話	ワイドスターⅡ （据置）		【サイズ】 W58 x H149 x D35(mm) 【重さ】1.3kg 【バッテリ】 連続通話時間　2.2 時間 連続待受時間　26 時間	● 南方の空が開けている屋外もしくは窓際（電磁波防止ガラスは不可）に設置して利用可能 ● 国内携帯電話と同様の電話番号 ● https://www.docomo.biz/html/service/widestar/	北海道
	イリジウム （ハンディ）		【サイズ】 W55 x H143 x D30(mm) /アンテナ収納時 【重さ】266g（バッテリ込み） 【バッテリ】 連続通話時間　4 時間 連続待受時間　30 時間	● 頭上が開けている屋外で利用可能 ● 外国の電話番号 ● https://www.kddi.com/business/iridium/service/index.html	本省※
	アイサットフォン・プロ （ハンディ）		【サイズ】 W54 x H170 x D39(mm) 【重さ】279g（バッテリ込み） 【バッテリ】 連続通話時間　8 時間 連続待受時間　100 時間	● 平常時（訓練等）には利用制限エリア有 ● 南方の空が開けている屋外で利用可能 ● 外国の電話番号 ● https://www.docomo.biz/html/service/isatphonepro/	本省※

※：配備先は本省ですが、貸出し可能です。

災害対策用移動通信機器（周辺機器・蓄電池）

種類	名称	写真	仕様	特徴
衛星携帯電話周辺機器	ワイドスターⅡ 専用 Wi-Fi ルータ		【サイズ】 W108 x H68 xD23(mm) 【重さ】193g 【バッテリ】 連続通話時間　6 時間 連続待受時間　6 時間	● ワイドスターⅡと接続することで、屋内でスマートフォンやタブレットのデータ通信（電子メール）が可能 注：本機材単独での貸出しは原則行っておりません。ワイドスターⅡとのセットでの貸出しとなります。
	イリジウムGｏ！ （据置型）		【サイズ】 W120 x H82 x D34(mm) 【重さ】305g 【バッテリ】 連続通話時間　5.5 時間 連続待受時間　15.5 時間	● 頭上が開けている屋外で利用可能 ● スマートフォンなどに専用アプリをインストールし、接続するだけで衛星電話が可能（屋外に設置したルータから約 30m の範囲まで接続可能） ● デバイスは最大 5 台同時接続可能
可搬型蓄電池	パワーイレ・スリー		【サイズ】 W320 x H514 x 585(mm) 【重さ】52kg 【蓄電池容量】2.5kWh 【出力】AC100V　コンセント２口	● 室内用 ● 消費電力 390W を 5 時間 30 分供給可能 注：本機材単独での貸出しは原則行っておりません。無線機とのセットでの貸出しとなります。

別紙５

災害対策用移動通信機器の貸出要請（速報）

１．要請元	
機関名	
担当者所属	
担当者氏名	
電話	
ＦＡＸ	
電子メール	
２．要請内容	
衛星携帯電話（据置）	台
衛星携帯電話（ハンディ）	台
その他の機器	台
使用する場所（予定）	
３．要請の理由	
（被災した通信機器の状況、要請する機種と台数の理由など）	
４．到着希望時間	
（「〇〇時頃」、「至急」など）	
５．総合通信局　担当者	
所属	北海道総合通信局 陸上課
担当者氏名	

※FAX で要請できない場合は、電話等による口頭連絡でも可。

十勝岳火山避難計画

平成 29 年 7月
（令和4年5月改定）

十勝岳火山防災協議会

十勝岳火山避難計画　目次

第１章　計画の基本的事項
　第１節　計画作成の趣旨　1
　　１　計画の目的　1
　　２　計画の位置づけ　1
　第２節　噴火の想定　2
　　１　十勝岳の概要　2
　　２　噴火の履歴　3
　　３　想定する噴火場所、噴火様式、火山現象とその影響範囲　6
　第３節　噴火警戒レベル　9
　　１　噴火警戒レベルの区分け　9
　　２　警戒レベル引き上げ・引き下げの考え方について　11
　　３　噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方　11
　　４　噴火シナリオについて　13
　　５　ハザードマップ　17
第２章　事前対策　18
　第１節　防災体制の構築　18
　　１　道・市町の防災体制　18
　　２　十勝岳火山防災協議会の構成機関の役割　19
　　３　噴火警戒レベルと防災対応の整理　22
　　４　広域一時滞在等の体制構築　23
　第２節　情報伝達体制の構築　24
　　１　火山に関する情報の収集と整理　24
　　２　十勝岳火山防災協議会の構成機関における情報伝達　26
　　３　登山者、住民等への情報伝達と手段　27
　　４　異常現象等の通報と情報共有体制　29
　第３節　避難のための事前対策　30
　　１　噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準　30
　　２　住民避難の考え方　31
　　３　指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定　31
　　４　避難経路の指定　36
　　５　避難手段の確保　39
　　６　道路交通規制　39
　　７　鉄道運行規制　42
　　８　航空機の安全運航のための措置　42
　第４節　救助体制の構築　43
　　１　救助に関する情報共有体制　43
　　２　救助に関する資機材等　43
　　３　医療体制　43
　第５節　避難促進施設　45
　　１　避難促進施設の指定　45
　　２　避難確保計画の作成支援　45

３　避難促進施設の避難支援　45
第６節　合同会議等　46
１　国の体制　46
２　十勝岳火山防災協議会の体制　47
第３章　噴火時の対応（緊急フェーズ）
第１節　噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応　48
１　異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報が発表された場合　48
２　噴火警戒レベル２の場合　48
３　噴火警戒レベル３の場合　51
４　噴火警戒レベル４の場合　54
５　噴火警戒レベル５の場合　56
第２節　事前に噴火警戒レベルが事前に引き上げられない場合の避難対応　59
１　突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル１→２又は３）　59
２　事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル２又は３→５）　63
第３節　広域一時滞在等　66
１　広域一時滞在等の判断・実施　66
２　避難手段の確保　66
３　避難先の受入準備　66
第４節　救助活動　66
１　救助活動の体制　67
２　住民等の救助活動　68
３　登山者等の救助活動　68
４　医療活動　68
第５節　災害対策基本法に基づく警戒区域　69
第６節　堆積物の除去　69
第７節　報道機関への対応　70
第４章　緊急フェーズ後の対応
第１節　避難の長期化に備えた対策　71
第２節　風評被害対策　71
第３節　避難指示等解除、一時立入等の対応　71
１　避難指示等の解除について　71
２　規制範囲の縮小又は解除　72
３　一時立入について　72
第５章　平常時からの防災啓発と訓練
第１節　防災啓発と学校での防災教育　72
１　住民等への防災啓発　72
２　登山者等への防災啓発　72
３　学校での防災教育　73
第２節　防災訓練　73

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

美瑛町及び上富良野町では、避難所などを記載した火山防災マップ（ハザードマップ）の作成や地域防災計画の策定が進められてきた。

その後、平成 11～13 年にかけて、「十勝岳火山噴火警戒避難対策計画検討委員会」が開催され、当時の北海道建設部主導で、十勝岳が噴火した際の安全を確保するための方策が検討されてきた。その中で、噴火による影響を検討するため、火山学的知見をもとに、火山災害予測区域図も作成された。

十勝岳では、平成 20 年 12 月から噴火警戒レベルが運用されており、美瑛町・上富良野町・新得町では、噴火警戒レベルに応じた入山規制、避難対象地域、避難ルートなどが記載されているが、他の市町では具体的に定められておらず、協議会としての計画もなく、協議会一体となって行う防災対応については、これまで検討されてきたものの十分に具体化されていないところがあった。

このため、十勝岳火山防災協議会では、火山防災体制の構築に向けた取組の一環として、すでに市町ごとに定められている事項や十分でない事項を検討するために、内閣府の支援を受け、支援業務を受託した（株）社会安全研究所（RISS）の協力により、十勝岳の具体的な避難計画を策定することとした。

なお、平成 27 年 12 月に施行された活動火山特別措置法、平成 28 年２月に活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針や火山災害警戒地域の指定、噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（以下、手引き作成委員会という）での議論などを踏まえ、登山者・観光客対応、避難促進施設対応についても検討を行った。また、令和３年３月に十勝岳の噴火警戒レベル判定基準の公表と噴火シナリオの改定に伴い計画を見直すこととした。

本計画は、噴火警戒レベルに応じて、または突発的に噴火した場合の住民及び登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、協議会機関が、具体的な防災対策が適切に行われるよう定めるものである。

２　計画の位置づけ

内閣府の支援のもと検討した本計画は、十勝岳火山防災協議会の「十勝岳火山避難計画」とし、関係市町の地域防災計画（火山対策編）やマニュアル等に反映していくものとする。また、火山防災協議会の構成員は、本計画内に定めた事項について協力・連携し必要な対策を講じるものとする。なお、本計画については、今後も必要に応じ、随時見直しを図るものとする。

図 1-1　火山避難計画と他の防災計画等との関係について

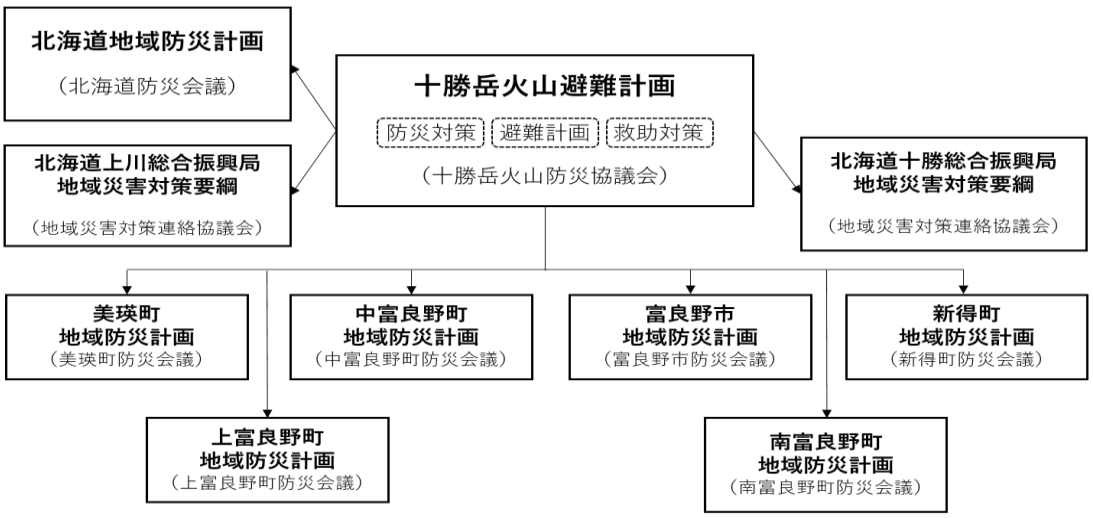

第２節　噴火の想定

１　十勝岳の概要

十勝岳（標高 2077m）は、北海道中央高地の大雪－十勝火山列の南西端に位置し、大雪－十勝火山列南西部で最も高い。十勝火山列南西部は、北東から美瑛富士（標高 1888m）、美瑛岳（標高 2052m）、十勝岳（標高 2077m）、富良野岳（標高 1912m）、前富良野岳（標高 1625m）と並ぶ新旧の火山からなる。十勝岳の新しい火口群は十勝岳の主稜線より北西側 1km 付近に形成され、火口、火砕丘、溶岩流などの新しい火山地形は十勝岳の北西斜面によく見られる。十勝火山列の裾野は上富良野町、美瑛町、新得町、南富良野町、中富良野町、富良野市へ広がっている。

図 1-2　十勝岳における火口地形の分布

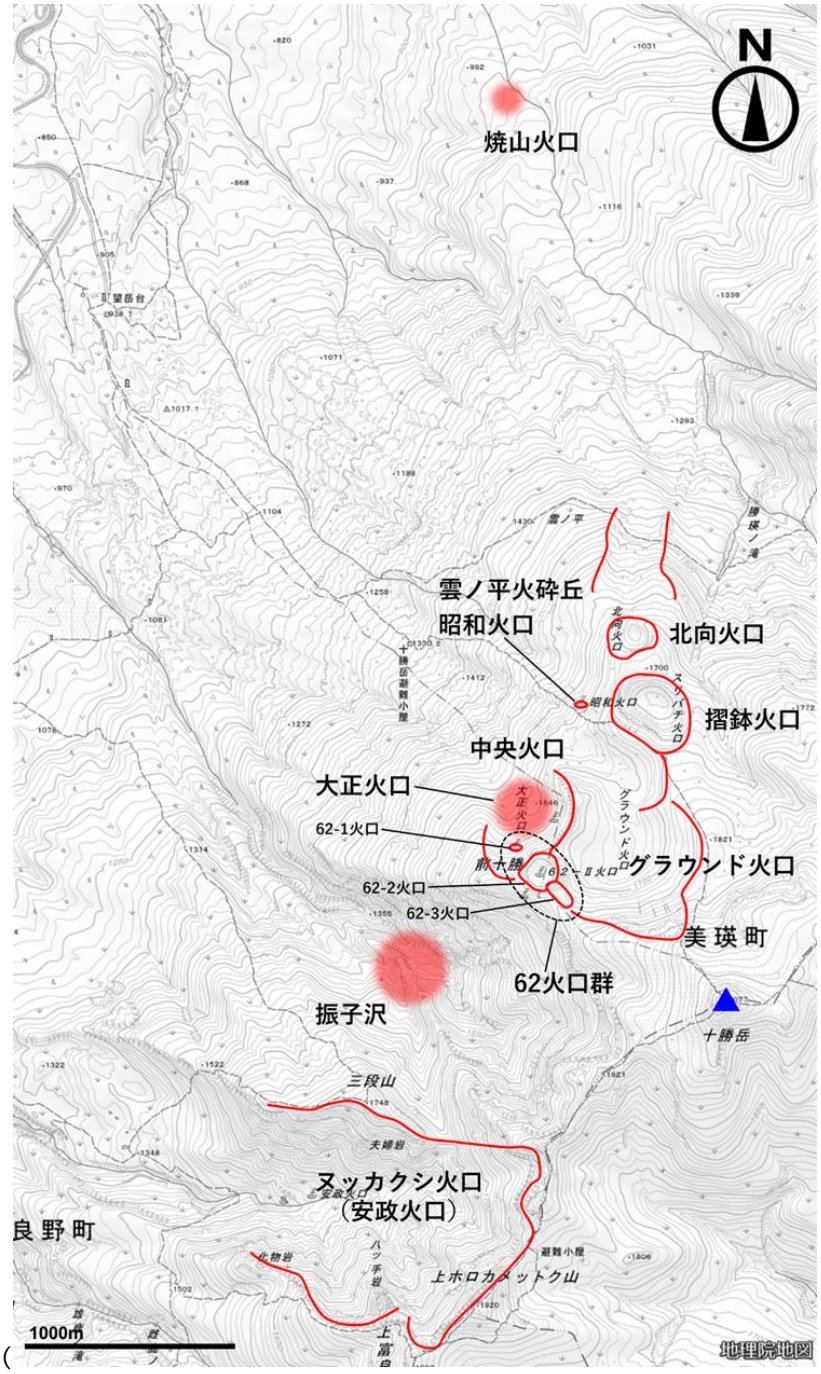

火口位置は、石塚ほか（2010）による。図中の赤実線は火口縁を示す。火口縁の はっきりしないものについては、赤い塗りつぶし円で表記している。（「十勝岳の噴火警戒レベル判定基準とその解説（気象庁）から引用）

2　噴火の履歴

表 1-1　十勝岳噴火災害の履歴（▲は噴火年を示す）

年　代	現　象	活動経過・被害状況等
▲1857（安政 4）年	噴火	5 月 20 日（新暦）中央火口丘から噴火：「焼山」周辺硫気活動（松田市太郎）。 6 月 14 日（新暦）「山半腹にして火脈燃立て黒烟天刺上を見る」（松浦武四郎）。
▲1887（明治 20）年	噴火	中央火口丘から噴火。火砕物降下。近傍に降灰（大日方技師）。
1923（大正 12）年	溶融硫黄噴出	6 月溶融硫黄の沼出現、この頃、丸谷温泉（現在の望岳台付近）の温度上昇、湧出量増加。 8 月溶融硫黄 7～8m 吹き上がる。
▲1925（大正 14）年	噴火	12 月 23 日中央火口丘の火口内の大噴（おおぶき）から噴火。鳴動。
▲1926（大正 15）年	中規模：水蒸気噴火（泥流発生）→（山体崩壊・泥流発生）→マグマ噴火、水蒸気噴火	中央火口丘から噴火。火砕物降下・泥流→岩屑なだれ・泥流→降下火砕物。 2 月中旬頃から大噴（おおぶき）火口からレキ放出。 4 月 5、6 日小噴火：大噴（おおぶき）火口から降灰、中旬には火柱。 5 月 4～5 日鳴動。7 日小噴火：火柱、噴石、降灰。新火口形成。 13～14 日有感地震：山麓で地震を感じる。 13～17 日鳴動・噴煙：13 日からの連続的な鳴動は 15 日に次第におさまるが、噴煙活動活発化。22 日鳴動：山麓でも感じる。 大噴（おおぶき）火口からはレキ放出。 5 月 24 日噴火：12：11 頃噴火、小規模な泥流発生。14：00 頃小規模な鳴動と噴火。16：18 頃噴火、中央火口丘の北西部が破壊され、熱い岩屑なだれが積雪を溶かして大規模な泥流発生（平均速度約 60km）、 2 カ村（上富良野・美瑛）埋没。死者・行方不明 144 名、負傷者約 200 名。建物 372 棟、家畜 68 頭、山林耕地被害。 北西に開いた U 字型火口形成（450×300m）。噴出物量 $1.3\times10^4 m^3$、崩壊物量 $2\sim4\times10^6 m^3$。 マグマ噴出量は $1\times10^3 DREm^3$。（VEI1） 9 月 8 日噴火：16：33 頃、噴煙高度 4600m、行方不明 2 名。9 日小噴火：15：40 頃。10 日小噴火：9：37 頃、15：48 頃、18：50 頃。 11～21 日小噴火：小噴火を繰り返す。9 月の噴火活動で 5 月 24 日の崩壊部に楕円形の火口形成（大正火口：130×50m、深さ 30m） 12 月 10 日小噴火：小泥流あり。17 日噴煙：小黒煙。25 日噴煙：黒煙（噴煙高度 500m）。
▲1927（昭和 2）年	水蒸気噴火	1～4 月及び 6～9 月度々小噴火、または黒煙。
▲1928（昭和 3）年	噴火	1 月 16 日噴煙。 3 月 5 日噴煙・降灰。 5 月 23 日噴煙：黒煙。
	水蒸気噴火	12 月 4 日鳴動と共に噴火（大正の活動、最後の噴火）。噴火場所は大正火口。
1936（昭和 11）年	溶融硫黄流出	2 月から秋にかけ硫黄流出。
1947（昭和 22）年	噴気	旧噴火口の噴気孔増加。
▲1952（昭和 27）年	水蒸気噴火	8 月 17 日昭和火口形成（30m×15m）。火口内の噴気孔直径 50cm。18 日 0 時頃に噴気孔が出現した可能性が挙げられている。
▲1954（昭和 29）年	水蒸気噴火	9 月昭和火口小爆発。大正火口硫黄流出。
▲1956（昭和 31）年	水蒸気噴火	6 月昭和火口小爆発。
1957（昭和 32）年	噴気孔生成	2 月昭和火口に新噴気孔出現。
▲1958（昭和 33）年	水蒸気噴火	10 月 4 日昭和火口小爆発。昭和火口内に新噴気孔（58-1）出現。
▲1959（昭和 34）年	水蒸気噴火	8、11 月昭和火口 58-1 噴気孔小爆発。11 月小規模泥流。
▲1961（昭和 36）年	噴気	6～7 月大正火口噴気活動活発、硫黄自然発火。
	水蒸気噴火	8 月 14 日旧噴火口で弱い水蒸気爆発があり、ヌッカクシ富良野川の河水が灰色に濁った（会田氏による）。

年 代	現 象	活動経過・被害状況等
▲1962(昭和 37)年	中規模：水蒸気噴火、マグマ噴火	3～6 月火砕物降下。大正火口噴気活動活発化。 5～6 月有感地震が始まり、次第に多くなる。 6 月 29 日噴火：22:40 頃、中央火口丘南側湯沼付近から噴火。噴石により大正火口縁の硫黄鉱山事務所を破壊。 死者 5 名、負傷者 11 名。翌 30 日 2:45 頃から噴火。火山弾、火山灰を多量に噴出、噴煙 12000m。 降灰は知床、南千島方面、爆発音 190km に達する。火柱を伴う噴火は 7 月 5 日頃まで続いた。 この噴火によりグラウンド火口南西壁沿いに 62-0、62-1、62-2、62-3 火口を生じ、62-2 火口のまわりにスコリア丘を形成。 総噴出物量 $7.1\times10^7 m^3$、マグマ噴出量は $0.028 DRE km^3$。(VEI3)
1968(昭和 43)年	火山性地震、噴煙	5、12 月火山性地震群発：十勝沖地震(5 月 16 日：M7.9)後、火山性地震群発。 5 月 62-2 火口の噴煙増加。
1969(昭和 44)年	火山性地震	1～8 月火山性地震群発：月地震回数は 3 月に最高となり、3344 回(有感地震 2 回)、4 月以降地震活動次第に沈静化。
1971(昭和 46)年	噴気	6 月昭和火口、活動停止。
1974(昭和 49)年	噴気	5～7 月 62-1 火口の噴気活動再開、活発化。
1975(昭和 50)年	噴気	62-1 火口の噴煙鎮静化。
1983(昭和 58)年	火山性地震	2、5 月火山性地震群発。9 月 62-1 火口東壁の変色域拡大。
1984(昭和 59)年	噴気	6～9 月 62-1 火口の噴気活動活発化、噴気温度 300℃以上。9 月同壁 475℃。
▲1985(昭和 60)年	泥噴出	熱泥水噴出：5 月 29 日 62-1 火口東壁から高さ約 5m の熱泥水を噴出。長径 10m の凹地(85-1 火孔)形成。
	水蒸気噴火	ごく小規模な噴火：6 月 19 日 62-1 火口から灰黒色噴煙、付近に微量の降灰。 6 月 19～22 日赤熱現象：62-1 火口で赤熱現象(硫黄の自然発火)。9 月 1 日火山性微動。
1986(昭和 61)年	火山性地震、火山性微動	8 月 31 日有感地震：白金温泉震度 1。10 月温度上昇：62-1 火口東壁で最高温度 529℃。 12 月 3 日有感地震：白金温泉震度 1。 12 月 20 日火山性微動。
1987(昭和 62)年	火山性微動	2、3、7、8 月火山性微動発生。
▲1988(昭和 63)年	火山性地震、火山性微動、火砕流、火砕サージ、泥流	2、6 月十勝岳温泉で震度 1～2、震源は旧噴火口のごく浅い所。 9 月火山性地震群発：下旬から地震増加。 10 月 4 日火山性微動。 10 月有感地震。 11 月有感地震：最大震度 3。 12 月 10、11、13、14、15 日ごく小規模な噴火：62-2 火口から噴火。 12 月 16 日噴火：62-2 火口から小噴火。爆発音、爆発地震(白金温泉で震度 3)を伴う。南東約 80km まで降灰。 12 月 18、19 日小噴火：火柱、火砕サージ、小規模泥流、東北東約 150km まで降灰。 12 月 24 日小噴火：火柱、火砕サージ。 12 月 25 日小噴火：火柱、火山雷、噴石、火砕サージ、小規模火砕流、小規模泥流。 12 月 30 日小噴火：爆発音、爆発地震(吹上温泉で震度 1)。
▲1988～89(昭和 63～平成元)年 12 月 10 日～3 月 5 日	小規模：水蒸気噴火、マグマ水蒸気噴火	火砕物降下→火砕サージ・火砕流・火砕物降下、泥流。 総噴出物量は $7.4\times10^5 m^3$。マグマ噴出量は $5\times10^4 DREm^3$。(VEI1)
▲1989(平成元)年 1 月 1 日～3 月 5 日	火砕流、火砕サージ、泥流、火山性地震、火山性微動	17 回の噴火があった。火柱、火砕サージ、火砕流、噴石、泥流、火映、降灰 140km (まとめると 1988 年 12 月～1989 年 3 月に発生した水蒸気噴火とマグマ水蒸気噴火は計 28 回であった)。 1 月 13、21 日ハーモニック微動。 6～8 月火山性地震群発。 7、12月火山性微動。
1990(平成 2)年	火山性微動	1、2、6 月火山性微動発生。
1991(平成 3)年	火山性微動	2 月火山性微動発生。
1992(平成 4)年	火山性地震	3 月 17 日有感地震：白金温泉の一部で震度 1。
1994(平成 6)年	火山性微動	4 月火山性微動発生。
1995(平成 7)年	火山性地震、火山性微動	7～12 月火山性地震増加、8 月火山性微動発生。

年 代	現 象	活動経過・被害状況等
1996(平成 8)年	火山性地震	5、6 月火山性地震増加。
1997(平成 9)年	火山性地震、噴気、火山性微動	5 月火山性地震増加。 6 月の現地観測で振子沢噴気孔群の温度上昇。 9 月には噴気活動再開(1993 年以来)。 1、2、3、5、9、10 月火山性微動発生。
1998(平成 10)年	火山性地震、噴気、泥噴出、火口が明るく見える現象、火山性微動	4 月 17 日空振を伴う火山性地震発生。その後実施した上空からの観測で表面現象の痕跡は確認されなかった。 6～8 月地震増加。6 月 23～24 日現地観測により、62-2 火口北西側内壁に新噴気孔形成。噴気孔温度 414℃(赤外放射温度計、 測定距離約 40m)。62-3 火口で噴気活動再開(1992 年 9 月以来)。62-0 火口、62-1 火口、振子沢噴気孔群で地温上昇、 地熱域・変色域が拡大。 9 月火山ガス:山麓で広葉樹葉枯れ。 9 月 29 日熱泥水噴出:62-2 火口底に高さ約 2m の熱泥水噴出、西側内壁に新噴気孔形成。熱泥水は 10 月 5 日にも確認。 10 月 9 日高感度カメラにより 62-2 火口付近が夜間明るく見える現象を観測。以降時々観測される。 10 月 12 日噴煙活動活発化:62-2 火口から黒灰色の噴煙を 2 回噴出。 10 月 13 日 62-2 火口の熱泥水停止を確認。熱泥水噴出箇所は直径約 5m の窪地となり、中心部から白色噴煙を勢いよく噴出。 62-2 火口北西側内壁の噴気孔温度 460℃。 1、2、5、7、9 月微動発生。
1999(平成 11)年	火山性地震	5 月 27 日空振を伴う火山性地震を観測。波源は 62-2 火口付近と推定。表面現象なし。
2000(平成 12)年	火山性微動、噴気、火山性地震、泥噴出	1 月 1 日約 18 分間の火山性微動を観測。 2 月 24 日地熱活動:遠望観測で前十勝の北西斜面に新たな噴気を確認。 6 月 21、25 日有感地震:21 日 11:09、現地観測中の気象庁職員が震度 1 程度の揺れを感じた(山麓では無感)。 25 日白金温泉で有感。 7 月 23 日熱泥水噴出:62-2 火口底で熱泥水噴出を確認。北西側内壁の噴気孔温度 507℃。7 月 23 日熱泥水噴出:62-2 火口底で熱泥水噴出を確認。北西側内壁の噴気孔温度 507℃。
2002(平成 14)年	火山性微動	1、3、5、9 月に火山性微動発生。
2003(平成 15)年	火山性微動	2 月 8 日規模のやや大きな火山性微動を観測(継続時間約 37 分)、その後 6 月中旬までに 6 回の微動が観測されたが、 規模は次第に小さくなった。いずれも表面現象等に異常は認められなかった。
▲2004(平成 16)年	水蒸気噴火	2 月 25～26 日ごく小規模な噴火。 4 月 19 日 62-2 火口から火山灰混じりの有色噴煙、振幅の小さな火山性微動も発生。 4 月 9、12 日にも振幅小さな火山性微動が発生。 11 月火山性微動発生。
2005(平成 17)年	火山性微動	6、7、9 月火山性微動発生。
2006(平成 18)年	火山性微動	2 月火山性微動発生。
2007(平成 19)年	地殻変動、火山性微動	6 月の現地観測で 62-2 火口浅部の局所的な膨張観測、以降継続。 7 月火山性微動発生。
2008(平成 20)年	火山性微動	6、7 月火山性微動発生。
2009(平成 21)年	火山性微動	4、5、7、10 月火山性微動発生。
2010(平成 22)年	噴気、火山性微動	5 月以降大正火口の噴気量やや増加。 2、5、7 月火山性微動発生。
2011(平成 23)年	火山性微動	1、2、8、11 月火山性微動発生。
2012(平成 24)年	火口が明るく見える現象、火山性微動	6 月 30 日夜間に大正火口が高感度カメラで明るく見える現象が発生し、7 月 4 日の夜間まで継続。 原因は高温の火山ガス噴出や硫黄の燃焼等によると推定。 7 月 1 日に実施した上空からの観測で噴出物の痕跡なし。 同日実施したガス観測でやや多量の SO_2 (約 600t/day)観測。SO_2 放出量は次第に低下。 1、7 月火山性微動発生。
	火山性地震	12 月 2 日一時的に地震増加。13:37 の地震で白金温泉地区及び十勝岳温泉地区、13:49 の地震では白金温泉地区で、 それぞれ震度 1 に相当する揺れがあったと推定。
2014(平成 26)年	地殻変動、火山性微動・地震	7～11 月山体浅部の膨張。 9 月火山性微動、12 月 62-2 火口付近のごく浅い所で地震増加。 11 月以降常時微動の振幅レベルが間欠的に増大。

年 代	現 象	活動経過･被害状況等
2015(平成 27)年	地震、地殻変動、熱	4～7 月 62-2 火口付近のごく浅い所で地震増加。 7 月 14 日旧噴火口付近のマグニチュード 1.0 の地震により吹上温泉地区で震度 1 に相当する揺れがあったと推定。 5～7 月山体浅部の膨張、62-2 火口南縁と振子沢噴気孔群の間で亀裂。 6 月以降、振子沢噴気孔群で地熱域拡大、前十勝で列状噴気。62-2 火口底に湯だまり出現。
2017(平成 29)年	泥水噴出、熱、地震、地殻変動	6 月 62-2 火口底で熱泥水確認。7月グラウンド火口付近で地震増加。 7 月 7 日 2 時 24 分のマグニチュード 2.0 の地震により、十勝岳温泉地区で震度 1 に相当する揺れがあったと推定。 9 月振子沢噴気孔群の噴気温度上昇(最高 503℃、表面がコークス状)。 2006 年以降見られていた山体浅部の膨張を示す変動は秋頃からほぼ停滞。
2018(平成 30)年	地震、火山性微動、地殻変動	5 月 29 日以降、62-2 火口付近のごく浅い所で一時的な地震増加や火山性微動発生、山体浅部のごくわずかな地殻変動を時折観測。
2019(令和元)年	地震、地殻変動	11 月 1 日～5 日 62-2 火口方向が上下する傾斜変動を観測、同時期に 62-2 火口付近のごく浅い所で地震増加。
2020(令和 2)年	微弱な火映、地震、地殻変動	1 月 20～21 日 62-2 火口付近のごく浅い所で一時的な地震増加及び火山性微動と同時に 62-2 火口方向が上がる傾斜変動を観測、その後反転し 3 月初め頃まで継続。 2 月 26 日振幅の大きな地震発生。27 日一時的な地震増加。 6 月 7～19 日 62-2 火口で微弱な火映を観測、火口内に明瞭な高温域出現(約 400℃)。 9 月 14 日火山性微動と同時に 62-2 火口方向が上下する傾斜変動を観測。
2021(令和 3)年	微弱な火映、熱、地震	4 月7～13 日 62-2 火口で微弱な火映を観測。 8 月 7 日グラウンド火口付近で。マグニチュード 2.2 の地震。 8 月前十勝西側の植物枯死域拡大。 9 月前十勝北西側の斜面上に複数の噴気と地熱域を確認。

〔十勝岳有史以降の火山活動(気象庁ホームページ)に近年の活動を追記〕
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/sapporo/108_Tokachi/108_history.html

3　想定する噴火場所、噴火様式、火山現象とその影響範囲

(1)　想定する噴火場所

62-2 火口及び大正火口とその周辺とする。20 世紀以降のマグマ噴火及び水蒸気噴火は、いずれも大正火口及び 62 火口群で発生している（1952 年から 1959 年の噴火を除く）。また、62 火口群の中でも 62-2 火口では 1988 年以降噴火が発生しており、現在も活発な噴煙・噴気活動が続いている。こうした事実を踏まえて上記の通り噴火場所を想定した。例外として、1952 年から 1959 年の間は昭和火口で水蒸気噴火を繰り返した事例がある。このように、特に水蒸気噴火については想定した噴火場所以外で発生する可能性は否定できない。少なくとも過去１万年間に噴火が発生した可能性が指摘されている火口およびその周辺では、突発的に噴火が発生し得ることに留意しておく必要がある。想定した噴火場所以外で噴火が発生した場合には、状況に応じた噴火警戒レベルが気象台から発表される。

(2)　想定する噴火様式

過去１万年間の活動履歴を踏まえ、水蒸気噴火とマグマ噴火（マグマ水蒸気噴火含む）を想定する。なお、マグマ噴火の様式を細分（プリニー式、ブルカノ式など）して想定することは行わないが、過去事例を踏まえると、ストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、マグマ水蒸気噴火、プリニー式噴火に類似した噴火様式が考えられる。

(3)　想定する火山現象とその影響範囲

過去１万年間の活動履歴を前提とし、火山現象とその影響範囲を以下の通り想定する。

ア　想定する火山現象

想定する火山現象を、噴火様式ごとに以下のように想定した。なお、十勝岳において火砕流・火砕サージの発生が確認されている噴火活動は、いずれもマグマ噴火であると考えられていることから、マグマ噴火のみこれらの現象を想定した。

・水蒸気噴火：小さな噴石及び火山灰の降下、大きな噴石の飛散
・マグマ噴火：小さな噴石及び火山灰の降下、大きな噴石の飛散、火砕流・火砕サージの流下、融雪型火山泥流の流下、溶岩流の流下、岩屑なだれの流下

イ　想定される火山現象の特徴

(ｱ)　大きな噴石

噴火によって火口から放出される固形物のうち、概ね 20～30 ㎝以上の風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する噴石のこと。避難までの時間猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。

(ｲ)　火砕流・火砕サージ

噴火により放出された破片状の固形物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百㎞以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく重要な災害要因となりえる。

火砕サージは、火砕流の一種で火山ガスを主体とする希薄な流れのことをいい、流動性が高く、高速で流れ尾根を乗り越えて流れ、高温の場合は火災を引き起こすこともある。発生前に予測することが困難なため、防災対応上は噴火警報等で「火砕流」の中に含めて警戒を呼びかける。

(ｳ)　溶岩流

溶けた岩石が地表を流れ下る現象のこと。流下速度は、地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。

(ｴ)　岩屑なだれ

山体の斜面あるいは山体の大部分が一挙に崩壊し、高速で流れ下る現象のこと。土石流と異なり水を多くは含まない状態で発生・流下する現象である。

積雪期に発生すると崩壊により雪が融かされ泥流を形成することがある。

(ｵ)　融雪型火山泥流

積雪期の火山活動（火砕流、噴石、火山灰などの高温の火山噴出物や岩屑なだれ等）によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生する火山泥流のこと。流速は、時速数十㎞に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。短時間に大量の水が供給されることで通常の土石流や泥流に比べて流下速度が速く、到達距離が長くなるために人的、物的に大規模な災害となりやすい。

(ｶ)　小さな噴石や火山灰の飛散

噴火によって火口から放出される固形物のうち、直径数㎝程度の風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石を小さな噴石といい、比較的細かいもの（直径２㎜未満）を火山灰という。ただし、小さな噴石は、火口付近では弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。火山灰は、風によって火口から離れた広い範囲に拡散し農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与える。

ウ　想定する影響範囲

表 1-2 十勝岳で想定される火山現象と影響範囲

噴火場所	噴火様式	火山現象	影響範囲
62-2 火口及び大正火口とその周辺	水蒸気噴火	大きな噴石の飛散	火口から概ね 1.5km 以内
	マグマ噴火（マグマ水蒸気噴火含む）	大きな噴石の飛散	火口から概ね3km 以内
		火砕流･火砕サージの流下	火口から概ね 10 ㎞以内
		溶岩流の流下	火口から概ね5㎞以内
		岩屑なだれの流下	火口から概ね2㎞以内
		融雪型火山泥流の流下	※居住地域まで
	様式問わず	小さな噴石や火山灰の飛散	―

※　山麓部から美瑛川に沿って美瑛町市街地まで、富良野川に沿って上富良野町・中富良野町・富良野市街地まで到達する。
　旭野川流域に流れ込んだ場合は、上富良野市街地の南西部から富良野川下流まで被害が広がる可能性がある。

図 1-3 十勝岳の想定噴火場所及び噴石による影響範囲

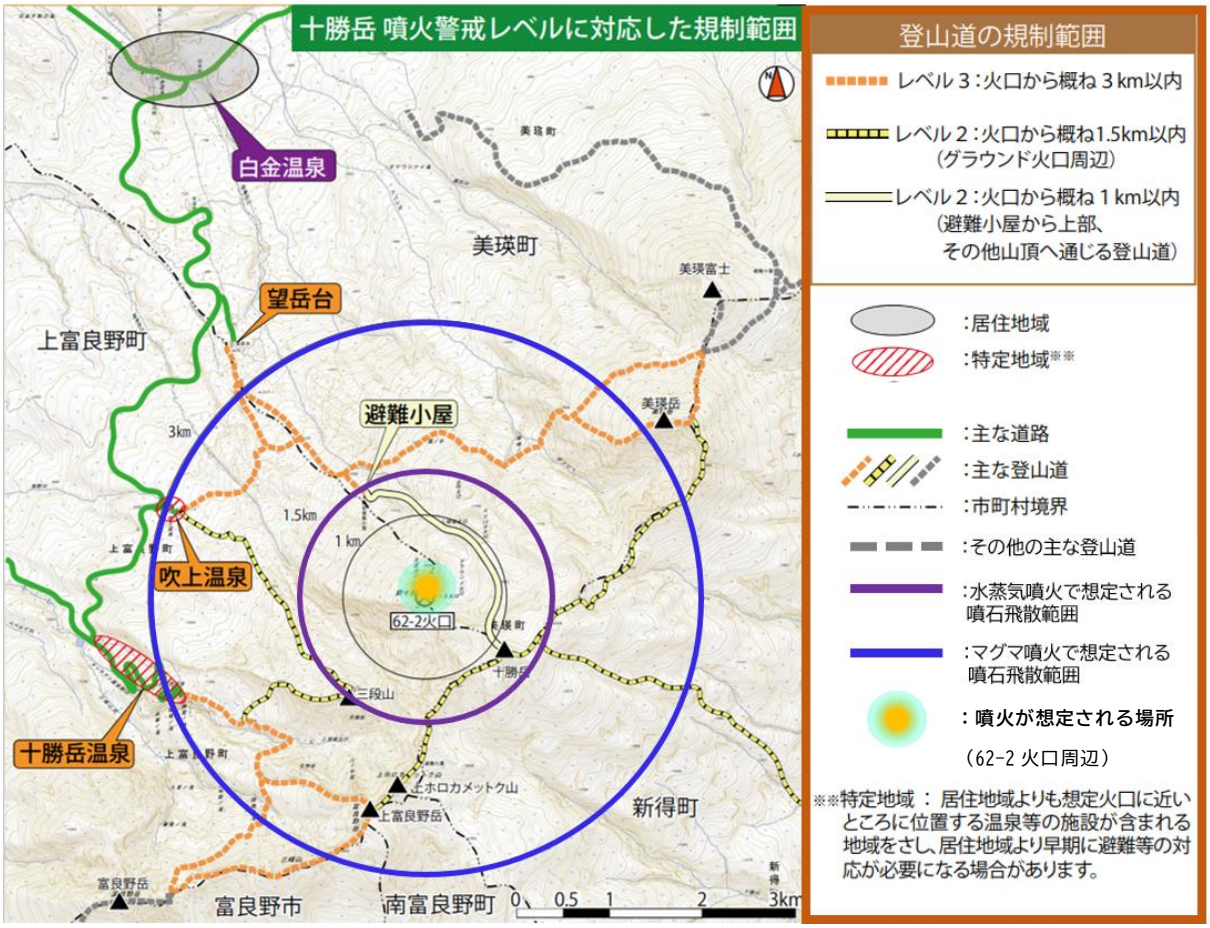

十勝岳噴火警戒レベルリーフレットから抜粋し、一部改変。
※火砕流･火災サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲については、後出の「図 1-5 ハザードマップ」を参照

第３節　噴火警戒レベル

１　噴火警戒レベルの区分け

噴火警戒レベルは、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の危険が及ぶ範囲を元に設定されている。

図 1-4 十勝岳の噴火警戒レベル

十勝岳噴火警戒レベルリーフレット裏面

平成20年12月16日運用開始

十勝岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生。 過去事例 1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な融雪型火山泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の噴火に伴う融雪型火山泥流 約3,300年前：噴火に伴う火砕流・火砕サージ ●噴煙が火口縁上10,000mを超え、居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の発生が切迫している。 過去事例 1962年6月30日02時45分：噴火により噴煙の高さが12,000mに達する
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生する可能性が高まる。 過去事例 1988年12月16日～1989年3月5日：小規模な噴火が繰り返し発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、振幅の大きな火山性地震が増加する等、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1988年10月～12月：体に感じる規模の地震増加 1962年5月以降：体に感じる規模の地震増加 1926年5月：噴火の10日前から体に感じる規模の地震発生
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。 火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、火口直下で火山性地震が増加する等、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。 過去事例 1985年6月19日：62-1火口でごく小規模な噴火 1983年2月、5月：微小な地震が増加 1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出、昭和火口で噴火 1952年8月17日：昭和火口で噴火 1925年12月：中央火口丘の火口内の新たな火口（大噴）で噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。 状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により想定火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。

注）「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。

気象庁 Japan Meteorological Agency

令和3年12月

(1) レベル１（活火山であることに留意）

火山活動は概ね静穏な状態である。ただし、火山性地震の増加、火山性微動の発生、噴煙噴気の高さの増大など一時的に活動が高まることがあり、状況によっては火山ガスの放出や火口内に影響する程度の火山灰の噴出が起こることもある。

(2) レベル２（火口周辺規制）

火口から概ね 1.5km 以内に影響を及ぼす水蒸気噴火が発生した状態、振幅が大きく継続時間の長い火山性微動が発生するなど、水蒸気噴火が切迫した状態、熱活動が高まった中で火口直下において火山性地震が増加し、場合によっては地殻変動も観測されるなど、水蒸気噴火の可能性が高まった状態を、レベル２の状態と位置付ける。

(3) レベル３（入山規制）

火口から概ね３km 以内に影響を及ぼすマグマ噴火が発生した状態、熱活動が高まった中で、振幅の大きな火山性地震が増加し、場合によっては地殻変動も観測されるなど、マグマ噴火の可能性が高まった状態をレベル３の状態と位置付ける。噴火が発生した場合、山麓に影響する火山ガスや火山灰の噴出が起こることがある。

(4) レベル４（高齢者等避難）

居住地域に重大な影響を及ぼす噴火の可能性が高まっている状態である。居住地域に重大な影響を及ぼす噴火とは、居住地域に達し得る火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流を伴うマグマ噴火である。上記の「噴火の可能性が高まっている状態」は様々想定されるが、避難準備を行うのに妥当な状況となると、予測精度との兼ね合いを考慮しつつも十分な時間的猶予が担保されていなければならない。火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流は、発生してから居住地域に到達するまでの猶予時間が短い。また噴火前に、それらの発生の有無や到達距離を判断することは困難であり、避難準備が妥当と想定できる状況は限られる。十勝岳においては、融雪型火山泥流で想定される影響範囲が非常に広く、猶予時間が短いことや到達距離の判断が難しいことを考えると、可能性が少しでも考えられる時点で早めに避難準備を行う必要がある。そこで積雪期の間は、マグマ噴火が発生した、あるいはその可能性が高まったと判断できた時点（レベル３の状態と判断された時点）をレベル４と位置付ける。

(5) レベル５（避難）

居住地域に重大な影響を及ぼす現象（火砕流・火砕サージ及びそれらに伴う融雪型火山泥流）が発生した状態、又は切迫している状態である。

上記の現象が切迫している状態とは、噴煙高度が火口縁上 10,000mに達するような噴火が発生した状態やマグマ噴火のリスクが高い中で明瞭で連続的な空振、あるいは振幅の大きな火山性微動が観測されるなど、火砕流・火砕サージを発生させる可能性が高いと考えられる噴火が発生した状態である。

火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の最終的な到達距離（影響範囲）を事前に予測することは困難である。一方、流下速度は非常に速く、迅速な防災対応が求められる。可能な限り時間的猶予を担保するために、それらの現象の発生を確認した時点で、あるいは火砕流・火砕サージを発生させる可能性が高い噴火が発生した時点で、居住地域へ到達する可能性を否定できない状態であるとみなし、レベル５と位置付ける。

2　噴火警戒レベル引き上げ･引き下げの考え方について

各噴火警戒レベルの引き上げ・引き下げは、気象庁の噴火警戒レベル判定基準により実施される。表 1-3 の噴火シナリオは、噴火警戒レベル判定の考え方を示したものである。十勝岳の噴火警戒レベル判定基準の詳細は、気象庁ホームページを参照。 https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevelkijunn.html

表 1-3　十勝岳の火山活動を踏まえた噴火シナリオ（噴火警戒レベル判定の考え方を示した火山活動シナリオ）

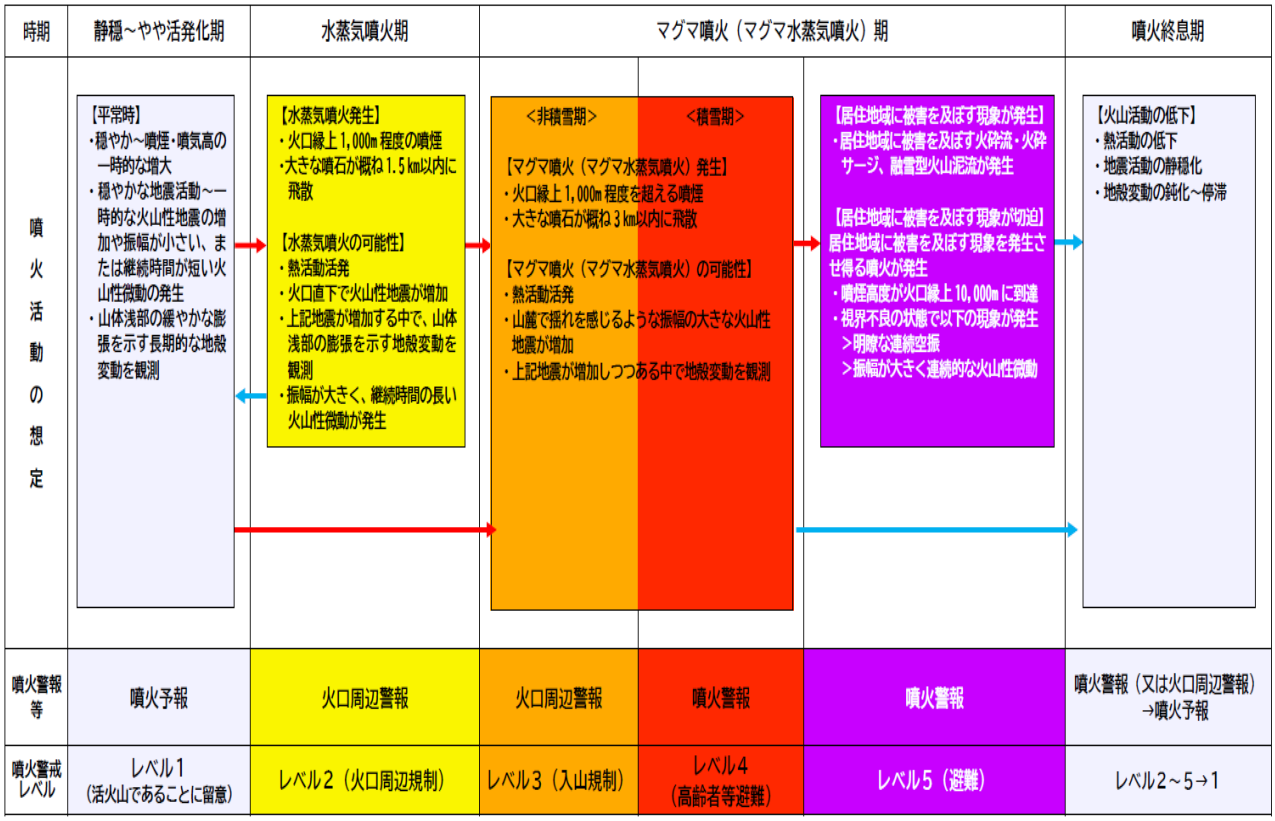

※噴火警戒レベルは、順番に引き上げになるとは限らない。積雪時には、居住地域に重大な被害を及ぼす融雪型火山泥流の切迫性を考慮し、迅速な防災対応を可能とするため、噴火警戒レベル３の判定基準を満たした段階で、噴火警戒レベル４に引き上げる。

3　噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方

（1）　噴火警戒レベルに応じた基本的考え方

十勝岳の噴火警戒レベルは、積雪期に噴火警戒レベル３の判断基準を満たした場合には、居住地区に重大な影響を及ぼす可能性が高まるため噴火警戒レベル４に引き上げることとしている。このため、非積雪期には噴火警戒レベル３から噴火警戒レベル５に引き上げられること、積雪期には噴火警戒レベル２から噴火警戒レベル４に引き上げられることが基本となる。ただし火山の活動状況によって、妥当と評価できる場合は、非積雪期に噴火警戒レベル４を積雪期に噴火警戒レベル３を発表することはあり得る。

このことを踏まえると、噴火警戒レベルに応じた防災対応については、非積雪期と積雪期を区分するとともに、非積雪期において噴火警戒レベル４が、積雪期において噴火警戒レベル３が運用されるか否かで噴火警戒レベルに応じた防災対応が変わってくる。

本計画における基本的な考え方としては、噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応を整理し、非積雪期において噴火警戒レベル４が運用されなかった場合は噴火警戒レベル５が運用された段階で噴火警戒レベル４と５の防災対応を併せて実施し、積雪期で噴火警戒レベル３が運用されなかった場合は噴火警戒レベル

４が運用された段階で噴火警戒レベル３と４の防災対応を併せて実施することとする。

なお、非積雪期で噴火警戒レベル４が、積雪期で噴火警戒レベル３が運用される場合は、噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応に基づくものとする。

以下、本計画で噴火警戒レベルに応じて記載されている事項については上記の考え方を踏まえたものとする。

表 1-4　噴火警戒レベルに応じた基本的考え方（避難情報等の発令）

<table>
<tr><th colspan="2">噴火警戒レベル</th><th>レベル２
（火口周辺規制）</th><th>レベル３
（入山規制）</th><th>レベル４
（高齢者等避難）</th><th>レベル５
（避難）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">非積雪期：

レベル４を運用せずレベル３→５が基軸

※状況によりレベル４が運用されることがある。</td><td>登山道</td><td>火口周辺規制</td><td>入山規制</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定地域
（吹上温泉）</td><td>監視所設置</td><td>避難指示
監視所撤去</td><td>※ レベル４運用時</td><td></td></tr>
<tr><td>特定地域
（十勝岳温泉）</td><td></td><td>高齢者等避難</td><td>←----------</td><td>避難指示</td></tr>
<tr><td>火砕流
危険区域</td><td></td><td rowspan="2">※ レベル３運用時</td><td>←----------</td><td>高齢者等避難</td></tr>
<tr><td rowspan="5">積雪期：

レベル３を運用せずレベル２→４が基軸

※状況によりレベル３が運用されることがある。</td><td>登山道</td><td>火口周辺規制</td><td colspan="2">←---------- 入山規制</td><td></td></tr>
<tr><td>特定地域
（吹上温泉）</td><td>監視所設置</td><td colspan="2">←---------- 避難指示
監視所撤去</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定地域
（十勝岳温泉）</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">←---------- 高齢者等避難</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>避難指示</td></tr>
<tr><td>火砕流
危険区域</td><td></td><td></td><td>高齢者等避難</td><td>避難指示</td></tr>
<tr><td>融雪型泥流
危険区域</td><td></td><td></td><td>高齢者等避難</td><td>避難指示</td></tr>
</table>

※　早めの防災対応を実施するという観点から、運用されない噴火警戒レベルの防災対応を前段階で実施するという考え方もあるが、十勝岳の噴火警戒レベルは、融雪型泥流の影響を踏まえ早め早めに噴火警戒レベルを引き上げることを考慮し、基本的な考え方を整理した。

（2）　噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応

ア　噴火警戒レベル２に引き上げられた場合

○　登山道の立入規制等：火口周辺規制

- 火口から概ね 1.5km を立入規制（火山活動の状況により概ね１Km に縮小）

○　特定地域・居住地の避難等

- 吹上温泉に監視所開設

イ　噴火警戒レベル３に引き上げられた場合

○　登山道の立入規制等：入山規制

- 火口から概ね３km を立入規制

○　特定地域・居住地の避難等

- 吹上温泉：避難指示
- 十勝岳温泉：高齢者等避難
- 十勝岳火山砂防情報センターに各機関の現地対策本部を開設
- 望岳台の立入規制、吹上温泉の監視所の撤去、退避

○　国道・道道の通行規制等

- 道道９６６

※　積雪期で噴火警戒レベルが運用されなかった場合は、上記事項を噴火警戒レベル４に引き上げられた段階で噴火警戒レベル４の防災対応と併せて実施

ウ　噴火警戒レベル４に引き上げられた場合

○　登山道の立入規制等：入山規制

○　特定地域・居住地の避難等

- 十勝岳温泉：避難指示
- 非積雪期：火砕流（火災サージ）危険区域　高齢者等避難
- 積雪期　：火砕流（火災サージ）危険区域、融雪型泥流危険区域　高齢者等避難

○　国道・道道の通行規制等

- 非積雪期：道道２９１、９６６
- 積雪期　：道道２９１、９６６、３５３

※　非積雪期で噴火警戒レベル４が運用されなかった場合は、噴火警戒レベル５に引き上げられた段階で噴火警戒レベル５の防災対応と併せて実施

エ　噴火警戒レベル５に引き上げられた場合

○　特定地域・居住地の避難等

- 非積雪期：火砕流（火災サージ）危険区域　避難指示
- 積雪期　：火砕流（火災サージ）危険区域、融雪型泥流危険区域　避難指示

○　国道・道道の通行規制等

- 積雪期　：国道２３７　道道８２４、５８１、７７５、２９９

(3)　留意事項

ア　高齢者等避難・避難指示は気象台、学識経験者等の情報を受け判断する。

イ　降雨型泥流については、降灰の発生状況と降雨の状況を踏まえ、土砂災害危険区域の設定、警報に基づく高齢者等避難・避難指示の発令等を関係機関と連携しつつ適切に対応する。

ウ　火砕流（火災サージ）危険区域、融雪型泥流危険区域は、平成２９年７月に協議会で作成した十勝岳火山ハザードマップに基づくものとするが、火砕流（火災サージ）危険区域には白金温泉が含まれるものとする他、ハザードマップでは融雪型泥流危険区域には含まれていない旭野川流域地域についても、防災のための噴火シナリオ３に含まれていることから留意することとする。

エ　噴火警戒レベルに応じて実施すべき防災対応を基本とするが、各市町の地域的な特性や人的・物的資源の状況により柔軟な防災対応を実施するものとする。特に美瑛町の白金温泉、美沢地区等、融雪型泥流が発生した場合に迅速な避難が要求される地域ついては自主避難の奨励等を含め早めに対応するものとする。

オ　想定した噴火場所以外からの噴火や想定する影響範囲（大きな噴石の飛散範囲等）を超えるような噴火等、想定外の噴火が発生した場合、協議会は、気象台、北海道等との協議により危険区域を想定し対策を検討する。気象台は、検討された危険区域を考慮し、必要に応じて噴火警報等の発表（切替え）を行う。

４ 噴火シナリオについて

十勝岳火山防災協議会では、十勝岳の過去の噴火事例をもとに防災のための噴火シナリオ１～３を作成している。この噴火シナリオは、過去の噴火活動の推移を基に各対策時期において必要となる防災対応を検討して作成したものであるが、対応する噴火警戒レベルについては、各対策時期の防災対応に合わせた設定となっており、火山活動の状況に応じた噴火警戒レベル判定のプロセスが考慮されていない点に注意が必要である（噴火警戒レベル判定のプロセスは、「表 1-3 十勝岳の火山活動を踏まえた噴火シナリオ（噴火警戒レベル判定の考え方を示した火山活動シナリオ）」を参照）。

表 1-5 防災のための噴火シナリオ 1

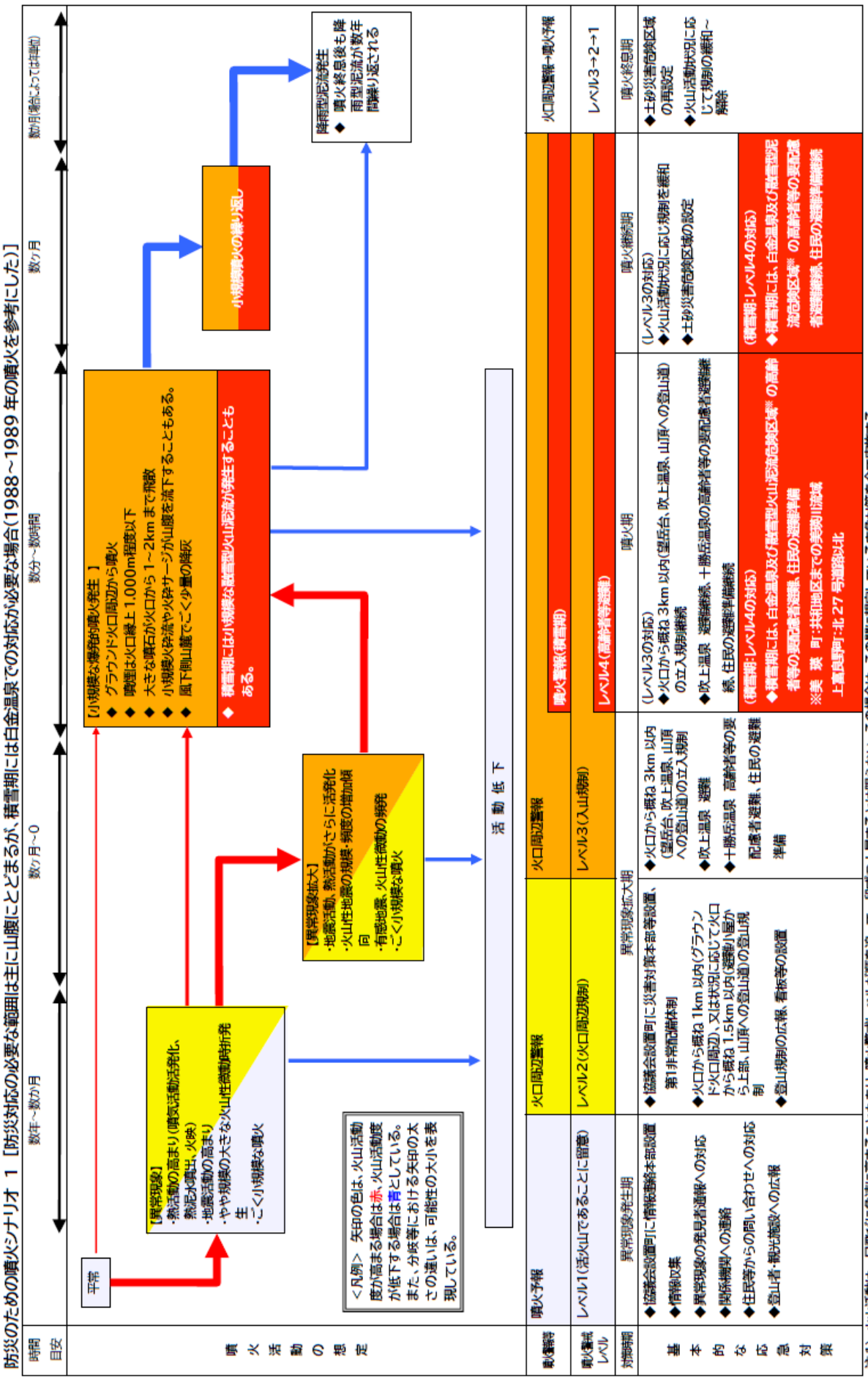

注1) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。
注2) 本資料中の大きな噴石とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

表 1-6 防災のための噴火シナリオ 2

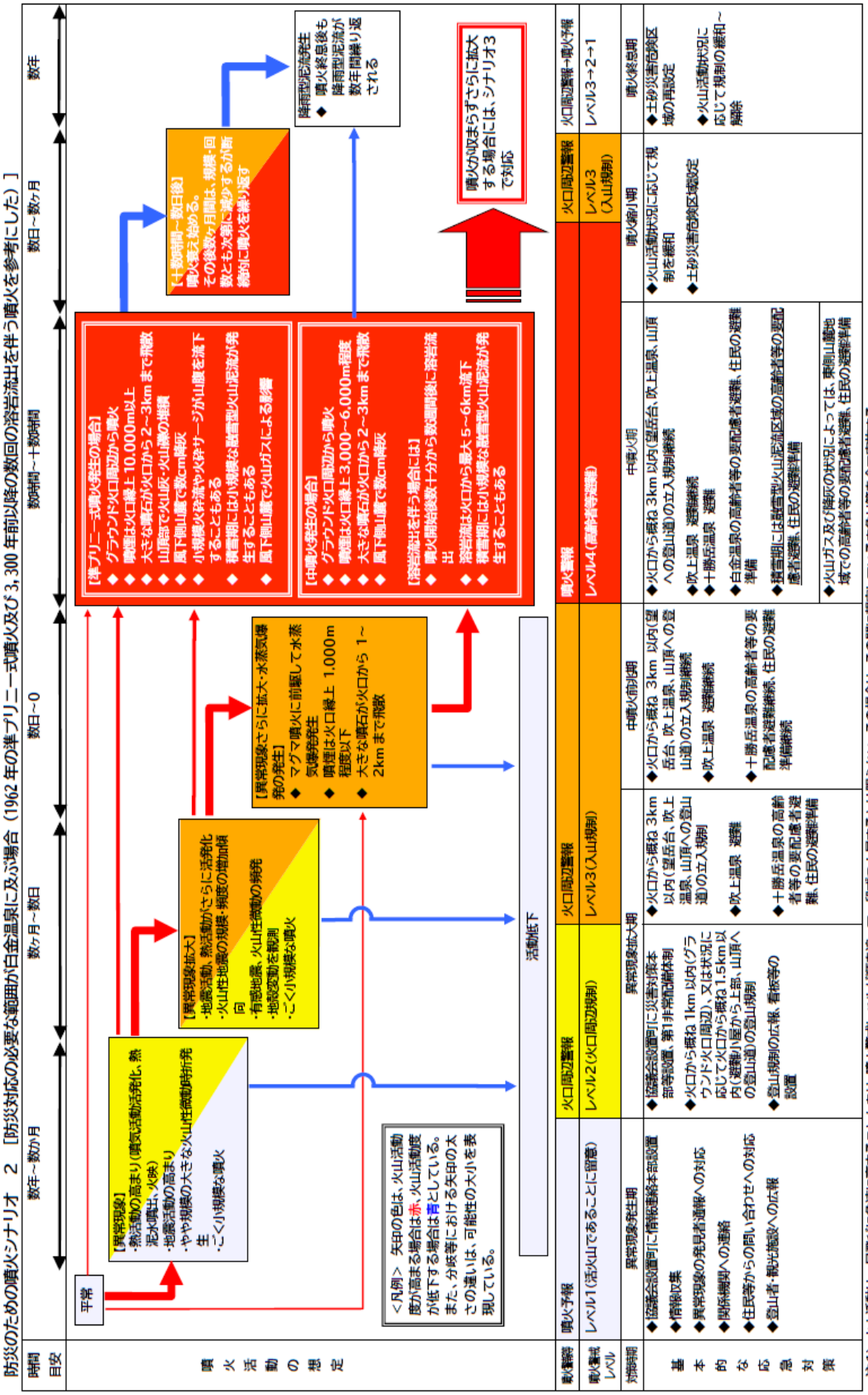

注1）火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。
注2）本資料中の大きな噴石とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

表 1-7 防災のための噴火シナリオ 3

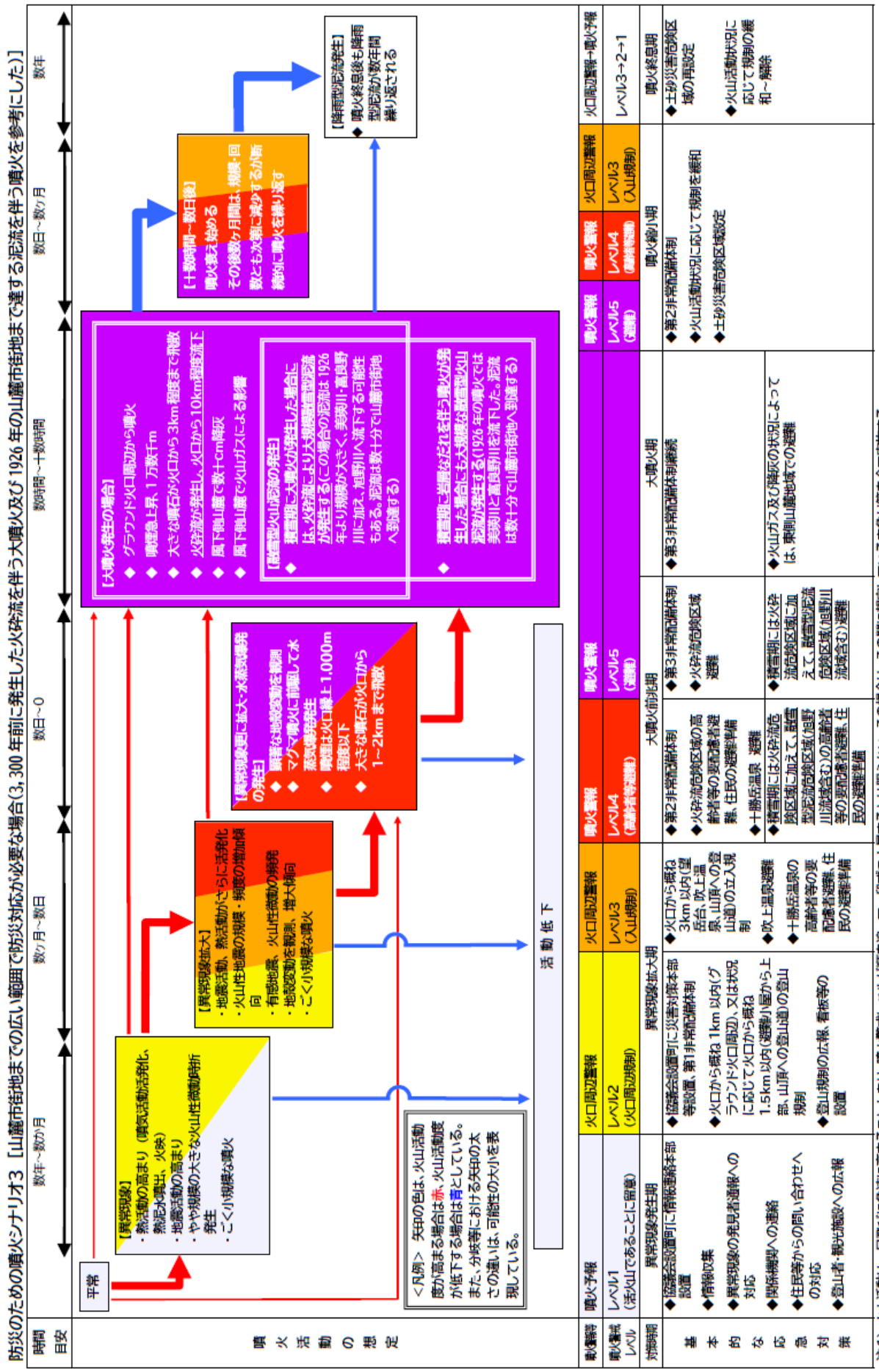

5　ハザードマップ

十勝岳火山ハザードマップは、平成２９年７月に協議会で作成したものを活用し各自治体の特性に合わせ作成している。

図 1-5　ハザードマップ

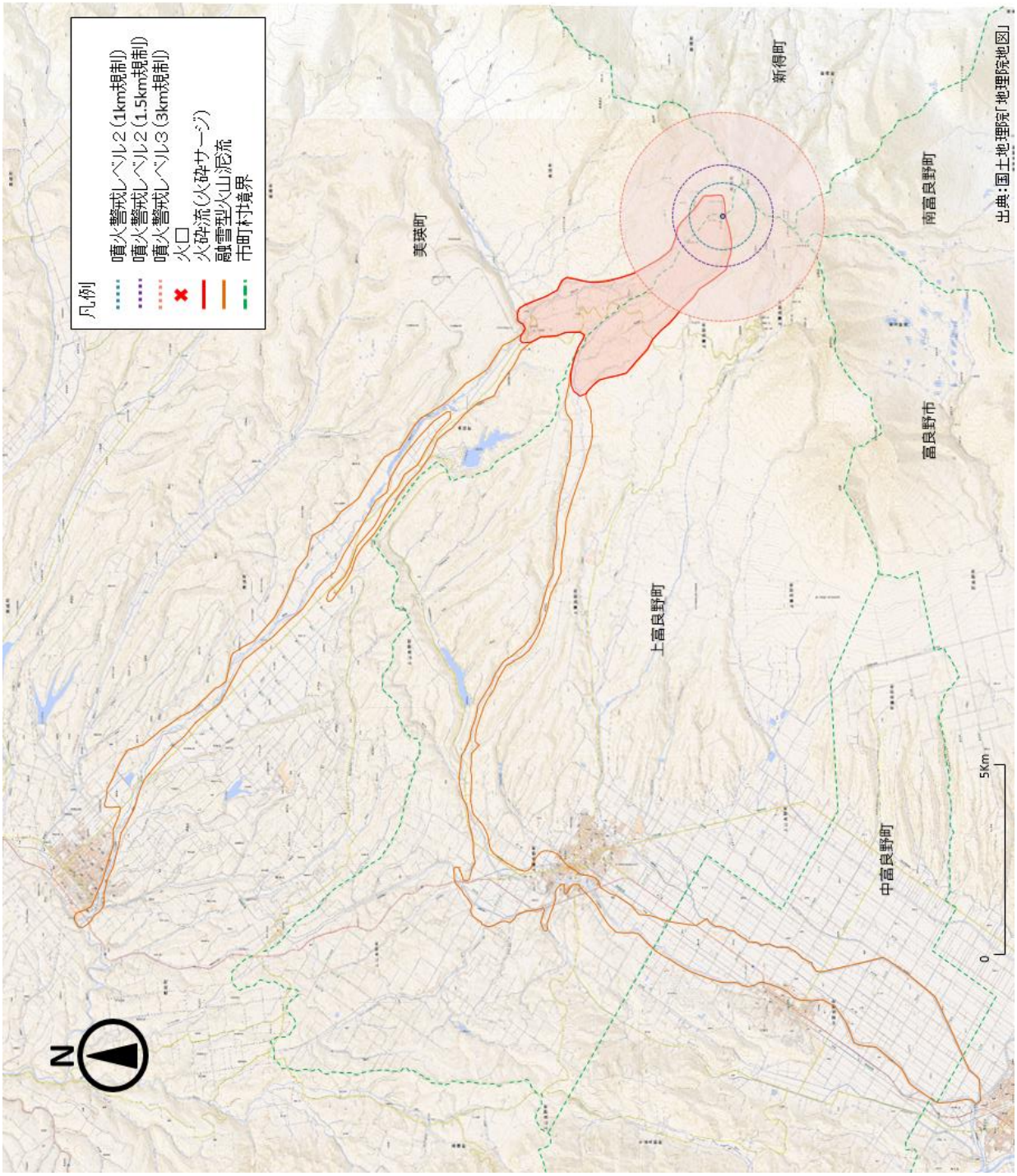

第２章　事前対策

第１節　防災体制の構築

１　道・市町の防災体制

十勝岳火山防災協議会を構成する北海道及び各市町等は、噴火時等において火山活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。

十勝岳の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、十勝岳の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援体制の確立等を推進するため、北海道及び各市町等は、それぞれの判断に基づき災害対策本部等を設置する。噴火警戒レベルに応じた体制は以下のとおりである。

（1）　噴火警戒レベル１→通常体制

噴火警戒レベルが引き上げられるまでに至らない場合でも、地震活動や噴気活動の活発化等の状況に応じ、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されることもある。当該情報が発表された場合、防災・危機管理部門を中心に庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図れる体制をとる。

（2）　噴火警戒レベル２→情報連絡体制（情報連絡本部設置等）

噴火警戒レベルが２に引き上げられた場合、防災・危機管理部門を中心に庁内及び関係機関との情報収集・伝達による情報共有を図れる体制をとる。

（3）　噴火警戒レベル３→警戒体制（災害対策本部（第１非常配備）設置等）

噴火警戒レベルが３に引き上げられた場合、道・市町は災害対策本部（第１非常配備）等を設置し、防災・危機管理部門の他、庁内の関係部署が連携し関係機関との情報共有、災害対応ができる体制をとる。。

（4）　噴火警戒レベル４、５→非常体制（災害対策本部（第３非常配備）設置等）

噴火警戒レベルが４または５に引き上げられた場合、道・市町は災害対策本部（第３非常配備）等を設置し、全庁体制で関係機関と連携し災害対応を実施できる体制をとる。

（5）　災害対策本部の代替設置場所

美瑛消防署、上富良野町役場、中富良野町役場は、既存の火山ハザードマップでは影響の範囲外にあるものの、影響範囲に近く、条件が変わると融雪型火山泥流が流れ込む可能性がある。そのため、各町では、災害対策本部設置施設の代替施設を検討する。

表 2-1 地域防災計画における体制

噴火警戒レベル	北海道	上川・十勝総合振興局	美瑛町	上富良野町	中富良野町	富良野市	南富良野町	新得町
ﾚﾍﾞﾙ1 [活火山であることに留意]	【通常体制】							
ﾚﾍﾞﾙ2 [火口周辺規制]	第1非常配備 （災害対策連絡本部設置前）	第1非常配備 （災害対策地方連絡本部設置前）	情報連絡本部 （警戒体制）	情報連絡本部 （警戒体制）	災害対策 連絡会議 （警戒配備体制）	非常警戒本部	災害対策 連絡会議 （警戒配備体制）	第1非常配備 （災害対策本部設置前）
ﾚﾍﾞﾙ3 [入山規制]	災害対策 連絡本部 （第2非常配備）	災害対策地方 連絡本部 （第2非常配備）	災害対策本部 （第1非常配備）	災害対策本部 （第1非常配備）	災害対策本部 （第1非常配備）	災害対策本部 設置前 （第1非常配備）	災害対策本部 （第1非常配備）	第1非常配備 （災害対策本部設置前）
ﾚﾍﾞﾙ4 [高齢者等避難]	災害対策本部 （第3非常配備）	災害対策地方 本部 （第3非常配備）	災害対策本部 （第3非常配備）	災害対策本部 （第3非常配備）	災害対策本部 （第2非常配備）	災害対策本部 （第2非常配備）	災害対策本部 （第2非常配備）	災害対策本部 （第2非常配備）
ﾚﾍﾞﾙ5 [避　難]	災害対策本部 （第3非常配備）	災害対策地方 本部 （第3非常配備）	災害対策本部 （第3非常配備）					

※　災害の規模及び特性に応じ上記によらず臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

2　十勝岳火山防災協議会の構成機関の役割

（1）　構成機関

図 2-1 十勝岳火山防災協議会の構成機関

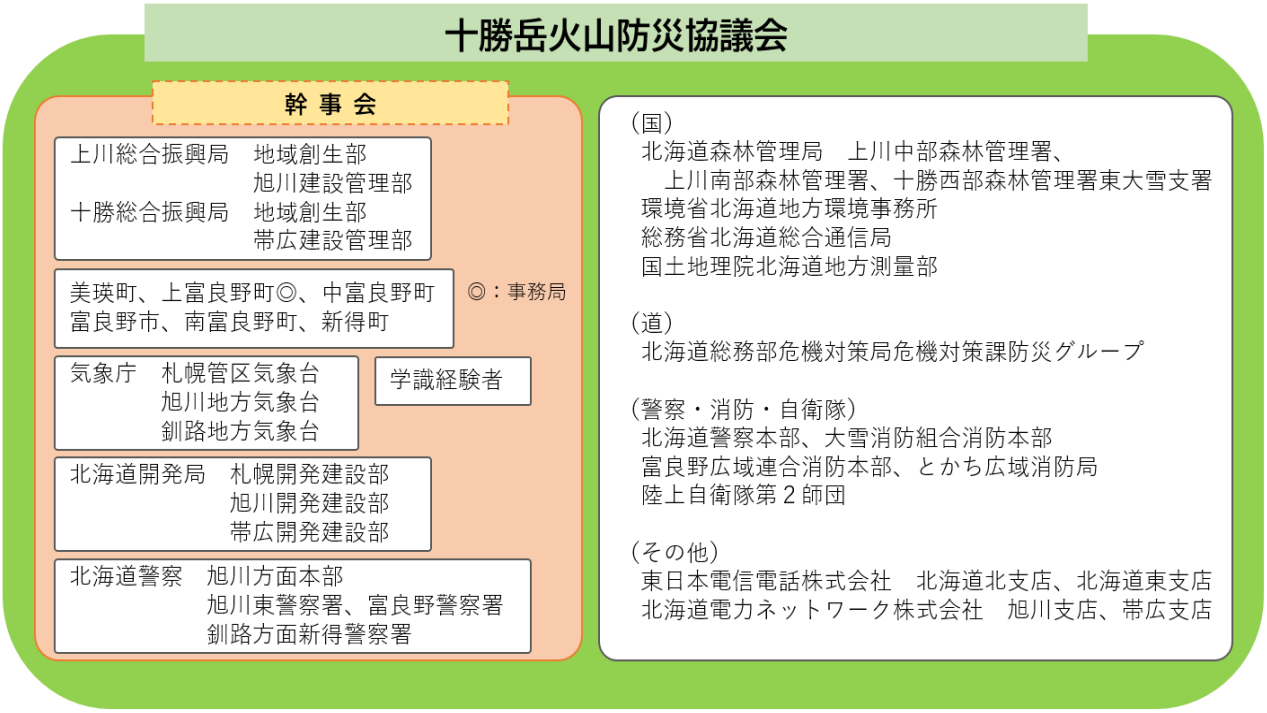

（2） 構成機関の役割

表 2-2 十勝岳火山防災協議会主要構成機関等の役割

構成機関	平常時	火山現象発生時
十勝岳火山防災協議会	・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討	・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議等
気象庁	・火山活動の監視、観測、評価（観測結果を毎月 HP 等で発表） ・関係機関に対する情報提供 ・ホームページ等による火山情報の提供 ・防災知識の普及・啓発	・火山活動の監視、観測、評価 ・噴火警報・予報、火山防災情報等の発表・解説 ・報道機関対応、ホームページ等による火山情報の提供 ・関係機関に対する情報提供 ・現地調査
北海道開発局	・火山活動の監視、観測 ・土砂災害に対する調査・対策 ・直轄国道の交通規制場所・配置時期の検討	・火山活動の監視、観測 ・直轄国道の交通規制 ・道路規制情報の提供 ・降灰量調査、降灰除去・支援
北海道森林管理局	・管理区域の状況把握・対応 ・入林者への規制情報の提供	・入林者への規制情報の提供 ・林道の立入規制 ・標識等の設置 ・管理区域の降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査
国土地理院	・公共測量の技術的助言 ・地理情報システムの活用支援 ・火山活動の監視、観測	・防災関連情報の提供 ・地理空間情報の整備・提供 ・火山活動の監視、観測
陸上自衛隊	・救助体制の整備 ・災害派遣準備（監視所等の選定）	・災害派遣 ・監視所、ヘリコプター等による火山活動の監視 ・避難者の救助、搬送、収容等
北海道	・噴火活動の監視、観測 ・土砂災害に対する調査・対策 ・直轄道道の交通規制場所・配置時期の検討	・噴火活動の監視、観測 ・各種情報収集・通報等 ・降灰量調査、降灰除去・支援 ・道路規制情報の提供、通行規制 ・緊急ハード・ソフト対策（立木伐採、砂防堰堤堆砂敷の掘削等） ・自衛隊への災害派遣要請 ・報道機関対応
市、町	・住民、登山者、観光客等への情報提供（ホームページ、チラシ、看板等） ・防災知識の普及・啓発 ・火山防災マップの作成・周知 ・防災訓練の実施	・噴火警戒レベルに応じた態勢確立 ・火山情報・被害情報の収集、通報、伝達 ・入山規制（登山道や道路規制） ・住民・登山者・観光客への情報提供 ・報道機関対応 ・避難指示等の発令（判断） ・避難所等の開設 ・降灰量調査、降灰除去
消防	・救助体制の整備等	・人命救助、救助に関する活動 ・避難誘導・搬送
警察	・救助体制の整備等 ・交通規制配置要領の検討 ・登山計画書の提出促進	・登山者の確認 ・人命救助、救助に関する活動 ・避難誘導・搬送
学識経験者	・火山活動の監視、観測 ・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言	・火山活動の監視、観測 ・火山活動の分析・評価 ・協議会等への助言
その他関係機関	・火山情報の収集	・火山情報・被害情報の収集 ・現地調査 ・各種災害対応

図2－2 十勝岳観測点配置図

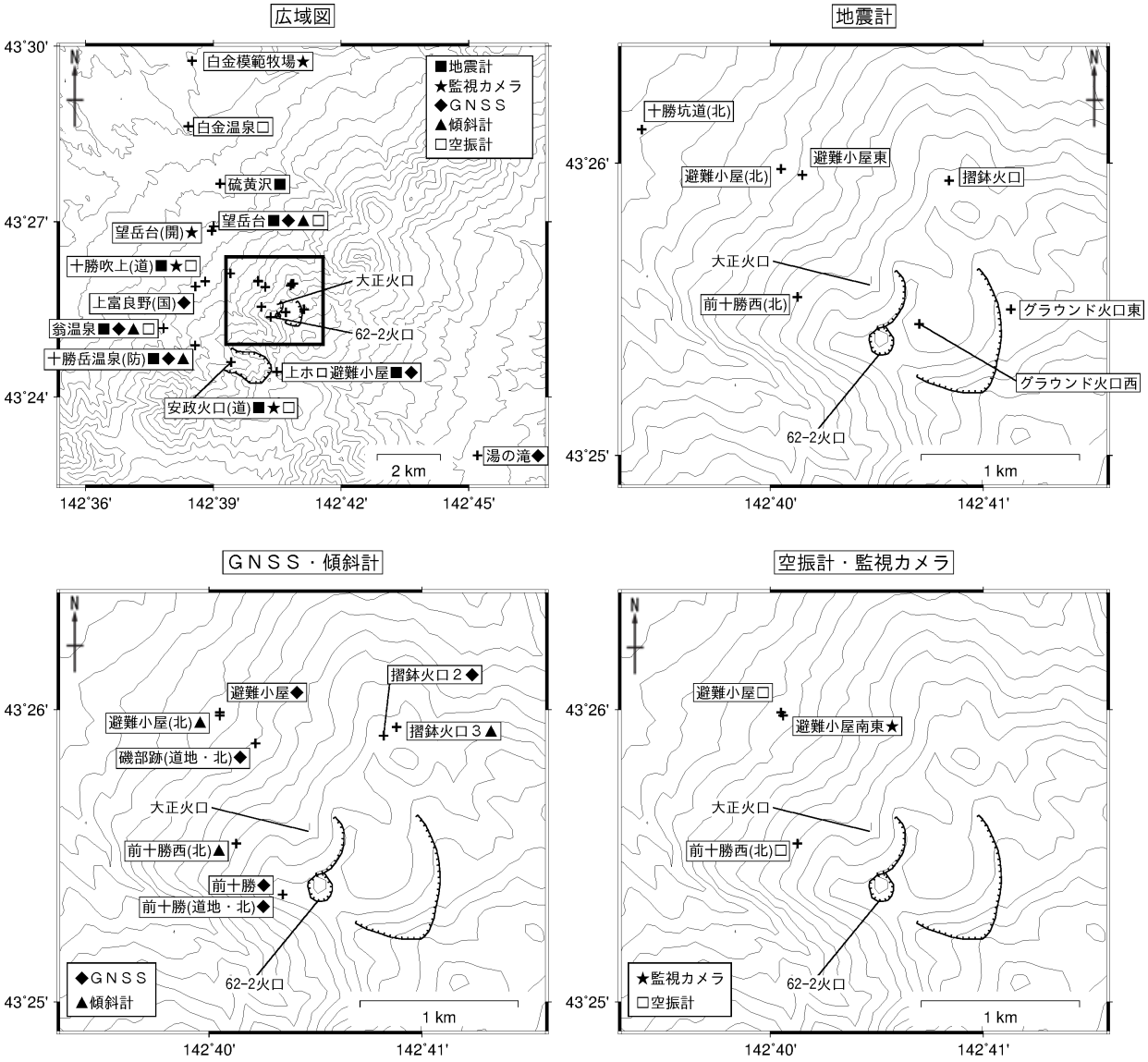

各機器の配置図は、広域図内の□で示した領域を拡大したものです。

＋印は観測点の位置を示します。気象庁以外の機関の観測点には以下の記号を付しています。

（開）　：国土交通省北海道開発局
（国）　：国土地理院
（北）　：北海道大学
（防）　：国立研究開発法人防災科学技術研究所
（道）　：北海道
（道地）：地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所

3　噴火警戒レベルと防災対応の整理

(1)　噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要

第１章第３節「噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方」に基づき対応

表 2-3　噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火警戒レベル	北海道（上川・十勝総合振興局）	美瑛町	上富良野町	中富良野町	富良野市	南富良野町	新得町
1	注意喚起						
2	・火口周辺規制状況の把握	・火口周辺規制 ・必要に応じて登山道の閉鎖	・火口周辺規制 ・必要に応じて登山道の閉鎖	・規制範囲の周知	・火口周辺規制 ・必要に応じて登山道の閉鎖	・規制範囲の周知	・火口周辺規制 ・必要に応じて登山道の閉鎖
3	・入山規制状況等の把握	・入山規制（立入規制）	・入山規制（立入規制）	・規制範囲の周知	・入山規制（立入規制）	・規制範囲の周知	・入山規制（立入規制）
4	・避難状況の把握	・高齢者等避難の発令	・高齢者等避難の発令	・高齢者等避難の発令	・高齢者等避難の発令	・規制範囲の周知	・入山規制（立入規制）
5	・避難状況の把握	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・避難指示の発令	・規制範囲の周知	・入山規制（立入規制）

(2) 十勝岳火山防災協議会の対応

第１章第３節「噴火警戒レベルに応じた防災対応の基本的考え方」に基づき対応

ア　噴火警戒レベル１の対応

○　平時の場合

- 定例会（火山防災協議会、幹事会）開催
- 火山に関する情報の収集及び異常現象等の各種情報共有
- 十勝岳火山避難計画の改訂の検討
- 防災訓練の企画・実施

○　気象庁から火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合

- 必要により.実務者（＋学識経験者）による幹事会を開催し、関係機関と情報を共有、住民・登山者、旅行者等への注意喚起
- 噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

イ　噴火警戒レベル２の対応

○　実務者（＋学識経験者）による幹事会を開催し、火山活動状況や異常現象等に関する情報を共有するとともに防災関係機関の態勢を確認し、今後の防災対応に関して協議

○　各市町等が行う火口周辺規制（概ね１km 又は 1.5Km）等の防災対応に関する調整・確認、住民、登山者、旅行者等への注意喚起や風評被害が発生しないための旅行者・登山者・報道関係機関等へ正しい情報提供

○　避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル２に引き上げられたことを伝達し、情報を共有

○　噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

ウ　噴火警戒レベル３の対応

○　実務者（＋学識経験者）による幹事会を開催し、火山活動状況や異常現象等に関する情報を共有、防災関係機関の態勢を確認し、今後の防災対応に関して協議

○　協議会の構成機関との情報連絡体制を強化し、各市町等が行う入山規制（概

ね３Km)、特定地域への避難指示等の発令、道路規制等の防災対応について調整・確認するとともに、登山者、旅行者等への情報提供・避難誘導の実施に関する助言

○　避難促進施設（代表施設）に対して、噴火警戒レベル３に引き上げられたことを伝達し、情報を共有。また、避難を支援

○　噴火警戒レベル引き上げ時や突発的な噴火発生時の対策に関する対応協議等

○　積雪期には、必要に応じ避難路確保のための除雪作業に関し調整・助言

エ　噴火警戒レベル４・５の対応

○　協議会の構成機関は、北海道または災害対策現地合同本部に所管事務の一部が委嘱された場合は、必要な要員を北海道の要請に基づき災害対策現地合同本部等に派遣し情報を共有、今後の防災対応に関し協議

必要により、北海道が主催する合同会議を開催

○　各市町等が実施する防災対応を確認、助言・支援するとともに協議会の構成機関が連携して実施すべき道路規制等に関する調整・統制を実施

○　国の緊急災害現地対策本部等が設置され火山災害警戒合同会議等が開催される場合、協議会の構成機関は合同会議に参加し国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、今後の防災対応に関し協議

○　合同会議等の構成：国、道、市町、防災関係機関、学識経験者

○　合同会議等の協議事項

- 噴火警戒レベル４
  - □　火山活動状況の分析
  - □　噴火活動の見通し
  - □　避難が必要となる時期、範囲
  - □　避難手段、経路、避難所
  - □　住民、報道関係機関への情報発信等
- 噴火警戒レベル５
  - □　火山活動状況の分析
  - □　噴火活動の見通し
  - □　避難が必要な範囲の拡大、縮小
  - □　避難手段、経路、避難所
  - □　住民、報道関係機関への情報発信等

※　十勝岳噴火災害が発生した時、若しくは発生が予測（噴火警戒レベル４以上）され、構成市・町に災害対策本部が設置された場合は、所管事務の一部を北海道または災害対策現地合同本部に委嘱する。

オ　突発的な噴火時の対応

○　救助活動に関係する市町は、災害対策本部（第３非常配備）を開設するとともに現地合同本部に参集し協議会の救助活動関連機関等と今後の対応を協議

○　突発的な噴火等により要救助者や負傷者が発生した場合は、救助活動の実施に関する調整・助言、必要により救助活動を統制

○　救助活動関連機関：北海道（上川・十勝)、関連市町、救助部隊（警察、消防、自衛隊)、気象庁、開発局、学識経験者　等

※　その他の協議会構成機関にも連絡し、会議等希望する機関は参加

○　その他の関係機関は、情報収集体制等、適宜の体制

4　広域避難(広域一時滞在)等の体制構築

火山現象が広範囲にわたって影響を及ぼすことが想定される場合、住民等の避難について市・町境を越える広域避難（広域一時滞在）等が求められる。

市・町は、北海道と連携し、避難先の選定・調整を行うとともに、あらかじめ協議会等において広域避難（広域一時滞在）等における避難者の輸送方法を協議しておく。輸送方法や輸送手段の確保については、輸送機関と協議し、避難先となる市町村とは、避難所等の運営や避難者のための食糧の確保・供給などについて協議し、その連携体制を構築しておくことが必要である。

第２節　情報伝達体制の構築

1　火山に関する情報の収集と整理

協議会構成機関が、防災対応のために収集する火山に関する情報は下表のとおりである。

表 2-4　火山に関する各種情報

種　類	内　容	発信元
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表される。 なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。 ※　図１－４「十勝岳の噴火警戒レベル」参照	気象庁
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報。	
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	
月間火山概況	前月１ケ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料。	
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせする情報。	

種　類	内　容	発信元
降灰予報	噴火により、何処にどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測をお伝えする情報。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動を取れるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の３種類の情報として発表する。 ※　表２－５「降灰量階級表」参照	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	北海道開発局

表 2-5　降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ＜1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある （およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1　掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2　富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

2　十勝岳火山防災協議会の構成機関における情報伝達

気象庁から発表される噴火警報等を防災情報システムや電話、FAX などを用いて「噴火警報等情報伝達系統図」の経路で伝達し共有する。

図 2-3 噴火警報等情報伝達系統図

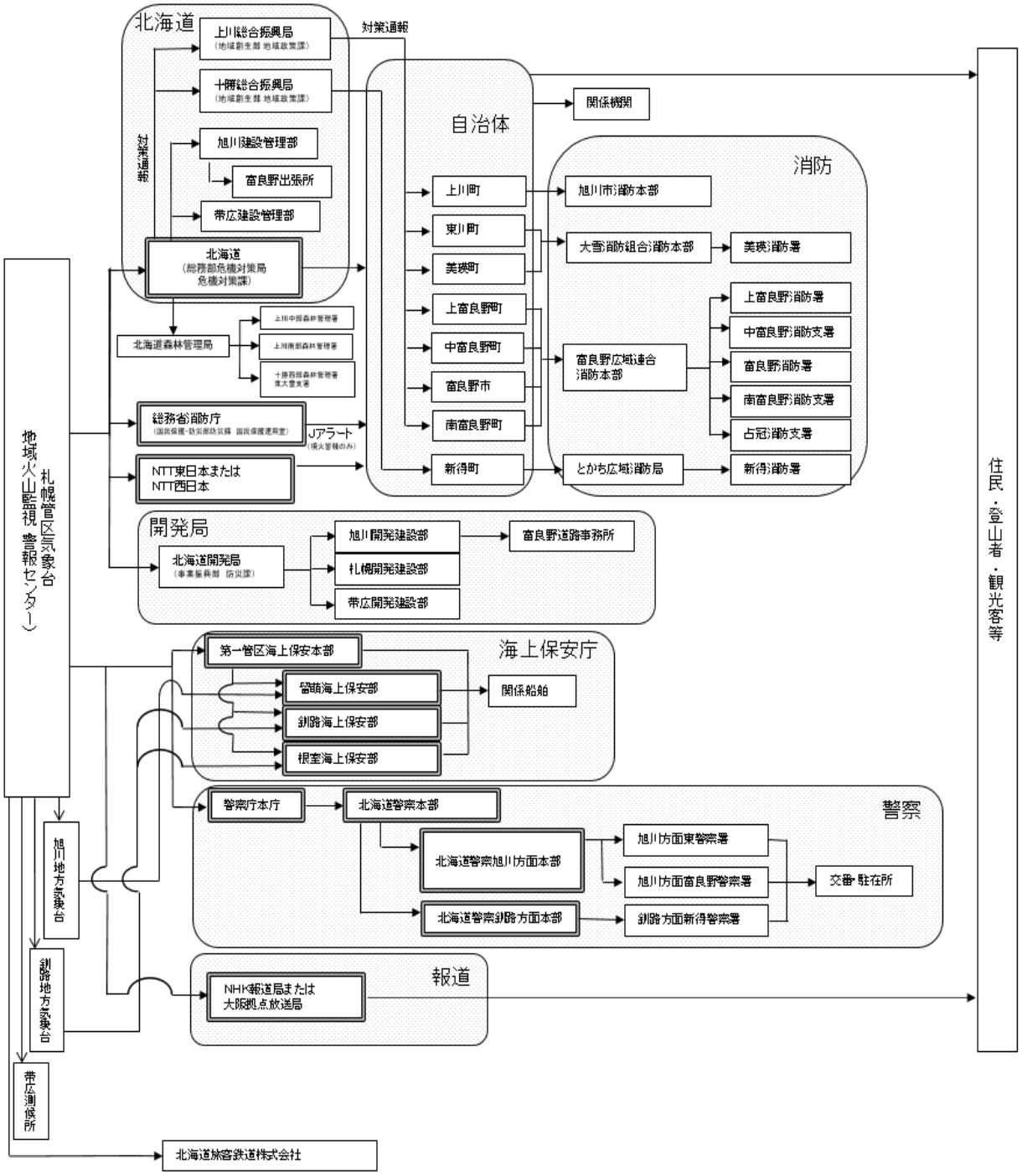

「噴火警報等」とは、「噴火警報」、「火口周辺警報」、「噴火予報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を指す。
(二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
※　道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
※　NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
※　「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

3　登山者、住民等への情報伝達と手段

(1)　登山者等への情報伝達と手段

ア　平常時の情報伝達

北海道、市・町は、ホームページや SNS の活用のほか、観光協会、観光事業者（観光施設、宿泊施設等、旅行代理店）や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光施設や主要な駅等で十勝岳が活火山であることや火山活動の状況など情報を掲示し、啓発に努める。

登山者・観光客への周知ポイントとして、十勝岳周辺にある交通機関の駅やバスターミナル、公共施設、商業施設、観光施設、宿泊施設がある。

登山者に対しては、登山口及び登山道、山小屋が情報周知ポイントとなる。

情報周知の手段としては、各掲示板などへ火山の状況や啓発ポスターの掲示、気象庁のリーフレットの配布、その他パンフレットなどを用いて情報の周知を図る。

表 2-6　山小屋の現状

山小屋	位　置	管理主体	備　考
上ホロカメットク避難小屋	上ホロカメットク山東北東に400m	北海道上川総合振興局 産業振興部林務課	無料・自由使用 雪渓水場（8 月上旬まで） ヘルメット・毛布の備蓄有
十勝岳避難小屋	十勝岳北西2.5km 望岳台登山口から 2 ㎞	上川中部森林管理署 美瑛合同森林事務所 美瑛町	無料・自由使用 水場なし マスク・ヘルメット・毛布の備蓄有
美瑛富士避難小屋	美瑛富士東1.0km	上川中部森林管理署 美瑛合同森林事務所 美瑛町	無料・自由使用 雪渓水場
十勝岳望岳台防災シェルター	十勝岳北西3.5km	美瑛町	噴石等に対応した緊急避難退避舎

イ　噴火警報や火山の状況に関する解説情報（臨時）等発表時の広報

北海道、市・町は、噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等が発表された際は、ホームページや SNS 等で、情報が発表されたことを広報する。

また、観光協会、観光事業者（観光施設、宿泊施設等、旅行代理店）や輸送業者（輸送機関、輸送施設）等の協力を得て、観光施設や主要な駅等に看板等を設置し、周知を図るとともに、注意を促す。

火口周辺規制及び入山規制を実施した場合は、防災行政無線や広報車を使用し、立入禁止であることを広報する。

市・町は、国や北海道に対して、必要に応じて、ヘリコプターによる広報活動を要請する。

ウ　情報伝達する登山者の把握

情報伝達する登山者を把握するため、北海道警察と連携して、登山計画書の提出に向けた取組を推進する。

なお、提出方法は以下のとおりである。

- ■　北海道警察ホームページ、北海道警察旭川方面本部地域課へ FAX、富良野警察署、その他各警察署・交番で直接提出を受け付けている。
- ■　北海道警察が協定を結んでいる、公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営するサイト「Compass」からも、登山届を提出することができる。
- ■　また、望岳台等、登山道口に設置されている「入山届ファイル」へ記入することで登山・入山していることを知らせることができる。

(2) 住民への情報伝達

避難等に関する情報や火山活動状況、施設の復旧状況等に応じた生活に関わる支援情報など住民が必要とする情報は多岐に及ぶ。また、火山活動そのものが時間経過とともに変化し、噴火に伴う現象も多岐に及ぶことから、各段階に応じた情報を確実に伝達・広報し、今後の見通しなどもできる限り知らせることが必要である。

特に緊急性の高い避難等の情報伝達体制及び伝達手段を整理する。

図 2-4 避難等の情報伝達体制及び伝達手段

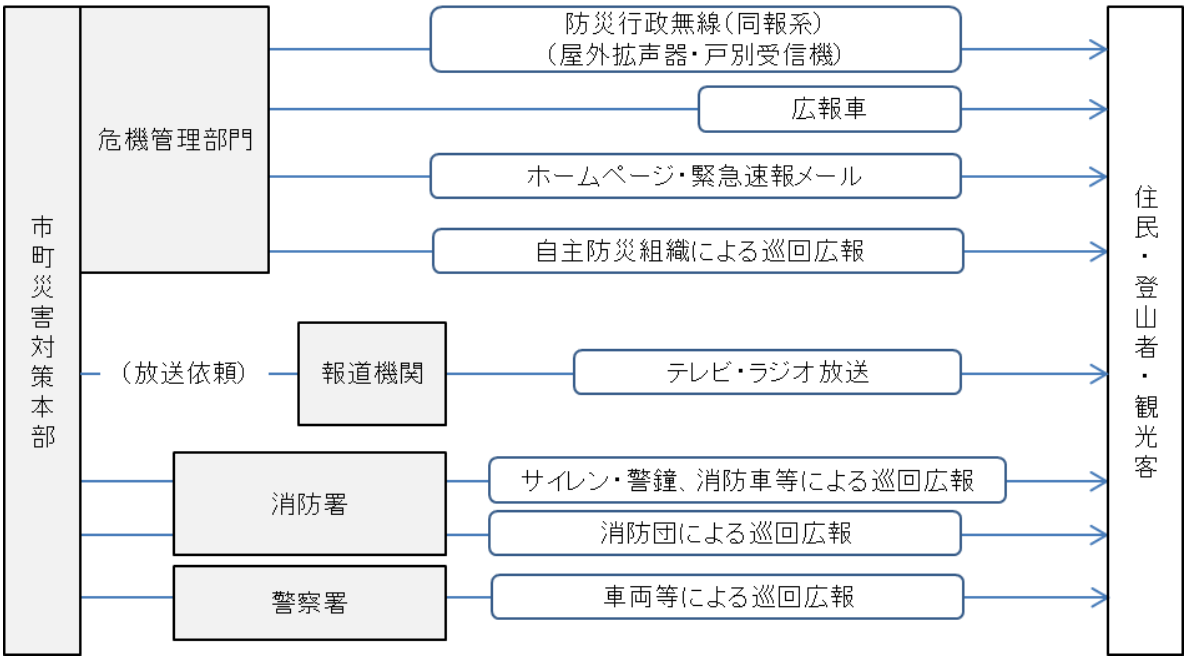

(3) 要配慮者への情報伝達

要配慮者は、避難等の行動において、即座に対応することが困難であるため、一般住民より早めに情報伝達することが必要なことから、特に一人暮らしの高齢者や聴覚・視覚障害者等には、確実に一人一人に情報を伝える必要がある。

特に、要配慮者は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用しつつ、対応にあたる。

十勝岳周辺にある社会福祉施設等の要配慮者施設に関しては、市町等から各施設に対して、緊急速報メール配信等を確実に実施する。

また、在宅の要配慮者に対しては、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられ、自主防災組織等による個別の情報伝達やＴＶ・ラジオ等のメディアを活用する等の支援を図る。

表 2-7 影響範囲に位置する福祉施設一覧

施　設　名	所　　在	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所 ふくしん	上富良野町泉町 2 丁目 4 番 15 号	0167-45-3506
コミニティプラザ中茶屋	上富良野町錦町 2 丁目 3 番 28 号	0167-45-2627
認知症グループホーム　ほーぷ	上富良野町宮町 4 丁目 69 番 66 号	0167-39-4588
ヒューマンインターフェース(株)	上富良野町宮町 4 丁目 69 番 77 号	0167-39-4545
多機能型事業所　ないろニカラ	上富良野町宮町 1 丁目 1 番 14 号	0167-45-6208
軽費老人ホーム　ハイムいしずえ	上富良野町大町 2 丁目 6 番 3 号	0167-39-4055
ディサービスセンター　かみん	上富良野町大町 2 丁目 8 番 4 号	0167-45-2256
介護老人保健施設上富良野	上富良野町大町 3 丁目 2 番 15 号	0167-45-3171
上富良野町子どもセンター	上富良野町大町 3 丁目 2 番 22 号	0167-45-6501
サポートセンター　橙	美瑛町南町 1 丁目	0166-92-0740
多機能型グループホーム　虹	美瑛町南町 3 丁目 3 番 8 号	0166-92-2630
美瑛慈光園	美瑛町南町 4 丁目 4 番 18 号	0166-92-4111
美瑛ディセンター　すずらん	美瑛町南町 5 丁目	0166-68-7155
満天の丘　輝星	美瑛町栄町 3 丁目 1 番 8 号	0166-74-3308
小規模ディサービスセンター あすか	美瑛町栄町 3 丁目 4 番 32 号	0166-92-5678
有料老人ホーム　びえいの郷	美瑛町大町 2 丁目 5 番 28 号	0166-92-7700
アトリエ・トムテ	美瑛町美沢美生	0166-92-0851

(4)　避難促進施設との情報伝達体制

ア　平時の体制

避難促進施設との間で、平時から、火山の活動状況や市・町の活動状況などについて、情報共有を図る。

イ　噴火警報や火山の状況に関する解説情報（臨時）等発表時の情報伝達体制

市・町は、噴火警報や臨時の火山の状況に関する解説情報等が発表された場合、地区一体となって避難確保計画を作成している地区については代表施設、それ以外は各避難促進施設に、情報・警報が発表されたことを電話やFAX、防災行政無線等を用いて、確実に情報の伝達を行う。

4　異常現象の通報と情報共有体制

北海道、市・町は、十勝岳周辺において草木の立枯れ、噴煙量・色等などの異常現象が発見された場合、市・町、気象庁、消防本部・消防署、警察署・交番等へ通報するよう、平常時から住民及び登山者等に周知を図る。

異常現象の例

- 火映現象、鳴動の発生、地震の群発
- 山崩れ、地割れ、土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化
- 噴気孔の新生・拡大・移動および噴煙量・色等の異常な変化
- 湧水の新生・枯渇又は量・味・色・濁度・温度等の異常な変化
- 顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木立枯れ等
- 温泉水温度の異常な変化　等

市・町、消防本部・消防署、警察署・交番は、住民及び観光客・登山者、山岳ガイド等から異常気象等の通報があった場合には、これを受理し、集約して北海道・市・町・気象庁へ伝達する。

北海道・市・町は、必要に応じて、十勝岳火山防災協議会（幹事会等）を開催し、各関係機関との情報共有や対応策の検討を行う。

気象庁は、異常現象の発見者から直接通報があった場合は、協議会に所属している北海道・市・町および関係機関と情報を共有するとともに、必要に応じ火山機動観測班等を派遣し、現地調査を行う。

図 2-5 異常現象の通報伝達体制図

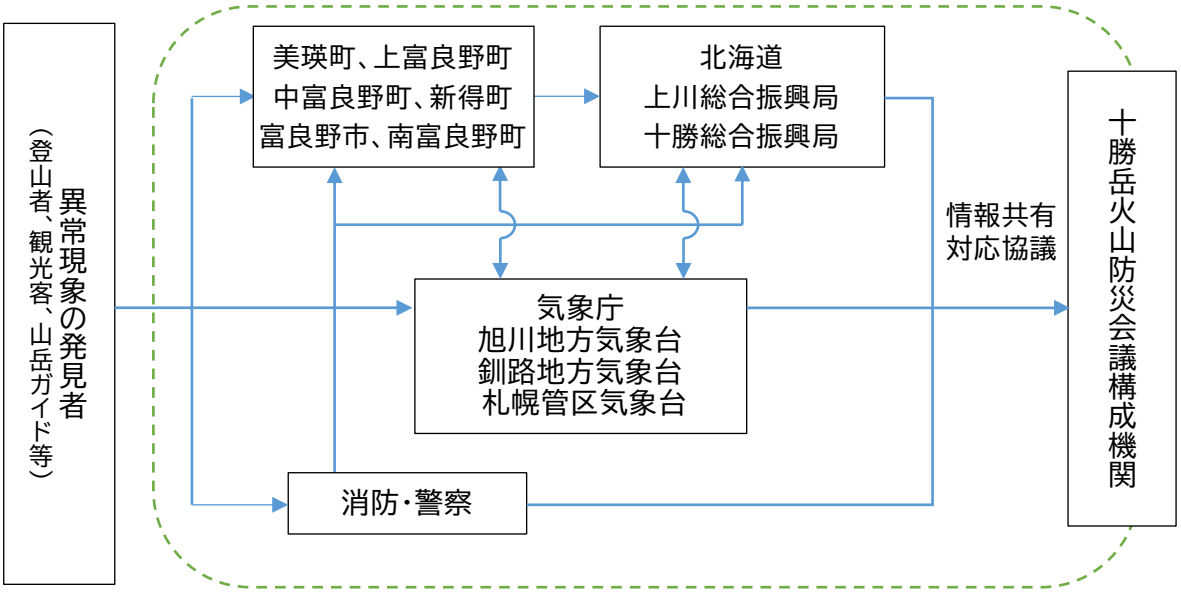

第３節　避難のための事前対策

１　噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

表 2-8 避難指示等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	対象範囲
火口周辺規制	・噴火警戒レベル２（火口周辺規制）の噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表された場合 （火口から概ね 1.5 ㎞の範囲に影響を及ぼす噴火が発生あるいは噴火の可能性）がある場合	火口周辺
入山規制	・噴火警戒レベル３（入山規制）の噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表された場合 （火口から概ね 3 ㎞の範囲に影響を及ぼす噴火が発生あるいは噴火の可能性がある場合）	火口から居住地域近くまで
高齢者等避難	・噴火警戒レベル４（高齢者等避難）の噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合 （居住地域に被害を及ぼす噴火の可能性がある場合）	居住地域及びそれより火口側

情報の種類	発令基準	対象範囲
避難指示	・噴火警戒レベル５（避難）の噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合 （居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生あるいは切迫している場合）	
警戒区域の設定		災害対策基本法第 63 条により市、町長が立入規制区域を設定

２　住民避難の考え方

火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流の影響が及ぶ可能性がある範囲を「警戒が必要な範囲」として、コミュニティを重視した地区単位で避難対象地域を設定する。

住民の避難にあたっては、次のことに留意する。

- 人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。
- 噴火警戒レベル３（入山規制）・レベル４（高齢者等避難）の段階であっても、火山活動の状況によっては、気象庁、学識経験者の助言により必要に応じて避難指示や高齢者等避難を呼びかけるものとする。

３　指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定

避難対象者が、噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「指定緊急避難場所」とする。また、避難対象者等が、避難生活を送るため一定期間滞在する場所を「指定避難所」とする。

高齢者や障害をもった避難行動要支援者は、「福祉避難所」を設置し何らかの特別な配慮が必要となる。

(1)　火口周辺地域（登山者・観光客等）

火口周辺地域における指定緊急避難場所等は、下表のとおりである。

突発的に噴火した場合、各登山道において安全な岩陰等において一時退避した後、噴火が収まってから安全を確保しつつ指定緊急避難場所等に移動する。

表 2-9　避難地区･避難先整理表(火口周辺地域)

市町名	No	避難対象地区	一時退避場所	避難ルート	指定緊急避難場所		
			施設名		施設名	収容人員	駐車台数
美瑛町	1	十勝岳・美瑛岳・美瑛富士	美瑛富士避難小屋等	十勝岳･美瑛岳～美瑛富士登山口	美瑛富士登山口駐車場	―	20
	2	十勝岳・美瑛岳	十勝岳避難小屋等	十勝岳･美瑛岳～白金温泉望岳台登山口	十勝岳望岳台防災シェルター	100	40
上富良野町	3	十勝岳・三段山	至近の安全な岩陰	十勝岳･三段山～吹上温泉登山口	白銀荘	100	
	4	十勝岳・三段山・富良野岳	カミホロ避難小屋等	十勝岳･三段山～十勝岳温泉登山口	凌雲閣	100	
富良野市	5	十勝岳・富良野岳	至近の安全な岩陰等	十勝岳･富良野岳～原始ケ原登山口	原始ケ原登山口駐車場	―	30
備考		入山者への情報伝達手段：緊急速報メール、エリアメール、防災ヘリ					

（2） 居住地域（住民）

各居住地域における指定避難所等は、下表のとおりである。

各指定避難所等の開設及び運営については、それぞれの市・町の地域防災計画等によるものとする。

表 2-10 避難地区･避難先整理表(居住地域)

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所（一時集合場所）	所要時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
美瑛町	1	美沢①（一部）	26	64	0	至近の安全な丘陵地	6‘	美馬牛小学校	200
	2	美沢②（一部）	30	115	4		11‘		
	3	美沢③④(一部)	25	64	0		2‘	農業技術研修センター	50
	4	美沢⑤（一部）	15	46	0		6‘	美瑛中学校	1,500
	5	美沢⑥（一部）	58	155	1		4‘	美馬牛小学校	200
	6	藤野	51	73	3	農業技術研修センター敷地内、至近の安全な丘陵地	4‘	農業技術研修センター	50
	7	水沢	62	195	1	至近の安全な丘陵地	15‘	美瑛中学校	1,500
	8	白金	17	14	1	白金牧場、十勝岳火山砂防情報センター敷地内	8‘	十勝岳火山砂防情報センター	50
	9	西町、栄町、本町、寿町、南町、丸山、花園の一部	1342	2566	448	憩ヶ森公園	4‘	町民センター	1,800
								美瑛小学校	1,200
								スポーツセンター	1,000
	10	大町、花園の一部	434	823	83	村山町民スキー場	3‘	北区行政区会館	200
								四季の情報館	200
								美瑛小学校	1,200
	11	旭町、東町、錦町、原野の一部	843	1657	212	本勝寺境内 至近の安全な丘陵地	3‘	美瑛中学校	1,500
								美瑛高等学校	500
	12	中町、幸町、北町、扇町、原野の一部	809	1498	281	北瑛小麦の丘体験交流施設（旧北瑛小学校グラウンド）	9‘	北瑛小麦の丘体験交流施設（旧北瑛小学校）	200
								本勝寺	100
								北区行政区会館	200
								町民センター	1,800
	13	福祉避難所（開設・運営等については、美瑛町計画）						保健センター	40
	14							老人保健施設　ほの香	30
	15							特別養護老人ホーム美瑛慈光園	30

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町･陸上自衛隊･警察･消防等の車両による。

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所（一時集合場所）	所要時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
上富良野町	1	日新	7	24	0	新井牧場白井地先	12‘	社会教育総合センター	2,200
	2		2	2	1	細野農場菊地地先	12‘		
	3		2	2	0	清富多世代交流センター	18‘		
	4	草分	1	3	1	西 2 線北 31 号一色地先（南）	12‘		
	5		6	18	0	西 2 線北 31 号一色地先（北）	12‘		
	6		3	6	0	西 3 線北 30 号広川地先	12‘		
	7		7	23	1	西 4 線北 31 号及川地先	12‘		
	8		13	30	3	西 5 線北 29 号伊藤地先	12‘		
	9		2	5	0	西 3 線北 25 号高橋地先	12‘		
	10		6	18	0	フラワーランド駐車場	12‘		
	11		3	5	1	パティースリーメルシー地先	12‘		
	12		19	46	2	直接指定避難所へ避難	1‘	草分１会館	30

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所（一時集合場所）	所要時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
上富良野町	13	草分	24	51	4		1 ‘	草分防災センター	206
	14	北町 1～3 丁目	62	134	2	直接指定避難所へ避難	1 ‘	上富良野西小学校	792
	15	扇町 1～3 丁目	111	196	15		1 ‘		
	16	泉町 1 丁目	109	223	2		1 ‘	泉栄防災センター	265
	17	泉町 2～3 丁目	162	372	5		2 ‘	上富良野西小学校	792
	18	栄町 1～3 丁目	126	256	16		1 ‘	ふらの農協 上富良野支所	187
	19	錦町 1～3 丁目	113	232	3		1 ‘	セントラルプラザ	258
	20	富町 1～2 丁目	117	260	14		1 ‘	上富良野公民館	708
	21	富町 2～3 丁目	143	317	11		1 ‘	子どもセンター	351
	22	中町 1～2 丁目	79	155	6		1 ‘	セントラルプラザ	258
	23	中町 3 丁目	59	118	6		1 ‘	高田幼稚園	290
	24	西町 1 丁目	10	24	0		1 ‘	明憲寺	200
	25	西町 2 丁目	73	125	2		2 ‘	富良野ホップスホテル	100
	26	西町 3 丁目	50	92	2		1 ‘	明憲寺	200
	27	西町 4 丁目	25	47	0		2 ‘	土の博物館　土の館	100
	28	光町 1 丁目	22	43	0		1 ‘	ラベンダーハイツ	100
	29	光町 2 丁目	39	71	1		1 ‘	明憲寺・土の館	300
	30	光町 3 丁目	1	2	0		1 ‘	土の博物館　土の館	100
	31	日の出第１	8	23	0	後藤純男美術館駐車場	1 ‘	社会教育総合センター	2,200
	32		5	11	0	日の出公園	1 ‘		
	33		7	17	0	基線北 27 号朝倉地先	1 ‘		
	34		10	22	1	西 1 号線北 28 号橋本地先	1 ‘		
	35	日の出第２	4	15	0	西 1 号線北 29 号藤田地先	4 ‘	社会教育総合センター	2,200
	36		4	10	0	西 1 号線北 29 号加藤地先	4 ‘		
	37		14	34	2	直接指定避難所へ避難	4 ‘	上富良野西小学校	792
	38	島津 1	2	7	0	西 3 線北 25 号高橋地先	5 ‘	土の博物館　土の館	100
	39		2	5	0	西 3 線北 26 号小原地先	5 ‘		
	40		3	9	0	直接指定避難所へ避難	5 ‘	富良野ホップスホテル	100
	41	島津 3～6	46	105	4	西 2 線北 21 号北川地先	8 ‘	社会教育総合センター	2,200
	42	本町 1～5 丁目	505	1041	25	直接指定避難所へ避難	3 ‘	上富良野小学校	1,300
	43	本町 6 丁目	10	22	0		1 ‘	日東会館	210
	44	大町 1 丁目	105	235	2		1 ‘	上富良野小学校	1,300
	45	大町 2 丁目	119	223	3		1 ‘	保健福祉総合センター	300
	46	大町 3 丁目	57	108	4		1 ‘	上富良野町役場	114
	47	大町 4～5 丁目	11	17	0		1 ‘	子どもセンター	351
	48	宮町 1～6 丁目	505	1041	19		1 ‘	上富良野中学校	1,500
	49	旭町 1～3 丁目	231	461	7		1 ‘		
	50	旭町 4～5 丁目	41	85	3		1 ‘	上富良野高等学校	1,200
	51	新町 1～3 丁目	186	382	8		1 ‘	上富良野中学校	1,500
	52	新町 4～5 丁目	142	321	4		1 ‘	上富良野高等学校	1,200
	53	東町 1～5 丁目	210	423	4		1 ‘		
	54	向町 1 丁目	10	15	0		1 ‘	社会教育総合センター	2,200
	55	丘町 1～4 丁目	133	263	3		1 ‘		
	56	南町 1～3 丁目	266	570	11		2 ‘		
	57	緑町 1～3 丁目	135	277	4		1 ‘		

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所（一時集合場所）	所要時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
上富良野町	58	桜町 2～3 丁目	27	60	0	直接指定避難所へ避難	1 ‘	社会教育総合センター	2,200
	59	旭野	3	8	0	十人牧場東	1 ‘		
	60		11	27	2	十人牧場西	1 ‘		
	61		1	2	1	中ノ沢会館	1 ‘		
	62	十勝岳等	—	—	—	凌雲閣	30 ‘		
	63		—	—	—	カミホロ荘			
	64		—	—	—	吹上温泉保養センター 白銀荘			
	65	福祉避難所（開設・運営等については、上富良野町計画）					1 ‘	ラベンダーハイツデイサービスセンター	60
	66						1 ‘	デイサポート かみふらの	15
	67						1 ‘	デイサービスセンター かみん	20

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町・陸上自衛隊・警察・消防等の車両による。

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所（一時集合場所）	所要時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
中富良野町	1	西中 1	38	94	3	富良野リゾートオリカ	25’	中富良野小学校	890
	2	西中 2	36	71	2		50 ‘		
	3	西中 3	59	129	9		35 ‘		
	4	北星 2	53	143	3		30 ‘		
	5	合力	30	69	2		25 ‘		
	6	7 町内	84	187	2	富良野土地改良区	27 ‘		
	7	大和	57	100	4		30 ‘		
	8	中央	97	211	2		35 ‘	中富良野中学校	910
	9	寿団地	98	195	8		15 ‘		
	10	南寿団地	169	373	4		15 ‘		
	11	寿 1	20	49	2	旧南中小学校	4 ‘	農村環境改善センター	430
	12	寿 2	24	51	1		8 ‘		
	13	共同	17	48	0		6 ‘		
	14	共同 2	16	45	1		7 ‘		
	15	字文 7	12	41	2		7 ‘		
	16	字文 6	20	52	0		11 ‘		
	17	字文 5	17	37	0	旭中小学校	10 ‘	旭中小学校	300
	18	字文 4	8	30	0		8 ‘		
	19	字文 3	31	79	0		6 ‘		
	20	字文 2	15	37	1		10 ‘		
	21	字文 1	23	56	2		11 ‘		
	22	共栄	17	46	1		12 ‘		
	23	福祉避難所（開設・運営等については、中富良野町計画）						なかまーる	50

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町・陸上自衛隊・警察・消防等の車両による。

市町名	No	避難対象地区	世帯数	人員	要支援者	指定緊急避難場所（一時集合場所）	所要時間	指定避難所	
						施設名		施設名	収容力
富良野市	1	東学田二区	17	54	2	直接指定避難所へ避難	45‘	人材開発センター	1,214
	2	北大沼	65	180	6		45‘		
	3	花園町	47	83	3		15‘		
	4	西学田二区	20	43	2		50‘		
	5	北斗町	201	431	7		30‘		
	6	福祉避難所（開設・運営等については、富良野市計画）						ふれあいセンター（老人福祉センター）	779
新得町	1	トムラウシ	53	91	0	直接指定避難所へ避難	30‘	屈足総合会館	894
	2	福祉避難所（開設・運営等については、新得町計画）						特別養護老人ホームひろね	3
	3							わかふじ寮	10
	4							屈足わかふじ園	10
	5							小規模多機能センターらら	3

※ 原則、移動手段は、徒歩又は自家用車とし、移動手段がない場合は、市町・陸上自衛隊・警察・消防等の車両による。

4　避難経路の指定

（1）　火口周辺地域からの避難経路

ア　噴火警戒レベル１で突発的に噴火した場合：水蒸気噴火

図 2-6　噴火警戒レベル1で突発的に噴火した場合の避難経路

突発的に噴火した場合、噴石等から身を守るために直ちに「火口から離れる」、「岩陰などの身を隠せる場所に避難する」、「避難小屋内に入る」の行動を様々な情報手段を用いて呼びかける。避難経路については、火山の状況を踏まえ、火口を避けるように、美瑛富士方向又は、望岳台、吹上温泉、十勝岳温泉、原始ケ原駐車場、新得町側登山口の方に避難するよう指示する。

避難に際して、警察、消防、自衛隊等、関係機関に協力を要請し、安全に十分配慮しながら避難誘導、救護活動を実施するものとする。

イ　噴火警戒レベル２又は３で突発的に噴火した場合：水蒸気噴火・マグマ噴火

図 2-7 噴火警戒レベル2又は 3 で突発的に噴火した場合の避難経路

噴火警戒レベルが引き上げられた後に突発的に噴火した場合は、噴石だけでなく火砕流（火砕サージ）を想定して避難することが求められる。

避難経路については、火口から望岳台を避けるように、美瑛富士方向又は、吹上温泉、十勝岳温泉、原始ケ原駐車場の方に避難するよう指示する。

各種規制による細部通行規制箇所については、積雪等の状況により管理者の計画によるものとする。

(2) 居住地域における避難経路

ア 美瑛町、上富良野町

図 2-8 避難経路図

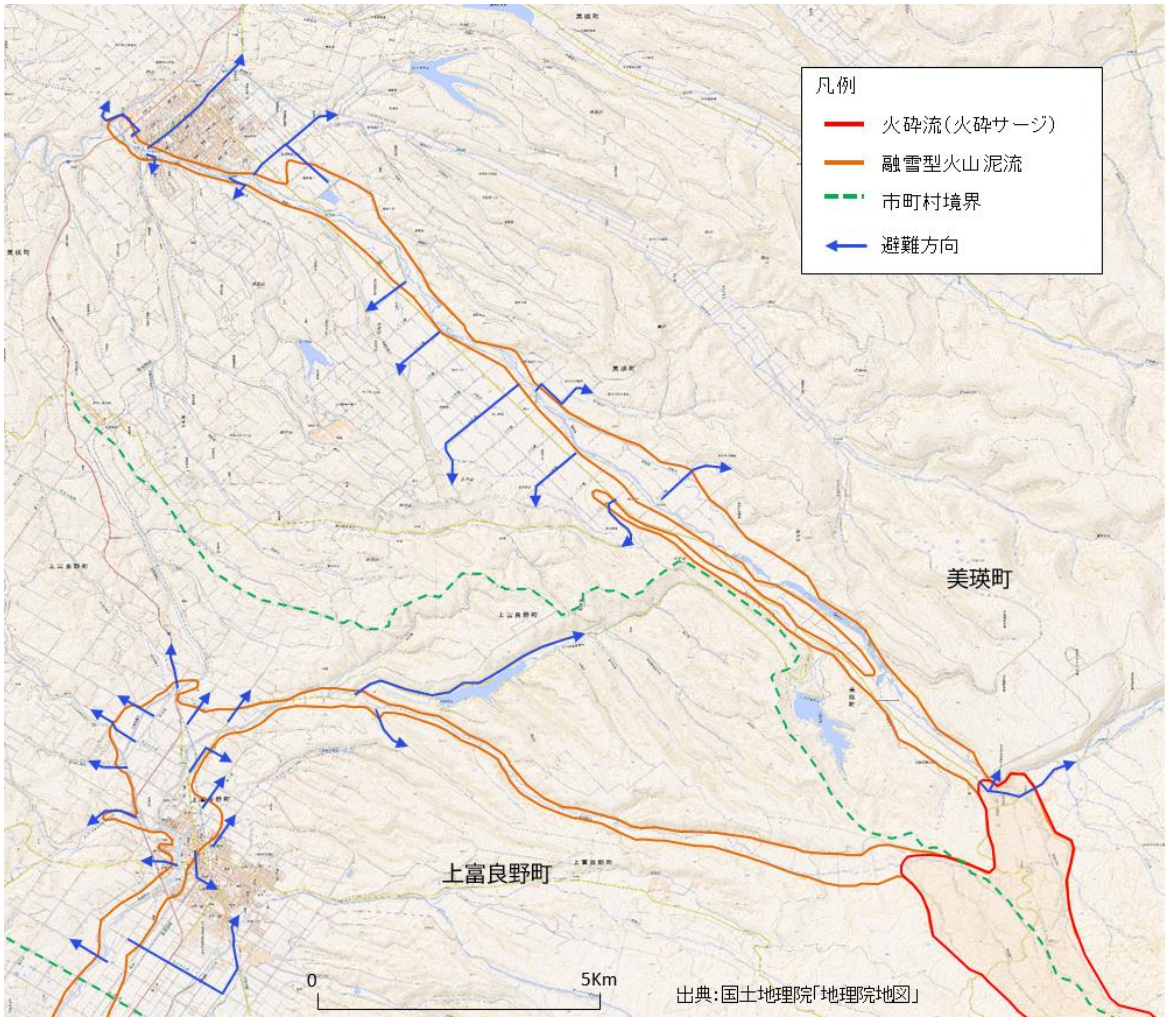

イ 中富良野町、富良野市

図 2-9 避難経路図

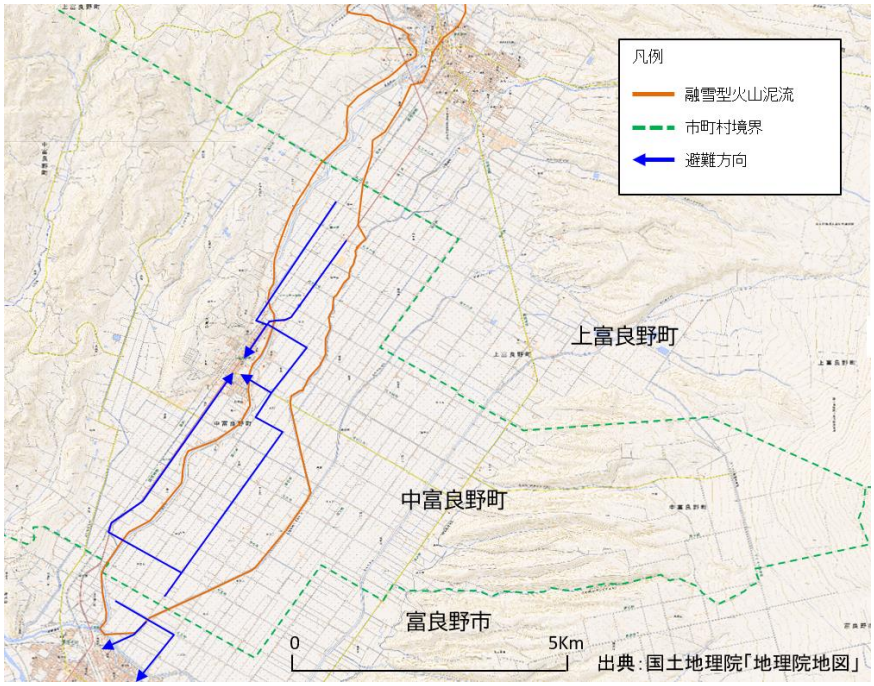

※ 細部の経路については、各市・町の計画による。

5　避難手段の確保

(1)　火口周辺地域

噴火時等の避難は、登山口までは徒歩、駐車場から自家用車又はバス、タクシーなど各自の手段を基本とする。ただし、市・町が必要と判断した場合は、輸送車両を確保し現地に派遣する。

(2)　居住地域

徒歩、自家用車等の各自の手段を基本とする。高齢者や障がい者等の災害時避難行動要支援者については、高齢者等避難が発表された場合は、公的機関及び自主防災組織の計画により搬送するものとする。

指定緊急避難場所からの集団避難は、バスを利用する。市・町は、避難対象地区を踏まえ、バスの集結場所をあらかじめ定めておく。バスの台数不足等の事態が発生した場合には、市・町等で調整・依頼する。

また、噴火が切迫している場合など必要に応じて、自衛隊にヘリコプターや車両での輸送を依頼する。

表 2-11　輸送公共機関リスト

自治体	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
美瑛町	0166-92-4316	14	503	町所有バス
上富良野町	0167-45-6980	4	120	町所有バス
中富良野町	0167-44-2122	7	218	町所有バス
富良野市	0167-39-2300	5	188	市所有バス
新得町	0156-64-5111	3	123	町所有バス

6　道路交通規制

(1)　道路交通規制の基本的な考え方

火山災害に係る道路交通規制の目的は、指定された警戒区域内への進入防止、避難者（車両）の交通誘導、緊急交通路への許可車両以外の侵入防止及び被災した道路や二次災害のおそれのある道路への進入防止である。

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて、市・町に確認をとりながら交通規制を実施する。なお、積雪期には、融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生する恐れがあることから合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や緊急調査結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市・町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

警察は、市・町と協力して避難路や接続道路を対象として、避難車両等が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに、市・町が、警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立入りを防止するため必要な交通規制を実施

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

道路管理者（国、北海道、市・町）は、管理道路が火山活動や土砂災害等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

(2) 道路交通規制予定場所

表 2-12 道路交通規制予定箇所一覧

番号	分類	名　称	管理者	備　考
1	国道	美瑛町大久保	北海道開発局 旭川開発建設部	Ｒ２３７ KP=23.60
2		美瑛町美望		Ｒ２３７ KP=27.55
3		上富良野町報徳駐車場		Ｒ２３７ KP=36.75
4		富良野市本町		Ｒ２３７ KP=56.46
5		旭川市西神楽		R237 と R452 の交点
6		芦別市滝里		芦別市滝里
11	道道 （１次）	(966)十勝岳温泉美瑛線 （銀瑛ゲート）	上川総合振興局 旭川建設管理部	美瑛町白金温泉
12		(966)十勝岳温泉美瑛線 （白銀ゲート）		上富良野町吹上
13		(966)十勝岳温泉美瑛線 （十勝岳ゲート）		上富良野町十勝岳温泉
14		(291)吹上上富良野線 （中茶屋ゲート）		上富良野町中茶屋
15		(966)十勝岳温泉美瑛線 （白樺ゲート）		美瑛町美瑛原野
16		(353)美沢上富良野線 （清富地区）		上富良野町清富
17		(353)美沢上富良野線 （清水橋手前）		上富良野町日新
18		(353)美沢上富良野線 （草分ゲート）		上富良野町草分
19	道道 （２次）	(291)吹上上富良野線 （４線ゲート）	上川総合振興局 旭川建設管理部	上富良野町東４線北２６号
20		(824)美沢美馬牛線 （美沢双葉）		美瑛町美沢双葉
21		(966)十勝岳温泉美瑛線 （丸山ゲート）		美瑛町丸山
22		(353)美沢美馬牛線 （R237 交点）		美瑛町美馬牛大成
23		(291)吹上上富良野線 （R237 交点）		上富良野町西３線北２９号
24		(291)吹上上富良野線 （中町一丁目）		上富良野町中町
25		(581)留辺蘂上富良野線 （錦町３丁目）		上富良野町錦町３丁目
26		(581)留辺蘂上富良野線 （西２線北）		上富良野町西２線北２５号
27		(299)上富良野停車場線 （R237 交点）		上富良野町大町５丁目
28		(775)ベベルイ中富良野停車場線　（町道東４線交点）		中富良野町東３線北
29		(775)ベベルイ中富良野停車場線　（R237 交点）		中富良野町南町
31	災害対策法（76 条の８、北海道公安委員会による指定、命令または要請を行う）	美瑛町大久保	美　瑛　町	美瑛町大久保
32		美瑛町五稜	北海道開発局 旭川開発建設部	Ｒ４５２交差点
33		(70)芦別美瑛線 （上富良野町津郷農場）	上川総合振興局 旭川建設管理部	上富良野町西 13 線北 37 号
34		(851)上富良野中富良野線 （渋毛牛）		中富良野町字中富良野
41	※必要に応じ配置	(213)天人峡美瑛線 （美瑛町明治字大三）	上川総合振興局 旭川建設管理部	美瑛町明治字大三
42		美瑛町美瑛坂	北海道開発局 旭川開発建設部	Ｒ２３７
43		(298)上富良野旭中富良野線 （中富良野町旭中）	上川総合振興局 旭川建設管理部	中富良野町東九線北

※　市・町も、連動して必要な場所に配置し交通規制を行う。

（3） 交通規制配置図

図 2-10 交通規制：広域図（積雪期） ※ 非積雪期の交通規制については、今後検討

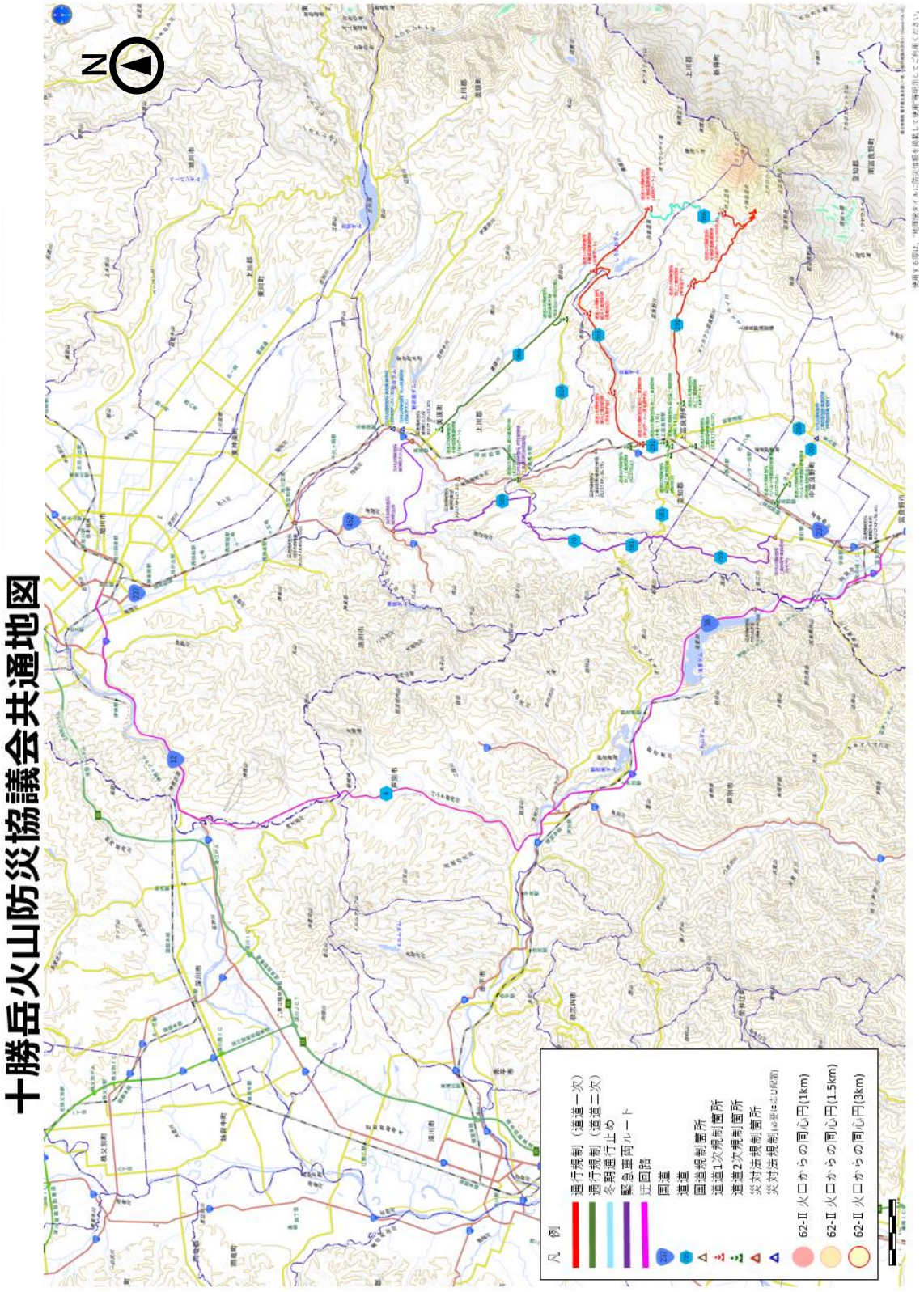

7　鉄道運行規制

(1)　鉄道運航規制の基本的な考え方

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、被害の及ぶ恐れのある鉄道路線の運行規制を実施する。実施に当たっては、必要に応じて協議会（または合同会議）において関係機関と調整を行う。

鉄道路線は、融雪型火山泥流区域内を通っていることから、基本的に運行規制は、積雪期における噴火時に実施するが、火山の活動状況により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。また、非積雪期であっても降灰等の状況により運行規制を行うことがある。

鉄道事業者は、平常時において避難計画に基づく運行規制の実施方法を検討する。噴火警戒レベル３以上に引き上げられた時は、火山活動の状況を把握し、利用者に周知する。

また、避難指示が発令された場合には、協議会（または合同会議）において調整を行い速やかに当該区域の運行を休止するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時、北海道に報告する。

(2)　各機関の対応

表 2-13　鉄道における運行規制に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
噴火前	北海道 各市町	・鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・鉄道運行規制に関する情報の確認 ・観光協会、旅行会社等に対する鉄道規制の周知 ・鉄道事業者へ避難に関する情報の提供 ・避難に関する情報の提供 ・避難者輸送に関する調整
	協議会	・必要に応じ協議会の開催（情報共有、広報） ・鉄道運行規制に関する調整 ・鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報
	鉄道事業者	・状況に応じて鉄道運行規制の検討･実施（合同会議等で調整） ・報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
噴火開始後	鉄道事業者	・鉄道路線の点検 ・鉄道利用者への情報提供 ・合同会議で鉄道運行規制に関する調整 ・鉄道運行規制の実施 ・報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・破損、欠損箇所等の応急復旧
	合同会議	・振替輸送経路等の調整 ・鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報

8　航空機の安全運行のための措置

国は、合同会議において噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議する。また、必要に応じて NOTAM（ノータム：Notice to airman）の発出を検討する。

火山灰が、航空機の運航に与える影響は、以下のように多岐にわたる。

- 火山灰が航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止する。
- 操縦席の風防ガラスに火山灰が衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなる。
- 火山灰が飛行場に堆積すると離着陸できなくなる

これらの航空機の災害を避けるため、気象庁航空路火山灰情報センターは、十勝岳周辺の火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表して航空関係機関への周知を図る。合同会議は、必要に応じて報道機関等へ飛行制限区域を周知する。

第４節　救助体制の構築

１　救助に関する情報共有体制

北海道、市・町、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うため、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）を設置するなど体制を整える。救助活動の範囲の検討・確認や活動実施の際には、必要に応じて気象庁、火山専門家（学識経験者）が技術的な支援を行う。

また、二次災害を防止し、円滑な救助活動を行うため火山活動の状況や降雨等における活動基準を設定し救助活動の可否の判断をするものとする。

現場において、判断に結び付く情報を入手した場合には、合同調整所（現地合同指揮所）から災害対策本部等に速やかに報告する。

救助活動実施の可否については、監視・観測データなどから火山活動の見込みや土砂災害の危険性など気象庁職員、火山専門家（学識経験者）から助言を受け判断し、速やかに現場の部隊等に周知する。

現場において逃げ遅れた者や行方不明者の救助活動に際しては、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況等を収集し、各機関で情報を共有する。

２　救助に関する資機材等

災害が発生又は発生すると予想される場合は、警察、消防、自衛隊、北海道開発局等と連携し、必要となる資機材の確保に努める。

３　医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送する医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助・応急医療活動のために使用が予想される活動拠点及び搬送手段を確保する。特に、噴石等によって負傷した場合の応急処置や救急車の待機位置について検討しておく。

搬送時におけるヘリコプター運用は、火山の活動状況や気象条件に大きく左右される。市・町は、運用の適否や重要度を考慮してその運用を図る。

(1)　医療機関

表 2-14　医療機関一覧

施設名	所在地	病床数	診療科目
美瑛町立病院	上川郡美瑛町中町3丁目8番 35 号 TEL　0166-68-7111	98	内科、外科、整形外科、眼科 リハビリテーション科、消化器科
上富良野町立病院	空知郡上富良野町大町3丁目2番 15号　TEL　0167-45-3171	72	内科、外科、循環器内科、肝臓内科 血液･腫瘍内科、救急科
中富良野町立病院	空知郡中富良野町西町 3 番 25 号 TEL　0167-44-2020	35	内科、小児科
富良野協会病院	富良野市住吉町 1 番 30 号 TEL　0167-44-2020	255	内科、循環器内科、消化器内科 神経内科、小児科、外科、乳腺外科 心臓血管外科、整形外科 産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科 皮膚科、泌尿器科
サホロクリニック	上川郡新得町西 2 条南 3 丁目 TEL　0156-64-2001	19	内科、外科、消化器科 リハビリテーション科、小児科

(2)　活動拠点

ア　白金温泉地区：十勝岳望岳台シェルター、十勝岳火山砂防情報センター

イ　吹上温泉地区：吹上保養センター白銀荘

ウ　十勝岳温泉地区：十勝岳温泉湯元凌雲閣

(3) 搬送手段等

搬送手段は、車・バス等とするも、緊急を要する場合はヘリコプターを使用する。ヘリコプターを装備している機関は、北海道（防災）、北海道警察、陸上・航空自衛隊、旭川赤十字病院等がある。

表 2-15 ヘリコプター離発着場リスト

No.	管 轄	施設名	住 所	広さ(面積)	電話番号
1	美瑛町	原野3線雪捨場	美瑛町原野 3 線	120× 50m	0166-92-4431
2		美瑛東小学校グラウンド	美瑛町丸山 2 丁目 8 番	76× 55m	0166-92-4144
3		美瑛町人材育成研修交流センターグラウンド	美瑛町字旭第 2	77× 42m	0166-92-4141
4		美瑛町農業担い手研修センターグラウンド	美瑛町下宇莫別朝日	95× 40m	0166-92-4319
5		明徳小学校グラウンド	美瑛町字朗根内	87× 43m	0166-92-4144
6		旧美田小学校グラウンド	美瑛町字美田第 2	84× 54m	0166-92-4316
7		美馬牛小学校グラウンド	美瑛町字美馬牛南 2 丁目2-58	72× 60m	0166-92-4144
8		美馬牛中学校グラウンド	美瑛町字美馬牛北 3 丁目 7-1	89× 60m	0166-92-4144
9		丸山球場	美瑛町丸山 2	140×130m	0166-92-4141
10		十勝岳火山砂防情報センター	美瑛町字白金	80× 60m	0166-92-4316
11	上富良野町	上富良野駐屯地ヘリポート	上富良野町南町 4 丁目	180×100m	0167-45-3101
12		上富良野西小学校グラウンド	上富良野町扇町 3 丁目	100×116m	0167-45-2577
13		上富良野小学校グラウンド	上富良野町宮町 1 丁目 3 番 13 号	120×110m	0167-45-2052
14		上富良野中学校グラウンド	上富良野町旭町 1 丁目 1 番 5 号	142×110m	0167-45-2072
15		上富良野高校グラウンド	上富良野町東町 3 丁目	124×138m	0167-45-4447
16		上富良野東中小学校グラウンド	上富良野町東 8 線北 18 号	100× 74m	0167-45-9653
17		草分防災センター	上富良野町西 3 線北 28 号	80× 80m	0167-45-9804
18		泉栄防災センター	上富良野町泉町 1 丁目 5 番 1 号	45× 80m	0167-45-6346
19		旧江幌小学校	上富良野町西 9 線北 29 号	60× 40m	0167-45-6980
20		清富多世代交流センター	上富良野町松井牧場	60× 40m	0167-45-5511
21		深山峠アートパーク	上富良野町西 8 線北 33 号深山峠	70× 55m	0167-45-6667
22		十勝岳温泉避難広場	上富良野町吹上地区	100× 50m	0167-45-3251
23		富原運動公園	上富良野町丘町	140× 75m	0167-45-5511
24		社会教育総合センター駐車場	上富良野町緑町 1 丁目 9 番 4 号	50× 40m	0167-45-5511
25		役場南側駐車場、車両班車庫前	上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号	40× 35m	0167-45-6980
26		多田分屯地グラウンド	上富良野町字上富良野	65× 63m	0167-45-4411
27		多田スポット	上富良野町字上富良野	18× 20m	0167-45-3101
28		多田着陸場	上富良野町陸上自衛隊演習場	400× 50m	0167-45-3101
29	中富良野町	中富良野中学校グラウンド	中富良野町南町 9 番 19 号	140× 70m	0167-44-2061
30		中富良野小学校グラウンド	中富良野町北町 8 番 8 号	140× 70m	0167-44-2417
31		西中小学校グラウンド	中富良野町東 1 線北 18 号	60× 60m	0167-44-2062
32	中富良野町	字文小学校グラウンド	中富良野町東 4 線北 7 号	80× 80m	0167-44-2881
33		旭中小学校グラウンド	中富良野町東 9 線北 12 号	90× 90m	0167-44-2790
34	富良野市	富良野市河川球場	富良野市弥生町 6 番地先	115×115m	0167-39-2300
35	新得町	新得小学校グラウンド	新得町西 2 条北 1 丁目	14,876 ㎡	0156-64-5449
36		屈足南小学校グラウンド	新得町屈足柏町 2 丁目	15,537 ㎡	0156-65-2049
37		富村牛小中学校グラウンド	新得町字屈足トムラウシ	8,612 ㎡	0156-65-3064
38		新得中学校グラウンド	新得町西 2 線 47 番地	12,844 ㎡	0156-64-5621
39		新得高等支援学校グラウンド	新得町西 2 条南 7 丁目	25,681 ㎡	0156-64-2020
40		新得町運動公園	新得町 5 条南 5 丁目	18,750 ㎡	0156-64-0532
41		屈足公園	新得町屈足旭町東 2 丁目	10,000 ㎡	0156-64-0532
42		農道離着陸場	新得町字上佐幌東 1 線 14 番地	55,200 ㎡	0156-64-0525
43		チカベツ牧草地	新得町字屈足トムラウシ	50,000 ㎡	0156-64-0525

第５節　避難促進施設

１　避難促進施設の指定

活火山法第６条第１項第５項に基づき、市・町は、火口と施設の位置関係、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として指定し、市・町地域防災計画に位置づけるものとする。なお、避難促進施設の指定にあたっては、施設に対して、どのような危険に備える必要があるかについて、十分な説明を行い、理解を求める。今後、施設の新設等があった場合、必要に応じて、避難促進施設を指定するものとする。

表 2-16　避難促進施設一覧

施設名	住所	連絡先	最大利用者数	影響のある火山現象	火口からの距離	備考
国立大雪青少年交流の家	美瑛町白金温泉	0166-94-3121	583 名	火山灰 融雪型火山泥流 火砕流 （火砕サージ）	約 6,200m	指定避難所： 十勝岳火山砂防情報センター
ホテルパークヒルズ		0166-94-3041	470 名		約 6,600m	
大雪山白金観光ホテル		0166-94-3111	336 名		約 6,300m	
湯元白金温泉ホテル		0166-94-3333	238 名		約 6,400m	
森の旅亭びえい		0166-68-1500	55 名		約 6,300m	
銀瑛荘		0166-94-3035	50 名		約 6,400m	
温泉民宿林道		0166-94-3036	12 名		約 6,400m	
吹上保養センター白銀荘	上富良野町吹上	0167-45-4126	70 名	噴石、火山灰 融雪型火山泥流 火砕流等	約 2850m	指定避難所： 社会教育総合センター
十勝岳温泉凌雲閣	上富良野町十勝岳温泉	0167-39-4111	50 名	噴石 火山灰	約 2800m	
カミホロ荘		0167-45-2970	80 名		約 3000m	
富良野　思唯林		0167-45-2225	40 名		約 3500m	

２　避難確保計画の作成支援

避難促進施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする「避難確保計画」の作成が義務づけられている。噴火時等の防災対応については、避難促進施設との情報伝達・共有が非常に重要となる。特に、規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等については、避難促進施設と十分に連携をとる必要がある。

避難促進施設の避難確保計画は、噴火想定等など本計画や市・町それぞれの地域防災計画と整合のとれた計画である必要があり、計画作成の段階から、市・町及び協議会は、十分な協力・支援体制を構築するものとする。

３　避難促進施設の避難支援

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。また、避難促進施設は、火山活動の状況に応じて市・町と連携し指定避難所までの避難誘導等にあたる。その際、緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を町に報告する。

市・町は、火山活動の状況等を踏まえ避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し警察及び施設と連携して避難誘導にあたる。

第６節　合同会議等

１　国の体制

国は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど火山防災応急対策に関わる連絡調整を迅速かつ的確に実施するため必要に応じて、噴火警戒レベル３に相当する火口周辺警報が発表された場合は、「火山災害現地連絡室」を、噴火警戒レベル４以上に相当する噴火警報が発表された場合は、「緊急災害現地対策本部」、「非常災害現地対策本部」、「特定災害現地対策本部」又は「政府現地災害対策室」を設置する。

また、噴火警戒レベル４以上に相当する噴火警報が発表された場合、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議又は、火山災害対策合同会議を開催し、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策に協力する。合同会議の開催場所は、原則として政府の現地緊急（非常）現地対策本部等が設置された施設とする。

表 2-17　国の体制

警　報	噴火警報レベル	現地の体制	官邸等の体制
火口周辺警報	レベル3 （入山規制）	火山災害現地連絡室	関係省庁災害警戒会議
噴火警報 （特別警報）	レベル4 （高齢者等避難）	・緊急災害現地対策本部 非常災害現地対策本部 特定災害現地対策本部 政府現地対策室 ・火山災害警戒合同会議 火山災害対策合同会議	緊急災害対策本部 非常災害対策本部 特定災害対策本部
	レベル5 （避難）		

図 2-11　全般体制（一例）

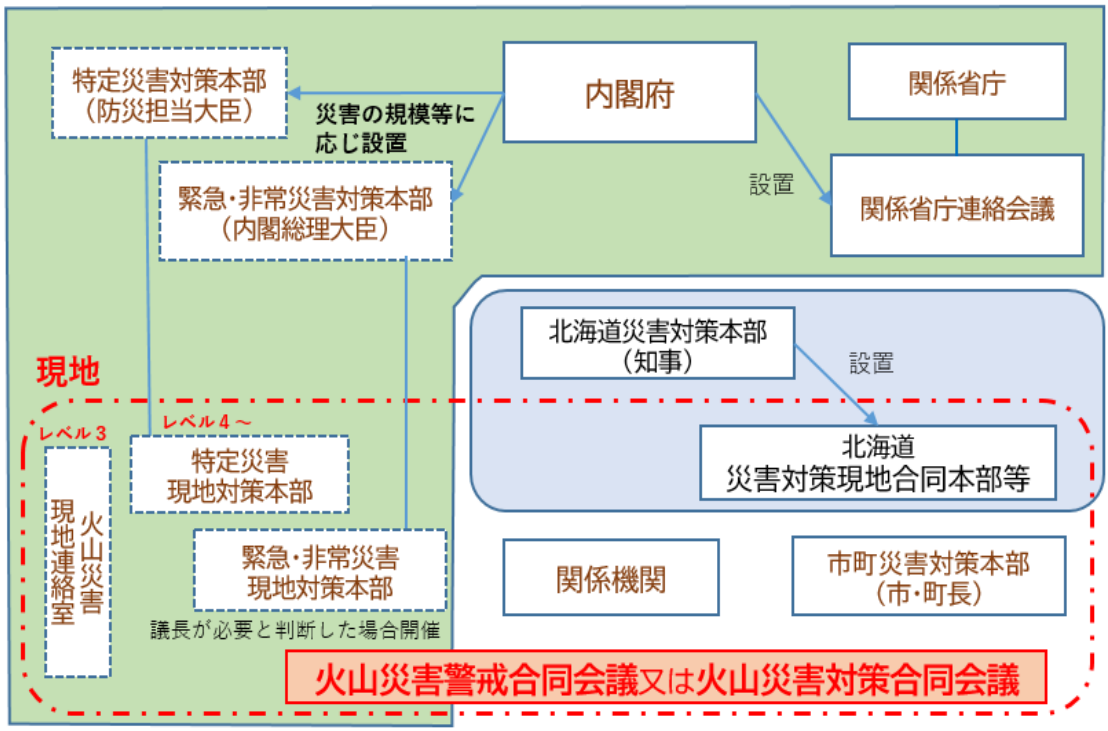

表 2-18 現地警戒(対策)本部設置、火山災害警戒(対策)合同会議の考え方・役割

項 目	噴火警戒レベル4	噴火警戒レベル5
現地警戒(対策)本部設置の考え方	・現地警戒本部長は、火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、火山災害警戒本部の設置が可能 ・本部長は、原則として内閣府官房審議官(防災担当) ・設置場所は、上記の連絡調整業務が実施可能な場所とし、設備等を予め確保	・現地対策本部長は、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、現地対策本部の設置が可能 ・本部長は、原則として内閣府官副大臣又は内閣府大臣政務官 ・設置場所は、上記の連絡調整業務が実施可能な場所とし、設備等を予め確保
現地警戒(対策)本部設置の役割	・現地警戒本部長は、市・町長が行う避難指示等に関する事項について助言 ・現地警戒本部は、道の要請を把握し、速やかな対応のため、警戒本部又は関係省庁と情報を共有 ・現地警戒本部長は、地方公共団体と連携して火山防災応急対策を的確に実施	・現地対策本部長は、市・町長が行う避難指示等に関する事項について助言 ・現地対策本部は、道の要請を把握し、速やかな対応のため、緊急災害対策本部又は関係省庁と情報を共有 ・現地対策本部長は、地方公共団体と連携して火山防災応急対策を的確に実施
火山災害警戒(対策)合同会議開催の考え方	・現地警戒本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催	・現地対策本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催
火山災害警戒(対策)合同会議の役割	・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成に努める。 〇噴火兆候情報等の収集及び分析 〇噴火活動の見通し 〇避難行動必要時期・範囲 〇避難手段の確保 〇情報発信に関する事項	・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成を行う。 〇火山活動情報の収集及び分析 〇噴火活動の見通し 〇避難行動必要範囲の設定、拡大、縮小、解除 〇避難手段の確保 〇避難、応援、除灰等広域的対策 〇救助・救急・医療、救援物資輸送 〇情報発信に関する事項
市・町からの参加者の基準	・市・町の代表者又は決定の権限を与えられた職員(副市・副町長など)	・市・町の代表者又は決定の権限を与えられた職員(副市・副町長など)

2 十勝岳火山防災協議会の体制

協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し国と火山の活動状況や被害情報について、情報共有を行うとともに防災対応について協議を行う。合同会議等の開催場所（政府の現地緊急（非常）現地対策本部等の設置場所）については、下記の条件を踏まえて美瑛町役場、大雪消防組合美瑛消防署、美瑛町民センター等が候補施設であるが、状況により仮設施設建設用の用地についても検討する。

- 火山活動が活発化した場合も合同会議の活動を支障なく継続できる場所
- 施設までのアクセスの良さ
- 無線機などを設置するスペースなど会議開催に必要な広さの確保
  （標準的な配置には、２００㎡程度が必要となる）
- 情報通信設備
- 対策要員のための宿泊施設の確保
- 山の眺望が可能なところ

第３章　噴火時の対応（緊急フェーズ）

第１節　噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

１　異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報が発表された場合

(1)　十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会は、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報が発表された場合、速やかに幹事会構成機関等に情報伝達するとともに各機関の対応状況について随時情報収集を図りながら情報の共有を図り必要に応じて協議を行い対応にあたる。

防災対応が必要と判断される場合は、平常時の体制から防災体制に移行し、情報収集・伝達を強化するとともに協議に基づく防災対応を行う。また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動等の防災対応の準備を行う。

(2)　情報収集･伝達

気象庁は、噴火警戒レベル引き上げの基準に至らない火山活動を観測した場合、必要に応じてその状況を関係機関に認識してもらうため火山の状況に関する解説情報を発表して情報を共有する。また、異常現象の通報を受けた場合は、異常現象について確認し、必要に応じて関係機関に伝達し注意を促す。

ア　北海道

気象庁から火山の状況に関する解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対しても、各市町と連携し、異常現象が発生していることや火山の状況に関する解説情報の発表について周知し、今後の情報について注意するように促す。

イ　各市町

気象庁から火山の状況に関する解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者、避難促進施設等に対して異常現象が発生していることや火山の状況に関する解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注意するよう促すとともに、施設利用者や登山者数の人数等の把握に努める。必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

表3-1　噴火警戒レベル引き上げの基準に至らない火山活動や異常現象の例

噴火警戒レベル引き上げの基準に至らない火山活動 噴気の発生･増加、地表面温度上昇、発光現象　等 異常現象 噴気の異常、赤熱現象、鳴動、溶解硫黄の噴出、溶解硫黄沼の発生、変色域の拡大 亀裂、泥水の噴出、河川の濁り　等

２　噴火警戒レベル２の場合

(1)　十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会は、噴火警戒レベル２に引き上げられた場合、火口周辺規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な防災対応について協議し対応にあたる。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、火口周辺規制の範囲に基づき、規制範囲について協議（確認）する。

また、今後、更に噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動などの防災対応について協議する。

(2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、火口周辺警報（もしくは噴火警報）を発表し噴火警戒レベルを引き上げるとともに関係機関に情報を共有する。

ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。

イ 各市町

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種 SNS の活用により住民、登山者、避難促進施設等に対して噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。併せて避難促進施設等から、登山者等の情報を収集し、北海道に伝達する。

警察等と連携し登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い協議会の構成機関と情報を共有する。また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-2〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が十勝岳に発表され、 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、火口から1.5 ㎞圏に火口周辺規制がかかります。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。（次は、〇時間後にお知らせします。） （以上繰り返し）

表3-3〈登山者向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が十勝岳に発表され、 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、火口から1.5 ㎞圏に火口周辺規制がかかります。 規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 （以上繰り返し）

表3-4〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。 これにより、火口から1.5 ㎞圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

（3） 火口周辺規制

火口周辺規制は、登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル２に引き上げられた場合、規制実施主体の安全を図りながら速やかに実施することが重要である。

市・町は、あらかじめ定められた箇所等で、登山道封鎖等による火口周辺規制を実施する。また、規制箇所には、看板を立てるなどして規制の理由や情報の更新日時等を示す。

北海道、警察、消防は、ヘリコプターを手配するなどして火口周辺規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認する。

表3-5　噴火警戒レベル2（概ね1㎞立入規制の場合）

規制範囲・規制箇所（施設）	規制方法
十勝岳避難小屋から十勝岳山頂までの登山道及びグラウンド火口周辺に立入規制を実施する。 美瑛町　　：十勝岳避難小屋 上富良野町：十勝岳山頂 	〈美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町〉 登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置 各登山道入口に看板等で立ち入り規制されている登山道の状況を周知

表3-6　噴火警戒レベル2（概ね1.5 ㎞立入規制の場合）

規制範囲・規制箇所（施設）	規制方法
吹上温泉登山口から三段山山頂まで、十勝岳温泉登山口三段山分岐から三段山山頂まで、十勝岳避難小屋、美瑛岳稜線分岐、十勝岳温泉分岐、新得町側登山口のそれぞれ登山道から十勝岳山頂まで、立入規制を実施する。 美瑛町　　：十勝岳避難小屋、美瑛岳稜線分岐 上富良野町：吹上温泉登山口、十勝岳温泉登山口三段山分岐 　　十勝岳温泉分岐 新得町　　：新得町側登山口	〈美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町〉 登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置 各登山道入口に看板等で立ち入り規制されている登山道の状況を周知
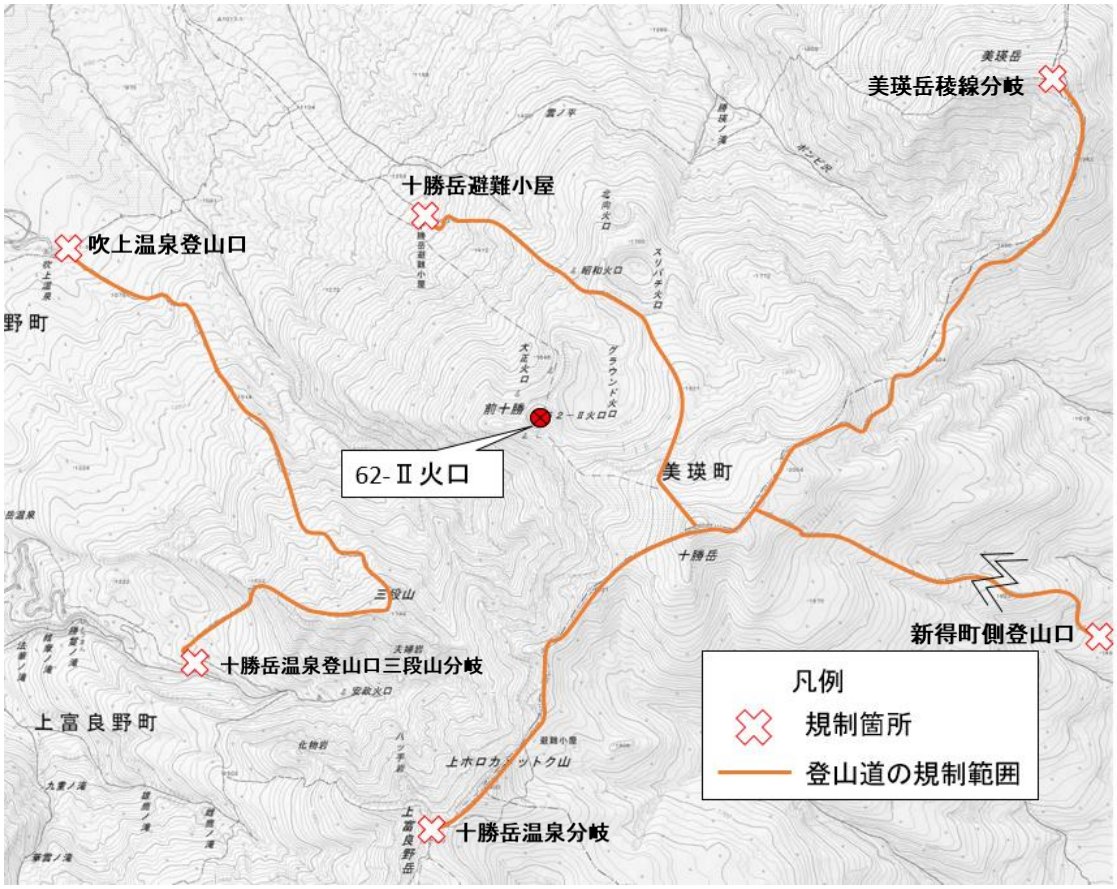	

（4）　避難誘導

火口周辺規制実施後、規制範囲内にいる登山者等を規制範囲外へ避難させる必要がある。そのため登山者等に対して避難の呼びかけなど避難誘導を行うことが重要である。

市・町は、メール、ラジオ等での連絡及び入山届連絡先への連絡により登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

この際、警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。

3　噴火警戒レベル3の場合

（1）　十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会は、噴火警戒レベル３に引き上げられた場合、入山規制の実施、登山者等の避難誘導、吹上温泉に避難指示、十勝岳温泉に高齢者避難の発令、道路規制など必要な防災対応について協議し対応にあたる。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）を

とり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、入山規制の範囲に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議（確認）し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

また、今後、噴火警戒レベルが４に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地区や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

(2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、火口周辺警報（もしくは噴火警報）を発表し噴火警戒レベルを引き上げるとともに関係機関に情報を共有する。

ア 北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知する。

イ 各市町

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種 SNS の活用により住民、登山者、避難促進施設等に対して噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知する。併せて避難促進施設等から、登山者等の情報を収集し、北海道に伝達する。

警察等と連携し登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い協議会の構成機関と情報を共有する。また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民、登山者等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-7〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、 噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。 これにより、火口から3㎞圏に入山規制がかかります。 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 (以上繰り返し)

表3-8〈登山者向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、 噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。 これにより、火口から3㎞圏に入山規制がかかります。 規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 (以上繰り返し)

表3-9〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。 これにより、火口から3㎞圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

（3） 入山規制

入山規制は、登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル３に引き上げられた場合、速やかに実施することが重要である。

市・町は、あらかじめ定められた箇所等で、登山道封鎖等による入山規制を実施する。また、規制箇所には、看板を立てるなどして規制の理由や情報の更新日時等を示す。

北海道、警察、消防は、ヘリコプターを手配するなどして入山規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認する。

表3-10　噴火警戒レベル3（概ね3㎞立入規制の場合）

規制範囲・規制箇所（施設）	規制方法
白金温泉望岳台登山口、美瑛富士分岐、吹上温泉登山口、十勝岳温泉登山口、富良野岳稜線分岐、新得町側登山口のそれぞれ登山道から十勝岳山頂まで、立入規制を実施する。 美瑛町　　：白金温泉望岳台登山口、美瑛富士分岐 上富良野町：吹上温泉登山口、十勝岳温泉登山口 富良野市　：富良野岳頂上　　新得町　：新得町側登山口	美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町〉 登山道の閉鎖、分岐点にバリケード設置

(4) 避難誘導

入山規制実施後、規制範囲内にいる登山者等を規制範囲外へ避難させる必要がある。そのため登山者等に対して避難の呼びかけなど避難誘導を行うことが重要である。

市・町は、メール、ラジオ等での連絡及び入山届連絡先への連絡により登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

この際、警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。

※　積雪期で噴火警戒レベル３が運用されなかった場合は、上記事項を噴火警戒レベル４に引き上げられた段階で噴火警戒レベル４の防災対応と併せて実施

４　噴火警戒レベル４の場合

(1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会構成機関は、噴火警戒レベル４に引き上げられた場合、あらかじめ定められた防災体制（警戒体制など）をとり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、十勝岳温泉に避難指示を、避難計画に定められている火砕流（火災サージ）危険区域・融雪型泥流危険区域等の避難対象地区（地区単位）に高齢者等避難を発令し、必要な道路規制を行うとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、避難誘導、住民等の避難の準備にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが５に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地区や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

(2) 情報収集･伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報を発表し関係機関に情報を共有する。

ア　北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民等に対して、ホームページ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報について周知する。

イ　各市町

気象庁から噴火警戒レベル４への引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種 SNS の活用により住民、避難促進施設等に対して噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報や高齢者等避難の発令について周知するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、避難誘導、住民等の避難準備にあたる。避難促進施設等は、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め町等に報告する。各市町は、住民等の避難の実施状況、住民等への周知等の状況を把握し北海道に報告する。

美瑛町長、上富良野町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合で、十勝岳の観測体制の応急措置のために必要があると認めたときは、知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-11〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、
噴火警戒レベル4(避難準備)に引き上げられました。
これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに避難を開始して下さい。
その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めて下さい。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
なお、入山規制は継続中です。
※ 積雪期で噴火警戒レベル3が運用されていない場合
なお、これにより、火口から3㎞圏に入山規制がかかります。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

表3-12〈登山者向けの防災行政無線文例〉

※ 積雪期で噴火警戒レベル3が運用されていない場合
こちらは、防災〇〇〇です。
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、
噴火警戒レベル4(高齢者等避難)に引き上げられました。
これにより、火口から3㎞圏に入山規制がかかります。
規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

表3-13〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル4(高齢者等避難)に引き上げられました。
これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに避難を開始して下さい。
その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めて下さい。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
なお、入山規制は継続中です。
※ 積雪期で噴火警戒レベル3が運用されていない場合
なお、これにより、火口から3㎞圏に入山規制がかかります。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(3) 避難所等の開設等

各市町は、高齢者等避難発令に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。さらに今後の避難指示の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を選定・確保し、北海道と連携し物資等の供給体制を構築する。

（4） 要配慮者の避難誘導・住民等の避難の準備

各市町は、高齢者等避難を発令し、要配慮者の避難誘導を優先して行う。

避難行動要支援者については、個別支援計画等を活用する等して、避難支援等関係者と協力して、避難誘導を行う。また、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。

住民等には、防災行政無線やメールの配信等を行い、高齢者避難等を行うよう呼びかける。

※　非積雪期で噴火警戒レベル４が運用されなかった場合は、上記事項を噴火警戒レベル５に引き上げられた段階で噴火警戒レベル５の防災対応と併せて実施

5　噴火警戒レベル５の場合

（1） 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会構成機関は、噴火警戒レベル５に引き上げられた場合、あらかじめ定められた防災体制（非常体制など）をとり情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、避難計画に定められている火砕流（火災サージ）危険区域・融雪型泥流危険区域等の避難対象地区（地区単位）に避難指示を発令し、必要な道路規制を行うとともに、避難誘導にあたる。

また、火山ハザードマップ等の想定を超える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地区の拡大や広域一時滞在等などについて検討する。

（2） 情報収集・伝達

気象庁は、噴火警戒レベルの引き上げの基準に至る火山活動を観測した場合、噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報を発表し関係機関に情報を共有する。

ア　北海道

気象庁から噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。また、住民等に対して、ホームページ、報道発表等により噴火警戒レベル引き上げに関する噴火警報について周知する。

イ　各市町等

気象庁から噴火警戒レベルの引き上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種 SNS など様々な手段により住民、避難促進施設等に対して噴火警戒レベル５への引き上げに関する噴火警報や避難指示の発令について周知し、住民等を避難させる。

避難促進施設等は、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者の人数等の把握に努め町等に報告する。各市町は、住民等の避難の実施状況、住民等への周知等の状況を把握し北海道に報告する。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民等への合同説明会を開催する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-14〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が十勝岳に発表され、 噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられました。 これにより、〇〇地区に避難指示を発令します。 住民の皆様は、直ちに避難を開始して下さい。 ※　非積雪期で噴火警戒レベル4が運用されていない場合 　これにより、〇〇地区に高齢者等避難・避難指示を発令します。 　住民の皆様、特に高齢者等の皆様は直ちに避難を開始して下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。 (以上繰り返し)

表3-15〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が十勝岳に発表され、噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられました。 これにより、〇〇地区に避難指示を発令します。 住民の皆様は、直ちに避難を開始して下さい。 ※　非積雪期で噴火警戒レベル4が運用されていない場合 　これにより、〇〇地区に高齢者等避難・避難指示を発令します。 　住民の皆様、特に高齢者等の皆様は直ちに避難を開始して下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 なお、入山規制は継続中です。

(3)　通行規制等

避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民の避難誘導を円滑に行うための通行規制等を実施することが重要である。

道路管理者、警察は、あらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。

なお、通行規制の方法等については、規制箇所ごとにあらかじめ定めておく。

(4)　避難所の開設

市・町は、住民等の避難に際して、その受入れ先となる避難所等の開設を速やかに行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、必要な物資等の供給を適切に行う。

北海道は、避難生活が長期化することにも留意し、物資等の供給に関して支援する。

(5)　住民等の避難誘導

市・町は、避難対象地域（地区単位）に対して避難指示を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を確保する。

北海道は、必要に応じ輸送手段の確保を支援する。

警察、消防等は、市・町と協力して住民等の避難誘導にあたる。

美瑛町長、上富良野町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生が予想される場合で、応急措置のために必要があると認めたときは、知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

（6）避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが５に引き上げられたことや避難指示が発令されたことを周知する。また、町の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

北海道は、避難促進施設の避難に際して、町から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段手配などの支援を行う。

第２節　事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

１　突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル１→２又は３）

突発的に噴火した場合、協議会の構成機関は、速やかに火山活動の状況を共有し、その情報をもとに協議の上、火口周辺規制（もしくは入山規制）を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなどの対応を行うことになる。

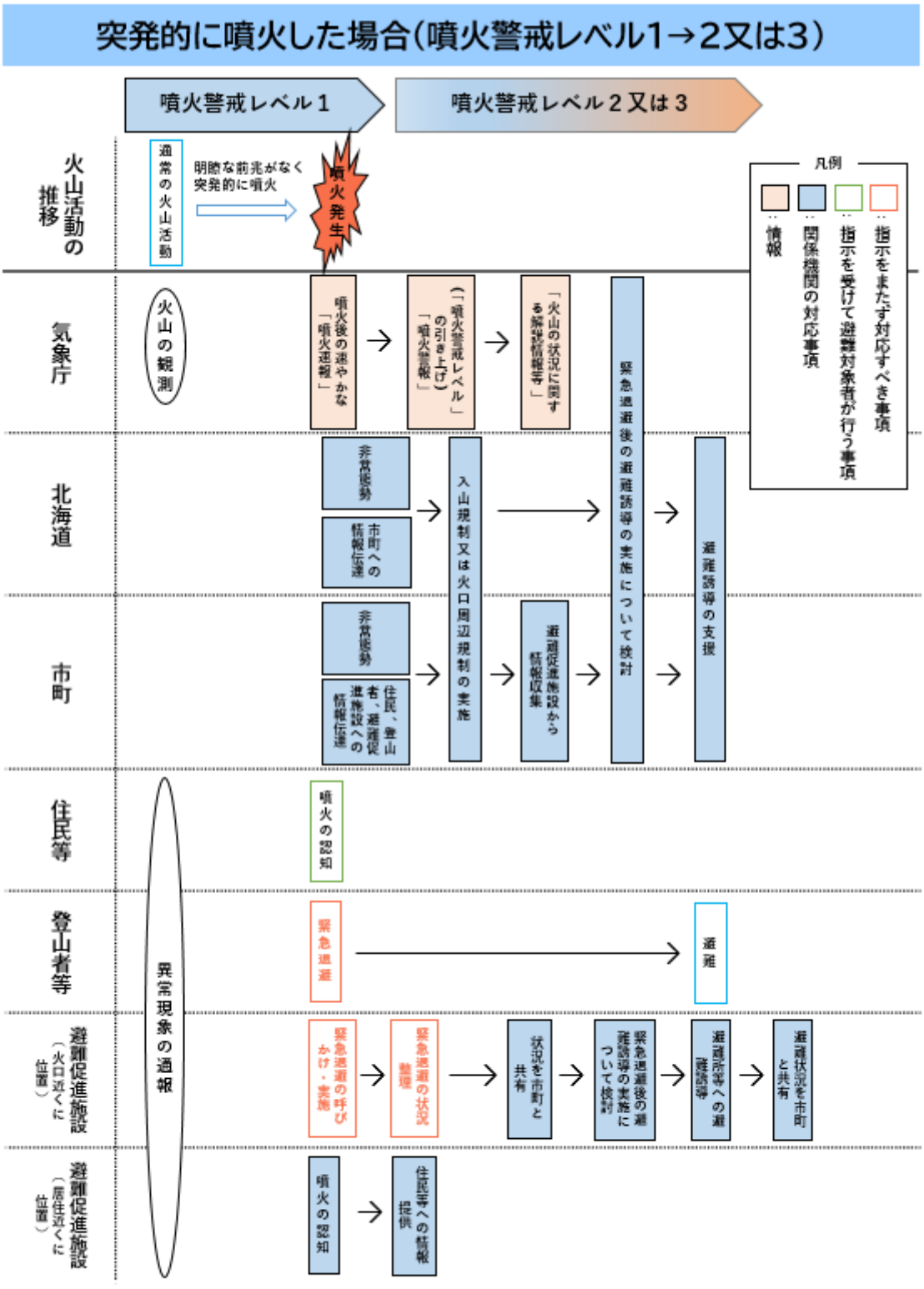

※　ここでは比較的小規模な突発的噴火を想定している。しかし、噴火直後、居住地域まで影響が及んでいるか分からない場合もあり、初動時には注意を要する。
※　居住地域まで影響が及んでいることが判明した場合、噴火警戒レベルは1→4又は5となり、その場合は別紙「噴火警戒レベル2又は3→5」の対応に準じた対応が必要。
※　この図は、火山活動の推移に応じ、北海道や市町、住民等が同時に行う対応を示したもの。

(1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

北海道、各市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、速やかに登山者等の避難誘導等を行うとともに、情報収集・伝達を行い、噴火の状況や被害状況の把握に努める。

また、噴火の発生位置や規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行し、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請を行う

(2) 情報収集･伝達

気象庁は、噴火の発生を覚知した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。

また、気象庁、学識経験者等は、噴火の規模や火山活動の状況、噴火現象及びその影響範囲などの把握に努め、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定の修正に努める。なお、各機関のヘリコプター及びドローン情報、登山者からの通報等、各機関が得た情報は、協議会で収集し気象庁に提供するものとする。

ア 北海道

報道機関とも連携し市町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

イ 各市町等

市・町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者、避難促進施設等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、北海道、市・町等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、町に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、町に報告する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-16〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前（午後）〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。 火口近くにいる登山者・観光客、住民の皆様は、至急、近くの建物の中に避難して下さい。 建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないで下さい。 ※　積雪期で噴火警戒レベル4へ引き上げられた場合 　これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。 　お年寄りの方等は、直ちに避難して下さい。 　その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めて下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 （以上繰り返し）

表3-17〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。 火口近くにいる登山者・観光客、住民の皆様は、至急、近くの建物の中に避難して下さい。 建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないで下さい。 ※　積雪期で噴火警戒レベル4へ引き上げられた場合 　これにより、〇〇地区に高齢者等避難を発令します。 　お年寄りの方等は、直ちに避難して下さい。 　その他の住民の方等は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めて下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(3)　入山規制等

突発的に噴火した直後は、非常に危険であり、入山規制等を速やかに実施し、登山者等の立入りを禁止する。入山規制の実施については、各噴火警戒レベルの防災対応に準じて、当初、登山口に「入山禁止」等の看板を設置するなど必要な措置を講じる。

(4)　登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

市・町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。必要により安全を確保できる位置まで誘導員を前進させる。この際、各対策本部等は、噴火位置を踏まえ入山規制（火口周辺規制）範囲が各登山道上、何処になるかを座標、緯度経度等で通知し、安全を確保する。

避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市・町等が下山用輸送車両の確保に努める。

また、負傷者等がいる場合、登山口（駐車場位置）に救急車を配備して対応する。

警察、消防は、市・町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

自衛隊は、登山者に対してヘリコプターによる周知活動を行う。

警察、消防、自衛隊は、要救助者等の要請に伴い救助活動も実施する。

※　緊急退避とは、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」などの行動を指す。緊急退避は、市・町の指示がなくとも、登山者等、もしくは避難促進施設自ら、行うことが必要である。

(5)　緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

登山者等のうち、居住地域に近い登山者、近くに身を守るための建物がない登山者等は、緊急退避を行わずに、規制範囲外へ避難する場合がある。そのため、火山活動の状況に応じて、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避を行わずに避難してくる登山者等の避難誘導を避難促進施設等とも連携し行う。

警察、消防、自衛隊は、市・町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の避難誘導にあたる。

(6)　避難所等の開設

市・町は、突発的に噴火した場合、避難してきた登山者等を一時的に収容するために、速やかに避難場所等を開設し、登山者等の受入れを行う。

避難所等の開設については、噴火発生時の状況に対応して必要な措置を講ずる。

(7)　避難促進施設等による避難誘導

避難促進施設、十勝岳望岳台防災シェルターは、突発的に噴火した場合、噴石

等から利用者、登山者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。
　緊急退避後、必要に応じて、輸送用車両を準備しさらにより安全な避難所等への避難を行う。
　また、避難促進施設等は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、町に報告する。

※　積雪期で噴火警戒レベル４に引き上がられた場合は、上記防災対応を噴火警戒レベル４の防災対応と併せて実施する。

2　事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル２又は３→５）

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や避難指示の周知、住民、安全、登山者等の安全な地域への避難誘導などの対応を行う。特に、火砕流、融雪型火山泥流が居住地域まで影響を及ぼすと想定されている地域では注意を要する。

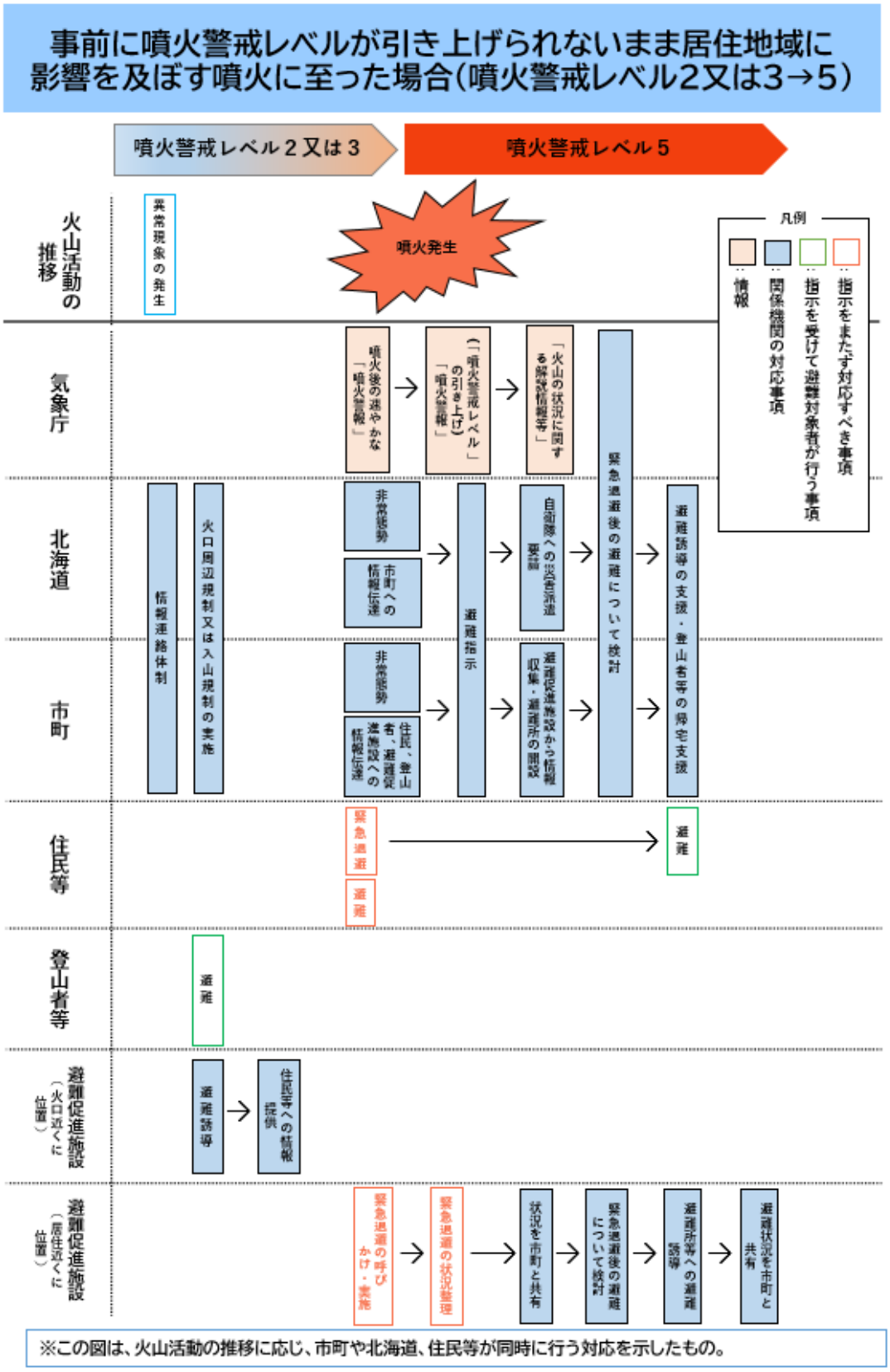

(1) 十勝岳火山防災協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、速やかに住民、登山者等の避難誘導等を行うとともに、情報共有や情報収集・伝達を行い、噴火の状況や被害状況の把握に努める。

また、噴火の発生位置や規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行し、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

(2) 情報収集・伝達

気象庁は、噴火の発生を観測した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。また、気象庁、学識経験者等は、噴火の規模や火山活動の状況、噴火現象及びその影響範囲などの把握に努め、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定の修正に努める。

ア 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表を活用し、市・町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

イ 各市町等

市・町は、避難対象地域に対して、避難指示を発令するとともに、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所までの避難」などの情報を、速やかに住民、登山者、避難促進施設等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、北海道、市・町等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、町に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、町に報告する。

住民等への周知については、以下の文例を参考に、各地域の実情に応じた文案を作成し周知する。

表3-18〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。 〇〇地区の住民等は、至急、避難所等に避難して下さい。 なお、避難の際は、警察、消防等指示に従って下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。 (以上繰り返し)

表3-19〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、防災〇〇〇です。 本日午前(午後)〇時〇分に十勝岳で噴火が発生しました。 〇〇地区の住民等は、至急、避難所等に避難して下さい。 なお、避難の際は、警察、消防等指示に従って下さい。 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(3) 通行規制等

火山現象の影響範囲にある避難対象地域は、非常に危険であり、速やかに避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民等の立入りを禁止することが重要である。

通行規制の実施については、噴火警戒レベル５の対応に準じて、必要な措置を講じる。

(4) 住民等の緊急退避とその後の避難誘導

市・町は、避難が間に合わない住民等に対して、避難所等までの避難ではなく、近くの安全な建物や高台などの避難場所等へ移動するなどの緊急退避を呼びかける。また、住民等の緊急退避後、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市町等がその確保に努める。

警察、消防、自衛隊は、市町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

(5) 緊急退避を行わない住民等の避難誘導

市・町は、避難対象地域（地区単位）に対して、避難指示を発令する。その際、避難の方向や避難所等についても周知する。また、必要に応じて住民等の移動手段、要配慮者のため福祉車両などの避難手段の確保に努める。

協議会の構成機関は、市・町が行う住民等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、市町及び道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、住民等の避難誘導にあたる。

(6) 避難所等の開設

市・町は、居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、速やかに避難所等を開設し、避難者の受入れを行う。

避難所等の開設については、噴火警戒レベル５に準じて必要な措置を講ずる。

(7) 避難促進施設による避難誘導

避難対象地域に位置する避難促進施設は、火山現象から利用者等を守るため町との協議により避難場等まで避難誘導を行う。また、必要に応じて緊急退避を呼びかける。あわせて、避難促進施設は、施設利用者等の避難者数や負傷者の有無などの状況を町に報告する。

第３節　広域避難（広域一時滞在）等

火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町を越えて行われることが考えられる。そのため、広域避難（広域一時滞在）等の必要性の判断や広域避難（広域一時滞在）等の実施に伴う避難手段の確保、行政機能の移転などを行う。

広域避難（広域一時滞在）等に関する防災対応が速やかに行えるよう、対応項目を整理しその手順について定めておく必要がある。

１ 広域避難(広域一時滞在)等の判断・実施

町は、火山現象の影響範囲によって安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難（広域一時滞在）等の体制に基づいて避難を実施する。その際、合同会議等で情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。

また、避難先市町と連絡を取り、避難者の受け入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市・町へ広域避難（広域一時滞在）等を行うことを周知する。

北海道、市・町、警察等は、広域一時滞在等の実施が決定された場合、必要に応じて避難経路での通行規制等を実施するとともに避難誘導の対応にあたる。

２ 避難手段の確保

町は、広域避難（広域一時滞在）等の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、町が保有する避難手段などの情報を北海道等と共有する。

町は、北海道等が確保できる輸送手段とも併せて、避難対象地区（地区単位）に割り当てる。

北海道は、町から収集した避難者数の情報をもとに、災害時応援協定などを活用して、輸送機関に要請しバス等の輸送手段を調達・確保する。また、必要に応じて警察、消防、自衛隊に対して支援を要請する。

３ 避難先の受入準備

北海道は、避難先市町等と避難者受入れの確認とともに、避難所等の割当てなどの調整を行うとともに、広域避難（広域一時滞在）等に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

市・町は、広域避難（広域一時滞在）等の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、北海道や避難先市町村と共有する。また、割り当てられた避難所等の情報をもとに、避難対象地域（地区単位）ごとに避難所等を割り当てる。

避難先市町村は、避難所の開設・運営について、市・町と協議する。

第４節　救助活動

短時間で居住地域に到達する火山現象や突発的な噴火の発生では、避難が間に合わず逃げ遅れ者や死傷者が発生する恐れがある。北海道からの要請があった場合など危険な状況下での救助活動となるため、活動実施や撤退の判断体制、活動方法、安全管理などが必要である。その判断は、基本的に災害対策本部等（北海道、現地合同本部）が行うこととなるが、迅速な対応が必要となる噴火当初における避難誘導に伴う救助活動等は、各市町の災害対策本部が判断する。この場合、救助活動を円滑に行い、各機関が統一のとれた対応を行えるよう、平時からの協力体制を構築することが重要となる。

また、細部の救助活動については、合同調整所（警察・消防・自衛隊）が要救助者等の情報を集約し、各機関が共有して判断し、活動にあたることが必要である。

1　救助活動の体制

(1)　合同調整所(現地合同指揮所)等の設置

警察、消防、自衛隊の各機関が連携して救助活動の実施が必要な場合、現場活動の一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置して体制を整える。基本的には、美瑛・上富良野町側と新得町側の２箇所に設置する。

北海道（現地合同本部）が決定した救助にかかる方針に基づき、現地における細部の救助地域・重点地域、警察、消防、自衛隊等の連携要領を決定する。

この際、北海道（現地合同本部）、各市町対策本部との情報共有・調整・要望事項に着意するとともに、隊員の安全確保の為、現場指揮官の意見具申を重視して救助活動の停止・中止を指示する。

可能であれば合同調整所に気象庁の職員（JETT）、火山や火山地域に詳しい関係職員を派遣してもらい各種判断の資とする。尚、合同調整所には、消防、警察、自衛隊の現場指揮官を統制できる主要幹部を配置するものとする。

(2)　救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて北海道（現地合同本部）を窓口として火山や火山地域に詳しい関係機関の職員、学識経験者等の技術的な支援を受ける。

(3)　活動基準の設定

災害対策本部は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等などによる活動基準を設定する。

また、噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各機関へ周知する。

現地で活動する現場指揮官が、判断に結びつく情報を入手した場合には、合同調整所（現地合同指揮所）等に速やかに報告するとともに救助活動を中止して安全な地域まで退避させる。

気象庁、学識経験者等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

災害対策本部は、火山活動の変化等による現場の安全確保を重視して現場指揮官の判断を優先する。

表 3-20　天候や火山の状態による活動基準例(参考:御岳山噴火災害山岳救助活動報告書)

活動基準の種類	内　容
火山性微動、火山性地震等による活動中止の基準	気象庁が火山活動の監視を行い、異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素(H_2S):10ppm、二酸化硫黄(SO_2):5(2)ppm ※ SO_2ガスが溜まりやすい凹地、低地等においては、2ppm
降雨による捜索中止判断基準	降雨開始見通し時間の3時間前までに、若しくは現地にて降水を確認した場合、捜索活動の中止を判断する。
降雨時の活動再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがないこと。

（4） 活動基準の範囲

救助活動を行うにあたって、二次災害を防止するため災害対策本部は、気象庁、学識経験者等から監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。突発的な噴火時、避難誘導に伴う当初における救助活動は、上記情報などを基にレベルに応じた活動範囲を各市町の災害対策本部が判断する。

（5） 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

2 住民等の救助活動

（1） 要救助者情報の把握

居住地域における逃げ遅れ者等の有無を把握するため、市町は、あらかじめ整備された避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

（2） 捜索･救助活動

警察、消防、自衛隊は、二次被害を防止するため、共有された避難者情報をもとに、遭難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

3 登山者等の救助活動

（1） 要救助者情報の把握

北海道、市・町、警察等は、連携し登山届等と（火口近くに位置する）避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

（2） 捜索･救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、二次被害を防止するため、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

4 医療活動

北海道、市・町は、噴石や火砕流等による負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入れ等の協力を求めるものとする。また、望岳台、十勝岳温泉地区及び新得町側登山道入口等に現場救護所を開設し、必要に応じて速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

第５節　災害対策基本法に基づく警戒区域

警戒区域とは、災害対策基本法第６３条において「災害が発生又は発生が予想される場合に、住民、登山者等の生命・身体への危険を防止するために、一般市民の立入りが制限・禁止される地域」と定められており、市・町が設定することができる。

火山災害において、噴火が切迫している又は噴火が継続中である場合、住民、登山者等が避難した後の避難対象地区に対して、住民、登山者等が立入ることによる被害発生を防ぐために警戒区域の設定を行う。

なお、警戒区域の範囲については、各市町が個別に設定するのではなく、地域一体となって設定するため気象庁、学識経験者等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

市・町は、警察、消防、自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

表 3-21 警戒区域の設定に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
警戒区域の設定時	避難実施市･町	・北海道及び警察と連携して交通規制箇所の(道路)の選定 ・合同会議において、警戒区域の設定に関する協議 ・警戒区域の設定、市･町内への広報
	北海道･避難実施市･町	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者に対し警戒区域の設定の周知 ・報道機関への情報提供
	道路管理者	・警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回
	警察	・警戒区域の設定に応じた交通規制箇所の(道路)の選定
	警察、消防、自衛隊	・警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
	合同会議	・避難実施市･町と警戒区域の設定に関する協議
噴火開始後	避難実施市･町	・火山活動の状況に応じて警戒区域の見直しを合同会議で協議
	道路管理者	・警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回
	警察、消防、自衛隊	・警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
	合同会議	・火山活動の状況に応じて警戒区域の見直しを協議

第６節　堆積物の除去

道路上に火山灰が５mm 以上堆積すると、降雨時には車両が動けず除灰作業が困難となることから避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等に大きく影響することから、道路管理者は、作業の安全性を確保した上で、速やかに除灰作業を実施して道路啓開を進め、避難車両及び緊急車両の通行ルートを迅速に確保する。

火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流等）に対しては、被害を軽減するため、国、北海道が事前対策として導流提や既設堤防の嵩上げなどを行う。

流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物に覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合もあり全般の被災状況と併せて合同会議（または協議会）において作業の体制や作業開始時期等を検討し実施する。

表 3-22 除灰等に係る対応事項

時期	実施主体	対応事項
噴火前	市･町	・除灰等優先区間の選定 ・降灰等堆積深の測定準備 ・除灰等作業用資機材の準備
	北海道･市･町	・道路管理者と連携した避難路等の除灰等作業手順の検討 ・火山灰等の仮置き場及び最終処分場の選定 ・国、自衛隊への除灰等作業の協力要請
	道路管理者	・除灰作業用資機材の準備 ・除灰等作業計画の策定 ・協定事業者（建設協会等）への除灰等作業の協力要請 ・放置車両の撤去方法の確認
噴火開始後	市･町	・北海道への降灰等堆積状況の報告 ・北海道への除灰等、障害物除去等の要請
	北海道	・国、自衛隊への除灰作業の応援要請
	国、自衛隊	・北海道の要請に基づく除灰作業等の実施
	道路管理者	・避難路等の除灰作業等の把握 ・管理道路の除灰作業等の実施 ・協定事業者（建設協会等）への除灰作業等の要請 ・放置車両の撤去
	合同会議	・優先して除灰作業等を実施する路線、区間の検討

第７節 報道機関等への対応

噴火時等の必要な情報に関する広域的な周知活動では、報道機関の役割が不可欠であり、報道機関との連携が重要となる。

北海道は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。

合同記者会見では、北海道は、火山地域全体の防災対応の状況、市・町は、住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、学識経験者は専門的知見から火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

北海道は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合には、適宜協議会の構成機関に対応を依頼する。

市・町は、協議会（または合同会議）としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、市町としても報道機関対応の窓口を設置するほか、家族等からの問い合わせ対応は、努めて適任者を固定配置し待機室等を設置するなど家族の心情を考慮しつつ救助活動に資する情報収集に着意する。

各機関は、報道機関対応者を指定し、情報発信を一元化するものとする。また、数値的な発表は、必ず北海道（または合同会議）が確認したものを発表し、努めて情報発信する内容を事前に各機関の報道機関対応者を通じて情報共有する。やむを得ない場合は、速やかに事後通知を行う。

第４章　緊急フェーズ後の対応

第１節　避難の長期化に備えた対策

避難が長期化するにともない、避難者の不安や負担が増大する傾向にある。避難者の不安や負担を軽減するために、避難者の支援活動、避難所等への環境面への配慮などが重要となる。

気象庁は、火山活動の状況や予測される火山活動の推移等について定期的に説明会を開催するなどして情報提供し、避難者や住民等の不安の軽減を図る。

北海道、市・町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決するとともに、旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。

第２節　風評被害対策

火山周辺は、雄大な景観や温泉に恵まれ、有数の観光地となっている。火山活動が活発化した際には立入規制が行われるが、立入規制区域外の本来、観光客等の受け入れが可能な地域においても観光客の減少や宿泊のキャンセルなどが起こり、観光地として大きなダメージを受けるおそれがある。地域のダメージを少しでも軽減させるためにも、風評被害対策は重要である。

協議会の構成機関は、協議会（または合同会議）として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

噴火活動の鎮静後、北海道及び市・町は、協議会（または合同会議）の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

第３節　避難指示等解除、一時立入等の対応

噴火時等における入山規制や避難等の実施は、住民、登山者等の安全を確保する上で、重要な対応であるが、住民等の生活や地域の経済活動には、火山活動の長期化に伴い大きなダメージをもたらすおそれがある。規制や避難、又その解除や範囲の縮小は、基本的には、噴火警戒レベルに対応して行われることになる。

１　避難指示等の解除について

北海道、市・町は避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、学識経験者等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

避難指示等の解除にあたって、避難対象地区の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知し、帰宅に先立ち帰宅計画をもとに、住民等に周知する。

警察、道路管理者等は、避難指示等の解除に先立ち、避難対象地域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ必要な通行規制の解除等を行う。

2　規制範囲の縮小又は解除

規制範囲の縮小とは、火山活動の状況等から安全が確認された場合、入山規制や警戒区域を設定している範囲を縮小することであり、規制範囲全体を解除する場合もある。

北海道、市・町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査等を支援して最新データの分析による気象庁、学識経験者等の助言を踏まえて関係機関と協議する。

また、規制範囲を縮小または解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ必要な通行規制の解除や新たな規制箇所での通行規制等を行う。

3　一時立入について

一時立入とは、避難対象地域や警戒区域内に居住する住民等が、自宅の片づけや貴重品の持ち出し、生業の維持などのため、一時的に避難対象地域や警戒区域に立入ることである。

北海道、市町は、一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、学識経験者等の助言を踏まえて関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。

一時立入を実施する際には、市町は、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなど活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

なお、気象庁、学識経験者等が行う現地調査についても同様に行う。

また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、学識経験者等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲内の道路状況等について安全確認を行うとともに、市町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

第５章　平常時からの防災啓発と訓練

第１節　防災啓発と学校での防災教育

火山地域には、そこに暮らす住民や火山地域を訪れる登山者等がいる。それぞれに立場や火山に対する意識の違いはあるが、火山は噴火災害だけでなく多くの恵みをもたらしてくれていることなど、「火山について正しく知る」ことを防災啓発・防災教育の基本とする。

1　住民等への防災啓発

火山地域に暮らす住民の防災意識を向上させることで、市町が取り組む防災対策への理解が深まり、噴火時等において円滑に避難誘導等を行うことができる。

北海道、市・町は、住民等への啓発方法について協議会で協議する.。

市・町は、気象庁、北海道等から助言・監修してもらい火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布し、気象庁等と協力しマップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民等の防災意識の向上を図る。

2　登山者等への防災啓発

火山地域を訪れる登山者等においては、火山に関する知識が不足している人たちや、噴火時等のリスクや防災対応について理解が不足している人たちが多いと考え

られる。特に、突発的に噴火した場合などでは、自らの判断で、緊急退避など身の安全を確保するための行動をとる必要があり、そのためにも、火山の知識、噴火時のリスクや防災対応について知ってもらうことが重要である。

北海道、市・町は、登山者等への啓発方法について協議会で協議する.。

市・町は、気象庁、北海道等から助言・監修してもらいて登山者等向けの火山防災マップや火山防災パンフレットを作成し、内閣府・気象庁の登山者用リーフレット「火山への登山のそなえ」も活用し、山開きなど各種機会を通じ配布・説明し、登山者等の防災啓発を図る。

協議会の構成機関は、入山時における登山届の提出とヘルメットの着用などを促進する。

3 学校での防災教育

児童・生徒を対象とした学校での防災教育も火山地域全体の防災意識の向上につながるため重要である。

市・町は、協議会の構成機関と連携し、出前講座等の実施により学校における防災教育を支援する。

教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行う。また、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムを支援する。

第2節 防災訓練

噴火時等に、避難等の防災対応を円滑にかつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、各機関が各噴火シナリオにおけるそれぞれの役割を認識し、それぞれの防災計画に基づいて行動できることが必要である。また、訓練を通じて防災計画の内容や防災体制等の有効性を検証し、常に見直しを行うことが重要である。

防災訓練には、実際の噴火を想定し、避難に関わる地域の住民や事業者等が参加することが望ましく、自主防災組織や避難促進施設にも協力を求め実施する。継続して実施することが重要であり、毎年の実施時期などを協議会の構成機関と取り決めておく。